

第3回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第3回定例会一般質問通告	5
9月3日（月）（第1日目）	
出席議員及び欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	15
職務のため出席した事務局職員	16
会議録署名議員の指名	17
会期の決定	17
議案第61号～第76号（16件）上程	17
議案第77号、第78号（人権擁護委員候補者の推薦）上程	20
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	21
9月4日（火）（第2日目）	
出席議員及び欠席議員	23
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	23
職務のため出席した事務局職員	24
一般質問	
川口 幸義 君（自由民主党）	25
橋口 和仁 君（自民新風会）	35
竹山 耕平 君（自民新風会）	44
与 勝広 君（公明党）	55
三島 照 君（日本共産党）	66
9月5日（水）（第3日目）	
出席議員及び欠席議員	75
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	75
職務のため出席した事務局職員	76
一般質問	
平川 久嘉 君（無所属）	77
栄 ヤスエ 君（公明党）	86
関 誠之 君（社会民主党）	97
橋口 耕太郎君（公明党）	106
奥 輝人 君（自由民主党）	117

9月6日（木）（第4日目）

出席議員及び欠席議員	129
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	129
職務のため出席した事務局職員	130
一般質問	
戸内 恭次 君（無所属）	131
林山 克巳 君（自民新風会）	141
崎田 信正 君（日本共産党）	152
安田 壮平 君（自民新風会）	163

9月11日（火）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	175
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	175
職務のため出席した事務局職員	176
議案第61号～第76号（16件）上程	177
議案第79号，第80号（2件）上程	185
議案付託	186
陳情第5号の取下げ 上程	186

9月25日（火）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	187
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	187
職務のため出席した事務局職員	188
議案第61号～第76号，第79号，第80号（18件）上程	189
議案第81号～第92号（12件）（決算関係）上程	195
議員派遣について	201
閉会中の継続審査申出	201

別紙

各常任委員会審査報告書	203
閉会中の継続審査の申出について	206

平成30年第3回奄美市議会定例会議事日程

○平成30年8月22日 奄美市議会第3回定例会を招集した。

○会 期 23日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
9月3日	月	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（23日間） 3 議案第61号～76号（16件） 上程 説明 4 議案第77号、78号（2件） 上程 説明 質疑 討論 採決 （人権擁護委員候補者の推薦について） 5 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ※ 全員協議会（本会議終了後）
9月4日	火	本会議	1 一般質問 - 川口議員，橋口（和）議員，竹山議員，与議員，三島議員（質問順）
9月5日	水	本会議	1 一般質問 - 平川議員，栄議員，関議員，橋口（耕）議員，奥議員（質問順）
9月6日	木	本会議	1 一般質問 - 戸内議員，林山議員，崎田議員，安田議員（質問順）
9月7日	金	休 会	
9月8日	土	休 会	
9月9日	日	休 会	
9月10日	月	休 会	
9月11日	火	本会議	1 議案第61号～第76号（16件） 上程 質疑 付託 ☆ 付託 区分 { 総務企画－議案第68号，69号，74号～76号（5件） 文教厚生－議案第62号～64号，70号～73号（7件） 産業建設－議案第65号～67号（3件） 全委員会－議案第61号 平成30年度一般会計補正予算 （第2号）は，所管する各常任委員会に付託 2 議案第79号、80号（2件） 上程 説明 質疑 付託 ☆ 付託 区分 { 産業建設－議案第80号（1件） 全委員会－議案第79号 平成30年度一般会計補正予算 （第3号）は，所管する各常任委員会に付託 3 陳情第5号の取下げ 上程 報告 採決 （ミサイル部隊配備反対の市議会決議を求める陳情） ※ 全員協議会（本会議終了後）
9月12日	水	休 会	※ 午前9時30分～各常任委員会審査（文教厚生）
9月13日	木	休 会	※ 午前9時30分～各常任委員会審査（産業建設）
9月14日	金	休 会	※ 午前9時30分～各常任委員会審査（総務企画）
9月15日	土	休 会	
9月16日	日	休 会	
9月17日	月	休 会	敬老の日
9月18日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
9月19日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
9月20日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
9月21日	金	休 会	報告書整理・議案等調査
9月22日	土	休 会	
9月23日	日	休 会	秋分の日
9月24日	月	休 会	振替休日

平成30年第 3 回奄美市議会定例会議事日程

○平成30年8月22日 奄美市議会第3回定例会を招集した。

○会 期 23日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
9月25日	火	本会議	1 議案第61号～76号、79号、80号(18件) 上程 報告 質疑 討論 採決
			3 議案第81号～92号 (12件) (決算関係) 上程 説明 質疑 付託
			4 議員派遣について
			5 閉会中の継続審査
			議案第81号 平成29年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について
			議案第82号 平成29年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
			議案第83号 平成29年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について
			議案第84号 平成29年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
			議案第85号 平成29年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
			議案第86号 平成29年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について
			議案第87号 平成29年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
			議案第88号 平成29年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
			議案第89号 平成29年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について
			議案第90号 平成29年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
			議案第91号 平成29年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
			議案第92号 平成29年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
※ 全員協議会 (本会議終了後)			

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	議案第 61 号	平成 30 年度奄美市一般会計補正予算（第 2 号）について	H30. 9. 25	原案可決	全委員会
(2)	議案第 62 号	平成 30 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	H30. 9. 25	原案可決	文教厚生
(3)	議案第 63 号	平成 30 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）について	H30. 9. 25	原案可決	文教厚生
(4)	議案第 64 号	平成 30 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	H30. 9. 25	原案可決	文教厚生
(5)	議案第 65 号	平成 30 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	H30. 9. 25	原案可決	産業建設
(6)	議案第 66 号	平成 30 年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	H30. 9. 25	原案可決	産業建設
(7)	議案第 67 号	平成 30 年度奄美市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	H30. 9. 25	原案可決	産業建設
(8)	議案第 68 号	奄美市行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について	H30. 9. 25	原案可決	総務企画
(9)	議案第 69 号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H30. 9. 25	原案可決	総務企画
(10)	議案第 70 号	奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	H30. 9. 25	原案可決	文教厚生
(11)	議案第 71 号	奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に制定について	H30. 9. 25	原案可決	文教厚生
(12)	議案第 72 号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	H30. 9. 25	原案可決	文教厚生
(13)	議案第 73 号	奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	H30. 9. 25	原案可決	文教厚生
(14)	議案第 74 号	新たに生じた土地の確認について	H30. 9. 25	原案可決	総務企画
(15)	議案第 75 号	町の区域変更について	H30. 9. 25	原案可決	総務企画
(16)	議案第 76 号	財産の取得について	H30. 9. 25	原案可決	総務企画
(17)	議案第 77 号	人権擁護委員候補者の推薦について	H30. 9. 3	同意	本会議

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(18)	議案第 78 号	人権擁護委員候補者の推薦について	H30. 9. 3	同意	本会議
(19)	議案第 79 号	平成 30 年度奄美市一般会計補正予算（第 3 号）について	H30. 9. 25	原案可決	全委員会
(20)	議案第 80 号	平成 30 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	H30. 9. 25	原案可決	産業建設
(21)	議案第 81 号	平成 29 年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	H30. 9. 25	継続審査	一般会計決算等審査特別委
(22)	議案第 82 号	平成 29 年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30. 9. 25	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(23)	議案第 83 号	平成 29 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	H30. 9. 25	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(24)	議案第 84 号	平成 29 年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H30. 9. 25	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(25)	議案第 85 号	平成 29 年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30. 9. 25	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(26)	議案第 86 号	平成 29 年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	H30. 9. 25	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(27)	議案第 87 号	平成 29 年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30. 9. 25	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(28)	議案第 88 号	平成 29 年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30. 9. 25	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(29)	議案第 89 号	平成 29 年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	H30. 9. 25	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(30)	議案第 90 号	平成 29 年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	H30. 9. 25	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(31)	議案第 91 号	平成 29 年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	H30. 9. 25	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(32)	議案第 92 号	平成 29 年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	H30. 9. 25	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(33)	陳情第 5 号	ミサイル部隊配備反対の市議会決議を求める陳情	H30. 9. 11	取下承認	本会議

※前議会からの継続審査事件

なし

第3回定例会一般質問通告

9月4日（火）

◎自由民主党 川口 幸義

- 1 市長の政治姿勢について
 - （1）世界自然遺産登録申請について
 - （2）奄美群島の行動計画について
- 2 住用町和瀬集落の危機管理について
 - （1）和瀬集落の避難道路について伺う。
 - （2）未曾有の集中豪雨が平成22年にあった教訓は活かされているか。
- 3 土木行政について
 - （1）コンサル業者 指名の在り方について
 - （2）最低価格設定について
 - （3）小宿漁港について
- 4 本場大島紬共同組合について
 - （1）奄美市が紬共同組合に対し毎年拠出している総額はいくらか。
 - （2）毎年赤字決算が繰り返し行われているが、奄美市はいくら債務負担を行っているか伺う。
 - （3）紬販売協同組合の在庫について伺う。
 - （4）再評価について
- 5 環境行政について
 - （1）クリーンセンターの延命措置について、伺う。

◎自民新風会 橋口 和仁

- 1 台風被害について
 - （1）農業被害額について
 - ①サトウキビの被害状況について
 - ②園芸作物の被害状況について
 - （2）今後の対応・対策について
 - ①どのような対応・対策の検討を考えているのか示してください。
 - ②農業共済制度について
 - （3）防災・災害情報の伝達手段について
 - ①住民の安全確保につながる取り組みについて
 - ②避難勧告後の自主避難・避難所への誘導は。
 - ③戸別受信機の設置の検討は。

2 教育行政について

(1) 児童・生徒の教育環境整備について

①屋外に於ける熱中症予防対策は。どの様に講じているか。

ア 屋外授業に於いての取り組みは。

イ 部活に於いての対策は。

②屋内に於ける環境は。

ア 各学校の室内気温について

イ 特別教室の設置状況は。

ウ 今後の取り組みについて

③普通教室への冷房機設置について

ア 空調設備（冷房機）の現状は。

イ 空調設備（冷房機）の必要性をどのように認識しているか。課題は。

ウ 普通教室への冷房機設置はできないか。

◎自民新風会 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

(1) 世界自然遺産登録に向けて

①ノネコセンター運用開始の状況について

②本市の野良猫の TNR 事業の状況と協議会の他 4 町村の状況

③希少植物の保護対策について

(2) 本場奄美大島紬協同組合（旧工業技術センター）の今後の活用方法について

①組合側との協議はどのようになっているのか。

②県側との協議はどのようになっているのか。

③有効活用への予算が伴う事業への対応は。

(3) 黒糖焼酎業界の現状について

①販路拡大に向けた市主導の取り組みは。また奄美大島焼酎協同組合との協議はされているのか。

②予算の伴う事業の展開について

(4) 子ども子育て支援新制度の現況について

①奄美の子育て・保育ニーズの実情に適切な切れ目のない子育て支援策ができて
いるのか。（奄美市らしい制度の運用に対し、今後アンケート等の実施は）

②名瀬・住用・笠利各地区の現状と課題

③ファミリーサポートセンターの運用状況（会員・支援員・活動実績）について。
また、課題について

2 教育行政について

(1) 奄美文化センター玄関から駐車場までの屋根対策（アーケード設置等）が出来

ないか。

(2) 今年度から教科化された「特別の教科道徳」について

① 1 学期を振り返ってどのように検証・分析されたか。

② 通信簿への評価内容と教育委員会としての見解等について

③ 課題について

(3) 名瀬住用地区学校給食センターについて

① 事前シミュレーションについて

◎公明党 与 勝広

1 市長の政治姿勢について

(1) 本市の起債額・償還額の推移と主な公共事業の財源内訳について

(2) 中心市街地活性化基本計画、末広・港土地地区画整理事業とマリンタウン事業完了後の効果及び成果

(3) 奄美市職員による働き方改革について

(4) インバウンド観光の取組と現状及び課題について

2 世界自然遺産登録延期について

(1) 登録延期勧告後の取組と現況について

3 子育て支援について

(1) 児童虐待・育児放棄の現状について

4 奄美群島振興開発特別措置法について

(1) 奄振法延長に向けての取組について

◎日本共産党 三島 照

1 市長の政治姿勢について

(1) 自衛隊基地建設に伴う経済効果について

① 本市への基地交付金・調整交付金等について、それぞれ見込み額をどう見ているか。

② 今後、歳入を見込んで、市民への活用計画があれば示して下さい。

③ 特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用計画があるのか示して下さい。

(2) 産業振興行政について

① 中小企業振興基本条例制定後、どのような取り組みがされているか、現状と課題があれば示してください。

② 市内の事業所の実態調査をすべきと思うが見解を。

③ 公契約条例制定に向けてどのような検討がされているのか現状と課題を示して下さい。

(3) 教育行政について

- ①いじめの早期発見の工夫についてどのような取り組みか、現状と課題について。
- ②いじめ防止基本方針の見直しと実践とは、どのように見直し、どのような実践をしようとしているのか。
- ③いじめ問題調査委員会の現状は。
- ④人権同和教育研修会とはどんな研修か。

9月5日(水)

◎無所属 平川 久嘉

1 世界自然遺産登録について

- (1) 国際自然保護連合(IUCN)登録延期で指摘された事項の対応施策をどのように考えているか。
 - ①国や県への要望、連携は。
 - ②沖縄県との連携は。
 - ③地域住民の意識の啓発は。
- (2) 来年2月の再登録申請予定までに補備・強化する関連施策は。

2 景観保全について

- (1) 奄美の自然・伝統文化をいかした景観の保全と活用をどのように図るか。
 - ①奄美らしい景観の保全
 - ②自然の宝・文化遺産の保全と活用
- (2) 条例の制定の計画はないか。
 - ①住みやすく豊かさを感じる生活環境

3 学校教育について

- (1) 中学校道徳教育の現状と課題
 - ①時間配当
 - ②評価の在り方は。
- (2) 武道教育の現状と課題
 - ①指導体制
 - ②種目の状況
 - ③施設、道具の確保
 - ④安全管理

4 部隊配備に伴う環境の整備について

- (1) 奄美市における配備部隊の施設、宿舎の建設等が進められている。
 - ①部隊配備への期待は。
 - ②地域住民の理解と協力は。
- (2) 防衛協会の構成・活動はされていないか。

- ①必要な情報の共有
- ②信頼関係の構築

◎公明党 栄 ヤスエ

1 防災行政について

(1) 災害発生時等における避難所運営等について

①本市における避難所運営の災害発生初動期から撤収期までの流れを伺う。

(2) 国の避難所運営ガイドラインを受けての本市の対応等について

①ガイドライン策定の背景・概要について伺う。

②本市の避難所管理運営マニュアル作成状況を伺う。

③四日市市の避難所運営の手引きの特徴・概要を伺う。

(3) 本市における「防災マップ」(仮称)作成について

2 市民の健康増進について

(1) 本市における高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種事業に関する成果について

①平成26年度から平成29年度の定期接種対象者の接種率を伺う。

②経過措置が今年度までだが、接種できなかった市民の救済措置(リコール)について本市の考えを伺う。

(2) ロタウィルス予防接種について

①ロタウィルス感染の症状、治療法について伺う。

②公費助成で保護者負担軽減はできないかを伺う。

3 教育行政について

(1) 本市における、学校に登校できない児童生徒について

①現在の人数を伺う。

②家庭・学校・地域での対応について

③スクールソーシャルワーカー(SSW)の役割を伺う。

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

(1) 奄美群島振興開発特別措置法の延長・拡充についての市長の見解を伺う

(2) 4度目となるオスプレイの緊急着陸について

①奄美大島5市町村が7月19日に、緊急着陸の原因説明を米軍に求めるなどの九州防衛局に要望書を出した矢先のことである。要望書の回答の状況、4度目となるオスプレイの緊急着陸の見解と今後の対策について伺う

2 奄美市中心市街地の将来像について

(1) 末広・港土地区画整理事業の総括について

①若者も高齢者も共に住み、環境にやさしい行政的にも効率的なコンパクトシテ

ィーのまちづくりが出来たのかを問う

(2) 奄美市中心市街地活性化基本計画の実施について

①末広・港土地区画整理事業の経験を今後のまちづくり（中心市街地活性化基本計画）にどのように活かしていくのかを問う

3 教育行政について

(1) 笠利学校給食センターの委託状況について

①現在の委託の状況は、労働省告示 37 号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示」からして適切ではないと考えるが、教育員会当局の見解を問う。

(2) 学校・幼稚園でのフッ素洗口の推進状況について

◎公明党 橋口 耕太郎

1 防災行政について

(1) 防災シンポジウムの定期開催について

①年に一度防災について市民参加型のシンポジウムやワークショップ等開催の可能性について

(2) 災害時要援護者支援体制について

①2013年の災害対策基本法改正で義務付けられた「個別計画」の本市の進捗について

2 水道管の更新事業について

(1) 老朽化している水道管について

①H28年度からH29年度の2ヵ年にかけて行った管路更新計画の業務委託の結果について

(2) 各地域での水道水の水質検査について

3 教育行政について

(1) 小中学校の普通教室への空調（冷房）設備設置の可能性について

(2) 2018年度の大島学区高校入試結果について

①大島学区の高校入試における目安点未満者の割合についての見解は

4 児童福祉施策について

(1) 幼児教育無償化について

①来年10月から実施される幼児教育無償化についての奄美市としての見解は

(2) ひとり親家庭の支援が先月から拡充されたことについての見解は

5 認知症施策について

(1) H30年6月に厚生労働省から示された「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」について

◎自由民主党 奥 輝人

- 1 西郷ドンの効果について
 - (1) 効果について
 - (2) 一過性にならないような取り組みについて
- 2 消防団の活性化について
 - (1) 団員の確保対策について
 - ①奄美市の実態について
 - ②充足率の向上について
 - ③定年制について
 - ④機能別消防団・OB 隊（仮称）について
- 3 土層改良事業について
 - (1) 笠利地区について
 - ①今後の計画について
 - ②事業の効果について
 - (2) 畑総地区以外への導入について
 - ①農家の意向調査について
 - ②名瀬・住用地区について

9月6日（木）

◎無所属 戸内 恭次

- 1 観光業について
 - (1) LCC の現状について
 - ①各路線の利用状況について
 - ②経済効果について
 - ③今後の補助金について
 - (2) スカイマークの利用状況について
- 2 市民生活について
 - (1) セットバックに生じた「道路」の管理について
 - (2) 市道としての寄付受け入れについて
 - (3) トイレの改善について
 - ①今後の予定について
 - ②案内板について
 - (4) 宅地建物取引業協会との関係について
 - ①土地評価委員の選任について
 - ②宅地建物取引業協会と当局との取引状況について
- 3 地域振興について

- (1) 畜産業について
 - ①肥育業の可能性について

◎自民新風会 林山 克巳

- 1 ふるさと納税制度について
 - (1) ふるさと納税の進捗状況と展望について
 - ①ふるさと納税スタート時（年度毎）からの推移
 - ②寄附金の使途（指定された使い道）
 - ③ふるさと納税の展望
- 2 地方再生コンパクトシティ（モデル都市）について
 - (1) 末広・港土地区画整理事業とマリンタウン整備事業の未来像について
 - ①商店街の景観（青写真）の構想があるのか
 - ②マリンタウン整備事業の期待と不安について
- 3 ICT活用について
 - (1) ICT活用に向けての取り組みについて
 - ①教育分野における活用について
 - ②観光振興における活用について
 - ③労働人口減少問題における活用について
- 4 夏のレジャー施設について
 - (1) レジャー施設について（公共施設）
 - ①子供の遊び場・子連れお出かけスポットについて
- 5 奄美看護福祉専門学校・カケハシインターナショナルスクールについて
 - (1) 平成28年度奄美大島大学設立等可能性調査結果報告書について再度の見解
 - ①大学の状況についての認識は
 - ②現実的可能性としての奄美看護福祉専門学校との連携は考えていないのか。
 - ③カケハシインターナショナルスクールと市の支援について
- 6 農業について
 - (1) 新規農作物について
 - ①珈琲豆作物について
 - ②芋生産&加工食品について

◎日本共産党 崎田 信正

- 1 観光行政について
 - (1) 大型クルーズ船について
 - ①奄美市の寄港の状況は。
 - ②寄港1回あたりの経済効果と、今後の課題は。

③大型クルーズ船とは、どの程度の規模か。

(1) 地域資源を活用した新規作物の可能性と取組みについて

(2) 安心・安全・安定供給の野菜工場について

(3) 大島支庁と連携した農業振興への取組みについて

2 子ども食堂について

(1) 子ども食堂の本市の実態はどうなっているか。

(2) 子ども食堂の評価と本市の助成・補助内容は。

3 学校給食無償化について

(1) 学校給食費の現状はどうなっているか、

(2) 学校給食無料化は、各地の自治体に広がりを見せているが、本市の見解は。

4 商店版リフォーム制度について

(1) 本市全地域を対象とした商店版リフォーム制度の実施を。

5 社会保障・福祉制度の充実について

(1) 国保税、子どもの均等割の軽減制度の導入を。

(2) 水道料金の軽減と減免制度の拡充を。

(3) 生活保護世帯のクーラー設置の現状について。

6 オスプレイについて

(1) 自衛隊基地が完成後のオスプレイの動向についてどう考えているか。

7 ふるさと納税制度について

(1) 今後の見通しについて、どう考えているか。

◎自民新風会 安田 壮平

1 世界自然遺産登録

(1) 国際自然保護連合（IUCN）による勧告事項について。

①6つの勧告事項が示され、課題が明確になった訳だが、課題克服に向けたその後の取り組み状況はいかがか。

2 ふるさと納税

(1) ふるさと納税を通じた奄美市応援者の増加に向けて。

①寄付者のリピート率の状況はいかがか。

②活用状況の報告・公表をどのように考えているか。

3 地域おこし協力隊

(1) 地域おこし協力隊のさらなる活躍に向けて。

①これまでの成果や本市としての課題は何か。

②来年度以降の展開をどのように考えているか。

4 教育

(1) 小中学校普通教室へのエアコン設置について。

①猛暑が続く近年、文科省も補助を出して設置を後押ししている。本市も導入の可否について議論を始めてはどうか。

(2) 笠利から名瀬への高校バス通学支援について。

①高校生が住む地域によってバス通学費補助の有無があるというのは公平性に欠けると思われるが、改善に向けてどのように考えるか。

(3) 奄美群島復帰65周年にあたって。

①「日本復帰継承事業」の詳細はいかがか。

②小中学校の教育にどのように取り入れ、児童・生徒たちにどのように伝えていこうと考えているか。

5 選挙

(1) 市長選・市議選における選挙運動用ビラ解禁について

①制度改正の詳細はいかがか。

②公費負担について、県内他市の状況を踏まえて、本市としてどのような方針を考えているか。

9月3日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 橋 口 耕 太 郎 君
3 番 松 山 さ お り 君
5 番 栄 ヤ ス エ 君
8 番 渡 雅 之 君
10 番 元 野 景 一 君
12 番 竹 山 耕 平 君
14 番 西 公 郎 君
16 番 三 島 照 君
18 番 師 玉 敏 代 君
21 番 奥 輝 人 君
23 番 里 秀 和 君

2 番 林 山 克 巳 君
4 番 津 畑 誠 君
7 番 与 勝 広 君
9 番 戸 内 恭 次 君
11 番 川 口 幸 義 君
13 番 安 田 壮 平 君
15 番 関 誠 之 君
17 番 崎 田 信 正 君
19 番 多 田 義 一 君
22 番 平 川 久 嘉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

24 番 伊 東 隆 吉 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 養 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	菊 田 和 仁 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
市 民 課 長	寿 山 一 昭 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 事 務 所 長	中 村 博 光 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 水 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	農 政 部 長	山 下 仁 司 君
建 設 部 長	本 山 末 男 君	都 市 整 備 課 長	竹 元 康 晴 君
下 水 道 課 長	里 嘉 郎 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 田 春 輝 君
生 涯 学 習 課 長	福 長 敏 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	用 稻 工 巳 君

9月3日(1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人であります。会議は成立いたしました。

これから、平成30年度第3回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）
直ちに本日の会議を開きます。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります前に諸般の報告をいたします。

去る第2回定例会において可決されました地方財政の充実、強化を求める意見書の提出についてほか1件につきましては、内閣総理大臣はじめ関係方面に提出しましたので、御了承願います。

次に、市長から地方自治法第180条の規定による専決第8号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分報告及び地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類の提出がありました。

また、先の定例会で採択され、当局に送付いたしました請願第1号 受動喫煙防止の展開についての処理について報告がありました。

いずれもその内容はお手元に配布いたしました文書のとおりであります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に栄 ヤスエ君、安田壮平君、橋口和仁君の3人を指名いたします。

○

議長（師玉敏代君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期を、お手元に配布いたしました議事日程表のとおり、本日から9月25日までの23日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間とすることに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第3、議案第61号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第76号 財産の取得についてまでの16件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました議案第61号から議案第76号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第61号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。今回の補正は、関係する費目に職員の人事異動及び時間外勤務手当の追加に伴う人件費を計上いたしております。

総務費につきましては、総務管理費におきまして公共施設整備基金積立金2億3,306万9,000円や、地域振興基金積立金1,110万円を計上するほか、地方創生推進の拠点となる施設整備に要する経費として、鹿児島大学等拠点施設整備事業費を新たに計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉費におきまして、青少年支援策として地域再犯防止推進モデル事業を新たに計上するほか、児童福祉費におきまして放課後児童クラブのクラス増等に要する経費を追加計上いたしております。

商工費につきましては、観光費において奄振交付金を活用し、奄美大島へ来島する機会を創出する事業として奄美満喫ツアー実行委員会負担金など3,550万円を計上いたしております。

土木費につきましては、道路橋梁費において住用地区道路冠水対策事業として排水機場整備費1億

1,572万9,000円を追加計上いたしております。

教育費につきましては、社会教育費において奄美振興会館の空調設備の更新に伴う経費として3,500万円を追加計上いたしております。

災害復旧費につきましては、今年6月に接近しました台風6号、7号の災害復旧費として、農林水産業施設及び公共土木施設等の復旧予算措置を行うものでございます。

次に、歳入の主な内容につきまして御説明いたします。

地方交付税につきましては、今年度の普通交付税算定額が確定したことに伴い、2億8,831万円を追加計上するものでございます。

その他、歳出に要する財源として国庫支出金8,101万5,000円、県支出金1億359万8,000円、市債3,420万円などを追加計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございますが、今回の補正で5億3,758万1,000円を追加することによりまして、平成30年度奄美市一般会計予算の総額は347億9,211万6,000円となります。

次に、第2表、債務負担行為の補正につきましては、固定資産土地評価業務委託の設計見直しに伴い、限度額の変更を行うものでございます。

また、第3表、地方債補正につきましては、事業費の追加や変更に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

議案第62号 平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴う人件費といたしまして、総務費と保健事業費で合わせて1,918万4,000円を減額計上するとともに、一般職非常勤職員の報酬単価改定に伴い、相当額を計上いたしております。

また、総務費におきましては、電算システム改修に係る費用等を、諸支出金におきましては、療養給付費等交付金の過年度分償還金をそれぞれ追加計上いたしております。

歳入につきましては、人件費の補正に係る一般会計繰入金を減額するとともに、県の保険給付費等交付金及び諸収入の第三者納付金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ794万6,000円の減額となり、平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は56億3,442万5,000円となります。

議案第63号 平成30年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人事異動に伴う人件費及び賃金を増額計上するとともに、歳入につきまして繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ39万7,000円の増額となり、平成30年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は2億6,241万8,000円となります。

次に、議案第64号 平成30年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきまして関係する費目に職員の人事異動及び時間外勤務手当の追加に伴う経費を計上するとともに、一般事務補助員及び看護師に係る賃金を増額計上いたしております。

また、前年度の介護保険給付費等の確定に伴い、基金積立金及び諸支出金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして、歳出の補正に係る相当額を負担割合にて計上いたしております。

また、前年度の介護保険事業特別会計の実績に伴い、繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1億1,506万8,000円の増額となり、平成30

年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は48億3,304万3,000円となります。

議案第65号 平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容について御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い各費目の人件費を増額または減額計上いたしております。

また、事業費の維持管理費におきまして、処理場の修繕料を計上するとともに、建設費におきまして事業促進及び事業確定に伴う増額計上をいたしております。

歳入につきましては、人件費及び修繕料の増額に伴い、繰入金を増額計上いたしております。

また、建設費の増額に伴う財源として、市債を増額計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ7,228万円の増額となり、平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は20億6,039万円となります。

次に、議案第66号 平成30年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い各費目の人件費を増額または減額いたしております。

また、事業費の維持管理費におきまして、各処理場の修繕料を計上するとともに、建設費におきまして事業促進に伴う増額計上をいたしております。

歳入につきましては、人件費及び修繕料の増額に伴い繰入金を増額計上いたしております。

また、建設費の増額に伴う財源として、市債を増額計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ1,112万円の増額となり、平成30年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、3億4,297万6,000円となります。

議案第67号 平成30年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的支出につきましては、人事異動に伴う人件費のほか、発電機の修繕費等994万7,000円を増額計上いたしております。

また、資本的収入につきましては、消火栓工事に係る負担金として75万6,000円を増額計上いたしております。

そのほか資本的支出につきましては、建設改良費において人事異動に伴う人件費の減額や水位計取替工事等の増額に伴いまして、553万5,000円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億1,267万3,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第68号 奄美市行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政処分に係る審査請求などの案件ごとに、その分野に即した委員を委嘱することで効果的な審査を行うため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第69号 奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政処分に係る審査請求について、当該委員の業務に応じた報酬に見直すため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第70号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「介護保険法」改正に伴う権限移譲により、介護サービス事業者の指定更新、申請等に係る審査の手数料について、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第71号 奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の改正に伴い、保育所入所などの受給資格等の確認に係る事務を見直し、保護者の負担軽減及び事務の簡素化を図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第72号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の改正に伴い、代替保育に係る連携施設や、食事の提供について

基準を緩和するなど、地域の実情を踏まえた保育を提供するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第73号 奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格について、対象者の見直しを図るなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第74号 新たに生じた土地の確認について及び議案第75号 町の区域変更につきましては、現在進められております名瀬港本港地区の埋立工事の一部が竣工しましたので、当該埋立地を本市の区域内の土地として確認し、併せまして名瀬矢之脇町に編入するため、町の区域を変更しようとするものでございます。

次に、議案第76号 財産の取得につきましては、奄美市消防団笠利方面隊の消防ポンプ自動車の老朽化に伴い買い替えを行うため、地方自治法第96条第1項第8号等の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第61号から議案第76号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議のうえ議決くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○

議長（師玉敏代君） 日程第4、議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について、及び議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第77号及び議案第78号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由を御説明いたします。

現在、人権擁護委員をお務めいただいております益満久美氏及び花井牧子氏の任期が平成30年12月31日をもって満了となり、新たな人権擁護委員の法務局への提出期限が平成30年10月9日となりますことから、引き続き両氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3号の規定により議会の意見を求めるものでございます。何とぞ御同意くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、本案について採決を行います。

採決は、これを一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号 人権擁護委員候補者の推薦について、及び議案第 78 号 人権擁護委員候補者の推薦についての 2 件は、いずれも同意することに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第 5，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は，県内市町村の長及び議員のうちから市長区分が 6 人，市議会議員区分が 6 人，町村長区分が 4 人，町村議会議員区分 4 人から構成されています。現在の広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議員について，二人の欠員が生じているため，広域連合規約第 9 条第 3 項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い，候補者の届け出を締め切ったところ，市議会議員から選出すべき人数を超える 3 名の候補者がありましたので，広域連合規約第 8 条第 2 項の規定により選挙を行います。

この選挙は，同条第 4 項の規定により，全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので，会議規則第 32 条の規定に基づく選挙結果の報告のうち，当選人の報告及び告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については，会議規則第 32 条の規定に関わらず，有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが，御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって，選挙結果の報告については，会議規則第 32 条の規定に関わらず，有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は 23 人であります。

投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。

点呼に応じて順次投票をお願いします。

（点呼，投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に林山克巳君、西 公郎君を指名します。
両君の立ち合いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数23票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票23票、無効投票0票。

有効投票のうち井上勝博君7票、森川和美君0票、山口たけし君16票。

以上のとおりです。

以上を持ちまして本日の日程は終了しました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。(午前10時43分)

9月4日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	7 番	与 勝 広 君
8 番	渡 雅 之 君	9 番	戸 内 恭 次 君
10 番	元 野 景 一 君	11 番	川 口 幸 義 君
12 番	竹 山 耕 平 君	13 番	安 田 壮 平 君
14 番	西 公 郎 君	15 番	関 誠 之 君
16 番	三 島 照 君	17 番	崎 田 信 正 君
18 番	師 玉 敏 代 君	19 番	多 田 義 一 君
20 番	橋 口 和 仁 君	21 番	奥 輝 人 君
22 番	平 川 久 嘉 君	23 番	里 秀 和 君
24 番	伊 東 隆 吉 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

6 番 大 迫 勝 史 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務長	高 一 也 君	総 務 部 長	菊 田 和 仁 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	地 域 総 務 課 長 (住 用)	弓 削 洋 一 君
プロジェクト推進 監	満 永 亮 一 君	契 約 ・ 検 査 指 導 課 長	有 村 純 一 君
市 民 部 長	前 田 和 男 君	税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君
環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君	国 保 年 金 課 長	井 上 裕 之 君
保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君	福 祉 事 務 所 長	中 村 博 光 君
福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君	健 康 増 進 課 長	吉 郁 也 君
高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君

9月4日(2日目)

商水情報課長	麻井 庄二 君	紬観光課長	島 袋 修 君
農政部長	山下 仁司 君	農林振興課長	栄 広 久 君
土地対策課長	前島 有為生 君	地域農政課長	山野 明人 君
建設部長	本山 末男 君	都市整備課長	竹元 康晴 君
土木課長	保浦 正博 君	建築住宅課長	岡江 康裕 君
上下水道部長	橋口 義仁 君	下水道課長	里 嘉 郎 君
水道課長	藤山 浩俊 君	教育委員会事務局 局長	山田 春輝 君
教育委員会総務 課長	徳永 恵三 君	学校教育課長	元 野 弘 君
生涯学習課長	福長 敏文 君	学校給食セン ター所長	龍 和 隆 君
農業委員会事務局 局長	用 稲 工 巳 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

11番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。平成30年度第3回定例議会にて一般質問をいたします、自由民主党会派の川口幸義でございます。

さて、質問に入る前に先の西日本豪雨にて亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。皆様方の1日も早い復旧、復興を願ってやみません。

ここで、私の所見を少しばかり述べたいと思います。天災は忘れた頃にやってくる、あまりにも有名な言葉であります。今では、災害はいつでもどこにでもやってくると言ったほうが確かになりました。私たちの奄美群島は台風常襲地帯であり、構成組合の危機管理は盤石とは言わないが、いつでも災害対応できる備えはあるものと思っております。災害の災という字は水と火から成り立っています。水という字がちゃんと入っております。人間は水がなければ生きていけません。地球は3分の2が海です。私たちの体も3分の2が水からできていると言われております。しかし、今世界の地球温暖化等による異常気象は雨と風が地球を丸洗いしてるかに思われます。今回の濁流と土砂に埋まった被災地の惨状は空から津波に襲われたように激烈であったと表現されるほど過激になり、人類は水を治め水に対応しきることがますます大きな課題になってきているのではないのでしょうか。今回の西日本豪雨は局地的ではなく、これほど広範囲で同時にかつ大規模に雨が降ったのは、気象庁の長年の観測でも前例がないと言われております。岡山県が、県民が特に驚いたのは地震や津波、台風などの自然災害が最も少なく、高速道路や新幹線の交通体系や各種インフラ整備の充実がなされ、日本で最も安全な県と晴れの国岡山と評価されてきたからであります。岡山県倉敷市真備町の大きな被害でありました。まさに、いつどこにどんな災害が発生するか分からない、国民全員が明日は我が身と思わざるを得ない教訓となりました。被災地の1日も早い復旧、復興を図らなければなりません。

これより、質問に入ります。まず、1番目に市長の政治姿勢について。（1）1番、世界自然遺産登録申請について伺います。IUCNの登録延期の勧告を受けて、改めて来年の2019年の2月に再申請を行い、2020年の夏の登録実現を目指すことになりました。奄美市の今後の取組について伺いたいと思います。

（2）番、奄美群島の行動計画について伺います。世界自然遺産登録に向けて課題が明らかにされた今、世界に誇れる地域環境を認めてもらうためには、そこに住む住民自身のライフスタイルとしての環境関連事項を改善する必要があるかと思います。指摘された点は奄美市行動計画の事項に関する点であります。①ごみの不法投棄防止。②自然で共生した文化の継承。③環境学習の促進など。④野良猫やノネコ等の取組。これらの条件をクリアしなければなりません。

このあとは発言席にて質してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めるものであります。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それではさっそく、川口議員にお答えさせていただきます。
奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録につきましては、議員がおっしゃるとおり今年の5月にIUCNより「記載延期」の勧告がなされ、その後来年2月1日の推薦書再提出を目指すことで合意がなされたところであります。記載延期の勧告がなされました理由につきましては、6月議会でもお答え申し上げましたが、推薦地は連続性に欠け、遺産の価値の証明に不必要な分断された小規模な区域が複数含まれていること。もう一つは、推薦地の連続性の観点で、沖縄の北部訓練場返還地が重要な位置付けにあるが、推薦地に含まれていないことの2点が挙げられております。また、IUCNからはそのほかに、推薦地の保護管理については強力な管理体制や多くの関係者の参画など、世界遺産としての要件は満たしていること。また、ノネコ、ノイヌを含む侵略的外来種、固有種の交通事故、野生生物の違法採取、観光影響が指摘され、外来種対策の推進、実効性のある観光管理の仕組みの構築、絶滅危惧種や固有種等の総合的なモニタリング実施の要請などが指摘として挙げられております。今後のスケジュールにつきましては、今申し上げましたように来年2月1日までに国による推薦書の再提出、その後、同年夏頃にIUCNによる現地調査が行われ、再来年夏頃に登録の可否が審議される予定となっております。現在、国・県・関係市町村などと連携をしながら、課題の克服に向けて作業を行っているところでございますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

なお、御質問の後段の部分については担当部長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） おはようございます。今回の延期勧告の理由につきましては、先ほど市長が述べたとおりでございます。議員御案内の行動計画につきましては、6月議会でもお答え申し上げましたとおり、推薦書とともに提出された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画」の具体的な行動計画として、それぞれの島ごとに定められたものでございます。4島それぞれの行動計画のうち、奄美大島行動計画に定められている事業の実施主体につきましては、環境省、文部科学省、農林水産省、林野庁、鹿児島県、各市町村、地元関係団体となっております。7つの大項目と再掲を含めまして32の事業項目から構成されております。計画期間は概ね10年程度となっていることから、継続した取組が必要で、毎年度県が進捗状況を取りまとめているところでございます。本年度も8月30日に開催されました地域連絡会議奄美大島部会において、すべての項目について取組が行われていると確認されたところでございます。行動計画の具体的な取組の事例としましては、幾つか御紹介いたしますと、外来種による影響の排除・低減では野良猫のTNR事業の実施。適正利用とエコツーリズムについては、現在金作原における利用の調整を行うなど、利用の適正化に向けて取組を行っております。また、地域社会の参加、協働により保全管理では、ごみの不法投棄防止のため、不法投棄防止パトロール員によるパトロールの実施を行うなど、さまざまな取組を行っているところでございます。一方でIUCNから勧告事項を環境省が分析し、新たに求められる対策とその対応方針が地域連絡会議で示されたところでございます。既存の奄美大島の行動計画の取組に加え、新たな対策も国・県・関係市町村などの関係機関と連携しながら行ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

11番（川口幸義君） どうも、市長、ありがとうございました。僕が6月議会に質問しましたけども、大した、あんまり代わり映えのない答弁を今いただいたんですけど、その官・民、民は一体どうなるんでしょうかね。国とか県とか、その自治体は一生懸命取り組んでいるようには伺いますけれども、やはりこの世界遺産登録というものは民がやっぱり一生懸命になって取り組まなければ、これまた同じ

パターンで私は延期になる可能性もあるんじゃないかなと、このように思ってるんですよ。だから、民を動かすためにはどのような手立てが必要かと思いますかね。それについて、ちょっと伺いたい。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 議員おっしゃるように、民間の方の普及啓発っていうのは大変大事なことだというふうに考えております。行政としてもですね、ホームページの掲載、また希少動物を掲載した下敷きを小学生に配るなど、また車両用マグネットシールやイベントの際に配布するうちわの作成とか、また看板、のぼり旗の製作、バスのラッピングバスの運行、今年はまた歌で紡ぐ我が島の誇りと題しまして、世界自然遺産唄島プロジェクトを実施しまして、普及啓発の楽曲など作成していろいろ普及啓発を行っているところでございます。いろんなこと、手法でですね、民間のほうも盛り上がるように一生懸命うちの方でやっていますので御理解を賜りたいと思います。

11番（川口幸義君） 僕が伺いたいのはそういうあれじゃなくて、やっぱり民間を、各この地域ごとにですよ、行政がやっぱりそこに、地域に溶け込んで、やはり世界自然遺産登録というものはこういう、世界の財産として認めてもらうためには地域の皆様これぐらい努力が必要だということをね、私はやっぱり訴えていかないと、官だけが一生懸命新聞でこう報道されておりますけれども、なかなか民間の方々は理解しがたい、ということは自分たちは関係ないですよ、世界自然遺産登録は自分たちには関係ないんだと、こういう方々が大半あるわけよ。しかしながら、観光で事業なさっている方々は一生懸命理解はしていただいているつもりですけども、やっぱり一般の民間についてこれをどのように皆さんが浸透さすのか、行政としてこの取組が、僕はこれを聞こうと思って、この問題を敢えて6月議会、聞きそこなったもので、これを今回もう1回取り上げたわけですよ。だから、奄振予算よりももっと重いものであるということを私は6月議会で申し上げたつもりです。世界の遺産としてどう残すべきかということを経営にもっと知ってもらわないかん。そのためには皆様方が例えば各地域ごとにですよ、年間を通して説明を果たすぐらいのね、取組、熱意があれば、僕はね、可能だなと思うんですけど、それについていかがですか。まだ予算もほとんど見えてないですよ。民間を動かすっていうことはやっぱり予算もある程度把握、計上しなければならないと思っております。鹿児島県もまたこれについては予算が少ないと思ってるから、それについていかがでしょうか。

市長（朝山 毅君） 川口議員御指摘のとおり、そのことが今、公・官、最も問われてることであろうかと認識いたしております。行政として国・県、地元市町村、そして関係団体と連携を図って、それを各個人、若しくは地域に環境を啓発しながら醸成していくことは最も肝要なことでございます。従いまして、我々行政の情報の発信、受発信については各郷友会、また町内会、自治会合等においてその都度情報を提供し啓発活動しておりますが、その姿がまだ身近に感じられないという実態もまた私もも感じてるところであります。向こう、これからの4年間、そのような意味も含めて、まず自らの家庭生活の環境の美化から始まっていくという意識情勢を市民一人ひとりに自覚していただくためには、我々行政がもっと活動を起こしていかなければいけないと、改めて思うところでありますので、このことについては今後とも努力をしまいたいと存じます。また、そういうことを含めて郡内12市町村の議員有志によるその組織体系ができたということも、地元新聞等で拝見をし、また私も大変嬉しく思い、また立派なこと、活動が今後展開されるなという思いをいたしておりますが、そういう一つ一つの立場にある皆さん方が啓発、努力をしていくということが肝要であると。そして、それが一人ひとりにつながっていくような情報体系、意識醸成の環境をつくっていく、大事だろうと思います。御指摘のことはもっともなことであると感じておりますので、今後与えられた短い期間の中でありましたが、十分にその意識を啓発できるような環境づくりのために努めてまいりたいと考えておりますので、議会の皆さん、すべての市民の皆さん、郡民の皆さん方の自覚も喚起するように努力をしまいたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと存じます。

11番（川口幸義君） 今、市長が申し上げたとおりですね、やはりもう官だけ動いてもなかなか空回りしていけないと思ひましてね、僕も心配がありまして、我々議会もやっぱり先頭に立って地域住民に対しては世界自然遺産登録というものはどういうものかということをおね、やっぱり喚起しながらね、みんながこの問題は取り組んでいかなければならないかなどこのように思っておりますので、一つ一緒に頑張っていききたいと思っております。よろしくお願いします。

議長（師玉敏代君） そのまま続けてください。

11番（川口幸義君） それで、次にですね、大きな2番。住用の和瀬集落のこの間私行ってまいりましたが、この危機管理についてちょっと心配がありまして、和瀬集落の避難道路について伺いたいと思っておりますが、それについてどちらが答えましょうか、よろしくお願いします。

住用総合支所事務所長（手養利文君） おはようございます。和瀬集落の避難道路についてお尋ねがございましたが、和瀬集落は漁業の盛んな地域であり、昭和54年に和瀬漁港に指定され、これまでに漁港道路、防波堤、護岸、船・物揚げ場などが整備されてきました。しかしながら、度重なる台風の襲来や高潮などで漁業や集落への被害もあり、平成20年度から26年度において和瀬集落の防災や機能強化のため、漁村再生交付金事業を実施いたしております。事業内容につきましては、漁港内の内防波堤や水産加工施設の整備のほか、集落内の防災機能を高めるため防火水槽の設置や災害時の避難用道路の整備として、山手側の農道の舗装整備や集落内の市道及び橋梁の整備を図り、集落民の防災道路として整備を行ってきたところでございます。議員御指摘の点につきましては、これまでも集落民からの要望を受けておりますが、新たな道路整備の要望となりますので、状況を踏まえてどのような方法がよいかなど検討させていただきたいと存じますので、御理解をお願いします。以上です。

11番（川口幸義君） 今、所長がおっしゃいましたけれども、漁港道路とかこういったものは、あなたは避難道路としての認識があるんですか。僕は災害を想定して質問しておりますので、これについてはもう非常事態になったらあの道路は完全に通れなくなるわけよ。だた1本だけね、集落の真ん中からあの道路が、小さいのがありますけれども、これではあと1本、避難道路が山手のほうに必要なと私は思ひましてね、今こう質問しているわけですよ。あなたについてはそれ必要かどうか、ちょっと認識ありますか。

住用総合支所事務所長（手養利文君） 議員おっしゃるようになりますね、台風の時など港側の道路は高潮で通れない状況になることは認識しております。その中でもう1本、山手側のほうに通れる道が造れるかどうか、今後検討していきたいと思っておりますので御理解をお願いします。

11番（川口幸義君） これはね、所長これね、僕はこの、今この（2）番もこれをひっくるめて今質問しますけど、平成20年のあの集中豪雨がありましたけども、これが生かされてるかどうかって、これはね、僕はね、非常に心配しているのは、和瀬集落は御存知のとおり集落の上からずっと河川が覆うようにありますね。これを、僕はいつも心配して見てるんだけど、それについてはですね、もちろんこれは橋梁、橋も渡さないかん。道路も上に繋ぐとなれば予算も絡むことですがけれども、これについては陳情書は皆さんはあげてますよとおっしゃるんだから、それについて、副市長、ちょっとそれについてあなたちょっと考えを述べてちょうだい。これ、予算絡むことだから、住用の向こうでは予算がないと想定をしてあなたに伺いますけども。

副市長（東 美佐夫君） 一番この瞬間が緊張する時間ですが、陳情のほうは話を伺っております。ただ、御存知のとおり、奄美大島、地形的にも海岸のほうに集落が点在しておりますので、そういう意味では各地、各集落同じような状況があるんだろうというふうに思います。総合計画の中でもですね、安全な地域づくりの推進ということで豪雨災害対策、体制の強化というふうなところを謳っております。その中で、大規模災害に備えた避難救援等の道路の整備という位置付けを行っておりますので、そういう中を含めて、予算規模、緊急度、あるいは優先度含めてですね、総合的にちょっと検討させていただきたいというふうに思いますので、御理解ください。

１１番（川口幸義君） 副市長、これ総合計画のね、中では入って、実施されて、実施計画の中に入っているんですか、この。今私が述べたもので。

副市長（東 美佐夫君） 個別の箇所についてはですね、総合計画の中では位置付けておりませんので、全体の中でどうするかというのを今後判断ということになります。

１１番（川口幸義君） ありがとうございます。それでね、やっぱり奄美市の総合計画っていうのは１０年を目途に立ててますので、１０年前の計画が今のこの世の中に必ずしも理に合ってるかっていうことは言えないと思うんですよ。もう予期しない、想定外の災害が今発生しておりますから、それについてはやっぱり臨機応変にですね、私は考えていただいてですね、一つ人命を最優先課題にしてですね、取り組んでいただきたいと思いますけれども、一つよろしくお願いします。和瀬についてはこれで終わりたいと思います。

それでは、大きな３番、土木行政についてであります。（１）コンサル業者指名のあり方について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

議長（師玉敏代君） 川口議員、起立してください。

１１番（川口幸義君） （１）番ですね。コンサル業者の指名のあり方について。それから、（２）番、もう三つ一緒に聞きますからね、二つね。よろしいですか。

議長（師玉敏代君） はい、分かりました。

１１番（川口幸義君） よろしいですか。

議長（師玉敏代君） はい、どうも。

１１番（川口幸義君） 指名のあり方について。（１）番。それから（２）番は最低価格設定について。これまでひっくるめて。

総務部参事（有村純一君） おはようございます。それでは、指名のあり方についてお答えいたします。建設コンサルタントの指名につきましては、奄美市建設工事入札参加者の指名基準等に関する要綱に準じ、公正・公平な指名に努めております。指名にあたり考慮している点について申し上げますと、奄美市に営業所または支店がある建設コンサルタントを優先し、当該案件の工種について建設コンサルタント登録規程の定めるところにより、国土交通省の建設コンサルタント登録簿に登録されている業者を優先しております。建設コンサルタントは「河川、砂防及び海岸・海洋部門」「港湾及び空港部門」「道路部門」など２１の登録部門がございます。この登録には一定の要件がございます。技術管理者

の配置や財産的基礎または金銭的信用を有する者などでございます。そのうえで、それぞれの案件の実績や必要な技術者の資格等を合わせて判断し、指名を行っているところでございます。なお、地籍、測量等業務等委託の指名のあり方でございますが、昨年度までは「測量部門」で登録されてる業者を指名しておりました。今年度は地籍調査事業の特殊性や、他の自治体において地籍調査業務を受託した業者が事業を完遂できなかったという事例がございましたので、当該事業が的確に実施できるよう、技術力の確保を重点に見直しを行ったうえで指名を行っております。見直しの具体的な内容につきましては、測量部門で登録されている業者のうち、国土調査法に規定された要件に合致する「地籍主任調査員」、「地籍調査管理技術者」、「地籍調査担い手技術者」いずれかの資格を有することを新たに基準として追加しております。御理解よろしくをお願いいたします。

続きまして、最低制限価格についてでございます。最低制限価格は今年度7月1日以降の入札執行分より適用し、予定価格に80パーセント、その中でも地質調査業務につきましては85パーセントとなっております。導入にあたっての経緯でございますが、主にダンピング防止を目的として行っております。適正な利潤を確保することにより、品質確保や従業員の賃金確保及び担い手となる人材の育成・確保に寄与するものと考えております。なお、平成30年8月現在、県下で最低制限価格を導入している市町村は14の自治体がございます。その中で奄美群島では奄美市と龍郷町の二つの自治体で実施しております。よろしく御理解をお願いいたします。

11番（川口幸義君） この指名のあり方についてはね、今僕はまた、指名委員長は副市長だから副市長に答えてもらいたいと思って、あなたがそこで答えたら副市長の立場、ないんじゃないの。あなた、指名委員長だから、あなた答えてほしいんだよ。そうじゃないと、僕、お名前何って、なんという方。副市長、答えてちょうだいよ。あなた、指名委員長なんだから。業界を束ねて、あなたが指名、発注してるわけでしょ。だから、今はそのさっきの説明によってはね、この間の7月の発注については、地籍については3件出てますよね。住用・名瀬・笠利。これまで、測量の資格ある、国の背番号をもらった資格者が皆指名入ってたわけよ。ところが、7月の段階でいきなり奄美市は先ほどその完成できなかった業者があつて、いきなりこういう文書で発注にしましたと。これは民間の要するに講習を受けた資格者を備えなければ指名に入れなかったと、測量には。これは理解できますよ、僕は。ということは、今まで1人でバスの運転をしていた人が、いきなり7月から助手を付けなければ駄目ですよという、これ理論になる。なぜかと、測量社、これ国の背番号もらって、国の免許を持った測量士が今まで指名入ってたのに、いきなり奄美市は今度はこういうものをこじつけてきてですね、この文章は誰が作ったんですか、これは。本来ならば、これは企業が今コンサルは27社入ってますよね、奄美市。どうですか、何社ですか。

副市長（東 美佐夫君） 41社ですね、登録されてるのは。

11番（川口幸義君） ということは、41社に対して、もう来年度、4月以降からですよ、こういった現場に資格者も配置しなければ地籍、これは地籍だけですよ、今、地籍の問題。地籍については指名は入れませんよという通知はやっぱりね、僕は役所として、行政としてですよ、12の市町村のリーダーじゃない、奄美市は。都会でしょ。これがこんなもう、簡単にね、話し合っってこういう文章を付けて、いきなりこういう現場にこういう人がいなければ指名外しましたよって、こういうわけには納得いかないじゃないですか。コンサルの資格を持った奄美市に指名を入れていただいてる。だから、40、少なからず40何社の皆さんには文書で通知しなければいけないでしょ。来年4月以降には、奄美市は地籍についてはこういう方がコンサルの中で必要ですよと。要するにこれ、こういった講習を受けた資格者が現場で張り付けなければ駄目だと。昨年、入札したけど途中で放り投げて、もうできなかったと。この理由はよく分かりますよ。だから、そういうふうにしてやらないと、これね、例えばですよ、

公契約なんてね、最低、あの国はもう2年前にもう法案は通ってるんですよ、公契約などは。まだ、公布してないだけであって。だから、そうすると奄美市の場合はもう思い付きで、自分たちでさっさとやって、今月からもうこの資格者がなければ駄目ですよっていうわけにはいかんでしょう、行政として。やっぱりある程度、企業に対しては猶予を与えて、あなたがた来年はこういうのがいりますよ、講習を受けなさいって、やっぱり文章でちゃんとしかったものをやらないと、こんなことでは今まで入った人がいきなり指名から外されるっていうことは、僕はちょっと理解しがたいしね、副市長、一つあなたの脳波だったらね、できないことないでしょうと僕は思って質問しましたが、それについて、入札の問題についてはこれは良として、それから最低価格設定について、僕は前から聞こうと思ってたんですけども、これまで7月1日からコンサルの要するに最低価格設定をしたと言われましたけど、これについては、僕もこれは大いに賛成ですよ。鹿児島県の43の市町村はみんなこれに見習わんといかんと思ってる。最低価格。今までは大手が来てね、鹿児島の業者が邪魔になったらね、邪魔になるっていうことで大手は30パーぐらいで入れるのよ。例えば、2,000万円の仕事を30パーで入れるっていうことは何百万円でしょう。それはなぜかっていうと、奄美市は最低価格の設定がないから。こういうことを平気でやってるわけよ。そうすると、その業者はどういうことかとなると、これはね、技術者が育たないんですよ、副市長。技術者にとってね、会社がそういう最低価格を破って落札をした場合に、技術者は大迷惑するんですよ、現場で。親方からこの現場赤字で取ったんだから、お前頑張れ頑張れって発破をかけられて、自分は大迷惑を被ってる。だから、技術者が育たないんですよ。何分の1で落札したらそれなりの仕事しかできあがらないよというのが、私はこの間も言ってるはず。小宿の漁港もそうだよ、あれは。シミュレーションの間違いだ、海の。だから、あの沖防波堤の配置が間違ってるから、あのようになってる。だから、そういうことは、だからそのね、誰が答えますか、これ。最低価格を設定したいきさつをもう1回ちょっと聞かせてください。

副市長（東 美佐夫君） 先ほど参事のほうから少し答弁がありましたが、一つ目はやっぱり今おっしゃったとおり、人材育成の確保というところが一番大きいところかもしれません。もう一つは、ダンピングの防止ですね。やっぱりこれを防止するっていうのが目的の一つでもあります。4月1日から見直しを図ったということです。先ほどの点で、周知のあり方ですが、これについてはこれまであまり例はないんですが、企業の経営の安定というのもやはり大事なところでもございますので、公正・公平な、そういう観点からですね、今後の少し研究課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。以上です。

11番（川口幸義君） それでね、例えば皆さんが新しい業者が来て、奄美市に指名願いをする。その時点でそれぞれの企業っていうのは自分の得意分野の技術を持って、皆さんに指名願を出すわけでしょう。だから、この業者はここに向いてる、これに向いてるっていう技術力をもって皆さんは指名を推薦するわけだ。だから、これは副市長のほうに指名委員長だから、当然あなたがここで仕切るわけだから、そうだと僕は信じて今伺っておりますけど、それについてはよく理解をしたし、今後そういったそのやっぱりこの、僕はね、すぐ疑念に思ったわけよ。分からない人は分からん。僕は分かる。業者のことをよく私はいつも理解してるから。なぜならば、業者が新たに知事の登録を受けて、自分は奄美市に指名入りたいって、こういう人たち、結構僕は相談に乗ってるわけよ。そうすると、あなたは技術者が何人おりますが、総合点はどうありますか、税金はどれぐらい収めたか、これからの始まりなんですよ。この回数を重ねていって、ランクが上がっていくわけだ。だから、市町村の段階では土木業者は育てなければならぬ使命があるんですよ。ここで、実績がどうのこうのっていう問う場じゃない、市町村の場合は。鹿児島県にあがるときは初めて実績はどうですか。市町村でこういう仕事をやりましたって、この実績を掲げて県には指名願を僕はさせておりますよ。そういう相談も乗っておりますから。そういうことだから、奄美市はやっぱり奄美群島のリーダーだからね、やっぱりそのルールだけはしっ

かり僕はね、プッシュしてもらいたいなと思ってますけど。

それから、そのこの問題については一応これ理解しましたので、それでは（３）番、小宿漁港についてちょっと伺いますが、部長かな、もう既にあの船溜まり、もう防波堤より砂のほうが高い。あなたも私も朝、海岸で見ましたが、そのとおりだ。この対応にして、どうしましょう。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。まず、現況から現状を述べさせていただきます。議員から御指摘いただきました小宿漁港周辺の砂の堆積につきましては、本年５月に小宿・浜里・平松町内会からも調査及び抜本的な解決に向けた要望が来ているところでございます。８月１７日に小宿漁港区域内にある大津川河口の埋塞状況を改善し、航路への砂の流出を防ぐとともに航路周辺の砂の除去を行い、漁船の安全運航に向けた取組を実施したところです。その中で、今議員から御指摘あったようにですね、その海岸のほうから今船が泊っている泊地のほうに、やはり砂がちょっと流出していると、状況も今日も確認しましたので、これにつきましては当然泊地に泊まっている船の出航、また泊る、その後に支障ある状況であればですね、早急に対応して砂を除去、やっていきたいと考えております。

１１番（川口幸義君） 早急にとおっしゃいますけど、あの砂をどけるといことですか。今、土嚢がちょっとこう申し訳ない程度に上に載ってますけど、あんなんでは話になりません。もう台風が来たらひとたまりもおまへんで。それについて、どう考えてますか。

商工観光部長（武下義広君） 御指摘のようにですね、今土嚢を積んでいるんですけど、その中から超えて砂が泊地のほうに入っている状況になっていますので、今後対策工事としてですね、その漁港の泊地側と海岸側の、その海岸側の砂がちょっとやっばり上がってますので、そこをちょっと削ってですね、低くして、そのような形の対応をしていきたいと考えております。

１１番（川口幸義君） これも一つ悩みの種なんですけどね。隣の河川を、河川が埋まるとこの砂を重機で傍に寄せる、砂の山ができるでしょう。そうすると、台風が来たらまた船溜まりに波、砂をいっぱい寄せてくる。こういうパターンを何とか考えないといけないなと思ってるんですけど、あの砂はね、もったいないんだけど、何とか内緒で大浜に持って行くわけにはいきませんか。どうですかね、なんかいい方法ありませんか。

商工観光部長（武下義広君） 今、議員からの御提案もですね、実は過去に大浜に持って行けるかどうか、その小宿の浜についての砂について成分調査なども行っております。その成分調査の中では、その点についてはまだ十分持って行ける、要はきれいな状況になっているという調査状況も出ていますので、その付近また県とも協議をしながらですね、その付近がまた大浜に持って行けるのか、ちょっと協議を進めていきたいと考えております。

１１番（川口幸義君） いつも邪魔になるのは法律なんですけどね。これは、国定公園に砂を入れるなという県の指導があるんですよ。その小宿の漁港の砂、山ほどあるわけだ。金をかけてこう上げると、これがまた波によってこの船溜まりに寄せてくる。このパターン繰り返ししてるんですけど、大浜に持って行くためにはやっぱり県の了解が必要だと思うんですけど、どうかな。そこら辺り、県との交渉はどうなってますか。

商工観光部長（武下義広君） 当然、県への届け出が必要になってきますが、これは難しい届け出っていう形ではなくてですね、その付近については十分県のほうも理解していただいておりますので、この付近は

簡易的な、簡易的になっていうか、届け関係でですね、持って行けるんじゃないかという形で今協議は進めているところです。

11番（川口幸義君） 何とかですね、漁港が埋まる前に応急処置をしてもらいたいとこのように思っています。もう、あの船溜まりの漁民がもう本当に心配してる。今のところはあそこで大体30隻ぐらいありますよね、船がね。だから、その皆さんがもう非常に心配をしております、もう台風が来たらひとたまりもない、みんな埋まる。こういう状況ですから、何とか応急処置でもしてですね、安心させていただきたいなとこのように思っておりますが、朝は私もこのごろは大浜止めて、毎朝漁港に見に行くと、たまたま部長も一緒に海岸で会いますからね。そういうことですから、まず心配がないように何とか頑張っていたきたいと思います。漁港については終わります。

それでは、大きな4番。本場大島紬協同組合についてであります。（1）番、奄美市が紬協同組合に対して毎年拠出している総額、ひっくるめて、販路開拓費もひっくるめてですね、どの程度の拠出をしているか、お聞きしたいと思っております。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。これは紬組合に限らずですね、紬業界全体の予算ということで聞いておりましたので、そういう形でお答えさせていただきたいと思います。本市の紬業界全体の予算といたしましては、両組合の販路開拓資金の貸付金3,400万円を除きますと、産地から紬愛用の気運を高めることを目的とした本場奄美大島紬購入費助成金、これが平成30年度の予算で1,000万円のほか、海外への販路開拓を図るJAPANブランド育成支援事業や在庫反物の活用による在庫アクティブ事業を展開する本場奄美大島紬再生事業、これが予算で1,470万円と。など、本場奄美大島紬振興費といたしまして、3,289万1,000円を当初予算へ計上しております。以上です。

11番（川口幸義君） これは販路開拓資金とJAPANブランド、これはひっくるめてですけども、かれこれいろんなイベントとかそういったものを考えますと約もう6,000万円近い金は僕は奄美市から出てると思いますよね。これは、間違いないでしょう。それでですね、この間8月の16日に市議会と紬協同組合の理事の皆さんとこの間意見交換がございましたが、彼らはなかなかね、それぞれ個々の企業の経営者でありますから、自分の会社守らないかんし、協同組合の経営もせんないかん。ということは、なかなか協同組合の経営には僕はなかなか手が回らないんじゃないかなと思ってるんですけど、どうですかね。自分の会社が赤字だったらもう倒産しますから、紬協同組合も毎年、もう30年度も29年度か、1,100何十万円の赤字を計上しておりますので、こういったものがずっとこれからも累積でいきますが、どうすつかね、将来的にその技術屋を育てるということから考えたら、部長はどのようにお考えですかね。

商工観光部長（武下義広君） 御指摘のように、紬組合としましてはやっぱり29年度、赤字決算はあげていると、今状況になっております。しかし、組合としましてはいろいろと販路開拓とかですね、そういう形で今後紬を盛り上げていこうという形で考えております。当然、紬につきましてはかつての基幹産業、また今の伝統産業ということで、何とかですね、この紬を盛り上げていくという形で取り組んでおりますので、市としてもですね、その付近については協力しながら頑張ってまいりたいというふうに考えております。

11番（川口幸義君） これまでの、僕も再三大島紬問題について聞いてますけど、今債務は奄美市が負担してる債務、これについてはどれぐらいありますか。本場協同組合については。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えします。紬組合が借り入れしています販路開拓資金につきましては、紬組合の預託金と本市の貸付金を原資として5倍協調融資の枠内で商工中金から融資を受けております。平成30年度の借入限度額は紬組合預託金1,000万円と奄美市貸付金2,900万円、計3,900万円の5倍の1億9,500万円となっており、この額をもって本市が取り扱い金融機構である商工中金との間で損失補償契約を締結してございます。

11番（川口幸義君） 一時はね、3億数千万円、4億円ぐらいあったわけ。それで、財産も処分をして身を軽くしたということで、今のところは1億9,000万円、2億円を切りますけども、これももう毎年奄美市は補償で切替をして、商工中金に対しては利息を納めて、もうこれを延々と続けていくということですけども、将来的には僕はね、この技術者がだんだんもう年いって、後継者がいなくなったときの心配をして、取えてこれを今質問するんですけど、結城紬は聞いたことあるでしょ。栃木県とか茨城。あの結城紬はね、今もう技術者がもう一桁台になって、役所が心配をして、役所が公務員として身分を保証して技術者を今育ててるわけですよ、若い人たちを。そうしないと、もう今までの企業の皆さん、みんなもう年を取られてなかなか担い手がいらないということ。これも国の重要無形文化財の指定を受けておりますので、大島紬とそう変わらないような状況にありますけど、我々のこの奄美大島の伝統産業については、これは日本のブランドになってますので、これを守っていくためには将来的には奄美市が要するに技術者を育てる意味でですね、市の職員としての身分を保証して市の中で技術者を育て、もう蓄えておかないと僕は非常に心配になってきたんですが、それについて市長はどのようにお考えでしょうかね。

市長（朝山 毅君） 川口議員がおっしゃるように、大島紬の発展行程を考えてみますと、郡民等しく直接、間接、誰もが大島紬産業界にはお世話になっております。私自身もそうだと自覚をいたしております。そういう昭和57・8年ごろまでは、年間27万反、金額にして250・60億円の産業でありましたが、現在5,000反を切り5億円を切るというふうな業界になってまいりました。これ、全国的な和装産業はすべてそのような状況下にあることも事実であります。そういう中においてこの1,300年を超える歴史があると言われる大島紬のこの技術、伝統工芸、産業工芸品であるという国の指定を受けた産業、これらを今我々の時代でなくしてはいけないという思いで、私は就任以来大島紬についてはみんな、業界を通して、そして業界を構成する紬組合委員を通し、このような形で行政と一体となってこの産業をもう一度雇用の機会を高めていくような環境をつくっていかうのではないかと、やりましたつもりであります。そういうことで、平成23年からですか、職員を派遣し、それこそ議員が今おっしゃるように市の給料で職員を紬組合に派遣して現在もやっているところでありますが、そのためにはまず組合の組織体制、財務内容、経営状況をまずしっかり把握すると。そういう中において、市がどういう形で助成したほうがいいのか、そのことを考えていこうということで延々と来てるつもりであります。ここで、少し長くなりますが、そういう環境を今後ともどのような形で行政と業界が一体となって、奄美の経済環境を構築していくか、更にということ、大きな課題であると、今も認識しておりますので、今後とも紬組合の業界の皆さん、一人ひとりの個々人の皆さん、紬の、行政と更に綿密な協議、議論を含め連携を図りながらやっていきたいと考えておりますので、あらゆる角度から、また議員の皆様方にも御指導、また御提言等いただきたいと考えているところです。以上です。

11番（川口幸義君） ありがとうございました。

それでは、紬販売協同組合について、紬販売組合についてちょっと伺いたいと思いますが、これは最近紬のその再評価などもなされたという噂、ありますので、その再評価とその在庫についてちょっと伺いたい。販売。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えします。紬販売協同組合の在庫、反物としましては平成29年度末時点で棚卸資産の878点と担保品として275点を合わせまして1,153点ございます。それと、今議員からありました再評価というお話ですので、再評価についてちょっと御説明を申し上げます。販売組合につきましては、組合運営について今後の方向性を模索する意見交換会を紬組合と実施し、その中で取り急ぎ販売組合所有の反物についての市場価値を図る必要があるとの結論に至ったことから、先日両組合立ち合いの下、販売組合所有の反物を再評価したところでございます。しかしながら、販売組合においては組合員へ貸し付けている反物も多数存在したことから、すべての反物の再評価は現時点では完了していないと伺っております。以上です。

11番（川口幸義君） よく分かりました。それでね、紬販売組合については、もうだんだんだんだんその資産もなくなってきたと思うんですよ。今、奄美市が債務負担してるのが1億6,000万円ぐらいあると思う。今の在庫を処分しても、とてもじゃないけど届かないと思いますよ、紬は。もう売れない反物だけが残ったと私は想定をして、今あんたに伺ってますけど、そのためこの紬協同組合と、本場協同組合と販売組合、同じ紬で組合が二つあるのもおかしいと思うんですが、これを二つに、一緒にね、もう協同組合と、紬協同組合と販売組合、合併をする方向でですね、行政は骨を折っていただきたいと思ってますが、それについては部長はどのようにお考えですかね。

商工観光部長（武下義広君） 議員からも御指摘のような、今状況になっています。販売組合所有反物の価値が確定することで、今後ですね、両組合において組織の再編を視野に入れた議論が展開されるものと考えております。本市といたしましては販売組合所有の反物が引き続き訂正な価格で市場に流通していくことは、大島紬の市場価値を高めていくための必要なことであることから、危機的な経営状況にあります販売組合の組織再編は喫緊の課題であると考えております。関係団体の十分な理解と連携が図れるよう、お互いに知恵を出し合いながらですね、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

11番（川口幸義君） 部長ね、一つ骨を折っていただきたい。もう反物もあまり売れない反物がもう在庫として残っておりますので、奄美市の1億数千万円の債務負担、これを持参金としてね、紬協同組合と合併させたらどうですか。もうそれに尽きると考えております。よろしくお願いします。

議長（師玉敏代君） 以上で、自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き、一般質問を行います。
自民新風会 橋口和仁君の発言を許可いたします。

20番（橋口和仁君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。自民新風会の橋口和仁でございます。

質問に入る前に少々所見を述べさせていただきます。まず、先の西日本豪雨災害に際し被災なされました方々にこの場をお借りいたしましてお見舞いを申し上げます。1日でも早い復旧、復興をなされますことを願っております。さて、近年地球温暖化による大規模な自然災害の影響が懸念されてきております。日本国内を含め、世界で猛暑による被害や熱波、豪雨や干ばつ、森林火災、更にハリケーンやモンスーンの大規模化、水不足など異常気象による災害が頻繁に発生しております。その規模も大型化する傾向にあり、アメリカでは2005年に上陸したハリケーン、カトリーナによって1,800人を超

える死亡者を出しました。ヨーロッパでは２００３年の熱波によって、２万人以上の死亡者を出しました。また、オーストラリアでは２００６年、２００７年に大規模な干ばつとなりました。更に、温暖化によって海水面が上昇し低い沿岸部の陸地が水没しかけております。そして、海水温の上昇は生態系のバランスまで変えるような状況下にあります。個々の異常気象が温暖化のせいとは言えないが、温室効果ガスの増加がこういった極端な気象現象の増加をもたらした可能性があることがＩＰＰＣＣの最新の報告書でも見られております。日本においてもこれまでに経験のない大規模な豪雨災害がありました。昨年７月の九州北部豪雨、そして今年７月の未曾有の豪雨によってもたらされた西日本豪雨と、これまでに経験のない甚大な大規模災害となりました。この災害も異常気象による原因かもしれません。更に、今夏のうだるような暑さはとうとう観測史上初の４１．１度までの気温上昇となり、熱中症にかかる方々が増え、空調機器によって適度な体調を維持することを勧めるほどさえありました。このように、地球温暖化による近年の異常な豪雨や猛暑は、少しずつ少しずつ私どもの生活環境にも悪影響を与えつつあります。気象庁、環境省、文科省が示す日本の気候変動とその影響と題した気候変動の観測予測及び環境評価統合レポート２０１８において、日本の気候は今後予測段階ではあるが将来も気温上昇が続き、そして海水温が上昇し熱帯低気圧の最大風速及び降雨量は増加する可能性が高いと。更に、真夏日、猛暑日の日数が増加していると予測されております。そもそもの要因は温暖化により、その地球温暖化の原因は温室効果ガスの濃度が急激に高まっていること、地球の持つ温度調節機能が弱まっていることなどが原因であると言われております。そして、温室効果ガスの要因である二酸化炭素は通常自然界のサイクルにおいては、ある程度の期間で酸素や水素に分解されますが、この分解するサイクルに欠かせない森林やサンゴが森林伐採や環境破壊によって減少し、また産業の発展に伴い大量の温室効果ガスを排出しているため、自然界のサイクルでは処理しきれなくなり、気温が上昇しているとのことであります。今後、人類が温室効果ガスの排出を削減し、森林の開拓や開発を中止しなければ気温は上昇し、気候の変動や環境の破壊がますます酷くなり、人類にとって取り返しのきかない危機的状況になると思います。このことを踏まえて、私どもも今後環境や行為の関心を更に持ち、環境破壊につながらないように一人ひとりが自然を大事にし、自然の恩恵に感謝しつつ環境破壊に結び付かないようにする好機かと思うところであります。

それでは、先月の台風１９号の被害状況についてお伺いいたします。今回の台風１９号の襲来は農業や観光、更に土木建設業界、そして日々の業務に当たられている多くの方々の仕事にも多大な影響を及ぼしたことと思います。更に、お盆前での襲来は市民にとっても精神的、肉体的にも大きなダメージをもたらしたことと思います。９６５ヘクトパスカルの大型台風１９号は、８月２１日午後６時から翌日まで奄美大島北部を暴風域に巻き込み、農作物や家屋破損などの爪痕を残し、翌朝には過ぎ去っていきました。この台風は勢力が強く、接近からしばらくすると本島至るところで停電となり、更に長時間の停電の中、私は切り裂く暴風の音に、そして時折吹く瞬間的な突風のすごさに不安を募らせるばかりで、被害が甚大にならないことをただただ祈りながら台風の過ぎ去るのを待つのみでありました。それでは、農業被害について質問をいたします。まず、基幹作物のサトウキビをはじめパッションやマンゴーの農業被害であります。サトウキビに関してはあちらこちらに折損や倒伏が見られ、またマンゴーハウスやパッションのハウスにおいてはビニールシートが剥がされ惨憺たる状況が見られました。改めて台風１９号による農業被害額はどのぐらいの額に至っているのか、１のサトウキビの被害状況と園芸作物の被害状況と併せてお示しをしてください。

次回からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく橋口議員に答弁させていただきます。議員がおっしゃるように、８月２１日の台風１９号においては家屋はじめ道路、また農作物等の被害が発生しております。被

災された皆様方にこの場を借りて心からお見舞いを申し上げたいと存じます。また、市といたしましても被災された皆様の1日も早い復旧をお祈り申し上げ、できる限りの支援をしてみたいと考えております。

それでは、最初に奄美市管内における平成30年、31年期のサトウキビの栽培状況について説明をいたします。収穫見込み面積は春植が80ヘクタール、株出が396ヘクタール、夏植が60ヘクタールの合計536ヘクタールで、うち笠利地区が530ヘクタール、名瀬地区が6ヘクタールとなっております。お尋ねの台風19号の被害状況につきましては、8月31日現在の農業災害被害状況といたしまして、全体的にはサトウキビの葉の裂傷が見られます。そして、併せて損傷や倒伏、塩害等が発生しております。7月1日現在の生産見込み量は2万3,241トンに対しまして、2,092トンの減収が見込まれます。率にいたしまして9パーセントでございます。従って生産見込量は2万1,149トンとなり、サトウキビの被害額にいたしますと4,687万4,000円になるものと推定をしているところでございます。

なお、後段の御質問に対しては担当部長のほうに委ねますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

農政部長（山下仁司君） おはようございます。それでは、園芸作物の被害状況につきましてお答えします。農業用ビニールハウスなどにおいて、全壊が1棟、半壊が2棟、ビニールの破れなどの被害が4棟の合計7棟の被害が発生しております。そのほかに、施設関係としまして農業用倉庫において全壊が1棟、また屋根の損壊の被害が4棟ございました。ハウスにおける果樹の被害といたしましては、ハウス栽培のパッションフルーツやマンゴーなどについては収穫期がほとんど終了したために、ハウスにおける果樹の被害は発生をしておりません。但し、露地におけるバナナやタンカンなどの樹木においては、折損の被害が発生しております。このようなことから、園芸作物関係の被害額といたしましては397万円と推定しております。

20番（橋口和仁君） ありがとうございます。サトウキビについては2,090トンと。そして、園芸においては390万円ということでもございました。そこでですね、今農家の皆さんが大体どのぐらいいらっしゃるのか。サトウキビ農家の農家さんがこの奄美市においてどのぐらいいらっしゃるのか、まず示していただきたいと思います。

農政部長（山下仁司君） 奄美市のサトウキビの農家数ということですが、農家数は381名です。笠利が377名、名瀬地区のほうに4名となっております。

20番（橋口和仁君） その中でですね、サトウキビのほうに一応特化させて質問させていただきますが、現在381人が奄美市管内に、この農家の方だと。その農家の方においてですね、どのぐらい、何名の方が被害に遭われたのか。先ほど9パーセントということでもございましたが、全体の20パーセント以上でなければ共済というのが適用されないというふうには認識しておりますので、9パーセントとなると共済制度が適用されてこない。そうすると、その381人の中で何名、どのぐらいの農家の方がですね、被害が大きかったのか。その辺りの割合はちょっと分かりますかね。

農政部長（山下仁司君） 被害農家数についての御質問だと思いますが、うちのほうでやってる被害調査に関しましては奄美市のサトウキビを全体的に調査をしまして、倒伏面積がこのぐらい、あと折損がこのぐらいとか、そういう形での調査をしまして、それが農家数がどのぐらいというのはまだ、実際把握はしてない状況です。

20番（橋口和仁君） それではですね、その被害に遭われた今後の農家の方々に対しての対応、対策に

についてお伺いをさせていただきたいと思います。

農政部長（山下仁司君） 台風後の営農指導ということについてお答えをしたいと思います。台風後の営農指導でございますが、大島支庁よりその時期時期に対応した事後対策マニュアルというのがございます。マニュアルに沿って指導を行って状況でございます。サトウキビに関しましては塩害が心配され、散水等を指示するところがございますが、台風19号による降水の観測データを見ますと奄美空港が213ミリ、富国製糖で314ミリと降水量が多かったため、東部の一部地域を除き潮風害による被害は少ないものと考えられます。あと、果樹についても若干お話ししたいと思います。果樹につきましては殺菌剤の散布、それと大雨で堆肥が流出している可能性がある圃場につきましては、再度肥料をやる等の指導を行っている状況です。あと、セーフティ基金ということで、セーフティ基金ですね、議員がおっしゃるセーフティ基金ですけど、いわゆるサトウキビ増産基金に関しましてはですね、台風被害発生において行政が行う、推定する被害率の10パーセントを超える場合、また反収が対平年の10パーセント以上の減収となることが見込まれる場合、また自然災害などにより収穫開始から1か月の平均買い入れ糖度11.5度を下回る場合などに土作り、新植・補植、灌水作業対策等の取組を支援するセーフティネット型の基金として発動されます。今回、先ほどもありましたとおり、今回の台風19号による減収率は9パーセントであることから、今回サトウキビ増産基金の発動はないということになります。

20番（橋口和仁君） はい、分かりました。9パーセントでそのセーフティネットの基金の発動がないということではありますが、毎年台風の常襲地でありますので、この被害というのはある程度想定するところではありますが、今その台風21号、945ヘクトパスカルと、もしその台風21号がですね、今後もしこの奄美大島に直撃したときには多く倒伏という形でですね、ますます被害は考えていきますが、これも近い将来、大型台風等々が来る可能性もありますので、その辺りの対策においてもですね、次の質問に入りますが、農家の方々の基金の加入について質問させていただきます。先の8月7日に私も大島地区のですね、サトウキビ振興、生産振興大会に参加させていただきました。その折に、この協会のほうから共済制度の加入についてと、促進についてということで御説明がございました。それを見ますとですね、昭和45年からこの国の公的基金制度ができて、この10数年、20数年になりますが、大島本島においては今21パーセントの加入率と。屋久島、種子島ですね、種子島、沖永良部、徳之島においてはまだまだ80パーセントの加入率ということで、もしこの被害がですね、20パーセント以上になったときには、どうしても農家の方によっては大打撃な状況になるわけですね。そういう意味において、今後の加入促進に向けての取組についてはどのように考えているのか、それについてまず示していただきたいと思います。

農政部長（山下仁司君） 共済加入の件についてのお尋ねでございますが、平成30年度の共済の加入者数をまずお答えしたいと思います。奄美市で55名の方が加入をしている状況です。また、龍郷町が18名、喜界町で57名、合計130名の方が今現在加入をしている状況です。また、加入率の件なんですけど、先ほど議員がおっしゃったとおり、加入率が21.7パーセントと低い状況なんですけど、その中で農業共済組合がアンケートした結果によりますと、加入率が低い理由としまして、加入していない理由としまして、面積が少ないからが53.7パーセント、収入が少ないからというのが27.8パーセント、掛け金が高いからということで25.6パーセントと。これを見ますと、零細農家が非常に多いということでの加入率が低い状況になってるんじゃないかと思います。今後の共済加入についての推進なんですけど、既存の共済推進を含めてですね、あと今後は来年の31年の1月から始まります収入保険制度への加入推進を今後図ってまいりたいと考えております。以上です。

20番（橋口和仁君） 部長のほうから加入者数を示していただきました。農家数がですね、535人と、その中の加入者が55人と、1割弱しか加入されていないという状況でありますので、今後収入保険制度の公的共済制度もありますので、その辺りもしっかりと周知、啓発という形ですね、取り組んでいただきたいと思います。それでは、この件については終わらせていただきます。

次に、防災、災害情報の伝達手段についてお伺いをいたします。昨今、温暖化の進行により想定外のことが起こり得る確立が高くなっているように感じます。豪雨による災害、巨大台風、頻繁に起こる地震、噴火、その勢力はあまりにも大きく、想定し得ることができなくなりつつあります。そして、命の危険さえ危惧する状況にもあります。先の西日本豪雨災害で緊急避難指示が出され、身の安全を図ることを優先にして避難を呼びかける報道が出されたにも関わらず、多くの犠牲者が出てしまいました。大丈夫だという安心感が最悪の状況に陥りました。いかにして非常に危険があるということを伝達し、住民がすぐにそのことを理解し、身の安全を図るか。災害から命を守るためには、自治体が行う対策などの向上だけでなく、私たち一人ひとりの自助、即ち災害に対する備えをしておく。危険を感じたら早めに避難するなど、自らの命を守るための防災行動を起こすことが重要であると、改めて西日本豪雨災害から感じたところでもあります。そこで、本市において住民の安全確保につながる取組について、どのように取り組んでいるのか。そして、関連しますので、避難勧告後の自主避難、避難所への誘導についてを併せてお伺いをいたします。

総務部長（菊田和仁君） まず、安全確保につながる取組についてでございますが、まず避難情報発令の判断基準といたしまして、気象庁から発表される「大雨警報」などの気象情報、それから鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同発表する「土砂災害警報情報」などの災害警戒情報などと併せて、「奄美市地域防災計画」や「避難勧告等に関するガイドライン」に示される判断基準に基づき、いち早い避難情報の発令を心掛けているところでございます。市民への情報伝達につきましては、防災行政無線、広報車、地域コミュニティFM、エリアメール、更に状況に応じて消防、警察による個別の呼び掛けなどあらゆる手段を用いて対応しております。

それから、避難勧告発令後の避難誘導についてでございますが、状況に応じて消防や警察、あるいは自主防災組織等が連携して実施してるところでございます。なお、聞き取りの中で高齢者人手不足のお話等もございましたが、災害発生時にはまず自分を守る自助、それから地域で支え合う共助が重要となります。毎年開催する防災訓練等を通して自助・共助の認識を確認し、その際の課題などを検討していただくとともに、地域の実情に応じた対策を地域住民と一緒に考えてまいりたいと存じます。今後も自助・共助の認識を高めるとともに、公助においては災害避難情報等の迅速かつ的確な情報伝達や避難誘導等に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

20番（橋口和仁君） 総務部長のほうから避難状況と、そしてまたその手段ということで示していただきました。確かに、エリアメール、防災無線、そしてFM放送ということで情報が的確に入ってきてるところなんですが、しかしながらこの台風の状況下、今回19号が直撃しましてですね、もう早い段階で停電という状況になりました。外に出るにも出れない、なぜならばすごいこの雨と風、そして時折吹きすさぶ突風、そのような中にね、出て行った場合にはなお一層の危険性が増すということで情報を得たいけれども得れない。防災無線も雨戸を締め切っていますので、なかなか聞きづらいと。これ、それでね、この防災無線のことについては平成24年度に中央防災会議のほうで課題ということで議論されてるわけですね。その中においても避難勧告等を出してもですね、安全確保行動を取らない住民が存在するということが平成24年度の中央防災会議のほうにおいて検討、議論されてるところなんです。これが、なかなか教訓として出せてないと。先ほど部長が公助、自助ということでございました。しかし、自分の命は自分で守ると言ってもですね、なかなかその情報っていうのは入りづらい。特に高齢者の方々にとってはその携帯を見る機会ってのも、なかなか少ないんじゃないかなと。そして、停電の

中、家に閉じこもっておるしかないという状況では、そういう状況がね、あちらこちらで見られたところなんです。私も集落においても前もって区長のほうがですね、高齢者の方々、そして崖の周辺の方々の皆さんには、前もって公民館のほうに避難してくださいということで声を掛けられたんですが、自分は安全だと、家のほうがいいということで最後まで自宅のほうで通り過ぎるのを待っていたという状況で、ただけれども、ただそういう情報がないっていうことははっきり言って不安なんです。本市においては、次の質問に入りますけど、戸別受信機の設置。これは、平成25年度に防災無線の設置事業ということで併せて戸別受信機を1,000体配備をされたということで、その折にですね、高齢者の方々、また危険なところ、危険な家屋等に住んでいるの方々に対して戸別受信機が配備されたということであります。その付近の高齢者率が26.36パーセント、そして29年度におきましては29.79パーセントということで、約3パーセント高齢化、高齢化率が上がってきてると。この本市においての少子高齢化の進展を見ますとですね、この高齢化率っていうのはますます上がってくると。必然的に、集落においては限界集落の方々が増えてくると。自主防災組織が組織されておりますけども、本当、今後は広域的に組織をしないといけないという状況にあらぬのかというふうに考えています。その前にですね、まず自分の命を守るためにはしっかりと身近で情報入るような環境整備をつくるというのが、私は肝要かなと。そういう意味において、先の戸別受信機の設置していただきましたが、新たに戸別受信機の設置を検討できないのか、まず示していただきたいと思います。

総務部長（菊田和仁君） 屋外拡声子局からの放送につきましては、家屋の防音構造や天候などにより聞き取りにくい状況もあることは認識いたしております。現在、戸別受信機の設置につきましては、災害時の避難所となる集会所や学校などの拠点施設及び消防関係者、町内会、自治会会長、嘱託員、駐在員宅に加え、屋外拡声子局からの放送が聞こえにくい難聴区域を対象として設置いたしております。この難聴区域については、天候や建築物、地形などさまざまな要因がございますが、市民の皆様から新たな情報が寄せられた場合は、その都度現場での検証を行い、状況に応じて対応してるところでございます。また、屋外拡声子局からの放送が聞き取れなかった場合は、電話で放送内容の再確認ができる「自動音声応答装置」を運用しておりますので、これらの活用についても広報紙などをおしてお願いをしてるところでございます。今後も状況に応じて検証を行い、必要な箇所については適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

20番（橋口和仁君） 一応、検討するということではありますが、前向きにですね、是非検討していただきたいということでもあります。そこでね、今部長のほうから示していただきましたが、さっきの防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会報告書というのがあります。それによると、財政的な措置というのもそこには示されておまして、防災、緊急防災・減災事業債、これは地方債の充当率100パーセントと、平成29年度から平成32年度までと。更に、特別交付税措置が措置率が70パーセントということで、国のほうも戸別受信機の設置に向けてしっかりと取り組んでいるということでもありますので、是非その辺りもですね、参考していただきたいと思います。

それですね、それで戸別受信機の整備状況、今後の整備の必要性ということで少し示させていただきますが、防災行政無線を整備してる1,459の市町村のうち、全戸配備が538団体、36.9パーセント。一部配備が708団体、48.5パーセント。これは、平成29年3月の消防庁の調査であります。そこにおいて、戸別受信機の整備に向けてのということで、高齢者等の防災情報が届きにくい方がいる世帯、更に保育園、幼稚園、こども園、社会福祉施設や不特定多数の方々が利用するマーケットというふうに、ある程度戸別受信機の設置に向けての方向性がある。どこでもじゃなくて、高齢者の方々を優先にという形でありますので、是非ですね、前向きに検討していただいて、リアル的な情報が手元で届くような環境整備を是非進めていただきたいと思います。住用・笠利においてですね、集落間が非常に、長いところで1キロ、2キロあり、1キロ近くありますけども、その辺りにおいてもし道が

閉ざされた場合には孤立化する可能性っていうのは非常に高くなってくるんですね。その孤立化した場合に、停電もだけれども情報が入ってこないということを、いかに取り組んでいくかということでありますけれども、今市においては通信衛星とかいろいろとありますけれどもね、そういうもし電気がなかった場合に乾電池1個でそういうリアルの情報が入ってくるということであれば、まず高齢者の精神的な思いっていうのは軽減されてくるんじゃないかと思いますので、是非前向きにですね、戸別受信機については進めていただきたいと思います。以上について、台風被害についてはこれで終わらせていただきたいと思います。

次に、教育行政についてであります。昨日から2学期が始まりました。各小・中学校においては子どもたちがこの暑い長期の休みの間、家庭や地域で思い思いの体験や過ごし方をされたことと思います。そして、昨日、今日と充実した日々を送った子どもたちの顔があり、今日も元気に登校しております。特に今年の夏は非常に暑く、日中の気温も30度以上を超える日々が続いております。このような状況の中、全国的に熱中症にかかる方が多く、8月20日から8月26日までの1週間に全国で5,890人が病院に搬送されたと、消防庁で公表されております。1年の気温のうち、7月は最も暑く、次に8月、9月と気温が高くなっております。学校におきましては、この9月に運動会、体育祭が行われます。必然的に屋外での授業が組まれることが多くあるであろうと思います。その際に、屋外における熱中症予防対策はどのように講じているのか。屋外授業における取組や部活における対策案を一括してお伺いをいたします。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。近年、特に気温が高くなっておりまして、熱中症の危険性が大変指摘されている現状でございます。ただ、今年度の奄美市内の小・中学校における熱中症で医療機関に搬送されたという報告は受けておりません。

それでは、2点目に市教育委員会といたしましては、屋外授業及び部活動における熱中症の予防のために健康観察を徹底し、児童・生徒の健康管理に努めること。児童・生徒が心身に不調を感じたら遠慮せずに先生方に申し出ること。そういう、やっぱり習慣づけることも大事である。屋外での活動時は帽子をかぶらせて薄着をさせることも大切であると。長時間の練習や作業はこまめに水分補給し、適宜休憩を入れるなどのことを徹底させて熱中症の未然防止に努めているところでございます。これでよろしいでしょうか。

20番（橋口和仁君） はい、ありがとうございます。熱中症はいなかったということで、非常に安堵しています。その熱中症対策ということで徹底して健康観察をし、管理をしてるということで、日ごろの先生方の努力に対しましては本当に敬意をさせていただきます。

そこでね、新たにちょっと先生方、既に御存知のことと思いますが、環境省のほうから暑さ指数というのが、暑さ指数、WBGTと言いましてですね、気温、そして湿度、輻射熱の三つを取り入れた温度の指標であるということで、この環境省のサイトを開いていきますと、この暑さ指数というのは表示されています。それによると、運動に関する指針ということで気温が35度以上、暑さ指数が31度以上あった場合には、運動は原則中止というふうに環境省のほうでも一応指針としてされておりますので、その辺りもですね、1回また見ていただければなと思っております。

次に、屋内における環境はということで、各学校の室内気温についてお伺いをさせていただきます。今、先般ですね、奄美市の気温がどのぐらいなのかということで7月から8月までの気温、ちょっと見てきました。そうすると、8月がですね、約25日以上で確率で30度以上を超えてると。7月においても半分以上の日数において30以上を超えてるということでありまして、外気温と室内気温っていうのはやっぱりその室内の環境によりますけれども、もし風とか止まった場合にはそこまで変わってこないんじゃないかなというふうに思いまして、改めてですね、今その管内の、各学校のですね、室温はどのぐらいあるのか。市教委の方でこの6月から調査されていると思いますので、その辺りちょっと示して

いただきたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君） それでは、教室内気温の調査についてお答えいたします。議員御案内のとおり、今年度各学校の室内気温の調査は6月13日から8月29日までの間、7日間実施しております。時間帯は午前11時と午後2時の2回で、合計14回実施いたしました。その中で、7月20日の終業式までの期間の平均室内気温が最も高かった日が7月18日の30.9度でございます。学校別に見ますと、最高が33度、最低が27.4度となっております。以上です。

20番（橋口和仁君） 7月の18日に30.9ということで、これは先ほどこちらのほうで示させていただきました暑さ指数のですね、こう嚴重警戒という位置付けになってくるんですね。その28度から31度が嚴重警戒ということでもありますので、その辺りについて、その、ついて、改めてですね、感想でいいですが、その現状をどのように考えているのか、ちょっと示してください。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 今、議員御案内ありました基準についてですが、これまでは10度以上30度以下という基準がありました。それが今年4月2日付の改正によりまして、17度以上28度以下ということで、28度を越したらちょっと環境が暑いという感じになっています。それで、議員が今お示しになった28度以上の学校数ですが、1学期中に一応先ほどの調査の結果、すべての学校が1度は、1日は28度を超してるという日がございました。以上です。

20番（橋口和仁君） 28度を超すると、これは本当に表現がちょっとなかなか出てきませんが、そこですね、ちょっと教室の換気についてということでちょっと示させていただきたいと思います。学校の教室の換気は建築基準法と学校環境衛生基準と二つの基準に縛られておると。そして、適温は文科省においては25度から28度と示されておりますが、これは地域のよってこの適温というのが違っていると。しかし、その奄美市においては17度から28度というのが適温だということで、適温を超えている教室があるということがはっきり言って現実なんですね。これはまた、のちほど普通教室についての質問のときにもまた改めて質問させていただきますが、次に特別教室のですね、環境について伺いをさせていただきたいと思います。学校の特別教室っていう括り、普通教室と特別教室がありますが、少し教えていただきたいというのがありまして、特別教室の括りっていうのは職員室、パソコン室、図書室、家庭科室、理科室、それが特別教室。あとは、通常子どもたちが学習、生活をするところが普通教室ということでよろしいでしょうか。もし、間違ったらちょっと示させていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 今、議員御案内のとおり、教室の普通教室と特別教室がございます。特別教室には音楽室、家庭科室、パソコン室、図書室、美術室、理科室などがございます。以上でよろしいでしょうか。

20番（橋口和仁君） その特別教室のですね、先ほど普通教室で28度以上の気温があったということ伺いました。特別教室の家庭科室、美術室、特に中学校の理科関係の教室も特別教室だと思いますが、その辺りにおいての状況について、改めて質問させていただきます。理科の実験においてはですね、暗幕を引いて戸を閉めて、中でフラスコ、暖めるという実験がありますよね。そのときの気温っていうのは先ほど28度以上の気温があるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺りの状況は調査されているのか、現状は把握されているのか、その点についてまず示してください。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 先ほどの調査の件ですが、先ほどの調査、各学校において一番高い

ところですね、4階教室なら4階の日が当たる、温度が上がりそうな教室を各学校1教室ずつ選んで調査しております。今の特別教室の件ですが、特別教室の冷房設置状況につきましては各学校、すべての学校でパソコン室と図書室にはすべて設置、冷房が設置されております。その他の理科室、家庭科室などにはほとんど設置されてない状況です。理科室は特にカーテンなんか閉めて実験をするので暑いんじゃないかという話でしたが、特別教室の冷房設置につきましては理科室に限らず各学校によって事情が違うと思いますので、学校と協議しながら事業計画の中で判断してまいりたいと思います。

20番（橋口和仁君） その設置状況っていうの、お示ししていただきました。そこですね、文科省においては3年に1度、空調設備の設置状況を調査しております。昨年、平成29年4月に調査結果を報告しております。それによると、公立小・中学校における普通教室、特別教室の全空調設備を設置する教室は34万2,267室であり、設置率は41.7パーセントと。これは、前回、3年前ですと、26年度には29.9パーセントと。各自治体によってですね、空調設備について前向きに捉えて設置してるんですね。これは、奄美市のことにだけでもそうありますように、教育長が常々話されております。奄美の子どもたちを光にと。そして、奄美の人材を担う子どもたちということであればですね、奄美市の現状っていうのはあまりにも低すぎるんじゃないですかね。じゃないかなと思います。そこで、最後の質問に入りますが、普通教室への冷房設置についてお伺いをさせていただきます。まず、空調設備の現状について示してください。

教育委員会事務局長（山田春輝君） それでは、普通教室の冷房設置についてお答えいたします。現在の奄美市内の冷房設置状況につきましては、現在朝日小学校のプレハブ校舎2教室に設置している状況です。ほかの普通教室には設置されておられません。

20番（橋口和仁君） 確かですね、普通教室217教室ですかね、270。ほとんどもう設置されていないという状況で、先ほど来から議論させていただいてるその室内の気温、本当に厳重警戒の状況で子どもたちは日々の生活と、そして学習をね、営んでいるんですよね。もう大半が子どもたちは暑い中、特に7月から今9月、1年の中で暑い月だと思います、7月と9月。その中で、授業を受けてるところなんです、特にこの風が止まったときのこの蒸し暑さ、もう私も学生の時はですね、止まったときにははっきり言って本で風を送ってきたという状況の中でね、勉強させていただいたところなんです、そのときにはクーラーっていうのは贅沢品だと言われておりました。しかし、この地球温暖化の毎年気温が上がる中でね、そういう過酷な状況下において、子どもたちの環境をまず優先することは一番大事なことじゃないかなと。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そうですね。その辺りについて、教育長の必要性についてどのように感じているのか。

教育長（要田憲雄君） では、お答えを申し上げます。気持ちや考え方は議員と同じでございます。ただですね、都会の場合とこの南東の私たちが住んでいるところは、気温の差はかなりございますね。奄美地区は30度、31度、32度ぐらいです。向こうは先ほど議員も御説明があったように、かなり熱中症が出ております。これは、37・8度でございますよね。その都会と奄美とは5度以上の差がございますよね。ただ、今28度が基準ということでございましたので、今政府もですね、来年度中は是非冷房を設置したいということで進めておりますので、私どもも是非そういう意味では必要だという思いはございますから、国の動向を見極めながら対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

20番（橋口和仁君） このクーラー設置についてはですね、普通教室への、同僚議員の安田議員、昨年

の橋口耕太郎議員、そして今、3月の多田議員と私を含めて4人の議員がですね、この重要、大きな課題だと。これは優先的にしないといけないということで質問をしているところなんですね。今年度の教育行政要覧というのを見させていただきました。その中で学校教育の充実ということを謳っております。そのことを、学校教育の充実ということを謳っていることを改めて考えをいたしました。まず、子どもたちの安全・安心を図るために耐震化によって、学校施設の安心が図られてきたと。そして、補修をされて日々の子どもの安全・安心を図ってきたと。もう一つが、給食センターですね。食の安定した供給を図ってきたと。これが、教育環境の充実という、もう一つ、私はあると思うんです。そこが一番重要な課題でありまして、それは何と言っても過去4人の議員が一般質問で提言をしました普通教室へのエアコン設置だと思っています。毎年、この気温が上がる中でね、子どもたちの状況を見れば本当にかわいそうだなというふうに思っています。学校、教育長が就任されてまさに実践的に各学校を訪れて、学力向上も上がってきているという結果が出ております。そこに、もう一步踏み込んでこの環境の中でね、子どもたちが学習をする状況あれば、また学力向上においては一步も二歩も三歩も推進されてくるであると思います。奄美群島を担う奄美市でございます。他の町村、優先してですね、まずこの奄美市から普通教室へのパソコン、空調設備の設置ということで、是非前向きに検討していただきたいと。国の動向ということで話をされましたが、国は確実、動向を注視するの分かりますけどね、しかしこの姿勢っていうの、まず示していただきたいと思っています。

以上で、私の一般質問を終わりますが、どうかその辺りをですね、しっかりと組んでいただいて、戸別受信機、そして子どもたちの安全・安心する環境づくりについて取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（師玉敏代君） 以上で、自民新風会 橋口和仁君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午後1時30分、再開いたします。（午前11時42分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

12番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。自民新風会の竹山耕平でございます。平成30年第3回定例会、個人質問、一般質問を行います。

まずは、今年の夏は日本全国異常気象とも言える夏でした。奄美においても台風19号をはじめ、多くの台風が奄美近海を通過し、市民生活に大きな影響を及ぼしました。市議会の仲間でもある伊東議員をはじめ被災された市民の皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、質問項目を多く準備しておりますので、さっそく一般質問を行います。

まず、市長の政治姿勢について。まずはじめに、世界自然遺産登録に向けて質問いたします。ノネコ管理計画に基づき7月からノネコセンターの運営が開始されましたが、この管理計画においては5月のIUCNから登録の延期勧告を受けた際においても評価を受けておりました。実際に運営が開始され、その取組等については既に地元新聞にも報道されておりますが、奄美大島猫対策協議会と申しますか、奄美市としても捕獲頭数を月間30頭目標にしていたと思いますが、及んでおりません。その現実等も踏まえ、実際に運用が開始され、これまでの捕獲から譲渡に至るその実績等について、またそこから見えてきた課題等がございましたらお示しをお願いいたします。

次の質問より発言席から行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市民部長（前田和男君） それでは、竹山議員の御質問にお答えさせていただきます。奄美ノネコセンターは本年3月に改修工事が完了し、本格運用に向けノネコの受入態勢や譲渡要領の整備など準備を進めてきました。7月17日から環境省による捕獲事業が始まり、捕獲実績としましては7月に2頭、8月に11頭、合計13頭のノネコを捕獲しているところでございます。その内、譲渡済または譲渡先が決定したノネコが10頭、センターにて収容中が3頭となっており、安楽殺処分を行ったノネコはゼロでございます。センターを運営して行く上での課題となる点は特にございませんが、ノネコ管理計画を進めていく上での課題として捕獲作業が難航していることと、譲渡希望者数が少ないことが挙げられます。まず、捕獲につきましては環境省が行っている事業で、当初の予定では1か月に30頭捕獲する計画でしたが、1か月半を経過して13頭と捕獲予定頭数を大幅に下回っております。環境省ではノネコが捕獲器を警戒していること、夏場は山中で餌が豊富にあることなどが要因ではないかと推測しているようでございます。また、捕獲と同時のモニタリングも行っており、ノネコがカメラで撮影されているので確実に生息していると連絡を受けております。今後は捕獲器の設置方法や設置場所、餌の種類など試行錯誤しながら捕獲効率を上げていく計画を立てているようでございます。次に、譲渡対象者数ですが、8月末現在4件と少ない状況でございます。環境省、鹿児島県、本島5市町村のホームページで譲渡希望の申し込みを掲載しておりますが、なかなか申請者数が増えていない現状でございます。今後は広報紙等も活用し譲渡希望者を募ってまいりたいと考えております。以上です。

12番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。13頭だと。7月17日の運用開始から13頭、そして譲渡済み、また予約のところまでいって10頭、3頭が収容している。そしてまた、安楽死がゼロだと。この安楽死ゼロというのはいいことだというふうに思います。ここでちょっとお尋ねなんですけど、その罠と申しますか、かご、そこに例えば、昨日ちょっとある方とお話させてもらって少し心配をされてもいたんですけど、そこに希少種、動物が間違っって入って捕獲されることはないかと。例えば、毎日見回りをして、毎日そのかごを見てるんであれば安心はするんだが、ちょっと野放しにしたりですね、そういう希少動物に対して少し安全性はどうかということがありましたので、ちょっとそこら辺お聞かせください。

市民部長（前田和男君） まず、1点目のほかの希少種が罠にかかってないかということでございますが、現在のところ希少種が罠にかかったという報告は受けておりません。捕獲の方法でございますが、月曜日の日に環境省のほうで罠を山中に仕掛けにまいります。そこから、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、毎日罠を確認に行く。ノネコが入っていたときには、そのノネコを回収してセンターに持ってくるという形になってます。金曜日の日には罠も回収をして、土曜日、日曜日には職員が行きませんので罠は山中には残っていないという形での捕獲方法を取っておりますので、毎日罠については確認をしているということでございます。以上です。

12番（竹山耕平君） はい、安心をいたしました。そしてまた、これがですね、やはり世界自然遺産登録に向けての、その管理計画の中から生まれたものでありますので、この奄美市だけで行っているのか、若しくは奄美大島猫対策協議会、5市町村でやっていますし、やはり一番近い自然遺産登録、失礼いたしました、国立公園のその指定されたその山中を中心においてやることも大切だなというふうに思いますので、その辺りのことをですね、しっかりと環境省と連携を取って、また5市町村の猫対策協議会のほうでしっかりとモニタリング、そしてまたそういった運用をですね、ノネコセンターの運用、そしてまたしっかりとした譲渡、譲渡に至るところまで猫を安心して相手側に譲渡ができるようなシステム作り、その運営が一番大事だと思いますので、お願いしたいなというふうに思います。

そしてまた、ちょっと気になる点はその譲渡された猫が10頭いると。その10頭につきましてはしっかりと、例えば違う奄美猫問題ネットワークですかね、が譲渡会とかを行っております。そこでは、かなり厳しい、何て言うんですかね、譲渡先、相手に対しての基準を設けてると思うんですけど、その辺り、譲渡がもう10頭、早くもされているというところで、その辺りの見解、例えばその奄美猫問題ネットワークさんがやってるのは、例えばお年寄りの方にはちょっと御遠慮いただくとか、外国の方には御遠慮いただくとか、そういったことがあると思うんですけど、その辺りの基準っていうのはどのような感じになっているんですかね。

市民部長（前田和男君） 譲渡先につきましては、まず譲渡を希望する方から申請をしていただきます。その申請の際に譲渡を何頭でも引き受けるということではなくて、その譲渡を希望された方のお宅だとか施設だとか、団体の場合には施設があるものですから、その施設で確実に飼養できる頭数が確認できるものを添付してもらってます。ですので、現在登録されてるものは個人が1で、団体が3でございます。個人につきましては島内の方、団体につきましては島内外1団体、島外が2団体という形で、これ以外にも個人で島外の方が現在申請中という形になってるんですが、いずれにしてもその申請の際にしっかりと飼養ができる環境を持っているかということをも確認させていただいたうえで、譲渡先として認定してるという形でやっておりますので、そこについては十分な担当ができてる。また、約束として1か月、3か月、6か月、1年後、報告をしてもらうような義務付けもしておりますので、御理解いただきたいと思います。

12番（竹山耕平君） しっかりと譲渡先に対しては報告も、しっかりと義務付けてるということでありますので、そういった点ではですね、安心して、またこの運営をですね、この月間捕獲頭数30頭に向けて、また今後も頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、②の今度は野良猫についてお伺いいたします。本市の野良猫のTNR事業の実績と申しまうか、状況とこの協議会に伴う他の4町村のこの自治体の状況についてお伺いいたします。

市民部長（前田和男君） 今年度から始まりましたノネコ管理計画にノネコの発生源対策として野良猫のTNR事業を記載しております。奄美市では平成25年度からTNR事業に取り組んでおり、平成29年度末までに837匹の実績となっております。奄美大島ねこ対策協議会の他の4町村の状況については、瀬戸内町は平成27年度から開始し393匹、大和村が平成26年度からで272匹、宇検村は平成28年度からで155匹、龍郷町は平成28年度からで725匹の実績となっております。また、奄美市においてはTNR事業を加速するため、平成30年度から鹿児島大学の協力をいただき合計1,040匹の手術を新たに計画しております。5市町村の平成30年度の計画は奄美市は440匹、瀬戸内町が150匹、大和村は100匹、宇検村も100匹、龍郷町は240匹、合計1,030匹となっております。以上です。

12番（竹山耕平君） 分かりました。今、ざっと計算して1,500頭余りが今奄美大島の中ではTNR事業が実施されているということで、ここで少しちょっと問題が、TNRに絡んでですね、出てきているのも実際にあると思います。現実にはTNRされた猫、さくらねこと、桜の形に似てるのでさくらねこと言うんですが、そのさくらねこが要は山の山中で希少動物と申しますか、あとは子猫、啜えてるような写真だとか映像が実際に現れたと。その辺りに対して、やはりこの、今後、TNR事業のその後と申しますか、その1世代限りなのか、そういった問題点もですね、実際出てきているのも事実でありますので、その辺りを一つどのような見解を持っているのか、お聞かせください。

市民部長（前田和男君） TNR事業を進めていくうえでの課題となる点としまして、まずモニタリング

調査を実施していないということで、野良猫の生息状況が実質把握されていないことがございます。この課題解消に向けて、平成31年度からのTNR事業はモニタリング調査も含め5市町村統一して奄美大島ねこ対策協議会で行おうということで計画を進めております。このモニタリングをすることにより、野良猫の生息状況がある程度把握できるものと考えております。TNR事業を行うことで野良猫の数は減っていくものと考えておりますが、野良猫を増やさないための飼い猫の適正飼養に対する意識向上や条例に定める飼い猫の登録、みだりな餌やりの禁止など条例の遵守等について普及啓発も進めていかなければならないと考えているところです。

12番（竹山耕平君） 今、部長のほうからですね、またそのモニタリングだとか今後のその調査のあり方、そしてまた猫の適正飼養についても答弁がございましたので、これ以上は申し上げることはありませんが、しっかりとまた頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に③、今度は植物、希少植物の保護対策についてお伺いをいたします。保護、保全対策につきましてはこれまでも多くの同僚議員が質問をいたしておりますが、やはり重要課題であるこの希少植物の盗掘、盗採に向けての保護対策、またインターネット等によってですね、この希少種が取引をされている事実。こういったことに対する対策、予防策。これまでの間、しっかりと改善が図られているのかどうかということについて質問をいたします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 希少植物の保護対策についてお答えいたします。希少種の保護につきましては、奄美大島5市町村で共通の「希少野生動植物の保護に関する条例」を制定しまして、動物22種、植物35種の島内での採取・捕獲を禁じ、国・県におきましても延べ動物42種、植物19種の採取・捕獲を禁じております。また、奄美大島5市町村で構成しております奄美大島自然保護協議会におきまして、平成28年度から希少種保護パトロール委員を4名雇用し、希少種の盗掘、盗採を未然に防止する巡視活動を奄美大島一円で行っており、希少動植物保護の強化に努めております。盗採の現状についての御質問ですが、昨年の奄美群島国立公園指定以降も希少植物の盗採を確認しております。また、インターネットオークションで奄美の希少種が売買されてるとの情報が寄せられる場合がありますが、オークションに出されている希少種がいつの時期にどの場所で採取されたかを把握することが難しく、現状では現行犯による取り締まりしか行われていないところです。これを防止するために、地元住民や観光客向けに空港や街頭でチラシを配布するとともに、ホテル、バス、タクシー、レンタカー会社へ出向き希少野生動植物の保護についてお客様に周知していただくよう協力をお願いをするなど、盗採防止キャンペーンを鹿児島県、国、警察署、地元5市町村で連携して行っております。奄美大島における希少種保護や盗採・盗掘問題に関しましては奄美市だけではなく、奄美大島全体で取り組んでいくべき問題だと考えておりますので、引き続き国・県、警察署、関係機関と連携の上希少種保護に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

12番（竹山耕平君） いろいろありがとうございます。そのような答弁の中でもですね、やはりこの自然の保護、保全ということが、ましてや今後ですね、改善が図ることができなければブラックリスト入り、そういったことも念頭にですね、危機感を持って取り組んでもらいたいと思うんですが、最後に先ほど私が質問した中で、このしっかりとこの間活動を、今実績がいろいろ出てきましたが、改善がしっかりと、例えば5年、25年、26年でしたっけ、その辺りから始まって改善が図られておりますか。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 連携して5市町村で自然保護協議会を設立しまして、5市町村で取り組んでいるんですが、間違いなく数年前よりは効果が出てるというふうに思っております。

12番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。効果が出ているということでありますので、よろ

しくお願いいたします。

次に、（２）本場奄美大島紬協同組合、旧県の工業技術センターの今後の活用方法についてお伺いいたします。先ほど川口議員からもありましたが、先日奄美市議会有志といたしまして組合役員の皆様との意見交換会が開催されました。本場奄美大島紬の再生に向け、いかに今後あの建物、施設を利用、有効活用していくのかということも大変重要なことだというふうに感じた次第でございます。紬会館からの移転により水道光熱費等のランニングコスト、維持管理費等にも影響が出てきている、変化が出てきているというふうに思います。管理面も含め、組合側とどのように協議をされているのか、お伺いをいたしたいと思います。また、あの建物は１階が組合管理、そして２階は市役所が管理となっているようですが、その辺りの件も含めてお示しをお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。本場奄美大島紬協同組合におきましては本年４月から紬会館から移転し、今の浦上にある産業支援センターで業務を開始しているところでございます。産業支援センターのランニングコストにつきましては、施設自体は本市の所有となりますことから、施設に付随する空調設備等の備品につきましては、本市において修繕を行っております。また、施設を使用する上での光熱水費や維持管理するための軽微な備品等につきましては、協同組合を始め入所している販売組合、基金協会、締機事業者が床面積の割合などでそれぞれ負担することとなっております。議員御案内のとおり、紬組合としては移転したことにより、これまでより占有面積も大きくなり、光熱水費は若干高くなっていると思いますが、前面に広い駐車場がある上に、施設の１階にまとめて後継者育成や紬製品を販売するスペースが確保できたメリットは大きなものがあると考えております。

次に、産業支援センターの活用方針ということでございますので、１階部分、別館につきましては本場奄美大島紬協同組合から要望がございました。要望は３点あり、１点目が大島紬の全工程の後継者育成の拠点施設として利用したいということ。２点目が、観光客の増加に対応するため、展示物や工程見学、そして紬製品の販売を行えるように利用したいということ。３点目が、本場奄美大島紬の研究開発の拠点施設として利用したいということでした。この３点において、市と紬組合お互いの確認ができたため入所に至っているということでございます。以上です。

１２番（竹山耕平君） はい、分かりました。紬組合ともしっかりと協議をされてですね、あの場所を使って有効利用させていただきたいと思います。建物自体もですね、確か平成になってすぐぐらいだったのかな、築年数も大分もう経過していますし、今後あの建物をですね、何て言うんですか、今は管理してもらっている。あとは、いろんなところで優遇面をやっていると思うんですけど、あの建物管理するのも結構な、市役所がしっかりといろいろな形で管理もすると思うんですけど、この維持管理するのもやっぱり結構な経費がかかることが予想されますので、可能性があれば、指定管理に対してなぜできなかったのかなというのも思ったんですけど、その指定管理への移行という部分も含めてですね、協議については都度行っていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。次、②と③を一括して質問を行います。この点につきましてはですね、先の土日の開催されたイベントのように、今後も敷地内やそれ以外でも積極的なイベント開催や事業が予想されることから、これからは県の協力が必要不可欠だというふうに考えております。また、県主体によるその事業の展開も有効的に進めさせていただきたいというふうに私は考えております。また、先にも申し上げましたがこれまで工業技術センターとして稼働していた事業を、更に今部長からも中身はちょっとありましたが、その発展させてその有効活用を図ることが紬産業の振興に大変重要と考えておりますので、それには当然予算が伴ってきます。そういったことからですね、施設内ではその紬専門学院や今はその締機事業が行われておりますが、染色や泥染め等は使用できておりません。人手の問題もあると思うんですけど、２２年の集中豪雨時の影響もあり泥田のほうは被害を受けてそのままの状態で放置されている状況でございます。そのようなことから、またですね、この施設、７月に移ったばっ

かりだとは思いますが、この施設へ案内するような国道・市道を含むこの案内標識や建物自体に紬組合ですよということを掲げるような看板もまだ掲げられていないということも課題です。建物をわたすのであとは組合で対応してくださいとはいかない状況でもあり、その総合的な点を含めてですね、今後予算の伴う事業への対応が考えられると思いますが、そこで県側との協議を併せてですね、この御見解をお願いします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。奄美市産業支援センターの活用につきましては、鹿児島県との譲渡契約において「大島紬産業の振興や地域活性化の拠点施設」とすることを条件に無償で譲渡を受けております。具体的な活用につきましては、本場奄美大島紬の技術開発や技術の相談・指導の場とするとともに、後継者育成のため本場大島紬各工程の技術伝承の場として、更に地元産業や地域活動の活性化となる場としたいということで事業計画及び利用計画の中に盛り込んでいところでございます。そのような中で県との協議の中でも後継者育成等につきましては、その支援方法、また内容について現在鹿児島県、それと関係町村、それと紬組合という形で後継者育成のやり方、また支援の方法などについて十分協議を進めているところでございます。また、今後施設を活用していく上で必要な施設整備につきましては、関係団体の要望等も踏まえつつ国・県等の補助事業を有効に活用できないか検討しながら、観光拠点、後継者育成の場、そして地元産業の活性化を担う場として機能的な施設となるよう調整を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

12番（竹山耕平君） おっしゃってることはよく理解できます。ですけど、その問題がですね、やっぱり後継者育成、そして施設の有効利用、そういったものがやっぱり今後、有効利用と申しますけど、後継者育成ですね、そこが一番の課題であり、今おっしゃってる中身でもやっぱり出てきてるんですけど、そこがなかなか課題の解消になってないなというふうに思いますので、そこはしっかりと組合とですね、協議してどうやったらその奄美大島の紬がしっかりと再生できるのかというのは、県も一緒になってですね、課題の解決に向かってほしいなというふうに思います。ですが、そういった、今部長の答弁のほうからですね、その先ほども申し上げましたけど22年の豪雨災害、そのときに上の国道が崩れた関係で泥田が使用できなくなったと。やっぱり、泥田が使用できなくなったら当然、あそこから放置されている状況ですので、そういう面で見るとちょっと、その割には何かやってないなという印象を受けるのも確かです。そういったところはしっかりと頑張って、連携してください。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問。奄美が世界に誇るもう一つの特産品である黒糖焼酎業界の現状についてお伺いをいたします。①と②をもう一括して質問します。これまでのふるさと名物応援宣言にかかる事業やジェット関連の取組は私も理解をしております。また、群島基金協会からの支援事業についても理解をしているところなんですけど、まだまだ積極的な取組がなされていないというふうな印象を持っております。紬組合とは紬産業の振興に向け協議を重ねています。この焼酎業界とも同様にですね、積極的な協議がなされているのかどうか、されているならそこから生まれた事業は紬同様とまでは申しませんが、この市主体の事業の実施、予算の伴う事業の展開についてお伺いをしたいと思います。黒糖焼酎にしましては、もう皆様御承知のとおり現在も全国で消費される焼酎の中に占める割合は約2パーセントに留まっております。また、以前はブームにもなり県外販売も盛んだった時期もありましたが、そのあとはもう販売量が減少するばかりです。倒産や身売りする会社もあることも御承知のところだと思います。もう、焼酎業界の皆様もさまざまなイベントの実施、物産展等でも大変努力しているのも御承知のとおりだと思いますが、この黒糖焼酎業界の振興に向けてですね、より一層の官民連携を取っていただきたいというところからの質問になります。御見解をお願いします。

市長（朝山 毅君） それでは、竹山議員に黒糖焼酎の件で御答弁させていただきたいと存じます。委員

がおっしゃるように、黒糖焼酎と大島紬は奄美を代表する製造業でございます。そこで、低迷した大島紬産業に代わり安定した事業のもと、大島の黒糖焼酎が大変人気を博していることも事実でございます。全国に広がる奄美会の皆さんや奄美ふるさと100人応援団のネットワークを生かしながら、「奄美のタベ」などによる本土でのPRや島内に誘致されたイベント等において、黒糖焼酎の試飲などによる周知、広報活動を継続して取り組んでいるところであります。また、黒糖焼酎業界においては国内需要が横ばい状態の中、新たな市場として海外への販路開拓の機運が高まっていることもまた事実でございます。市といたしましても、過去にはドイツで開催されましたPRイベントに参加をいたしまして、鹿児島県の知事、商工会連合会の会長並びに関係者と蔵元8業者の皆さんとともに黒糖焼酎のセールスを行ってまいりました。また、先週も全国商工会連合会の森会長の御尽力などいただきまして、奄美商工会がその事業を受託し、武蔵野市吉祥寺の駅前の商店街で、本当に大きなイベントをさせていただき、私も参加し奄美黒糖焼酎をPRするとともに多くの皆さんに試飲をいただいて好評をいただいたところであります。そのようなことも踏まえて、今後はやはり海外をターゲットにした販売網を構築していくことが、やはり産業との伸長に帰するというふうな思いから現在酒造組合との皆さんともお話をし、蔵元の皆さんとともに米国への販売ルートを求めていこうという機運が醸成されつつございます。そのような中で、今年度より海外販路拡大の支援策といたしまして、市において日本貿易振興機構、いわゆるジェトロの運営負担金を拠出いたしております。ジェトロが提供する通訳者の手配や広報、情報提供など様々なサービスを地元業者が有効に活用していただくためのお手伝いとして、金50万円だったでしょうか、ジェトロに出資をしてる、出資と言いますか、助成をしてるところでございます。本市といたしましても引き続き酒造組合、また蔵元の事業者と一丸となり奄美のやはり黒糖焼酎、奄美でしか製造ができないこの先人が遺した遺産をしっかりと有効に活用しながら、経済の活性化、業界の安定、ひいては奄美群島の特産品として全国にPRしてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

12番（竹山耕平君） すいません、失礼いたしました。

商工観光部長（武下義広君） それでは、予算の伴う事業の展開ということでございます。議員御質問の予算を伴う事業につきましては、各メーカーが販路拡大や消費拡大に向けた企業努力を行っていることは承知いたしておりますが、黒糖焼酎は奄美群島全体の地域産業であるという観点もございまして。広域的な取組が必要になってくると考えています。本市といたしましても、このようなことから関係市町村、また広域事務組合、鹿児島県とも連携を図りながら、当然業界全体の現状をしっかりと把握し、市として協力や支援ができることを酒造組合としっかりと話をして協議を重ね、具体的な要望等を踏まえたうえで今後の対応について検討してまいりたいと思います。以上です。

12番（竹山耕平君） 市長からこの丁寧な答弁の中で、もう実際今日の新聞にもありましたし、あとは国内外に向けて積極的にトップセールスを市長が行っておりますので、今部長からも最後に答弁があったように、まずはその業界との方々と、広域的になります。これは紬も同様だと思いますし、やはりこの焼酎って言うと少し、ちょっと各蔵元っていうイメージがあって、紬っていうと紬全体を何かイメージするような、やっぱりそういうやり取りの中でもそういうふうに少し見える部分もあるので、やはりこの業界としてしっかりとした連携を図っていただきたいと思いますので、お願いをいたします。

次に、子ども・子育て支援新制度について質問をいたします。新制度は平成27年度に導入され今年度で4年目となりました。法制度は政府の肝いり政策の目玉として導入が図られたと認識をしております。軽くおさらいいたしますと、この目的は保育の場を増やし待機児童をなくす、減らすことで子育てと就業を両立しやすい社会を目指すこと。また、幼児期の教育や保育に加えて、地域の子育て支援の質と量の向上を図ることが挙げられます。また、幼稚園と保育園のよい機能を兼ね備えた認定こども園の

普及を図ることなどが挙げられると思います。本来のこの支援新制度の目的どおり、奄美らしい子育てニーズの実情に適切な切れ目のない支援策として運用が図られてきているのかどうか、また併せてこの子育て保育に対するニーズというものは、時代に伴い変化するものというふうにも考えます。4年目を迎えたということで、各事業所や保護者、そしてサービスを利用する方々へのアンケート等を行うことで、更に奄美らしい制度の運用が図られると考えますが、この実施等について御見解をお願いいたします。

福祉事務所長（中村博光君） それでは、子ども・子育て支援新制度の運用についてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度は平成27年度からスタートしております。本市では待機児童対策といたしまして、平成28年度に小規模事業所の新規開設や認可保育園の定員増、今年4月からは名瀬地区の公立保育、公立幼稚園の3歳児保育、それから預かり保育を導入しております。来年度に向けて認定こども園へ移行を準備してということもございます。今年4月の待機児童数は3名でございます。新制度スタートの平成27年度には15名おりましたが、減少しております。また、放課後児童クラブの拡充によりまして学童のいる家庭のニーズにも対応してるところでございます。地域の子育て支援の質と量の向上につきましては、ファミリーサポートセンター、それから病児病後児保育、一時預かり事業、それから延長保育事業など市民の多様なニーズを満たすべく制度を運用してるところでございます。更に、奄美市の地域特性を生かしたさまざまな子育てを実施しております。中でも「働きながら子育てしやすい環境づくり事業」では働く人を対象に乳幼児ふれあい・育児体験・子育て世代との交流の場を設け、子育てへの理解を醸成することで、子育て世代が働きやすい職場環境づくり、妊娠・出産により職場を離れた女性が復職しやすい環境づくりなどを目指しております。このような取組の中で得られた意見などを基にしながら、今年度は男性の方や祖父母世代の子育てへの参画を促す取組を中心に計画しております。具体的に申し上げますと、お父さん向けの料理教室、それから家事、育児の分担を目的とした三世代交流事業、夫婦のコミュニケーションを円滑にするセミナーなどがございます。現在進めている子育て・保健・福祉複合施設の建設、乳幼児期の教育や保育の質と量の向上、そして各種の子育て応援を友好的に連動させ、より活性化することで「奄美の地域の特性を生かした子育てに優しいまちづくり」につながるものと考えております。今年度は本市の子ども・子育て支援事業計画を策定して4年目になります。先ほど議員御提案の各事業所や保護者等のサービスを利用する方々へのアンケートも含めまして、各種事業を評価・検証するとともに、新たな計画策定に向けたニーズ調査を計画してるところでございます。以上です。

12番（竹山耕平君） 丁寧な答弁で、本当にすばらしいこの成果が、今あったと思います。更に頑張っていたきたいと。そしてまた、ニーズ調査を行うということでもございましたので、更に奄美らしいこの子育てニーズに合った切れ目のない支援策として頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、名瀬・住用・笠利3地区のこの、今のはすべてだと思うんですけど、認定こども園の話もありましたので、何て言うんですかね、導入前と導入後のこの改善が図られたこと。先ほど15名が、もう待機児童が3名だというふうな話もありましたが、この特徴な、この導入前と、特に名瀬、名瀬は置いてその住用・笠利においてですね、改善されたことについてちょっとお伺いいたします。

福祉事務所長（中村博光君） それでは、お答えいたします。住用地区におきましてはですね、現在へき地保育所が3か所と0歳児から2歳児の子どもを受け入れる施設として家庭的保育施設が1か所ございますが、開所時間が短いことから、名瀬地区などに通勤する方にとっては不便な状況となっており、早朝と遅い時間の保育の確保が課題となっていると考えております。そのほかですね、住用地区では今ファミリーサポートセンターに登録しているサポート会員が4名となっておりまして、近くに祖父母がいることで日ごろから子育て支援をしてもらって生活している若い世代の方もいる一方ですね、子どもの

面倒を見てくれる人が身近にいない転入者などは不便を感じている方もいらっしゃると思います。地域全体でサポートできる体制づくりも必要だと考えております。併せて、住用地区においては子どもの数の減少に伴う保育施設の維持管理等に配慮が必要だと考えてるところでございます。笠利地区におきましては、保育施設の老朽化による施設の管理運営が課題となっております。笠利地区においてもですね、ファミリーサポートセンターのサポートの会員を増やすために、今年度6月から7月にかけて笠利地区でサポート会員の養成講座を実施しておりますが、受講者が少ない状況でございましたので、サポート会員の増加も図る必要があると考えております。新制度のスタート後に改善されたことにつきましては、先ほども答弁いたしました。これは住用・笠利に限定したことはありませんが、市が認定する小規模保育所の新規開設や認可保育所の改築に伴う定数増による待機児童の減少、それから名瀬地区の公立幼稚園の3歳児保育、預かり保育の導入、それから名瀬・住用・笠利の放課後児童クラブの開設による学童の支援の強化等が挙げられると思います。以上です。

12番（竹山耕平君） はい、分かりました。

それでは、ちょっと次の質問にまで入ります。今、所長のほうからもありましたファミリーサポートセンター、この支援事業についてお伺いいたします。この運用状況、会員数や支援員の今状況もありましたが、活動実績ですね、についてお伺いをしたいと思いますし、この支援事業として、今もう所長からあったかもしれませんが、この支援事業が始まって、そのファミサポが始まってこの見えてきた課題がまだありましたら、ちょっとお願いします。

福祉事務所長（中村博光君） それでは、ファミリーサポートセンターの運用状況についてお答えいたします。平成29年度末でですね、利用会員が238名、サポート会員が124名、両方利用されている両方会員が5名の367名の方が登録をしております。援助時間はですね、年間合計で1,094時間、活動件数としては475件の実績となっております。援助の活動内容はですね、保護者の外出、または病気の場合の預かりが最も多く136件、次いで保育所等の登園時までの預かり送りが123件となっております。先ほども答弁いたしました、今年度実施しましたサポート会員養成講座につきましては15名が受講しております。また、9月10日からは名瀬地区において養成講座を開講する計画をしております。当事業につきましてはですね、市役所のホームページで紹介するとともに、窓口や電話での預かり相談の際に御案内させていただいておりますが、利用対象となるすべての世帯に情報が行き届いてない現状もございます。ファミリーサポートの利用について、あらゆる機会を通じて広報してまいりたいと思います。特に住用とですね、笠利については会員が少ないようですので、拡充を図っていきたいと考えております。

12番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。今の答弁を通してですね、是非ですね、要望したいということがありまして、今所長のほうからもこのファミリーサポート、住用・笠利地区の、特に住用・笠利地区のこの会員数、支援員を増やしたいというところからですね、是非今市が進められているこの地域包括ケアシステムというものが、部署が違うとは思いますが、これと連動させるような取組ができないかというふうに考えます。そこは、いろんな個人の負担増が増えるのか増えないのか、そこら辺がちょっとより、よく分からないんですけど、子どもからお年寄りまでを地域でより包括的にケアを行うというシステムと連動をさせることでですね、この地域、また町内、その集落単位での会員、支援員をまた登録することができるとしたら、この三方よしのまたよりよいシステムにもつながるのではないかというふうに思いますので、この、先ほども申しましたが、この子どもからお年寄りまでを包括的にケアをするという、このシステムの狙いからですね、連動できると思い、個人的には思いますので、是非取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、これは要望ということだけで止めておきます。

次に、教育行政について質問をいたします。昨年、渡議員も質問されましたが、この奄美文化センターの玄関からこの駐車場までの屋根対策ができないかということで伺いをいたします。やはり、私も雨の日に傘を差さずに走って転倒する方を見たことがあります。あそこのタイルは皆様も御承知のとおり、滑りやすいというふうな感触です。そしてまた、僅かな距離ですが傘を差すことで施設内に入ると、傘に付いた雨で施設内も床も施設も設備も濡れますし、多くの傘でかさばります。このアーケード設置等による雨対策の必要性を感じることから質問させていただきます。

教育委員会事務局長（山田春輝君） それではお答えします。御承知のとおり、奄美文化センターは奄美の文化振興の拠点施設として整備され、開館31年目を迎えております。奄美市民はもとより群島民からも広く親しまれ、利用者数は昨年累計700万人を超えたところでございます。御質問の駐車場から玄関までのアーケード設置につきましては、雨天時の利用者の利便性や安全面を考えたときに、今後整備の必要性を検討すべきものの一つと考えております。本市では奄美文化センターの長寿命化を図るため、奄美市の「公共施設等総合管理計画」に基づき、平成28年度に建物調査を実施いたしました。この調査報告書をもとに優先順位を精査し計画的な改修を進めているところです。現在、経年劣化による建物内への雨漏り対策などを最優先事項として、今年度も改修工事を進めております。また、舞台機能の充実のために、機材の入替なども順次実施しているところです。まずは、建物本体の長寿命化を図り、その後に周辺環境を含めた改修計画を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

12番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。利用者が700万人を31年で、開館31年目で超えているということで、やはり奄美市にとっても奄美にとってもですね、奄美群島にとっても重要な施設でありますので、やはり雨漏り対策が重要、最重要ということで取り組むということでございますので、そこも理解はできますので、しっかりとですね、やはり、けど、タイルが雨で滑る方もいらっしゃるというのも事実ですので、その辺りの対策も含めてお願いをしておきたいと思います。

次の質問に移ります。前回も質問をさせていただきましたが、今年度から小学校で取り組まれている「特別の教科道徳」についてでございます。これ、①、②、③はもう一括して質問をさせていただきます。この1学期を振り返って、各学校及び教員の取組等に対してですね、教育委員会としてどのように検証、そして分析をされたのか、お示し願います。また、初めて通信簿への評価を先生方は行ったわけですが、私自身も子どもがおりますので初めて通信簿への評価を見させていただきました。拝見をいたしました。特に意見を述べることはいたしませんけど、それぞれの評価内容に対してですね、教育委員会としての見解がありましたらお示しをお願いしたいと思います。そして、加えまして先日新聞等にもちょっと一部取り上げられておりますが、日本全国ですね、やはりこの評価に対しては苦慮しているというふうなことが載っておりました。そして、最後に今後の、そして課題等がありましたら御見解をお願いいたします。

教育長（要田憲雄君） では、お答えを申し上げます。特別の教科道徳につきましては各学校において昨年度から指導主事を招聘したり、研修会に参加したりして、道徳の教科化について準備を進めてまいりました。特に課題であった評価のあり方について振り返りをしたところでございます。具体的に申し上げますと、学校評価や職員研修の中で解説書の確認を行ったり、評価のあり方を再度分析したところでございます。今後は更に実際に1学期に行った評価について、どのような記述が望ましいのか全職員で共通理解を図り、工夫、改善する所存でございます。

次に、通信簿の評価でございますが、各学校におきまして担任1単位時間の様子や活動を記述にするのではなく、自分自身との関わりで深めたり、より広い視野で考えようとするなど、視点を念頭において記述したりしております。また、子どもたちがどのように成長したかを積極的に受け止めて、認め、励

ます、いわゆる個人内評価で記述したところでございます。教育委員会といたしましては各学校が今年度スタートした特別の教科道徳について、適切に指導なされていると考えているところでございます。今後も評価のポイントを校内研修や各種研修会の中で指導主事を派遣し、継続、指導を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

それから、課題につきまして申し上げます。2点ございまして、1点目は評価の仕方についてです。具体的には児童個々の様子や変容の記録等について。このことにつきましては、1学期の評価を基に更に分析をしまして、道徳の中で見られた学習状況や道徳性にかかる成長の様子、会話、ノート、質問紙などを活用しより具体的に子どもの様子を見取っていくことが大切であると考えております。2点目は、今までは読み物教材の登場人物の心情理解に終始するような授業でありました。その授業から、「考え・議論する」授業へ、いわゆる子どもたちが主体的に、積極的に、具体的に活動していく、深い学びとなるような、そういう授業を工夫していく必要があるというふうに考えているところです。このことにつきましても、1学期の反省を基にしまして、各先生方が明確な指導観を持ってできるように、今後も継続して指導主事を各学校へ派遣して特別の教科について、道徳の授業のあり方について、あるいはまた評価についても指導してまいりたいと考えております。以上です。

12番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。今の中で、最後にありましたこの課題の中で、この議論する授業に変わってきたと。そういったところはですね、私も子どもたち数名にちょっと感想を聞かせていただいたところ、クラスの中で話す機会が増えたということ、その授業の中でおっしゃってました。そういったところもですね、この、そしてまた先生方にしましたらやはり3学期間、通信簿に評価をしなくちゃいけない。そして、どうやって1年間を、この子の、一人の子どもたちに対してどのように評価をしていくのか、そういったところをやはり苦心するのが、苦慮するのがですね、もう想像できておりますので、是非今教育長がおっしゃったような形で、是非頑張ってもらいたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。これも①、②、一括して質問させていただきます。9月3日、昨日から名瀬・住用地区におきまして、給食センター方式による学校給食が始まりました。計画当初よりさまざまな課題等もありましたが、無事に開所できたことに心から喜びを感じております。前回は課題等を質問し、その事前準備に対し万全な体制を尽くしているなというふうに感じた次第でございますが、このセンター開所後から2学期本番に向けた夏休み中の事前シミュレーションの取組について、またこの危機管理に、体制に対するですね、この開所後のシミュレーションなどが行われたのかどうか、併せて質問をしたいと思います。そして、昨日、そして今日としか経って、1日しか経っておりませんが、この食物の搬入から調理、そして搬送から回収、片付けまでスムーズな運用が、運営がなされたのかどうかについて、お願いします。

教育委員会事務局長（山田春輝君） それではお答えします。奄美市立学校給食センターの稼働前のシミュレーションにつきましては、調理並びに配送についてそれぞれの作業に基づき実施してまいりました。具体的には調理の部が下処理、米飯、和え物、アレルギー対応、調理、揚げ物などそれぞれ班分けをし、繰り返しシミュレーションを行ってきました。配送に関しましても、それぞれのコースを熟知するため繰り返し走行し、また別のルートも走行するなどそれぞれ意見交換を行い、時間の確認や走行の妨げになりそうなものがないかなどルートごとに確認をしながら進めてまいりました。次に、アレルギーへの対応については、年度当初に保護者と学校で面談を行っておりますので、その対応については学校から引き継いでおります。また、改めて面談を希望する保護者に対しては、給食センターも加わり学校を含めた三者での面談を行っております。万が一、アレルギー反応が出た場合の対処方法は、これまで学校でその対応についてしっかり研修を行っておりますので、今後もマニュアルに沿って対応できるものと考えております。次に、危機管理に対するシミュレーションについてですが、まず台風などの災

害の対応として、給食の提供ができるかを判断し、できない場合においては、前日の早い時間帯に各学校及び食材納入業者へ連絡することなどのマニュアルを作成しております。また、災害以外の事故や道路事情により配送が遅れる場合についても、配送補助員が学校またはセンターと連絡を取り対処してまいります。食中毒に関しては、衛生管理に十分注意し、食中毒が発生しないよう努めておりますが、万が一食中毒が発生した場合の対応についても、学校と連携し食中毒対応マニュアルに沿って進めてまいります。

次に、昨日からの給食ですが、昨日から給食の提供を始めましたが、幾つかの学校で計画時間より10分から20分の遅れが出てしまいました。理由としましては調理時間が20分近く遅れたことに合わせて、配送車両へ積み込みに予定より時間がかかったことが原因として挙げられます。夏休み中に十分シミュレーションをしてきましたが、初日ということで時間に間に合わせなければいけないという焦りが逆に作業を遅らせることにつながったようでございます。昨日、担当ごとに検証を行い、本日からはそのようなことがないよう作業の確認を行ったところでございます。なお、本日の給食につきましては特に問題もなく、時間どおり各学校へ配送されたとの報告を受けております。以上です。

議長（師玉敏代君） 以上で、自民新風会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

7番（与 勝広君） 皆さん、こんにちは。公明党の与 勝広でございます。平成30年奄美市議会第3回定例議会、一般質問をさせていただきます。平成30年度の当初予算も確実に実行されてきていると思います。当初予算が執行され6か月目に入りました。まずは当初予算の概略を述べたあとに質問をしたいと思いますので、しばらくお付き合いをよろしくお願いいたします。

さて、平成30年度の当初予算はこれまで平成28年からこの3年間、合併後最大の大きな予算平成でありました。本年は合併して12年目に入りますが、合併後最大規模の予算総額となりました。平成30年度の当初予算、一般会計歳入、歳出合わせまして338億2,009万1,000円となっております。平成29年度が317億6,405万円でありますので、対前年度比と比較いたしますと6.47パーセントの増となっております。金額では20億5,604万円増えております。本年、20億5,604万円増えている主な要因といたしましては、今奄美市においてはさまざまな公共事業が実行されておりますが、特に名瀬地区における公共事業は完了したものもありますが、今佳境を迎えております。その公共事業に伴う普通建設事業費の伸びが主な要因であります。また、平成29年度の当初予算と比較しますと教育費予算も約8億3,000万円ほど伸びており、主な要因といたしましては笠利地区を中心とした学校の改修、改築の予算であると。この予算につきましては、子どもたちが安心・安全で学校生活を送れるような環境に配慮した予算であると、このように思います。

さて、1番目の市長の政治姿勢についてであります。質問させていただきます。（1）の起債額、償還額の推移と主な公共事業の財源内訳についての質問をさせていただきます。私は昨年（平成29年）の第3回定例議会におきまして、この平成29年から起債額、償還額が逆転することにおいて、平成29年から平成34年までの起債額の推移、償還額の推移、また基金の取り崩し額、基金の積立額の推移について質問をいたしました。なぜ、平成34年までかと言いますと、これは中心市街地活性化基本計画が平成34年で完了し、それまでには名瀬地区の大型公共事業も終息を迎えるからであります。当局の答弁は以下のとおりでありました。当局の答弁を確認したうえで、これも確認の意味を込めましての質問となります。まず、平成29年から平成34年までの起債額につきましては、26億円台から35億円台と

いうことであります。償還額につきましては48億円台から53億円台、また同じく29年から平成34年までの基金の取り崩し額が48億円台から53億円台、また基金の積立につきましては、失礼、基金の取り崩しにつきましては4億円台から10億円台、基金の積立額につきましては2億円台から5億円台であると、このように答弁をなさっておりますが、これらの数字に大きな変化がないものなのか、1点目の質問であります。

2点目は、主な公共事業の財源内訳であります。公共事業の財源内訳によりまして、やはりこれらの数字にも多少なりとも変化がするのでありますので、これも確認の意味を込めての質問をさせていただきたいと思います。まず、平田浄水場の更新事業につきましては、これは既に供用開始もしております、この事業はこれまでの砂ろ過方式から膜ろ過方式に変え、水道水の質も随分向上したという事業であり、またこれからの人口減少を見据えた事業であると、このように私は認識しておりますが、この平田浄水場更新事業、総額で29億3,800万円、財源内訳でございますけれども、ざっくりですけれども3分の1が国庫補助、3分の1が奄美市からの出資債、残りの3分の1につきましては約20パーセントが水道事業の起債、約5億8,200万円。残りの6億7,000万円が一般財源ということであります。また、末広・港土地区画整理事業につきましては、この事業は当初平成30年完了予定でありましたが、3年間延びまして平成33年となりました。事業総額も当初は9億8,000万円でありましたが、3年間延期はしたものの9億2,000万円ということになっております。これは、移転をすべきところが移転をせずに済んだということが主な要因であるということでもあります。さて、この9億2,000万円の財源内訳につきましては、約66億円が国庫補助、残りの29億2,000万円につきましては、約20億円が交付税措置と。残りの9億円余りが一般財源ということになっているようであります。本庁舎建設につきましては、当初は55億円と言っておりましたけれども、最終的には60億円ということでありまして、これは合併特例債を95パーセント充当し、そしてまた70パーセントから75パーセントは交付税措置であると。残りの一般財源につきましては、約20億円ということではありますが、これはこれまで積み立ててきた庁舎整備基金が活用、充当されるということでもあります。学校給食センターにつきましては、先だって開所式があり私も出席させていただきましたが、当初は11億円。そして最終的に17億円ということでありましたが、この間の開所式のときにパンフレットを見ますと17億5,000万円となっております。5,000万円増ということではありますが、約この17億5,000万円の財源内訳ですけれども、約3億円が国庫補助、残りの14億円余りのうち、約8割が交付税措置で、当初は一般財源は約2億8,000万円ということでありましたけれども、5,000万円増えましたので約3億円ぐらいの一般財源になるんじゃないかなと推測するものであります。また、奄美空港ターミナル拡張整備事業につきましては、これは7月からオープンしてありまして、7月にはまた奄美群島アイランドホッピングルートも開設し、8月にはスカイマークも開設いたしました。総額で25億5,000万円のうち、奄美空港ターミナル分の手持ち分、そして借入分が約13億8,000万円ということありますので、残りの11億7,000万円、このうちの1億7,000万円が奄振交付金の活用と。残りの10億円につきましては5億円が県が負担、残りの5億円は本島内の1市2町2村の市町村が負担をすると、こういうことでもあります。また、光ファイバー建設、光ファイバーの環境整備事業、総額4億9,900万円、うち97パーセントが起債、一般財源が1,570万円ということであります。また、赤木名・笠利線の道路整備事業、総額で12億700万円。70パーセントが国庫補助、30パーセントが辺地債。同じく節田・手花部線も総額で4億5,400万円。70パーセントが国庫補助、そして30パーセントが辺地債と。これいずれも社会資本整備交付金を活用するということではありますが、ざっと交付金、本市における主な公共事業の財源内訳について述べましたけれども、これらの数字についても大きな変化がないものなのか、併せて御答弁をお願いしたいと思います。

これからの質問は発言席より行いますので、よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 与議員に答弁させていただきます。今、ここ２・３年にわたる奄美市の公共事業等について議員のほうから、むしろ詳しくお話がございましたので、私のほうでは割愛させていただいて、総括的に申し述べさせていただきますが、御案内のとおり、委員がおっしゃるとおり約５４０億円相当の累増した起債がございます。その中において、３６億円をやはり限度としながら、起債をできるだけ留めておこうということでございましたが、近年のこの公共事業等により起債額よりも償還額が多いということは、やはり償還額よりも毎年起債が大きいと。従って、後年度にその累増した償還額が借入金よりも返済金が多くなっているという実情がこの２・３年あることも事実でございます。しかしながら、これらの公共事業についてはやはり水道事業、道路事業、また庁舎建設、給食センター事業などなど含めて経年劣化、いずれにしろ市民生活の安全・安心を確保しながら快適な生活をするためにどうしても必要な事業でありますので、それがこの期間集中してきたという経済的な事情、現実の行政上の事情もあることも御賢察、御理解いただきたいと思います。そのような意味におきまして、市においては毎年・中・長期的な計画を立てております。そのような中において、今申し上げた各種事業、それぞれ順調にやっているつもりでございます。しかしながら、御案内のとおり国においても鹿児島県においても地元においても、あらゆる公共事業が展開されております。従って、資材のコストのプッシュ、また人件費のプッシュなどなど含めて当初計画、また実施計画時に比べて事業着手時には事業費が少し高まってきたという事実もございます。これらについても機会を通して議会にも御説明を申し上げながら、公共事業の現状というものを御理解いただくように努めているつもりであります。そのようなことで市においては中・長期的な、約１０か年計画、１５年計画で事業の計画、そしてその裏付けとなる財政計画をいかにやるかということ算定しながら事業を進めておりますので、十分に今後ともやっていけるものと思っております。ちなみに申し上げますと、約５４０～５５０億円の借金が、起債残高がございますが、ずっと有利起債を除き国の裏付けの財源を控除した市が確実に持つべき借金の累計を申し上げますと約１７０億円であります。約です。１７０億円。我々がみんなの努力によって積み立てて、基金が１５０億円相当です。従って、これがイコールになるように、むしろ預金のほうが借金よりも多くなるように、そういう環境をつくり上げて参りますれば財政的にも大変余裕のある行政、自治体になると思いますが、しかしこれだけ集中した公共事業を展開してまいりますと、やはりそれも厳しいと。従って、中・長期的な計画をしっかりと立てながら事業を着手していかなければいけないという大変厳しい環境にもございます。これから歳入の面において一本算定などなど含めて３分の１相当を、収入の占める交付税が少しずつ減ってまいっている状況もありますので、それらも念頭に置きながら財政運営をしていかなければいけないと改めて思うところでもありますので、御理解をいただきたいと存じます。よろしくお願いします。

７番（与 勝広君） 市長の答弁はもう財政運営上、一生懸命頑張っているような状態であると、このような御理解をしたいと思います。先ほど、償還額、起債額の逆転と基金の積立、取り崩しと。これなどもある意味ではもう第２次財政計画に則って、第２次財政計画も数値目標を様々定めておりますけども、ある程度誤差を含んだ、幅を持たせた想定内の数字であると、このように言えると思います。先ほど市長の口からも一本算定の話がありましたので、平成３３年に一本算定、これまでの激変緩和措置を経て一本算定されまると、普通交付税が約１４億円削減されるという試算がありますけども、普通交付税が１４億円削減されるとなると、やはりこれだけの公共事業等々いろいろ抱えていて、またそういった中で財政上、財政運営上もちょっと厳しいのではないかと。第２次財政計画も先ほど言ったように数値目標立ってますけども、これについての影響等は今後考えられるものなのか、御答弁をいただきたいと思いますが。

総務部長（菊田和仁君） 議員御案内のとおり、普通交付税は平成32年までの激変緩和期間を経て、平成33年度より合併算定替から一本算定へ完全移行いたします。なお、合併算定替と一本算定の差額につきましては、合併時点では想定されていなかった合併市町村に対する特別な財政需要を交付税算定に反映させるなど、国の制度の見直しにより激変緩和期間以前の差額と比べて徐々に縮小傾向にございます。従いまして、普通交付税の減額は当初見込みより影響額は少ないものと試算してるところでございます。第2次財政計画への影響についてであります。先ほど市長からも答弁がございましたが同計画に基づく計画的な財政運営を進めるとともに、補助事業の導入や有利起債の活用、更には計画的な基金積立などにより適正な行財政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

7番（与 勝広君） 今、部長のほうから一本算定され、この普通交付税も思ったよりは少し減少額が減ると、そういう答弁でしたので、ちょっと改めまして水道事業の、ちょっと、ついて質問させていただきたいと思います。

先ほど、公共事業の中で、平田浄水場の更新事業が総額で29億3,800万円と。この事業につきましては、水道事業会計上、割と足腰の強いときにこの事業がなされてよかったなと私は思っております。この水道事業会計、平成28年の決算を見ますと、損益決算書では営業収益が8億9,000万円、約、これは水道料金の、はい。そして、営業外収益、これが繰出金、また補助金を合わせたのが2億9,000万円。合わせて11億8,000万円、これは11億8,000万円の黒字経営であるとかこのように言えると思いますけども、しかし水道事業会計もこの補助金などがなくてはもう成り立たないと、こういう状況等にある中で、のちほどまた併せて質問しますけれども、平成29年度の水道事業会計についてはこれから審査をしますけども、この営業収益、営業外収益の見通しがもし分かるのであれば、答弁いただけますか。

上下水道部長（橋口義仁君） それでは、平成29年度の収益につきましては、営業収益で8億9,000万円、営業外収益で2億4,000万円となっており、昨年度に比べやや収益が低下したものの、昨年度の同程度の黒字額を確保しております。但し、議員御指摘のとおり、補助金や繰入金である営業外収益の確保による黒字となっており、今後は営業外収益の減少と人口減少による営業収益の減少も見込まれるため、厳しい収支となることが予想されます。

7番（与 勝広君） 今、合わせますと11億3,000万円と。平成28年が11億8,000万円と、ちょっと減るような感じですけども、先の通常国会において水道事業法の改正法が審議され、衆議院を通過しましたけど継続審査ということで、次の臨時国会では必ずこの法案は成立すると思っております。国のほうもこの水道事業改正法案というのは別名水道事業民営化法と言われまして、水道事業、これまで市町村が運営しとったものが、これを民間にこう譲渡したりできるようなシステムになり、何を一番やりたいかと言いますと、配水管とか污水管とかそういったものを民間に委ねることによって、これが促進されると、これが大きな目的だと思いますが、平成28年の水道事業会計の固定資産が119億円あったと思いますが、このうちの119億円のうち、管路が44パーセント、そのあとダム、機械、電気設備といろいろなっておりますと思いますけども、この管路の44パーセントの金額にしますと52億7,000万円、約119億円のうち52億7,000万円が管路ということになっておりますので、そうなりますとこの管路はもうその耐久年数等もいろいろあると思いますけど、大変今、もういつ工事をしてもおかしくないと、こういう状況がある中で、これらをすべて工事するとなると約20億円ぐらいかかるのではないかという試算も聞いております。先ほど質問したのは、やはりこれから人口減少とかそういった流れの中で、やっぱり水道事業会計も大変厳しい状況の中にあると思われます。例えば、本島内で言いますと瀬戸内町や龍郷町などは一般会計から繰り入れをしているような状況等であり

まして、この私が心配するのは、ある意味ではこの水道事業法改正されると民間に委ねられることによって、そういったものがどんどん進行してできると。しかしながら、海外では民間に移ったために水道の質が悪くなったり、またその水道料金が高くなったりといろんな要素もあると思いますけども、この水道事業が改正、法が改正されると民間に委託をするとかこういった面も含めて、どのような影響が考えられるものなのか、御答弁いただけますか。

上下水道部長（橋口義仁君） それでは、水道法の改正案につきましては、水道事業の厳しい財政状況を踏まえ、事業の広域化や民間ノウハウ・民間資金を積極的に活用する目的もあるとされております。全国の水道事業、特に小規模自治体では施設の老朽化、人口減少による収益力の低下、技術継承問題と共通の問題を抱えております。これらの問題を解決するため、近年では様々な水道業務における民間委託等が進んでいるところであります。改正案が成立いたしますと、広域化や民間委託が更に進むものと考えております。一方、民間委託が進んだ場合には民間ノウハウの活用による事務の効率化、費用の縮減、適切な技術継承などが考えられますが、安易な水道料金の値上げや安全性の低下が懸念されているところでございます。本市といたしましても、水道法改正に伴う影響を慎重に見極めながら、市民の皆様にとって重要なライフラインである水道事業の持続的・安定的な経営が可能となるよう、民間委託も含め、今後の水道事業体制の在り方を検討してまいりたいと考えております。

7番（与 勝広君） 次は別の視点から質問したいと思います。今、本市の水道の、先ほど冒頭で申しましたように砂ろ過方式から膜ろ過方式に変わりまして、水道の質もこれまでと違って随分よくなりました。本市でもこの例えば新港に上り便、下り便、長浜埠頭、例えば佐大熊埠頭にそれぞれ船が停泊して、今クルーズ船なども年間20数回来てますけども、そういったときに水を提供していらっしゃると思いますけども、水を販売ですね。平成29年の実績を見てみますと約3万2,000トンの水で、金額にしますと570万円ぐらい売上してると思いますけども、私はこれだけ水道の、奄美市の水道の質がよくなったので、もっともっとやっぱりPRをして、例えばクルーズ船などは水槽タンクも普通の船としたら全然違うと思いますので、もっともっとPRするとすぐ1,000万円ぐらいには売上なるんじゃないかと思うんですが、そこら辺の水のこの販売等についての、PRを兼ねて取組についてお答えできればと思います。

上下水道部長（橋口義仁君） それでは、船舶給水につきましては船舶給水業を営む業者へ、奄美市給水条例第23条により従量料金として1立方メートル当たり税込み194円で水道料金を課金し、業者は市長から承認を受けた販売価格により給水を受ける船舶へ販売をするという流れになっております。平成29年度の実績につきましては、定期航路やクルーズ船などの大型船や小型船などに延べ1,021回、約、先ほど申されましたが3万2,000立方メートルの給水を行っており、市から給水業者へは税込み約680万円の水道料金を課金徴収しているところであります。今後につきましては、チラシの作成や国内クルーズ船運営会社への説明など、より安全になった膜ろ過水をアピールし、少しでも料金収入が増えるよう取り組む所存でございます。

7番（与 勝広君） しっかり取り組んで、少しでも水の収益をですね、得られるように頑張ってくださいと思います。

それでは、（2）番目の中心市街地活性化基本計画、末広・港土地区画整理事業、マリンタウン事業完了後の効果及び成果についての質問に移りますけども、冒頭で申し上げましたように、末広・港土地区画整理事業が平成33年完了、そして中心市街地活性化基本計画が34年と。その中心市街地活性化の終わるころには、ほとんど奄美市地区内で、特に名瀬地区内で行われてる公共事業は終息を迎えます。この、またマリンタウン計画につきましても、来年4月から分譲開始ということも予定が立ってる

と思いますが、これらの三つの事業が完了したときの効果及び成果についてどのように考えているのか、御答弁をお願いします。

建設部長（本山末男君） それでは、お尋ねの事業につきまして、まず事業概要と現在の進捗について答弁させていただきます。中心市街地活性化基本計画につきましては、賑わいに満ちた中心市街地の形成を目的に、平成29年度から平成33年度の5か年の事業期間とし、市民交流センター、子育て・保健・福祉複合施設の整備などに併せ様々なソフト事業を展開することにより、多くの市民や観光客が集まり、交流できるまちづくりを目指しているところでございます。次に、末広・港土地区画整理事業でございますが、市街地への良好なアクセスや防災機能の強化に努め、賑わいに満ちた魅力ある中心市街地を整備することを目的に、平成18年度から平成33年度を事業期間とし、実施してるところでございます。平成29年度末の進捗といたしましては、事業費ベースで83.6パーセント、移転契約ベースで94.1パーセントとなっております。続きまして、名瀬港本港地区マリンタウン埋立事業につきましては、「みなとづくりとまちづくりの連携」という新しいまちづくりを目指し、中心市街地を補完する新たな業務用地の整備と、末広・港土地区画整理事業やその他の各種公共事業における代替用地を確保することを目的とし、奄美市開発公社におきまして整備を進めているところでございます。現在、河川整備工事等を実施しており、平成31年度に土地の分譲手続きを行う予定でございます。御質問の事業の効果、成果につきましても、いずれの事業におきましても本市の総合計画に位置付けられている重要な施策であり、またそれぞれが中心市街地の活性化を目的とすることから、相互に連動が図られ、相乗効果によって更なる事業効果がもたらせるものと期待してるところでございます。ここ数年におきまして中心市街地は見た目にも機能的にも大きく様変わりすることとなっております。今後はこれらの事業がしっかり推進されていきますよう、関係機関と連携を図りながら早期の事業完了を目指してまいりたいと考えております。

7番（与 勝広君） 中心市街地活性化基本計画、43ヘクタール、これもこの計画は三つ目標があって、1点目がこの区域内、このエリア内の宿泊者数が8万1,000人を目指す。そして、店舗数が280店舗。そして、そのエリア内の公共施設の利用者数が37万8,000人を目標としていると、こういった事業等もこのすべて絡めて、相乗効果等も随分表れるんじゃないかと期待するものであります。

そこで、また質問をちょっと変えますけど、マリンタウン事業計画ですけども、これは総面積が5.6ヘクタール、この埋立区域が3.3ヘクタールで坪に換算すると9,982坪、約1万坪というところですが、当初は39億円の総事業、目標でありましたけど、これは今陸域、陸域のこの国有地分の買取分が減少するために35億円程度になるのでないかと、このような今試算もされておりますけども、これも先ほど言いましたように4月から分譲開始と、これもこの土地の処分については1区画一括売却と、公募式で地元の法人、企業が対象となって財務状況、また事業計画などを重視すると、こういった状況であります。これらのこの来年4月からということで、今そのインフラの整備等も含めて、手続き上のことも含めて、順調に今推移しているのかどうか、御答弁いただきたいと思います。

建設部長（本山末男君） 御質問のですね、まずマリンタウンの整備事業につきましてはですね、現在河川切替工事等に必要ですね、県有地の取得、県有護岸の譲渡協議に時間を要してるためですね、工事のスケジュールに遅れが生じている状況ではございます。分譲手続きにつきましては工事と並行して行えることから、来年4月以降を予定しております分譲手続きにつきましては予定どおり実施できるよう、作業を進めているところでございます。末広・港区画整理事業につきましては事業期間を延ばしておりますので、それに向けて今移転交渉、その他の整備に関しまして予定どおり進めているところでございます。

7番（与 勝広君） いろいろ工事の関係上、進捗いろいろあるかと思いますが、しっかり頑張っていただきたいと思います。

それでは、次の奄美市職員の働き方改革についての質問に移りたいと思います。これ、通告してありますので、その前に本年7月の6日の未明から8日にかけて、西日本を一带として記録的な豪雨によりこの西日本ではもう大変な甚大な被害がもたらされました。死者も200名余り、そして今なお避難生活を余儀なくされておられる方が数多くおられます。登壇された議員もこのこと、お見舞いとまた一日も早く元の生活に戻られるように心からお祈りするばかりでございますが、あの西日本の豪雨というのも私はまた人ごとじゃないなと。平成22年に私たち奄美は奄美豪雨で全国の方々からお見舞い、激励をいただきました。私は奄美市として、この当該地域、この被災された地域に人員を、人を派遣したのか、また何らかの形で、どのような形で支援したのかお伺いしたいと思います。

総務部長（菊田和仁君） 本市におきましては、今回の西日本豪雨災害に対して、愛媛県宇和島市へ職員組合を通じて4名の職員がボランティアとして被災地へ出向いております。また、災害発生時直後から募金箱を設置するなど、被災地支援の協力を市民、職員に呼び掛けてきたところです。なお、本市におきましてもこれまで被災自治体へ保健師、消防、一般職などの派遣を行ってききましたが、被災自治体からは長期間の土木技師など専門職の派遣要請が多い状況となっております。台風災害など自然災害の多い本市における災害対応も考慮した上で、今後市民の安心・安全の確保を図りながら、どのような支援体制が可能か検討してまいりたいと考えております。以上です。

7番（与 勝広君） 私は昨年、第3回定例議会で岡山県の総社市が大規模災害支援法と言いまして、それを全国でいろんなこう災害起きたときに人員をそこに派遣すると、そういう条例に謳っておりますけれども、条例改正とまではいなくてもやはり人道的な立場と言いますか、奄美市はあれだけ全国の方々から支援いただいたんで、その支援がどうかと思って質問をさせていただきました。よく分かりました。

それでは、奄美市職員の働き方改革を引き続き質問したいと思います。2点、質問させていただきたいと思います。平成18年の3月20日に合併しまして、旧住用村、旧笠利町、旧名瀬市と、職員が奄美市の職員としてこの12年が経過をしました。この12年の残業時間の推移について、1点目はお尋ねします。もちろん、平成22年の奄美豪雨のときはもう残業なのかボランティアなのか、職員の皆様もうちに帰るときはもうただ寝るときだけと、ああいう大変厳しい時間を送られておったと思いますけれども、それは別として、また部署によりましては昼間は外勤で帰って来ていろいろ事務的な処理をしないといけない部署等もありますが、この12年間の残業時間の推移について、1点目。2点目は、これにつきましては合併の前からそれぞれの3地域が、町村が合併して奄美市になったわけですが、その臨時職員の数、体制についてですけども、名瀬・住用・笠利とそれぞれの庁舎の職員の数の割合と比較しますと、笠利地区のほうが臨時職員の数が若干多いのではないかなとこのように思っておりますけれども、私は何も臨時職員を切りなさいとかそういう話ではなく、臨時職員というのはある意味地域の雇用に役立っていると、そういうの言えると思いますけれども、もう一度その臨時職員の体制、また数等の見直し等について検討しているのかどうか、御答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（菊田和仁君） まず、職員の残業時間の件でございますが、災害時や選挙事務など特別な時間外勤務を除いた平常時における職員全体の合計の残業時間ということでお答えいたします。なお、12年間、長くかかりますので、隔年でお答えさせていただきます。まず、平成18年度が2万2,316時間。平成20年度が2万7,201時間。平成22年度が3万7,333時間。平成24年度が3万6,005時間。平成26年度が4万2,822時間。平成28年度が4万6,550時間。昨年度、

平成29年度は4万2,821時間となっております。なお、参考までに平成29年度の4万2,821時間を時間外勤務者の実績人数で換算いたしますと1人当たり平均は年間97時間、月単位で申し上げますと8時間ということになります。平成18年度と29年度を比較いたしますと2万505時間の増加となっておりますが、これは職員数の減少に加え権限移譲や各種制度の変更などにより、職員一人ひとりの業務量増加に伴い勤務時間が増加しているためと分析しているところでございます。

それから、臨時職員の件でございますが、まず臨時職員の雇用期限につきましては合併直後まで特定期限を設けていなかった状況があることを御理解いただきたいと思います。なお、全国的な非正規職員の雇用のあり方に関する国の方針などを受け、本市では平成25年度に「臨時的任用職員」及び「一般職非常勤職員」として見直し、それぞれ臨時的任用が1年間、一般職非常勤が5年間という任用期間を設けてきたところでございます。次に、臨時職員数につきましては、各支所において合併以前から提供してきた行政サービスの内容や規模、あるいは行政サービスを担える民間事業者の数や規模の違いなど、旧来からの地域性が大きく影響しているものと考えております。限られた職員数の中で、このような状況を臨時職員で補っている積み重ねが全体的な臨時職員数として表れているものと考えております。なお、今後はその時々に必要な行政サービスに適切に対応していくことが重要であり、今後とも臨時職員につきましてはしっかりと精査し、適正な配置に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。以上です。

7番（与 勝広君） 臨時職員であっても職員であっても、市民の立場から見たら同じ職員という形が変わりありませんので、そこら辺も含めてですね、しっかりまた教育もされてやっていただきたいと思います。奄美市はラスパイレス指数が98.6と、これはラスパイレス指数というのは全国、国家公務員の給与体系を100と考えた場合、98.6ということですので、かなり高い指数であります。本当にそういった形でそれに伴うような職員も資質を高めて頑張っていらっしゃるんだけど、そういう本当に市民のためになるように、しっかり鋭意頑張っていただきたいと思います。

ちょっと、確認の意味を込めてですけども、2019年の2月から新庁舎が新しくまた稼働しますが、これまで合併して最初の年ぐらいは窓口のある程度たらい回しというのがちょっとありまして、それもこういう方向でやるということは確認はしているんですけども、新庁舎になって新しい業務を開始すると総合窓口が設置される予定だと思いますけども、その体制等についてはどういうふうを考えているのか、お願いいたします。

総務部長（菊田和仁君） 新庁舎におきましては来庁者の利便性向上を図るため、総合案内窓口を設置いたします。設置場所につきましては、来庁者に分かりやすく、かつ最も来庁者の多い市民部、保健福祉部窓口を配置する2階フロアとなっております。また、港町仮庁舎、水道課、下水道課など現在分散している部署を新庁舎に集約するとともに、窓口業務を所管する部署を2階フロアに配置し総合案内窓口を配置することで、丁寧できめ細やかな市民サービスが行えるものと考えております。更に、窓口が集中する2階フロアに呼出番号を交付する番号発券システム及び電子案内版を導入し、窓口での混雑緩和と併せて、来庁者への行政情報発信も積極的に行ってまいりたいと考えております。なお、総合案内窓口の組織や人員体制等については今後検討いたしますが、配置する職員につきましては豊富な知識と経験を有する職員の配置を考えており、市民の皆様に利便性の高い行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

7番（与 勝広君） よく分かりました。やっぱり市民にとりまして接遇というのはすごく大事だと思いますので、よりよいサービスを市民が受けられるように是非頑張っていただきたいと思っております。

それでは、これも平成、2019年2月から業務開始に伴って文書管理システムを導入するという話も伺っておりますけども、この公文書、これを国家、国のほうでは財務省が書き換えを行ったり、また

防衛省では無いとされていた日報が出てきたり、この公文書というのは官庁にとって命であり生命線であると思っております。この公文書の扱い、これにつきましてはやはり部署、課によってもどこまで保存するのか、いつ破棄するのかと、そういったものもなかなか統一されていないと思いますけども、この文書管理システムが導入されますと、もちろん個人情報はもちろんですけども、こういった感じでこれからこの文書管理等がされるのか、御答弁いただきたいと思います。

総務部長（菊田和仁君） 現在、本市の公文書の管理につきましては、奄美市文書取扱規程に基づいておりますが、具体的な管理・処分につきましては各業務ごとに任せていることもあり、すべてを把握することが困難な状況にもあります。今回、庁舎移転を機にこれらの問題の課題の解決を図るため、文書管理の在り方を見直しているところでございます。見直しの大きなポイントといたしましては、すべての簿冊を管理システムに登録し保存期間、保存場所などを1冊ずつ設定しているところでございます。このことにより、大量の簿冊の中からの検索が容易となり、職員間の情報共有が図られます。更に、システムの機能を活用しすべての簿冊にバーコードを貼り付けることにより、各課の書棚や書庫での管理、廃棄時の照合などの場面で作業の迅速性、効率性、確実性の向上が図られるものと考えております。また、文書の保存年限を総合的にシステムに管理することで、すべての文書の保存期間を把握し、適正な廃棄を図るとともに、文書ごとの廃棄の記録もシステムに登録することで文書の存在が明確化できるものと考えております。以上です。

7番（与 勝広君） この文書管理システム導入は大変重要なことだと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、インバウンド観光の取組と現況と課題について質問させていただきます。世界自然遺産登録の流れ、またクルーズ船の寄港等により外国人観光客がここ数年非常に多くなったのも事実であります。そのインバウンド観光への取組と現況、課題についてどのように捉えているのか、御答弁をお願いします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、インバウンド観光についてお答えいたします。近年は奄美にも多くの外国人観光客が訪れております。平成30年度の奄美市へのクルーズ船就航回数は20回と過去最高となる予定であります。このうち12回が外国船籍であり、欧米系の船籍のみならずアジアからも多くの観光客が奄美大島を訪れております。インバウンド観光の課題としましては、外国語対応ができる人材や外国語表記の不足、両替機の不足、2次交通の利用、クレジットカード利用店舗の拡大、W i - F i 環境の充実などがあると認識しております。これら課題に対する取組につきましては、まず今年の8月からC I R、これ国際交流員です。の制度を活用し米国出身の英語を話せる職員を1名採用しており、海外からのクルーズ船対応や空港観光案内所への配置を行い、海外からのお客様への通訳、観光案内等に対応しております。このほか、奄美群島地域通訳案内士の配置や指さし会話集の活用、鹿児島県が開設した24時間多言語コールセンターの活用を推進しております。加えて、今議会の補正予算にも計上させていただいておりますが、今年度はインバウンド向け人材育成センターを開催し、商店街や観光関連事業所のインバウンドへの機運醸成を行うほか、多言語観光パンフレットの作成も予定しております。今後、世界自然遺産に登録されました際には、海外からの観光客が更に増加することが予想されることから、インバウンドへの対応は喫緊の課題であると認識しております。様々な課題を一つずつクリアし、外国人観光客の満足度向上を図り、ひいては地元消費拡大につながるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

7番（与 勝広君） インバウンド観光については、もうまだ緒に就いたばかりで、今部長もありましたように地域案内通訳士を活用、育てる。また、クルーズ船寄港のときの外国人対応等もまた大変だと思

います。先だって、議会のほうでもインバウンド観光について勉強させていただきました。講師の先生は外国人の目線になることだっておっしゃってましたけど、しかしながら外国と言っても1か所から来るわけではなく、いろんな国から来まして、その国もいろんな生活、風習も違うんで、だからなかなか外国人の目線というのは厳しいと思いますけども、しっかりやっぱり観光協会とか民間、いろんな方々と連携を取ってしっかり頑張っていたきたいと思います。

それでは、次の世界自然遺産登録について。登録延期後、3か月過ぎましたが、延期の勧告を受けて3か月過ぎましたが、その3か月後の取組で先ほど市長のほうから延期になった理由について述べられました。推薦地の連続性の観点から沖縄北部の訓練場の返還されたところが登録地に入らなかったと。これは、確か6月の県議会の一般質問で県の環境林務部長が三つ、3点、なぜ登録延期になったのかということのを挙げられまして、まずその1点目、この北部の訓練場についてはやんばるの国立公園に編入をすると、近々やるということでありました。2点目は、その遺産の価値を見るに不必要なこの100ヘクタール未満の小規模な区域が複数あると。これについては、環境自然調査などをしたうえで除去していきたいと。そして、3点目が推薦地のその私有地の取得分について、私有地が5割あると。これにつきましては、恐らく奄美大島本島内のことを言ってると思いますが、この3点のこの3か月間の動きで、ちょっとこういうふうに動いてるということで明確に分かるものがあれば御答弁お願いしたいと思います。

プロジェクト推進監（満永亮一君） まず、ただいま御質問のまず3点目の奄美大島における推薦地の私有地の件についてお答えいたします。環境省によりますと「奄美大島の私有地については世界自然遺産の価値を維持するため、国と鹿児島県で約3,900ヘクタールを公有地化する計画をIUCNに対し説明し、理解を得るところであり、今回のIUCNからの勧告はその計画を着実に進めることを求めたものと考えている」ということでありました。また、環境省と鹿児島県に私有地の取得状況を確認したところ、鹿児島県は既に鹿児島県の割り当て分と言いますか、1,300ヘクタールを取得済みで、環境省もですね、2021年度までに約2,600ヘクタールを順次購入するということでございました。また、ほかの2点についてですが、まず1点目の沖縄島の北部訓練場返還地につきましては、本年6月29日に北部訓練場返還地の9割に当たる3,700ヘクタールがやんばるの国立公園に編入されました。それに伴い、返還地の推薦区域への編入に向けて今後科学委員会などで検討されるものと、6月の地域連絡会議において方針が示されております。2点目の、小規模に分断された地域についても、先の地域連絡会議において分断された区域の連続性について確保の可能性を精査するとの対応方針が示されておりまして、本市といたしましても国・県に対し必要な情報共有を行うなど連携して取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

7番（与 勝広君） はい、分かりました。

それでは、次の3番目の子育て支援について。児童虐待、育児放棄の現況について質問をさせていただきます。今年の3月に目黒区で5歳の女の子が虐待によって亡くなるという大変痛ましい事件がありました。その亡くなったあとにも、その子が書いたとされる手紙も発見され、子育ての世代、そしてまた我々も大変大きなショックを受けました。あの事件以来、全国の自治体はこの児童虐待、そしてまた育児放棄等について危機感を持って今鋭意取り組んでいるところだと思いますが、2017年度の県の奄美大島児童相談所の概況がありまして、これを見ますと相談件数は37件に減っておりますけども、51件、虐待が増えておりまして、907件となっております。その中身を見て管内の状況を見ますと、虐待を受けたとされる子どもたちが37件で最も多く、そしてあと0歳から3歳、いろいろありますけども、約中学生、高校生と12件、12件と、そういう感じになっておりますけども、しかし心に傷を負う、心理的な虐待が46件増えました。そして、69件となっております。あと、身体的虐待が19件、ネグレクトが2件と。この数字が多い少ないは別にしまして、この児童虐待というのはもっと

もっと周りが関心を持ちながら、おかしいなと思ったらしっかり連絡をすると、これが大事だと思います。そこで、本市におけるこの相談体制、早期発見、またそういったものに対する取組等について、情報収集等についてどのようになっているのか、御答弁をお願いします。

福祉事務所長（中村博光君） 本市におきます児童虐待や育児放棄の相談体制につきましては、若年妊婦や養育環境の面からリスクの高い妊婦、また育児不安を抱える親等につきましては、健康増進課の中に「子育て世代包括支援センター」を設置し、専任の助産婦を中心として妊婦等に寄り添った支援を行っています。併せまして、福祉政策課に家庭相談員及び婦人相談員の2名を配置しまして、学校、警察、児童相談所、庁内関係各課と連携を図りながら、不登校、非行の問題、子どもの虐待に対する相談、DV相談、ひとり親家庭への支援まで、子どもを持つ家庭等に関する相談全般に応じていくことで、子どもに対する虐待等の相談業務、早期発見や情報収集に努めているところでございます。

7番（与 勝広君） しっかり取り組んでいただきたいと思います。もうこの児童虐待、育児放棄というのはこれは本当に地域が、周りがしっかり監視をして、そういった目を注いでいくことが大変重要だと思います。この目黒の事件が起きて、全国でも先ほど申しましたようにこの児童虐待について大変危機感を感じていると思います。そういった中で、公明党も党内にプロジェクトを立ち上げて9月、7月の13日に政府に対して緊急提言を行いました。それを受けまして、7月20日に総合緊急対策ということで、まず3点。1点目は、まず児童相談所に通報があつて48時間以内に子どもの安全確保ができないときは立ち入りが、調査ができると。そして、2点目は児童福祉司が足りないの、2022年まで2,000名増やすと。そしてまた、全国の自治体も強化すると、こういった政府の緊急総合対策でありました。しっかりまたこれも、時間ありませんけども、今後大事なことです、しっかり共々に頑張っていきたいと思います。

それでは、奄振の延長についてですけども、もう時間2分しかありませんけども、奄振の延長につきましてはもう関係各部所、それぞれに陳情し、また町村会長を中心として国土交通大臣のところ、この間、先だって行ったと思いますけども、そのときに国土交通大臣が慎重に対応するという返事をもらったと思いますが、その来年度の延長の見通しと言いますか、手ごたえについて御答弁をいただきたいと思います。

総務部長（菊田和仁君） 奄振法延長に向けた手ごたえについてでございますが、奄美群島12市町村では昨年度、「奄美群島成長戦略ビジョン」の改定を行い、市町村長会、議長会一体となって奄振法延長の必要性を訴えてきたところです。このような中、自民党奄美振興特別委員会、それと公明党離島振興特別委員会におかれて「離島振興ビジョン」、あるいは「奄美群島の振興開発等に関する決議」という形で政府に対する提言、要望などを行っていただき、大変心強い後押しをいただいております。来年度の奄振関係予算にかかる概算要求の内容を見ましても、議員のお話もありましたとおり石井国土交通大臣からの心強いお言葉が来年度の法改正を見据えた要望内容で示されたものと、改めて認識しているところでございます。以上、申し上げましたとおり、奄振法延長に向けて着実に進んでいるものと認識いたしております。

7番（与 勝広君） 以上で、質問を終わります。

議長（師玉敏代君） 以上で、公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後3時45分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き一般質問を行います。

日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） こんにちは。平成30年第3回定例会一般質問、1日目の最後の質問となりました。日本共産党の三島 照です。市民の皆さん、議場の皆さん、もう暫くのお付き合いをよろしくお願いいたします。

さて、市長においては、先ほどの5市町村に呼び掛けての、在日米軍機オスプレイによる奄美空港への緊急着陸及び奄美大島上空における低空飛行にかかる対応についての、九州防衛局長への要請行動には市民は喜んでおります。これからも市長の勇気ある行動に期待していますので、よろしくお願いいたします。さて、皆さん、今政治の世界は自民党の総裁選挙で沸いてます。安倍首相は2期安倍内閣就任の際、奄美での衆議院選挙の街頭宣伝の中で、自分がこれから実行するアベノミクスで日本の経済はよくなる、奄美の大島紬もどんどん売れるようになります、こう言って街頭で宣伝していました。しかし今、安倍首相が復帰して6年近く、最優先させるとした経済再生は、大企業や富裕層を潤す一方、国民の所得や消費は増えず貧困と格差を拡大しただけです。しかし、この間、経済再生大臣の政治資金疑惑や森友、加計問題など戦後の歴代政府では考えられない改竄、隠蔽、捏造など民主主義の根幹を揺るがす嘘の政治があらわになっています。日本共産党は今こそ、

（発言する者あり）

笑うな、

立憲主義を取り戻す政治を目指して全力で頑張ってまいりますので、市民の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。まず、（1）市長の政治姿勢について。自衛隊基地建設に伴う奄美における経済効果についてです。この間、議員連盟の皆さんを含めて、当局は自衛隊を誘致することで奄美の経済の活性化につながる、人口増につながる、こういつて誘致を進めてきました。しかし、人口増は、その前に毎年600人近い奄美の人口減に対して何の施策も見られていません。そういう点から、本市への自衛隊誘致に伴う基地交付金、調整交付金等について、それぞれ見込み額をどう見ているのか示してください。

②今後の歳入を見込んで、先ほど言いましたようにその経済効果が市民へどう跳ね返ってくるのか、施策、活用計画があれば示してください。

あと、発言席で行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく三島議員にお答えさせていただきます。議員が御案内のとおり、来年春の開設に向けて陸上自衛隊奄美駐屯地や宿舎など関連施設の整備が進められております。御質問の基地交付金及び調整交付金についてであります。まず基地交付金につきましては自衛隊が飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する国有財産、また米軍に使用させている土地、建物及び工作物の国有財産を対象とする交付金であります。この中で、本市におきましては弾薬庫や燃料庫などが交付対象となる見込みであります。なお、交付金の額につきましては当該交付金予算の対象となる全国の国有財産で按分して算定されることから、まだ把握できていない状況でございます。また、調整交付金につきましては、米軍が建設し設置する建物及び工作物等の米軍資産を対象とする交付金でありますことから、本市への交付はないということでございますので御理解をいただきたいと思えます。

なお、後段の部分については担当部長に答弁を委ねますので、御理解をいただきたいと思えます。以上です。

総務部長（菊田和仁君） 2点目の、今後の歳入を見込んでの市民への活用計画についてお答えいたします。陸上自衛隊奄美駐屯地配備にかかる経済効果等につきましては、これまでも答弁いたしておりますが、公共工事等の投資的経費による経済効果や隊員及び御家族の消費活動による経済効果、また税收や普通交付税の増加、先ほど市長も申し上げました基地交付金などが見込まれるところです。今後の新たな歳入を見込んでの施策・計画にかかる御質問でございますが、市議会の皆様が先に調査された沖縄県与那国町などの自衛隊配備先例地の状況なども参考にしながら、本市における自衛隊配備後の歳入増加額も見極めたうえで新たな施策の計画・展開について検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

16番（三島 照君） 何その答弁は。おかしいやんか、そんなもん。市長ね、私今回、今7月15日付の全国市議会旬報いうのが出てまして、この中でも基地交付金、調整交付金についてはこれまでの経過踏まえて、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊の使用する全資産に拡大する。市長は米軍基地っていうけど、自衛隊の使用する全資産に拡大する、それもとに交付金が支給される。そして、調整交付金というのは基地交付金と同様の性格を有していることから、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政事情が発生するために基地調整交付金は発生すると、これ全国議長の7月15日付の旬報に載ってるんです。それと、もう一つはですね、総務部長は与那国の調査を踏まえてって言いましたけど、与那国町やらではあとでも言いますけど、きちっと基地建設すると同時に、する前に敷地の問題やいろんな問題を報告会でも報告したと思いますけど、事前に町民に還元できる予算を想定をして、新しい施策を検討して、その結果与那国町はあの基地の施設は自衛隊には売らない、防衛省に売らない、年間1,500万円で賃貸契約を結ぶ、町長がわざわざ防衛局まで行って交渉して年間1,500万円。それによって子どもたちの給食費を無料にする、医療費を無料にする。基地が建設されることによって、ここにも書いてるように、その自治体の住民に与える影響など考慮してですね、このことによってこういうことができるんですと、奄美市もこういうことを検討しますと。与那国と比較しなくても長崎の対馬、奄美と同じ350人ぐらいの自衛隊基地が作られて、もう何年も前から。おおよそ検討したら、相談して情報を聞けば、おおよそどれぐらいか交付金やらが入るか予想はつくと思うんです。確定した金額はなくても、その辺は調査されたんですか。さっきの答弁は。私はされたと思えない。

市長（朝山 毅君） 詳細については今後検討させていただきますが、まず三島議員は基地とおっしゃいましたが奄美は駐屯地であります。その基地という位置付けと駐屯地との位置付け、まだその整合性について私ちょっと勉強しておりませんので調べさせていただきたいと思います。確か、基地と駐屯地では違うはずです。ちなみに、近接の自衛隊の駐屯地のある地域においては交付金が、基地交付金が1,900万円ぐらいだということを伺っております。それは、詳細に調べてございませんので、固有名詞は出しませんが、そういうことでありますので、そんなに多くはないんじゃないかと思います。それと、与那国のこともおっしゃいましたが、与那国は売約した土地は、あれは公有地じゃなかったかと思うんです。ですから、そういう意味において町は、公共団体はそれなりの資産を国のほうに売却するについては、その功罪をしっかりと把握したうえで市民に、若しくは住民にその状況をお示しすることは地方自治体の当然の要諦であります。しかし、私どもの場合は民間の土地を自衛隊が買っていた。但し、隊舎については市の財産を分譲いたしましたので、そのことについては議会のほうに金額を示して御審議をいただいて現在に至ってるということでありますので、私にも勉強させてください。以上です。

16番（三島 照君） 何言うてんの。基地か駐屯地か、そして違ったら違ったなりにどうなと、調査しようと思ったら調査できるやんか。総務部長、何してた。おおよその金額でも想像して予定をして、やっ

ぱりこういうのが、今入ってこない交付金が入ってくるんですから、それに対してどういう使い道を検討するとか、市民の暮らしに役立つ、それこそ経済効果が上がる方法を検討すべきじゃないですか。

もう1点、この特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用、これについてはこの全国議長会の資料ではね、この交付金は基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であると。という立場から、ある程度要請、予定してこういうの造ろうと思ったらこのくらい金かかると、是非ということでのせめて、なる、ならんは別として要望出してるかどうかいうん。私が言いたいのは、これ質問じゃないですけど、例えば朝日小学校は学童が次から次増えて、校庭の中に学童保育所の施設があるわけでしょ、プレハブ建設で。更にもう一つ造らんなんらん。となれば、周辺整備基金なんですから、そういうもんをやるために検討するとかいう、この③の整備交付金の活用計画とかいうのは検討されたことがあんのかいうことを示してください。

総務部長（菊田和仁君） 今、三島議員がお話されました防衛施設周辺対策事業。基本的にはですね、防衛施設の設置などにより生ずる障害の防止などのために周辺地域の生活環境等を整備し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするということで、三島議員がおっしゃいましたようなこともですね、どのような理由付けをするかなど、いうことを考えた結果じゃないと、やれる、やれないのお話はなかなか難しいところと思いますが、中身としては障害防止対策のための事業、それから民生安定施設に対する助成事業、それから道路改修事業など多岐にわたりますが、いずれにしても防衛施設の開設後に適用されますけど、現段階で三島議員がおっしゃるような、こういった施設、あるいは道路をこの事業が使えるんじゃないか、というような計画やら、そのような見通しは今の段階ではいたしていないのが今の実態、現状でございます。以上です。

16番（三島 照君） 自衛隊基地誘致したら、人口が増えて経済が活性化する。口で、
（発言する者あり）

何がそうやね、してないやんか。

と言いながら、結局は、議員の皆さんも考えてください、推進してるんやから、皆さん。何にもこういうことを考えていないっていうことでしょ。検討もしてないっていうことでしょ、こんなもん。

（発言する者あり）

言うてる、あんたらに答弁求めてない。そういうことで、こういったこと、ああ言えばこう言うてるけど、検討したことはあるんですか。例えば、どういう施設とか。はい、それだけ教えてください。

市長（朝山 毅君） 三島さん。私は何度もこの席上において、三島さんの質問にお答えさせているつもりですが、決して人が増える、金が増えるということだけでやってるのではない、結果であります、それは。まず、地域住民の安全・安心、身体、生命、財産を守るという国是のものと防衛という観点からこれを是と申し上げて、そしてその結果として人口が増え、税収が増え、また地域が更に安全を確保できるであろうという前提のもとに、私自身は自衛隊の誘致に、配備について賛成であると申し上げたつもりであります。従って、それらは今の現実には建設事業は進んで、来年以降には確実なものになると思いますが、そのことによって今はっきりしない算段というものは、収入というものは、やはりまだ計算は具体的にはしていないところです。ただ、これぐらいになるであろうと先例地、また同規模の状況を見て、これぐらい増えるかもしれないという、全くその、それだけの計算であります。当然、議員がおっしゃるようなこういうことが幾らぐらい人口が増えるだろう、増えるとすれば消費が幾らぐらい伸びる、結果として幾らぐらいなるだろう、税収が幾らだろう。それは、当然のことながら行政としては計算というもんですか、それは当然やっております。ただ、それが責任を持って公表できるかという数字であるかということについて、我々はしっかり責任を持たなければ。行政が算段のない、確実なものでないものを流布したらいけませんよ。やっぱり確実であるということ責任を持って言わなければ、数

値が独り歩きするとみんなに混乱と迷惑をかけるということでもあります。従って、来年以降のもし隊舎、庁舎ができたときにはそれらの算段が数値として出てくる、歳入として出てくることになると思います。そのためにはしばらくの時間がかかりますということを御理解いただきたいと思います。以上です。

16番（三島 照君） 捕らぬ狸の皮算用は公表できないと。けど、さっきの総務部長の話では何も検討してないとか私は受け取れない。その程度の、そういう今の現状だということは市民にも知ってもらえたほうがええなと思います。

もう時間ないし、次行きます。産業振興行政についてです。この間、奄美市では中小企業振興基本条例、制定されてきました。前回も、3月議会やったかな、質問したと思いますけど、制定後どのような取組がされているのか、また当時は産業振興会議を立ち上げて相談してるということでしたけど、そういった相談してきた結果がどのように今はなってるのか、現状と課題、そして市内の業者などどういう形でこの制度ができたことを周知徹底されてきてるのかということを示してください。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。奄美市中小企業、小規模企業振興条例につきましては、本市経済に重要な役割を果たす中小企業振興の基本理念となる条例として、条例として昨年4月に制定したところでございます。条例制定を踏まえ、昨年8月に商工会議所や業界団体と15団体からなる中小企業振興会議を設置し、条例の趣旨、内容等について広く周知を図るとともに、本市中小企業の現状や現在市が取り組んでいる施策の説明、業界団体が抱える課題等について報告を行い、共通認識を深めたところでございます。第1回振興会議で出された課題として特に人材確保、人材育成に苦慮しているという意見が多く出されたことから、本年3月に開催した第2回振興会議においてはハローワークから国の雇用に関する支援制度の説明を行い、支援制度の周知に努めたところでございます。また、人材育成に対する新たな施策として島外における資格取得に対する支援制度の内容について検討を行い、本年度からキャリアアップ助成制度を市独自の制度として創設したところでございます。更に、これまでの商工会議所、あまみ商工会に対する補助金を見直し、巡回指導や金融斡旋業務等を奨励する内容に改正することで経営指導の強化を図ることとしたところです。中小企業の振興は行政、経済団体、中小企業者それぞれが役割を有しておりますので、引き続き情報共有に努めるとともにお互いに何をすべきか検討を続けてまいりたいと存じます。以上です。

16番（三島 照君） あんたは、ええ加減にせいよ、ほんまに。今の答弁、何それ。皆、憶えてるでしょ、前回、3年前。3月の議事録読んだ。これ、全く総務部長が当時答弁した内容と一緒にですよ、これ、今の答弁。言っていないのは、総務部長は3月にもう一度産業振興会議を開きたいと。そこに、開いたところで何か方針やどういうふうに業界へ徹底していくか、そこで何か意見ありましたか。それ、示してください。

商工観光部長（武下義広君） 先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、3月の会議の中ではですね、これまで支援の内容等についてちょっと分からないことがあるということで、国のほうから一応呼んで、その支援策、それ等について説明をしてですね、広く周知を図ったというのが3月でやったところです。今後についてはですね、その中で中小企業者が今後取り組むべき内容等についてもございますので、その付近も今後整理をしていこうということで、その3月の議会で話をしたところです。以上です。

16番（三島 照君） 中小企業振興条例というのは前回も私言いましたけど、いわゆるこの中身を業者の皆さんに知ってもらって、そして市の責務として人材育成の確保やりに努めていくということと併せて

資金供給の円滑化を図る、中小企業者の経営基盤の強化を促進するように努めなければならない。というのがここで謳われている中身です。そして、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争、及び契約の適正な履行を確保して中小業者等の受注機会の増大に努めていかなければならない。というのがそういう中で言われてきたことなんですよ。前回、3月議会でも私がこういうことを言うたら、当時の振興部長は3月にもう1回予定をしてますと。そこで、それぞれの経済団体、中小業者、役割があるのでというて終わってるんですよ。だから、そこでその役割分担などの意見が出たんかどうかということなんです。そして、どうしてこの内容を本当に知らない中小業者に奄美の事業所に徹底していくか、そのためにどういう手立てを打ってきたのかっていうことなんです。

商工観光部長（武下義広君） お答えいたします。先ほど説明しましたように、3月の定例会の中ではですね、各種の支援制度という形でお話をさせていただきました。当然、先ほど議員のほうから市の責務、それぞれのまた中小企業としての役割、そして金融機関としての役割、協力等がございます。その中で、一応前回はずいぶん、キャリアアップ助成金っていう制度もつくりました。その中で、その支援なんかについて広くまず周知をしようということで、3月のほうでそれがやらさせていただきました。次、今年の10月以降で形で予定してるんですけども、その中で先ほど言ったその各中小企業ですね、役割とか、その付近また幅広くひいて、進めていこうということで考えております。その中で、どのような形で意見を吸い上げるのかという形ですが、15団体ですね、当然その代表がいらっしゃってますので、その中では当然代表として出るわけですから、その中でその業界ですね、その意見を吸い上げてきていただくような形で進めていきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願ひします。

16番（三島 照君） 15団体の皆さんが自分が聞いて終わりじゃなくて、やっぱり小さな零細業者、商店の皆さんや各団体に加盟してない、いろんな協会や組合に参加してない業者の皆さんにも、皆さん市民ですから、徹底する。今、私どもは民主商工会と一緒にアンケート配って、全商店街や奄美市内、住用から笠利、この制度について分かってんのか、知ってもらってるのか、理解した上でどういうことを要望するのかというアンケートも採ってますから、そういう点で私はこれを徹底させようと思ったら市内のすべての事業所に実態調査をすべきと思ってるんです。前回も言いました。これは何でかと言いますと、何回も言いますが、あの奄美市より何倍も大きい、もう大分昔の話ですけど、東大阪市やらは全事業所回って訪問して実態調査をして、そこで精密機械業者を団体、集めて、ほんでグループで今ロケットやらの精密機械を作って発展につながったということもあるんで、簡単に実態調査をするつもりがあるのか、ないのかだけ示してください。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。今、議員御提案の全事業所についての実態調査の件につきましてはですが、実態調査につきましては施策の立案に反映する目的であればですね、国・県による各種統計調査、例えば経済センサスとか鹿児島県労働条件実態調査とか、そういう調査ものがございます。また、奄美大島商工会議所においては会員実態調査、景況感調査とかカード利用調査とかそういう調査を行っております。今、私どものところでやってる限りの中ではそういう既存のデータの活用で今できているものですから、その中で今のところは実態調査についてまで、その調査ものが必要でないんじゃないかと考えてます。また、事業者の皆様から直接声を聞くということにつきましては、中小企業振興会議をはじめとした各種会合や融資の相談、支援制度の相談など多くの事業所の皆さんと直接接する機会が多くありますので、その際に御意見を伺っていることと、また奄美大島商工会議所やあまみ商工会においては融資の相談や申告相談などにおいて多くの事業所と接しており、商工会議所との意見交換会を通して本市への提言をいただいているところであり、本年度からは経営指導を強化することとしておりますので、これまで以上に多くの事業所の皆様方から話を聞く機会が増えているところ

でございます。以上です。

16番（三島 照君） もう、あかん。ええ加減にせいよ、あんた。今の答弁も3月の議事録見てください。部長が、今の総務部長が答弁したこととほぼ一言一句、ほぼ変わりません。ちょっと言葉の違いが出てくるだけで。そういう点でね、私は必死になって訴えてるんです。奄美市、市民経済の活性化していくために、産業振興というのは重要な役割だというときに、前回と3月議会と変わらんような答弁を一言一句ほとんど、総務部長、思い出すでしょ、自分が答弁した内容。ほとんど一緒ですよ、それ。そういう軽率、軽く見た答弁は止めてください。

次に行きます。公契約条例、これは、これも前回検討をしたいと、公契約条例制定に向けて検討したいと言われました。そういう意味で、この公契約条例というのは、朝、川口議員の質問でも若干重なりますけど、あの質問をきちっと見ていく上でもね、公契約条例は奄美市が発注する公契約条例等において、その契約に伴う業務に従事する方の適正な賃金や労働条件を確保し、労働者の生活の安定を図り公共事業及び公共サービスの質の向上に資する。そして、過当競争や不当なダンピングの排除、地域経済及び地域社会の活性化に寄与すると、そのために公契約条例を制定するんだということが基本です。この制定に向けて、この間どういう検討をされて、現状と課題があるとすればどういう課題か示してください。

総務部参事（有村純一君） それでは、公契約条例の制定に関する本市の取組につきまして御説明申し上げます。平成28年度に庁内検討委員会を立ち上げた後、本条例に対する理解や認識を深めることを目的とした各種団体との勉強会、それから他自治体の取組状況を把握するための現地視察を実施してまいりました。昨年度は庁内検討委員会や庁内事務担当者で組織する検討プロジェクトチームの意見交換会を実施し、その中において条例の適用範囲、労働報酬下限額を設定する場合の決定方法、実効性の確保に伴う事務量の増加などさまざまな課題が見えてきております。また、条例を制定するにあたっての法的な問題点として、国の定める最低賃金法と公契約条例の関係性について、各自治体ごとにその見解が異なっており、全国的に大きな広がりを見せない要因にもなっていることから、この事項につきましては更に慎重な検討が必要だと認識しております。このような中、本市におきましては建設業における資金調達の円滑化を支援するための中間前払金制度を昨年の4月に導入し、併せて適正な価格帯での入札が実施されるための入札制度の見直しにも取り組みました。具体的な内容につきましては、測量建設コンサルタント等の業務委託に最低制限を設定、建設工事にかかる予定価格を事前公表から事後公表に変更するなどしております。本年7月から実施しております。これらの取組は公共事業の受注を巡る過度な低価格入札によって受注者の収益が低下し、労働者への賃金へしわ寄せが及んだことが公契約条例の制定に関する議論の背景にあることから、まずはこれを解消することが重要であると考えたためでございます。本市としましては、雇用情勢の改善や地域別最低賃金の上昇など、以前とは大きくことなる現在の状況を踏まえ、公契約条例の全国的な動向を注視しながら引き続き中小企業労働者の雇用条件の改善や安定的な経営を資する取組を行っていきたいと考えております。御理解をお願いいたします。

16番（三島 照君） 最低制限価格の公表やいろんな形で改善は図られていってるということも踏まえてですね、引き続きやっぱりこの公契約条例の趣旨をね、しっかり、大きい町とこういう奄美のような町とは形は変わってくると思いますけど、それに見合った制度がつかれるように引き続き是非検討していただきたい、いうことを、これはお願いしておきます。よろしく。

はい、続きまして教育行政について。この間、私は教育委員会が出したこの人権教育啓発基本計画などを見て、えっと思うことがあったのでこのテーマを絞りました。一つはいじめの早期発見の工夫。どのような取組をしているのか、その現状と引き続き課題があれば課題。併せて2番目のいじめ防止基本方針の見直しと実践となってるんですけど、この中でね、その見直しと実践とはどういうふうに見直し

て、今までどのような実践をしようとしてきたのか、まずこの2点についてまとめて御答弁をお願いします。

教育長（要田憲雄君） それでは、御質問にお答えいたします。いじめ防止推進法の中にはいじめは児童などに対して一定の人的関係にある他の児童などが行う心理的、または物理的な影響を与える行為であり、対象となった児童などが心身の苦痛を感じているものと定義されております。これ、いじめ防止対策推進法にこういうふうに定義付けられておりまして、これに基づいてすべての学校ではこの定義の基づいて早期発見、そして即対応、そして早期解決に努めているということでございます。また、いじめの認知につきましては心理的、物理的に影響を与える行為を発見した場合や対象となった児童・生徒が苦痛を感じた場合、積極的に認知する方針が定められておりまして、本市でもいじめは必ず起こるものだ、いじめは必ずあるものだという認識に立ちまして積極的に認知するように指導をしているところでございます。いじめの早期発見の工夫につきましては、年間2回以上の実態調査、アンケートの実施と集約、そして定期的な教育相談の実施、そして教師による観察を継続すること。家庭訪問で保護者の状況を見る。こういうことが主な取組でございまして、このことを確実に実施していくことが大事だ考えております。特に、実態調査における無記名アンケートにつきましては、すべての児童・生徒を対象にいじめの有無を調査し、いじめの早期発見と早期解決に活用しているところでございます。また、いじめに対する児童・生徒、保護者、学校、地域の意識を高めていくために、いじめ問題を考える習慣を7月と12月に2回設定し、いじめを考える道徳の授業の実施、標語の募集や標語の作成、児童・生徒集会の実施などを行っているところでございます。課題といたしましては、先ほど申し上げましたが積極的な認知のための全校体制での実態調査の継続と追跡調査を行い、そのことによって解消が図られたかどうかを確実に見届けていくということが大切でありまして、毎回校長会のたびにそのことをお願いし、指導しているところでございます。

次にですね、いじめ防止基本方針の見直しの実践についてはどうなのかということでございますが、いじめ防止基本方針の見直しにつきましては、県のいじめ防止基本方針が平成29年10月に改定されました。これを受けまして、教育委員会も昨年度見直し、改定をしているところでございます。主な改定の内容といたしましては、学校での情報の共有の必要性。2点目は早期発見の重要性。3点目、いじめの解消状態の確認の重要性。この3点でございまして、この改定に基づきまして、教職員がいじめ情報を共有しないことはいじめ防止対策推進法に違反するということになりますし、いじめ解消の定義を理解し継続して解消までの流れを確実に見届けることと、これも大事なことであります。そして、各学校のいじめ基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けて評価するということなどで、こういうことについて管理職研修会等で各学校に指導しているということでございます。以上です。

16番（三島 照君） いじめ問題というのはなかなか分かりにくい問題で、簡単にいじめと位置付けて子どもを追及していてもね、それは私は解決する問題ではないと思いますから、やっぱり全校生徒、先生などにもアンケートというのは、私はあくまでもこの、こういう調査は無記名でやるべきだと思ってますし、無記名調査やってるということですからね、引き続きこういうことがないように進めていただきたい。

併せて、そういう中でこのいじめ問題調査委員会というのが、この出てきたんですけど、もう一ついじめ問題調査委員会もあると思いますけど、部署が違うから聞きませんが、教育委員会でのいじめ問題調査委員会とはどういう構成でどういう人たちがこれに取り組んで、その現状等分かれば、成果があらってたら成果もお願いします。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。奄美市いじめ問題調査委員会は平成27年4月に設置いたしました。このことはいじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合に、その事態に対処し

奄美市教育委員会が取るべき措置、その他の事項について調査、審議するためのものであるというふう
に認識しております。事務内容といたしましては、重大事態に関係する当事者間の調整ですとか、必要
事項の調査などがあります。また、この調査委員会は5人以内で組織しておりまして、学識経験者、あ
るいは弁護士も入っておりますし、5名の以内の委員で組織して教育委員会が認める者の中から教育委
員会が委嘱をすることということになるわけでありまして、このいじめ問題調査委員会は事態がいじめに
より生じた場合ということになるわけで、そういう調査を行う機関であるということです。先ほど、議
員が少し濁されたことですが、このことにつきましては平成27年11月の奄美市立中学校生徒の死亡
事故の事案だと思うんですがね、これも、もちろんこれも第三者委員会でございますが、文部科学省の
指針による重大事故が生じ、かつ関係者からの要望がある場合は設置することを受けて設置したとい
うことだろうと推測をしてるところで、従ってこの場合はいじめ問題調査委員会とは異なりましてね、学
校事故調査委員会と私は認識しているということです。以上でございます。

16番（三島 照君） 分かりました。もう、人数やらは聞きません。やっぱり、特にこれから2学期に
入ってね、私は子どもの気持ちの変化というのは、その夏休みを終わって次の2学期の前半、一番2学期
大事だといつも感じてるんです。そういう点では、きちっとその辺をね、学校と一緒に、先生ら
も過重労働になってもうても困るけど、やっぱりしっかり心寄せていじめ問題は取り扱ってほしいとい
うのが私の思いです。

私が一番びっくりしたのは、今のこの時代にこの教育委員会の文書で同和問題の現状と課題というの
が飛び出してきたので、私はこの問題についてはどうしてもお聞きしておきたい。研修会を開いてると
言うんですけど、どういう研修会を開いてるのか。なぜ、今同和研修なのか。奄美市で同和研修をしな
ければならない事態が何かあるのか。あったとしたら、どういう事態があつてこういう研修会が行われ
てるのか、まず示してください。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。人権同和教育研修会というのは、教職員一人ひとりが同和
問題をはじめ様々な人権問題について正しく理解し、認識を深めるための研修会ということになるわけ
でございます。今年度は各学校の人権同和教育の視点を生かした授業の成果と課題、具体策についてグ
ループ協議を行い、研修を深めたところでございます。そこで、先ほど議員のほうから奄美にそういう
同和問題、人権問題があるかという御質問でございますが、この前西郷どんでありました、サトウキビ
問題ですね。これはあの時代のそういう人権問題、いじめ問題も含めてですが、そうであつただろうと
いうふうに考えてるところです。ただ、奄美市の子どもたちは奄美市の学校を卒業して奄美市でずっと
生活をして終わるわけでないわけですから、都会に出ていく、県本土へ出ていくと、こういうことにな
りますと、今でも県本土でも都会でもかなりいじめ、この同和問題や人権問題が取り沙汰されていると
いうことは御理解いただいていると思いますが、そういうところですね、この同和問題というのは日
本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長
い間、経済的に社会的に文化的に低い地位の状態を強いられた、それが今なお日常生活の中でもそうい
う差別を受けているということです。それについて、奄美で生まれた子どもたちが将来、この島を離れ
て出て行ってもですね、そのような場面に出会ったときにどのように考えてどのように対応し、どのよ
うに行動するのかということを理解させるために、人権同和教育を実施しているということで御理解を
賜りたいと思います。

16番（三島 照君） 教育長ね、今言われたことは今まで文部省、国の政治の中で言われてきたこと。
確かに、昭和の時代、厳しかったです。はっきり言って、私事ですけれど、私京都で見合いしたとき、そ
の彼女連れて本屋行って、ある靴職人の生涯っていう本を買ったんです。その子はすぐ家に帰って、三
島さんがこういう本を買ったということで、親から仲人した人に三島さん大丈夫ですかという電話が入

りました。私は即断りました。確かにあったんです。私も昭和34年に京都行ってますから、酷かったです。けど、そういういろんな過程を経て、こういうことはあってはならないという国の方針で昭和40年に同和対策審議会答申が出され、ここにも書いてます。そこで、すべての自治体、国あげてこの解決に向かって頑張ってやりました。その結果、いわゆる昭和44年に同和対策事業特別措置法が施行されて、地域改善対策特別措置法などができた。ここにも書いてます。しかし、そういう努力の結果、生活環境や物心両面において同和問題は解決済みだということで、平成14年に総務省はこの問題は解決済みだというて、都道府県が特別や研修や同和予算を付けることは新たな差別を生み出すことだということで、平成14年にすべて解消しました。ほんで、この対策本部の全国連合会の本部は京都にあります。5年前に、本部も解散しました。私はそういう状況の中で、奄美で確かに昔そういうのがあって、本土のほうではいろんな問題が発生しました。信じられんこともありました。しかし、それも含めて国の必死の取組の中で生活面、物心両面含めて解消したと言われていて、調べてください。全国のどんだけの自治体でこういう同和研修やってるのか。特別な同和予算いうのをどんだけの自治体が付けてるのか。恐らく、ほとんど私はないと今信じてます。調査してませんから。そのことを調査して、もう一度教育長と議論したいと思いますから。手挙げてますから、最後、はい。

教育長（要田憲雄君） 奄美では現在、そういう人権問題は起こっておりません。ただ、県本土でかなり現在でもあります。県の教育委員会の方針として人権同和問題、人権同和教育をきちんとやるという重点的に県も取り組んでいるということだけは御理解いただきたい。それに沿って、私ども奄美市もそのことを進めているということでもあります。

16番（三島 照君） 鹿児島県だけが6,000万円近い同和予算を付けてるのは、恐らく調べてください。鹿児島県だけです。終わります。

議長（師玉敏代君） 以上で、日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後5時00分）

9月5日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 橋 口 耕 太 郎 君
3 番 松 山 さ お り 君
5 番 栄 ヤ ス エ 君
8 番 渡 雅 之 君
10 番 元 野 景 一 君
12 番 竹 山 耕 平 君
14 番 西 公 郎 君
16 番 三 島 照 君
18 番 師 玉 敏 代 君
20 番 橋 口 和 仁 君
22 番 平 川 久 嘉 君
24 番 伊 東 隆 吉 君

2 番 林 山 克 巳 君
4 番 津 畑 誠 君
7 番 与 勝 広 君
9 番 戸 内 恭 次 君
11 番 川 口 幸 義 君
13 番 安 田 壮 平 君
15 番 関 誠 之 君
17 番 崎 田 信 正 君
19 番 多 田 義 一 君
21 番 奥 輝 人 君
23 番 里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

6 番 大 迫 勝 史 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	菊 田 和 仁 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 監	満 永 亮 一 君
総 務 部 参 事	川 畑 洋 一 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
市 民 課 長	寿 山 一 昭 君	市 民 福 祉 課 長	村 田 英 樹 君
市 民 課 長 (笠利)	西 幸 一 郎 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 事 務 所 長	中 村 博 光 君	福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君
健 康 増 進 課 長	吉 郁 也 君	高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君
保 護 課 長	濱 田 洋 一 郎 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君

9月5日(3日目)

商水情報課長	麻井 庄二 君	紬観光課長	島 袋 修 君
産業振興課長	長井 和揮 君	農政部長	山下 仁司 君
農林振興課長	栄 広久 君	土地対策課長	前島 有為生 君
地域農政課長	山野 明人 君	建設部長	本山 末男 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	建築住宅課長	岡江 康裕 君
建設課長	日高 英樹 君	上下水道部長	橋口 義仁 君
下水道課長	里 嘉郎 君	下水道課技術調整	里 則人 君
水道課長	藤山 浩俊 君	教育委員会事務局	山田 春輝 君
教育委員会総務課	徳永 恵三 君	学校教育課長	元野 弘 君
地域教育課長 (笠利)	南 三知子 君	農業委員会事務局	用稲 工巳 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、無所属 平川久嘉君の発言を許可いたします。

22番（平川久嘉君） 議場の皆様、奄美市民の皆様、おはようございます。平成30年度第3回定例会一般質問、第2日目の第1番目に質問をいたします。既に通告してあります4件について当局に問い質したいと思います。よろしくお願いいたします。

質問に先立ち、所感を少し述べてみたいと思います。最初に、予想を超える災害をもたらす自然災害についてです。今年は例年にない数の台風が発生し、多くの災害をもたらしました。台風21号は昨日、奄美の東を北上し勢力を弱めることなく、四国徳島に上陸し近畿、関西地区を中心に強風、豪雨による甚大な災害をもたらしました。海上では3メートルを超える高潮、高波が発生し、関西空港では堤防を越えて波が押し寄せ、滑走路や空港施設を水浸しにして機能を麻痺させ、約3,000人もの利用客が足止めを食っている映像が映し出されました。自然の猛威を思い知らされる思いでありました。先月、21日に襲来した台風19号は異常気象が影響し、笠利地区で最大風速40.2メートルという強風に見舞われました。家屋の屋根が飛ばされるなど大きな被害をもたらしたものであります。被災者には心からお見舞い申し上げますとともに早い復旧を願うものであります。最近の異常気象は昨日の川口議員が言われましたように、いつどこでどのように起きてもおかしくない状況で、異常が日常と捉えなくてはならないような状況であります。油断することなく、知恵を働かせて想定を超える想定で備えや心構えをしっかりと持つことが肝要と思うものです。

次に、シンガポールアジア大会についてです。アジア最大のスポーツ大会で日本選手が目覚ましい活躍は感動と勇気をもたらしたものです。中でも女子競泳で6個の金メダルを獲得し、最優秀選手に選ばれた池江選手のしなやかで見事な泳ぎや、アジア大会では日本の陸上競技の20年振りの念願の優勝、栄冠に輝いたという陸上4×100メートルのリレーの山県選手、多田選手、桐生選手、ケンブリッジ選手、各選手の気迫のこもった力走には力が入った気持ちで応援を送ったものであります。また、表彰に続き勝者を称える国旗掲揚、国歌、君が代演奏は勝者への称賛だけではなく選手を支えてきた監督、指導者、家族、あるいは関係者、更には選手の祖国、日本の存在を思いいたしたものであります。祝福とともに胸が熱くなるものでした。2年後の2020年東京オリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。勝利を目指し技術を磨き、心身の鍛錬を重ねている多くの日本選手が更に健闘し勝利を獲得できますように念願し、期待をしているものであります。

それでは、質問に入りたいと思います。まず最初に、世界自然遺産登録についてであります。この夏に実現すると期待の大きかった奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の世界自然遺産登録が延期となり、残念に思う半面、指摘された事項はもちろん地域の特性を更に生かした内容としての再登録のための時間が得られたと前向きに捉えたいと思います。昨日の同僚の質問と重なる点は多々ありますが、できれば視点を変えた、または内容を深めた答弁をいただければありがたいと思っております。努

めて、私のほうも違う形で質問をしたいと思っております。最初に、国際自然保護連合、IUCN、世界自然保護連合、勧告した登録延期で指摘された事項の対応策をどのように考えているか。国や県への要望、連携はということでお伺いいたします。

次からの質問は発言席から行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

プロジェクト推進監（満永亮一君） おはようございます。お答えさせていただきます。国や県へのどのような要望などしてるかという御質問でございます。議員御承知のとおり、今年の5月にIUCNから登録延期の勧告があり、6月1日に今年の世界自然遺産への推薦書を取り下げることが決定され、その後6月に国・県、関係する奄美・沖縄の12市町村長などが出席した地域連絡会議において、来年2月1日までに推薦書を再提出し2年後の世界自然遺産登録を目指すことで合意がなされたところでございます。その中で、地元自治体として今回どのようなことが地元自治体として十分でなかったのか、今後どのような取組をしていかなければならないのかなど、国・県に対して市町村への指導、助言をお願いしたところでございます。これを受け、地元自治体としてこれまでの取組を精査し、登録へ向け各課題を解決する取組を行うこととしております。また、地元としても国に対し確実に早期に登録がなされるよう、来年2月1日までの推薦書の再提出、2020年の夏ごろの世界遺産委員会での登録ができるよう取組をお願いしてるところでございます。地元としても引き続き全力で登録に向けて取り組んでまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

22番（平川久嘉君） 今の答弁でこれ、来年2月1日か、頃にはまた再申請をして、再来年の夏ごろには実現をしたいと。この世界自然遺産登録が奄美にとって、今重要課題として多くの方が取り組んでおられるということで、何としても実現をしたいという考えはどなたも同じだと思います。国に対してですね、あるいは国との関係で、あるいは県、地方公共団体との関係でやらなくちゃいけないこと、指摘された中にはですね、あると思います。それから、実際にいろんな猫条例をする、制定をして、あるいは金作原への入山って言いますかな、その制約をするために鎖を設けて勝手な侵入をさせないというような現実的な準備をされておりますけれども、その中でですね、大きく捉えて本当に奄美市が一生懸命中心になってやらなくちゃいけないと、主体性を持って取り組まなくちゃいけないこと。あるいは、県に要望して連携をして取り組まなくちゃいけないことと。それぞれいろんな協議会とか、あるいは団体等取り組んでおるのは分かっておりますけれども、その辺の大きな絡みで、くくりでですね、一番重視されているのは何かと。いろいろな話を聞いてるとやはり地元地域住民、奄美市、行政であれば奄美市が主体になってやらなくちゃいけないと、その意識の高揚が大事ではないかということをいろんな面で言われております。その辺のところの取組について、先ほど言いましたいろいろ取り組んでおられますけれども、加えてですね、更に皆さんに認識を深めてもらいたいというような内容があれば、今一度お伺いをいたします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 国との主な連携ということでお答えさせていただきますが、昨日も答弁させていただきましたけど、奄美大島の行動計画での連携、また今回のIUCNからの勧告事項を受け、環境省から新たな課題が出されております。その対策についての連携。また、併せまして奄美大島生物多様性地域戦略の指導、助言などをもらうってということで連携を進めてるところでございます。また、奄美市が主体と申し上げますが、具体的な取組の事例として幾つか御紹介させていただきますと、外来種による影響の排除、低減ということでは野良猫のTNR事業の実施。また、適正利用とエコツーリズムについては、現在金作原における利用の調整を行うなど、利用の適正化に向けて取り組んでいるところでございます。また、地域社会の参加、協働による保全管理ではごみの不法投棄防止のため

不法投棄防止パトロール員によるパトロールの実施を行うなど、様々な取組を行っているところでございます。議員おっしゃるように、非常に重要な世界自然遺産でございますので、行政としても真剣に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

22番（平川久嘉君） 今、③の地域住民の意識の啓発ってということで答えられたと思います。私のほうの質問が前後してしまいましたけれども。沖縄との連携っていうのも、これまた大事だと思います。その辺のところはどのように捉えておられるか。また、指摘事項の中に沖縄北部、米軍地域であった返還って言いますか、それも国立公園に指定をしたということで、自然遺産登録に向けての体制を整えてるってことでありますけれども、その辺の取り決めって言いますか、こちらの捉えている状況はどのように考えておられますか。

プロジェクト推進監（満永亮一君） まずはじめに、沖縄県との連携ということでお答えしたいと思います。奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島、世界自然遺産登録の実現に向けて沖縄との連携がますます重要になってまいります。これまで、オリオンスーパーベースボールなどの民間の取組、鹿児島・沖縄両県による航路・航空路運賃低減、今年7月1日に奄美大島、徳之島、沖永良部島、沖縄本島を結ぶ奄美群島アイランドホッピングルートの開設や共同プロモーション、そして本市からの沖縄県庁への職員派遣、これ通算20年やっておりますが、あと奄美やんばる広域圏交流などに取り組んできているところでございます。また、沖縄県では昨年奄美で開催されました奄美・沖縄交流拡大キックオフイベントを契機として、世界自然遺産を通じた次世代継承交流を検討していると伺っております。本市といたしましてもこれまでに育んできた沖縄との連携を一層深めていくために、平成29年度から次世代を担う子どもたちに一つの世界自然遺産区域として相互理解を深めることを目的とした、奄美・沖縄子ども環境調査隊交流事業を行っており、更なる連携の強化を図ってまいりたいと考えております。世界自然遺産登録を目指す上で候補地域の市町村の連携は重要でありますので、今後更なる市町村間の情報の共有、連携を図り登録に向け一体となる取組を進めていきたいと考えております。また、沖縄の北部訓練場の件でございしますが、昨日も答弁いたしました但今年6月29日に北部訓練場返還地の9割にあたる3,700ヘクタールがやんばる国立公園へ編入されました。それに伴い、返還地の推薦区域への編入に向けて、今後科学委員会などで検討されるものと6月の地域連絡会議にて方針が示されたところでございます。以上でございます。

22番（平川久嘉君） 地域としても奄美、徳之島と、あるいは沖縄、西表と離れてる、連携をしなくちゃいけない。また、もし登録をされた場合には交流を深めることができるだろうということで、その指定をするためのいろんな取組というのは理解をいたしました。

次に、今、先ほども地域住民の意識の啓発ということでもう話を少しいただきましたけれども、更には、奄美の宝を次世代に継ぐ議員の会発足ということで、先般会長金子代議士、それから副会長、奄美出身の県議3名が、それと12市町村の議員が構成する会が発足をいたしました。そこでも、議員がですね、率先して今言った地域住民等に対する意識の高揚ですか、その世界自然遺産の登録の意義っていうか、あるいは必要だということをみんなに知ってもらって、地域住民と一緒に自然遺産登録を獲得しようと、登録を実現しようということで取り組んでいるというの聞いております。その中の提言でですね、奄美の宝である豊かな自然が世界的に評価されると。身近にある自然の価値に住民が気付くことにより保全と利用の両立のための仕組みができることが次世代への本当の遺産だというようなこと。それから、地域の人たちが主体的に獲得していくものであると、自然遺産登録がですね。それから、二つ目の課題としては保護の取組の推進力と。特定の熱心な人だけとか、あるいはすべての住民が関わっているんだということを認識をしながら取り組むと。それから、自然環境を基盤とする地域振興の推進力。これは経済活動だけへの影響に関心が集まりそうなんだけれども、そうではないんだ

と。理想は島内すべての経済活動において、自然環境を活用している意識を持ち、保全に配慮、保全と利用の両立、自分にできることを始めると。仲間を増やす、いろいろな人、組織と繋がると。具体的な言い回しで意識を高揚、地域住民との意識を高揚するためにはこういうことをしようというふうに提言をしております。三つ目には、奄美の宝を次世代につなぐ、次世代に伝えるために今島民に求められていることと。これに気付く、あるいは知る、あるいは関心を持ち活動すると、活動に参加すると。いろんな、いろんな施策を進めておりますけども、自分ができること、あるいはやらなくちゃいけないと、行動に移すっていうことが肝心だと。それをどうするかっていうのが今求められていると思います。指摘の中の6項目のうちの奄美に関係があることはこういうことじゃないかなと思って捉えてるんですけど、それに対しての御意見等あればお願いいたします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） ただいまの御質問で、全体的な普及啓発の御質問という受け止めでお答えさせていただきたいと思います。これまでも地域住民に対する啓発活動につきましては、これまでも環境省、鹿児島県、5市町村で連携しまして町内会、学校、各種団体向けの出前講座や希少保護の街頭キャンペーンなどを実施しておりますが、今回登録延期勧告後ですね、世界自然遺産登録に向けた機運の醸成を再度図ることを目的としまして、2点の取組を行っております。1点目は、7月に実施しました世界自然遺産フォーラムです。世界自然遺産に向けた現状を地元住民の皆様に正しく理解していただくこと及び登録に向けた新たなスタートを切ることをテーマに開催しております。2点目が、8月に実施しました奄美大島子ども世界自然遺産講座です。こちらは、次の世代を担う子どもたちを対象に世界自然遺産の価値を理解し、自然環境の保全と継承、心豊かなリーダー育成を目指すことを目的として実施しております。今後も地域住民の理解と支援を得るために普及啓発活動及び参加型活動については奄美大島5市町村で連携して取組を続けてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

22番（平川久嘉君） はい、分かりました。よろしくお願いいたします。この意識の高揚ってことでありますけども、先だって中学生のひかり議会ですね、中学生ひかり議会の傍聴をいたしましたけども、将来を担う子どもたちの思いもこの世界自然遺産に対する関心が高く、具体的に私たちが環境美化のために活動してますよって、いろんな活動してますよってというような話があり、感動したものですけれども、是非この後継者となる若い子どもたちにもこういう意味合いで、その世界自然遺産が奄美が将来目指している登録ですよってというようなこと含めて理解ができればいいと、心強いことだと思っております。

（2）に入ります。来年2月の登録申請予定までの補強、強化する関連事項と。既に縷々述べられましたんですけども、その中でですね、いろんな検証をされてると。6月議会のときにも色々聞かれて、その回答を求めているのもありましたけど、どういうことを関連する施策があるかということをお伺いいたします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） お答えします。ただいま取り組んでいる事業につきましては、今回の当初予算でも議会のほうで承認いただきました、21事業の2億1,225万5,000円の事業は着実に今遂行してるところでございます。それで、またIUCNによる登録延期勧告を受けて、6月17日に開催されました奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議において、来年2月までの推薦書の再提出を目指した取組を行うということで国と県とも確認をいたしております。また、本地域連絡会議及び8月30日に開催されました同会議の奄美大島部会においても、現在策定、実施されてる奄美大島行動計画に加え、IUCNからの勧告に対する課題解決に向け、重点的に行っていくべき項目の整理を行っております。今後、整理した対応事項について、国・県・地元市町村が連携して取組を続けてまいります。このような取組は市民の皆様の御協力が必要だと考えておりま

すので、市民への普及、啓発についても出前講座、シンポジウム、イベントや広報紙を通じて今回の勧告の内容、今後の課題等を丁寧に説明し、気運の醸成に努めてまいりたいと考えております。以上です。

22番（平川久嘉君） 分かりました。実際に取り組んでおられることに対しては敬意を表しているところであります。

あと、これはちょっと話が離れるかもしれませんが、国立公園化で担保として既に指定されておりますけれども、その中でですね、文化型ってかな、自然と文化型と両立できるようなということをよく言われますけれども、その指摘をされた内容では直接ありませんけれども、その来年度からは文化遺産と自然遺産を別々に実証するというところでやってますけれども、その辺の考え方ですね。一緒にするっていうのが私の考え方も是非奄美はその特徴として自然遺産と文化型ですね、両立をするような考えで進めて、それぞれの地域の人たちにも認識を深めようという考えがあるんですけども、判断を下すユネスコの、判断って言いますか、あるいはIUCNの考え方っていうか、その辺は齟齬ってか、違いはないのか。その登録をいろいろ勧告するような地域の考え方で、なかなか別々にしようっていう考えがあるのかどうかをちょっと伺いたいと思うんですが、それがちょっと気になってて、運動で普及するのに、啓発するのに考えが迷うところがありますか、いかがですか。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 議員の御質問が来年から1か国、1国1推薦となるという文化遺産との競合することになるという御質問だという理解でお答えさせていただきますが、御案内のとおり来年から世界遺産への推薦は自然遺産、文化遺産、複合遺産の三つのカテゴリーの中から1か国1件となることになりました。それで、来年度はですね、国内の文化遺産候補と競合することが予想されます。その年の推薦案件は最終的には閣議了解による決定されるものと伺っておりますので、地元といたしましても中央要望や国主催の会議などの機会を見ながら、来年度推薦がなされるよう必要な取組を国に要望しているところですので、御理解賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

22番（平川久嘉君） 波及、質問だったんですけども、今言ったように来年度からはどちらか一方しか申請できないっていうことで、その両方持って行けば通るだろうっていうような考え、両方の考え方っていうかな、文化型の内容も含むというような考え方でその国際自然連合の認可を受けよう、今までの指摘事項を改善して認可をもらおうと、登録をもらおうという考えで行くと、どっちか一つにしなさいとかいう話に、考え方一つにしなさいというようなことにはならないのかなってのがちょっと気になって、我々が教えて、いや奄美はこういう特性があるのかって、国立公園の場合はそれが十分に話してもいいんですけども、自然遺産登録のときにそういう考えでみんなに何て言うかな、啓発をしていいのかどうかってのがちょっと引っかかるもんだから、その辺のこともお伺いします。

市長（朝山 毅君） 平川議員の質問に対しては誠実にまとめてお答えしているつもりではありますが、想定外の御質問等もございましたので今申し上げたいと思いますが、自然遺産登録については今までのやり取りの質疑、答弁の中においてお分かりだと思います。そして、ユネスコの方針として来年以降、次回から1国において文化遺産、自然遺産等は1国1件に限るということがなされたわけです。国内においても奄美の沖縄の世界自然遺産1件と、また銀山などを含む文化遺産等の計画もあります。従って、複数の案件が潜在化して国の中にあると。これは、国は責任を持って1件にまとめなければいけない。それは閣議という最も大きな内閣の組織する閣議の中において決定されると。従って、来年までにどちらを取るかということを、今我々もやはり心配もしております。従って、国・県に対しても強い要望を県と一緒に、また環境省と一緒に政府にそういうお願いをしているところでもあります。従って、今まで我々が積み上げてきたこの努力の証が結果として国が責任を持ってユネスコのほうに申請で

きるような環境づくりのために今後とも沖縄県、奄美群島、そして鹿児島県、一緒になって、沖縄県ももちろんですが、やろうということで意思統一が図られてそのことをやっているとあります。先般、先週ですね、沖縄県の当該市町村長は官房長官にもお会いしております。大臣にもお会いしております。我々も先般、大臣にも、環境大臣にもお会いしてそういうことをやって、お互いで強力な布陣を整えて今やっているとありますので、御理解をいただきたいと思います。

22番（平川久嘉君） 国、あるいは県に対しての市長の働きかけとか、あるいは要望とかしっかり伝わっていると思いますし、県の考え方とか、あるいは国の考え方もしっかりすると思います。受けて、先ほど危惧してるっていうか、心配してるという、話しましたけれども、保全が第一義だって、要するに保全をしっかりしようと。世界の宝として保全しようと。経済が潤うよとかそういう話は、それに結果として付いてくるんだという考え方、今言った、何て言うかな、文化型とかそういう話も、それも同時に同じような捉え方で一緒にやったほうが上手くいくんじゃないかという考えで取り組まれていいのかどうかっていうのもちょっと気になっているんですけども、するなっていうことではなくて、そういう特性のあるところだ、奄美はそれがあるんだ、しっかりそれが通るのであれば、本当言ってみんなで一生懸命になってその方向で押して、国立公園が珍しいと言われるように自然遺産登録も奄美が初めてだというような登録にしてほしいというふうに考えているわけでありまして。思いを伝えましたので、次に移りたいと思います。

次、住民の意識。来年までの再登録申請までは期間が少ないところでありまして、補備、強化する関連はっていうことで、簡単にお答えいただけたら、今話した内容でよろしいですか。まだ、何かお話しすることがあれば、こういうのを強調してやってますっていうのがあれば、お伝えください。期間が短いんで。

議長（師玉敏代君） 平川議員、通告してる質問順に質問してください。よろしくお願いいたします。

22番（平川久嘉君） はい、（2）の再登録申請予定までの、期間としてはもう申請するのが来年までの期間しかないんで。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 先ほどお答えしたとおりでございますが、取組をですね、国・県、5市町村、関係機関、連携しながら一生懸命登録に向けて邁進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

22番（平川久嘉君） はい、分かりました。

それじゃ、次の質問、景観保全についてです。奄美の自然、伝統文化をいかにした景観の保全と活用をどのようにして図るかっていうことで質問いたします。奄美らしい景観の保全はどのように考えておられるか、伺います。

総務部長（菊田和仁君） 本市には大浜海浜公園、あやまる岬、金作原、マングローブ原生林などの自然景観や笠利町赤木名地区に見られる街並みなど、数多くの景観資源がございます。この奄美らしい良好な景観を保全、形成していくことは環境文化型の国立公園としての景観を維持し、また観光資源として活用するうえで重要なことと認識しております。このような良好な景観の保全、活用を図るため、平成29年度から30年度にかけて景観法に基づく景観計画の策定作業を進めております。景観計画においては市全体の景観形成方針や景観計画区域、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項などを定めることになります。具体的な内容につきましては、現在各種団体から御参加いただき実施しておりますワークショップを踏まえ、今後建築や自然、文化の専門家の方、それから地域コミュニティ、関係

する業界の関係者などで構成する策定委員会などを通して検討してまいりたいと考えております。景観計画を策定し運用していくことによって、奄美らしい景観の保全、活用を促進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

22番（平川久嘉君） 景観保全っていうことで、世界自然遺産にも相通じるものがあるということで質問をしておりますけども、奄美のよさとか奄美らしい街並みを形成するとか、そこに住んでる人たちが豊かな気持ち、誇れるまちづくり、それをつくるっていうのもこれまた大事なことだと思います。考えを一つにしてですね、みんなが取り組むのであれば、ごみの処理、ごみのポイ捨てとか何とかっていう、そういうこともなくなるのではないかと、いうふうな考えであります。景観法等で言われているのは、その棚田なら棚田とか、日本でもいろいろあちこちにありますが、地域によっては街並みを、区画を整理を、区画を指定してうちの家の並びって言うかな、平坦、例えば蔵のある家とかっていうのを保存して残そうとか、それが生活をしながら残そうというような考えがあるんです。そういう考えをどのように持って行くかっていうことでいろいろ考えられると思うんですけども、ここで質問をして、次になりますけれども、条例の制定ですね、その計画はないか。（2）のですね。住みやすく豊かさを感じる生活環境を醸し出すというようなためにですね。

総務部長（菊田和仁君） 先ほども答弁いたしました景観計画の策定、今年度中に策定をする予定でございますが、その計画の策定と併せまして景観条例の制定を検討してるところでございます。本条例の制定につきましては、現在進めております景観計画策定を踏まえ平成31年度中を予定してるところでございます。今後とも市民の皆様、議会の皆様の御意見を賜りながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

22番（平川久嘉君） 今月、今年度、31年度中っていうことで条例制定を考えておられるってことでありますけども、もしお分かりであればどのような計画っていうか、その大綱ってか、構成、構成委員、恐らく準備委員会とか考えておられると思うんですけども、分かれば教えていただきたいと思います。

総務部長（菊田和仁君） 条例の前にですね、景観計画の策定が先になりますので、今、今年度中にその計画を策定することで進めておりますけど、先ほども申し上げましたが景観形成の基本的な方針、考え方、あるいは景観区域、計画区域を定めると。それから、一定の行為についてはこういったことは駄目だという制限などをですね、設けるような内容が計画にも反映されますけど、それがまた条例にも繋がっていくということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

22番（平川久嘉君） モデルとして赤木名集落地域ですね、いろいろ取り組んでおります。まだ、参考にされるといいと思いますけれども、是非その条例を制定をして住民が豊かに、あるいは誇れるようなまちづくりということで取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に移ります。学校教育についてであります。中学校の道德教育、来年度から進められますけれども、その現状と課題。既にいつ、6月のときに聞かれて、質問を受けてると思いますけれども、その辺のところを状況をですね、そのあとの成果って言いますか、その辺も含めてお伺いいたします。

教育長（要田憲雄君） それでは、議員から御質問がございました道德の教科化になった経緯についてまず御説明します、よろしいでしょうか。

（発言する者あり）

経緯はいいということでございますね。それじゃ、評価の指導体制ですとか、あるいは。

22番（平川久嘉君） 今、もう1回質問いたします。時間配当ですね。

議長（師玉敏代君） 平川議員。今、教育長が答弁してますので、話を聞いてください。

教育長（要田憲雄君） それではですね、通告と大分、少し違いますので、評価のあり方についてはよろしいということですか。もう1度お願いします。

22番（平川久嘉君） 私の質問が悪かったようで、もう一度いたします。中学校の道德教育、これが来年度からは特別の道德の教科ということで、教科道德ということで始まるということで、その教育の既にやってる教育、今までやってる教育の現状と課題とかあると思います。その中でですね、時間配当はどうなってますか。それから、配分って言いますかな、配当って。時間配分。それから、評価のあり方。まとめて質問いたしますけれども、そういうことで教えていただければありがたいです。

教育長（要田憲雄君） それではお答えを申し上げます。今、議員からお話がありましたように、来年度から中学校も特別の教科道德の授業が開始されます。時間は週1時間と、従来と変わっておりません。先ほど評価のことがありましたが、大変大事なことでありますので、この評価についてそれぞれの学校で大変苦慮しているという報告があがっております。私どもが学校に指導しておりますことは、これまでの通知表の教科の評価は数値で、相対評価で評価しておりました。道德については数値で示すのではなくて、記述式で評価をするということです。その際、個々の内容項目ではなく、全体的に評価すること。2点目は相対評価ではなく児童・生徒がいかにか成長したかを積極的に受け止めて、認めて励ましてあげると、こういう個人内評価を実施するという。3点目は、学習活動において児童・生徒がより多面的、多角的な見方へと発展してるか、道德的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといったような、そういうことを網羅して記述式に評価してあげるということになっているところでございます。以上です。

22番（平川久嘉君） 毎週1時間は必ず道德の教科が配分されてるということと、それから評価のあり方については記述式でやると、なかなか今までのように3段階、あるいは5段階で1・2・3・4・5とか点けるのではなくて、この全体的の中でどうでしたとかこういうことの向上心を持って取り組んできましたとかいうことになろうかと思えますけれども、それでは本当の評価ができないっていう話もありますけれども、その中身においては担当してる先生ってですか、授業は担任がやるようにというようなことで、学習指導要領にも書いてありますけれども、それぞれ学年主事とか、あるいは教頭、校長も参加をしてやっていると。その辺の意見も含めて、その子の伸びるような、あるいは人格形成が、あるいはその何て言うんですかな、強い生きる力とかそういうのが伸びるような評価になろうかと思えますが、大変かと思えますけれどもその辺のところも、内面の人としてのあり様をこう伸ばすのはこの道德ではないかと思ってますんで、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次、（2）の武道、武道教育の現状と課題と、似たようなところがありますけれども、伝統と文化の尊重の気風を醸成するとか、相手を尊重し礼儀を身に付け、礼儀をですね、身に付け自己形成を育むとかっていう目標があると思えますけれども、その辺の指導体制、あるいは種目の状況とか施設の道具の確保、更には安全管理のことについて、どのように取り組んでおられるか。現状と課題について伺います。

教育長（要田憲雄君） 議員の御質問は項目的に答えるんじゃなくて、総体的に答弁しなさいということでしたので、そういう形で答弁をさせていただきたいと存じます。中学校の体育の授業におけ

る武道の授業につきましては、定められた時数はないわけでありまして。各学校の特徴などに応じて柔軟に時間を設定するというようになっておりますので、本市の状況、各学校調べましたがおおよそ10時間程度ということになります。武道の授業における成果は我が国固有の文化の継承や武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようになるということです。まさに、議員が先ほどおっしゃったような日本文化をきちんと極めると、習得するということになるわけでありまして。一方、課題といたしましては専門の施設、設備の充実や保健体育科教師の指導力ですとか、安全への配慮などが課題になっている現状もございます。指導体制につきましては、種目を指導できる教員が担当することを原則としておりますが、専門がない場合には県が今行っている研修がございますが、この研修に参加して高めて指導するということもございまして、あるいは地域の指導者をお願いして指導をするということもございまして。教員の経験年数等を考慮したりして、適切に指導できるような体制をそれぞれの学校で今整えていただいているということになるかと考えております。それから、武道の種類ですとかいうことでございますが、決して相撲が多いということではございません。武道の種目選択の状況ですが、指導する保健体育科の教師の専門性ですとか、あるいは施設設備の状況をもとに各学校が種目を選択して決定するというようになっております。本市で申し上げますと柔道のみが6校、剣道のみが3校、相撲は2校でございます。そして、相撲と剣道が1校というふうになっているということでございます。それから、施設設備の道具の状況につきましてですが、そのことにつきましては各学校既存の施設を使用し授業を実施してと。当然でございまして、授業で使用する道具につきましては基本的には個人で購入する、そして管理ももちろんそうです。剣道につきましては、防具は学校予算で購入し学校が管理をすると。それから、竹刀につきましては個人で購入する学校が1校あるということでございます。それから、安全管理等につきましては、県保健体育課や県総合体育センターなどが毎年武道の指導者研修会や安全講習会を実施しておりますので、そこに参加して安全対策のことに努力をしてるということです、そのように御理解いただきたいと思います。

22番（平川久嘉君） 現状って言いますか、課題が明確にというか、なかったかなというふうな感じしますけど、個人で購入する道具とか用具ってのは、やっぱりその辺の負担はかかっているのかなと思う。それから、一番はこの武道を通じて相手の痛みとか何とかとか、この触れ合う相手を尊厳するとかルールに従うとかいうような精神が体験で身に付く、本当に大事なことだと思いますので、短い時間ですけども集中してやっておられるということでもありますけども、その辺のところをしっかりと教育の現場で指導していただきたいというふうに思います。

時間が少なくなりましたがけれども、次に移ります。部隊配備に伴う環境の整備について、陸上自衛隊の配備の件であります、（1）奄美市における配備部隊の施設、宿舍の建設等が進められております。部隊配備への期待、どのようにお持ちでありますかどうか、その現在はですね、計画どおり部隊の駐屯地の施設整備事業とか宿舍の建設事業は順調に進んで、3月末までには部隊配備ができるというようなことも伺っております。それに対する部隊が入って、配備されることに関しての期待というのがあれば伺います。

総務部長（菊田和仁君） 議員御案内のとおり、来年春の開設に向けて陸上自衛隊奄美駐屯地や宿舍など関連施設の整備が進められています。受入側として課題や期待されることはないかとの御質問でございますが、これまでも施設の整備などにつきましては従前の土地所有者や地域住民の方の協力をいただきながら、計画に沿って進められていと伺っており、現在特段の課題等はないものと認識いたしております。また、部隊配備は災害時における即応体制の整備に加えて、昨日三島議員へも答弁させていただきましたが隊員及び御家族の消費活動による経済効果や税収の増加、駐屯地における資機材需要や新たな雇用の確保などが期待されているところでございます。更に、隊員約350名の配備にあたっては多くの奄美出身者が赴任を希望されていると伺っております。現段階では配備される隊員及び家族構成等

は確定いたしておりませんが、一定数の人口増に加え地元での安定的な仕事の確保や地域の活性化などについても期待できるものと考えております。以上です。

22番（平川久嘉君） 国を守る、自衛隊の使命としては平和と独立を守る、国家存立に対しての最も基本的な役割を担うのが自衛隊であります。重要な組織であります。こういう部隊の隊員たちが来て、皆さんと一緒に理解を得ながら活動、行動できるってことは最も不可欠な問題でありますので、御理解と御協力ってか、よろしくお願いをいたします。必要だと思っております。

②の地域住民の理解っていうことは、今申し上げたとおりでありますので、提言として申し上げます。

次に、防衛協会の構成、活動、これもですね、行政の長などが会長になって取り組んでいるという組織でありますけれども、実際にはまだ部隊が配備されてないので活動というのはそう多くはないと思いますけれども、部隊が入る前にですね、ある程度のその組織の在り様とか、あるいはこうやって、理解をしておいて迎えてほしいというふうに思っております。

議長（師玉敏代君） 以上で、無所属 平川久嘉君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次は、公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

5番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、傍聴の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、おはようございます。公明党の栄 ヤスエでございます。一般質問も2日目、2人目の質問になります。最後までよろしくお願いいたします。

質問に入る前に少し所見を述べさせていただきます。はじめに、今年7月の西日本豪雨災害は14府県で200名を超える犠牲者を出し、多くの方が家屋を失い避難所生活を余儀なくされており、健康被害も心配をされております。この被害で犠牲になられました皆様に心からご冥福をお祈り申し上げます。今年に入り全国で自然災害が相次ぎ、各地でも甚大な被害が出ております。すべての被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。

さて、9月1日は防災の日でございました。関東大震災の発生日にちなんで広く国民が災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備するとして制定をされました。東日本大震災から今年で丸7年、熊本地震から丸二年が経ちました。東日本大震災では被災者の心身の機能の低下や支援物資の到着、分配にかかる情報不足など様々な課題があり、その教訓を踏まえて災害対策の強化を図るために災害対策基本法等の一部が改正されることになりました。しかし、熊本地震では障害者がどこへ行けばいいのか全く情報がなかった、職員が被災して勤務ができずに避難所での人手が足りなかったなど避難所の受入態勢や福祉避難所開設に向けた要配慮者の把握が不十分であったとの課題もありました。被害が起こると避難所は住まいを失い地域での生活を失なった被災者の拠り所となり、在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点ともなります。西日本豪雨災害では約580か所の避難所が開設をされて1万人以上の方が避難されたとのこと。暑い最中での避難所生活、熱中症などで脱水症状を起こしたりと健康へのリスクが高くなります。長期の避難所生活を余儀なくされた場合、避難所の運営体制も大切になってまいります。地域防災計画におきましては、防災体制の確立、防災事業の促進、復旧、復興、災害復旧の迅速、適正化が定められているとともに、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっております。これまでの災害においても避難所運営に自治体職員が関わったことにより、国や県との連携や対口支援の受入など災害初動期における自治体職員は特に初動期において多忙

を極めます。この間に職員が様々な事情から避難所運営にあたってしまうと、被災者救助もはじめ災害復旧に甚大な影響を及ぼしかねません。

それでは、一つ目の質問に入ります。一つ目、1番、災害発生時における避難所運営等につきまして。①本市における避難所運営の災害発生初動期、それから、撤収期までの流れを伺いたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、さっそく栄議員にお答えさせていただきます。この避難所の運営の流れということでございますので、概略申し上げますが、避難所の流れにつきましては、まず予想される災害の種別、規模に応じて開設する避難所を選定いたします。そして、担当する職員が直接避難所へ行き、開設をいたします。開設後は職員が中心となり管理、運営をいたします。災害対策本部との連絡、避難者の状況確認などを行います。また、撤収時期につきましては災害対策本部の決定に基づき、市職員が避難者の退去を確認の上避難所を閉鎖するということになります。なお、先の台風19号の際には携帯アプリを利用いたしまして、災害対策本部とすべての避難所において相互にリアルタイムに情報の共有を図るなど、避難所運営の改善にも努めたところであります。そのほかにも、ケアマネジャーと連携をいたしまして高齢者や災害時要支援者への声掛け、早めの避難の呼び掛けや事前に福祉避難所への避難誘導を行うなど、市民に寄り添った防災対応を行ったところでございます。以上であります。

5番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。19号につきましては私も家におりまして、大分大雨でしたけれども迅速な対応というか、その日の10時には避難準備が出されまして、あと地域を回ってみますと車でずっと回りながら避難してくださいってというか、台風の情報とかもお伝えしていた、広報もしていたというのは私も見ております。そういった意味では、今回迅速な対応をさせていただいたかなというふうにも思っておりますので、ありがとうございます。しっかりとまたJアラートもしっかり鳴りまして、すごい大きな雨だったなっってことも承知しております。

次になりますけれども、国は避難所での避難者の健康が維持されるなどを目指して、避難所運営ガイドラインを策定をいたしました。この本市においても避難所運営の取組を強化する必要があるということにも考えますけれども、そこで次の質問に入りますが（2）の国の避難所運営ガイドラインを受けまして本市の対応等について、まずはこの①のガイドライン策定の背景と概要について伺いたいと思います。

総務部長（菊田和仁君） ガイドラインができました背景につきましては、東日本大震災において避難所の衛生、栄養、プライバシー、育児、介護などの生活に関わる諸課題が十分に手当されないなど、避難所環境の悪化があったことから、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、同年8月に避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針が策定されたところです。その後、同指針に基づき国が市町村が取り組むべき事項を整理し、避難所運営ガイドラインとして平成28年4月に策定されたところでございます。ガイドラインの概要でございますが、平時における運営体制の確立に加え、避難所の開設から閉鎖までの市町村が取り組むべき対応19項目の業務をチェックリスト方式で取りまとめられていることから、本ガイドラインを積極的に活用することにより避難所運営の効率化や円滑化、管理体制の充実、強化が図られるものとなっております。以上です。

5番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。チェックリストをしながらですね、把握していく

ってことですが、この熊本地震の際なんですが、避難所担当の職員だけでは仕事量が多くて本来の業務にも支障をきたしたと聞いております。そのようなことから、被災者が自ら行動をして助け合いながら避難所を運営することが求められてるというふうに言っております。このガイドラインにおきましては、地域住民でも避難所運営ができるようにということで分かりやすいマニュアルの必要性が指摘をされているところでございましたけれども、奄美市におきましてホームページのほうでそのマニュアルが、概要欄、概要ですかね、できておりましたので見させてはいただいたんですが、それにおきまして、次の質問に入りますけれども、1点目が本市の避難所管理運営マニュアルの作成状況ですね、お知らせいただきたいと思います。また、国公表のガイドラインにおきましては避難所生活が住民が主体となって行うべきもの、また地域住民も参加する訓練を実施するっていうことになっておりますけれども、避難所運営のマニュアルに基づく避難所の運営と訓練の今後の計画等も併せて伺いたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

総務部長（菊田和仁君） 本市におきましては、先ほど申し上げましたが平成28年4月に策定された国の避難所運営ガイドライン、また平成29年9月に改定された県の避難所管理運営マニュアルに基づき、本年5月に奄美市避難所管理運営マニュアルを策定しホームページで公開しているところでございます。熊本地震でも見られるとおり、大規模災害時の長期にわたる避難所運営においては避難者の支え合い、共助の精神と自立再建の原則に基づいて避難、避難者、地域、市が相互に協力、連携し運営することが必要不可欠となっております。本市のマニュアルにつきましても、大規模災害時を想定し避難者、地域住民が円滑に避難所運営に加わることができるよう、項目ごとにリスト、チェックリスト化し、避難所の管理運営について理解し活動しやすいものとなっております。市民への周知方法につきまして、今後町内会、自治会情報連絡会や嘱託員会、駐在員会などを通して更に周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

5番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございました。そうですね、今これから広報していくと、自治体等にも広報していくっていう、周知をしていくっていうお話でございましたけれども、実際こう奄美市の自主防災組織の稼働率、組織率等も見てみますと、住用と名瀬は100パーセントでございましたけれども、やはり名瀬のほう、名瀬地区のほうが48.5パーセントとまだまだ組織率が50、全体で56.8パーセントっていうことに数字は聞いておりますけれども、このような中で避難所運営までこうお任せできるのかどうかっていうこともちょっと心配になっておりまして、昨年の定例会でも提案さし上げたんですけども、今地域支え合い事業ということで各8地区で子どもからお年寄りまでのそういった協議体が形成されておりまして、いろんなこう地域課題だったりとかいろんなものを話し合うことをされております。そういったところですか、あとまた奄美市には地域地女連っていう女性の団体等もございます。いろんな各地域で活動されてらっしゃるそういったところとも連携を取りながら、どうしてもこう組織がつかれない、自治会が起こせないところは、やはりそういったところとも広く連携を取りながら、やっぱり横断的な形で組織をつくっていかなければ、いつまでも自主防災組織ができないから、自治会ができないから自主防災組織ができない、またそういった被災が、災害があったときにも運営もできないっていう形に、マイナスになってしまうと思いますので、やはりできることをできる形でいろんなところと連携を取りながらやっていただくことも一つの提案、方法かなと思いますので、提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。御検討をお願いいたします。

そうですね、今話しましたが、本市における自主防災組織は防災訓練等を自主的に行っている組織はあると思いますけれども、平時からの地域住民を対象とした避難所運営の訓練等も今後必要になってくると思います。そこで、提案なんですけども、避難所運営ゲーム、HUGっていうのが、HUGって、ハグっていうのがございまして、これは静岡県が開発いたしました防災ゲームでございまして、避難所の運営を参加者全員で考えることを目的に避難者の年齢とか性別とか、それぞれが抱える事情が書

かれたカードがありまして、それを避難所にこう見立てた平面図におきましての、どれだけこう適切に配置ができるかですとか、また避難所で起きる様々な出来事にどうやって対処するかといったことがありまして、そういったことを模擬体験するゲーム形式のゲームでございます。こういったゲームを通してながら、小さな単位で避難所運営のノウハウを学べるツールとして地域住民主体の避難所運営訓練にも役立つと考えますので、よろしく、提案させていただきます。

次の質問に入りますけれども、2点目が四日市市のマニュアルの特徴を含む概要及び評価についてことで、聞き取りのときに見ていただいたと思うんですけど、目を通していただいているかと思いますが、四日市市が作成しております避難所運営の手引きっていうものは、自治会や自主防災組織等へ配布するために作成されたもので、ここには男女共同参画の視点を取り入れて女性や要配慮者にも優しい内容となっております。この四日市市では防災、減災、女性セミナーですとか男女共同参画の視点を入れた地区防災セミナーを開催しております、地域での女性リーダーの発掘、育成にも取り組んでいるようでございます。本市においても今後訓練等の計画をされるときには、是非参考にさせていただきたいと考えます。そこで、概要について、概要と評価について伺いたいと思います。

総務部長（菊田和仁君） 私も質問いただいたあとにですね、見させていただいたところです。御質問の四日市市の避難所運営の手引きの特徴につきましては、国の指針のほか東北の女性センターが中心となって作成したマニュアルを参考に、より男女共同参画の視点を取り入れた手引きになっているものと認識いたしております。概要につきましては、女性、要配慮者、高齢者、乳幼児などに配慮した安全・安心な避難所づくりのため、避難生活における問題、女性の視点と参画の必要性、避難所運営のポイントなどがイラストで分かりやすくまとめられたものとなっております、現在地域での具体的な活用方法を検討中であると同っております。以上です。

5番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。見ていただきましてありがとうございます。このような内容でイラスト等も入りながらですね、誰が見てもこう楽しく見れるような、数字だけではなくて、文字だけではなくて、こういったイラスト等も入ってるマニュアルになっております。この中でちょっと抜粋でイラストの問題点として三つぐらい挙げられてるんですけども、地域の少数の男性役員が責任を一手に引き受けて疲労困憊をしていると。また、二つ目には妊娠初期の女性ですとか育児、炊き出し、食材の運搬などに追われて、女性も疲労困憊をしていると。3番目には高齢者、慢性疾患の人、障害者が健康を損ねたり辛い状況に置かれても相談できていないなどなど、避難生活における問題点等も指摘をされておりますので、こういったきめ細かな問題点もですね、実際に参考にさせていただきまして、奄美市のまた作られるときには参考にさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次の質問に入りますけれども、本市にもハザードマップですね、地図があったと思うんですけども、これが4・5年前ぐらいに各、全戸に配布された記憶をしていますが、最近どこに、家にいてもどこに行ったかなっていう、もう分からないぐらいのちょっと少し前の話でしたけども、市民の声といたしまして自分の住む地域の避難所がどこなのか分からないですとか、また津波が来たらどこへ逃げたらいいのか分からないですとか、そういったことを質問をずっとこの地域を回中で受けます。大雨のたびにもう不安を抱える方もおられますので、やはり防災意識を私たちがこう伝えたとしても、やはりそこに住む地域住民の方々が日頃からこう意識をしていないとなかなか分からないんですが、でも住民の方々にはそういったツールもしっかりとお伝えをして、被害、被災があったときにはここに逃げるんですよとかそういったことも私たちの役目だと思いましたので、本市でも防災マップ、ガイド等を作成して市民への周知が必要というふうに考えております。紹介させていただきますと、鹿児島市でちょっと行ったときにこういった安心・安全ガイドブック&防災マップ2018というのを作っております。鹿児島市ではこれを作成いたしまして全戸配布をしております。ある地域ではこのガイドブックを持ち

寄ってですね、家に届いたものを持ち寄って学習会ですとかいろんな集まりでこう開いてみて、これは防災だけではなくて、安心・安全、防犯のほうも全部網羅されておりまして、そういったガイドブックになっておりまして、持ち寄っていただいて、ただ配るだけじゃなくって、やはりこれを活用する場をつくるってことも大事なかなと思いましたので、本市においてもこれを、こういったものを作るとしましたら専門家ですとか障害者の方ですとか、また障害者におきましては身体の方、視覚の方、聴覚の方、内部障害と様々ございます。そして、高齢者、子育て世帯等の声もしっかり聞いていただいて、最近では避難所におきましてはペットを持ち込むっていう、熊本地震からですけども、ペットも一緒にこう家族として避難するっていうことも出ておりますので、獣医師等の話も聞かせていただきながら是非、次の質問に入りますけども、本市におけるこの、このような防災マップとかガイドの作成はできないのかっていうことで質問させていただきます。

総務部長（菊田和仁君） 議員が御紹介されました防災マップにつきましては、防災だけでなく防犯、事故防止などに関する様々な情報が1冊にまとめてあり、日頃の備えや緊急時の対応など市民の安全・安心対策に活用できるものと認識いたしております。本市のハザードマップにつきましては、議員からお話がありましたとおり、平成24年度に作成いたしておりますが、今後各種情報の更新も合わせて新たな安全・安心のためのマップとして検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

5番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。是非、検討いただきたいと思います。その際には分かりやすい、誰が見ても分かりやすいようなそういった視点もいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。市民の健康増進についてということで、本市における高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種事業に関する成果について伺いたいと思います。肺炎は日本人の死因の第3位を占める重大な疾患で、肺炎は高齢になるほど重症化しやすく、人口の高齢化に伴い年々肺炎による死亡者数も増加をしております。肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌で唾液などを通じて飛沫感染をし、気管支炎、そして敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。公明党の粘り強い取組で平成26年10月1日から平成31年3月31日まで、来年ですけれども、その間に高齢者を対象とした65歳から100歳までの5歳刻みの年齢になる方で生涯に1度、1回だけ制度を活用した肺炎球菌ワクチンの定期接種が受けられるようになりました。国は65歳以上、全員の接種を目指して経過措置のこの5年間を取ってきたんですけれども、今年が最終の年度でございます。平成31年度以降は対象者が65歳のみになる予定で、66歳以上の方は定期接種の対象から外れるっていうことを聞いております。そこで、一つ目の質問でございますが、本市における平成26年度から平成29年度の定期接種対象者の人数、そして接種率を伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） お答えいたします。御質問の高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、平成25年度までは任意接種でしたけれども、今御案内があったとおり、平成26年度から65歳の方が定期接種の対象となり、自己負担額3,000円で予防接種が受けられるようになっております。本市における65歳以上の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種対象者に対する、対象者及び接種率でございますけれども、平成26年度が対象者2,740人、接種率29パーセント。平成27年度が対象者2,579人、接種率30.9パーセント。平成28年度が対象者2,911人、接種率が30.8パーセント。平成29年度が3,045人の対象者で、32.2パーセントというふうになっております。

5番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。年々増えていってるっていうふうには感じておりますけれども、まだまだ対象者に対して32パーセント、これは少し少ないかなというふうに思っております。

す。やはりこう、せっかくこの5年間の経過措置があった中で、やはり周知に関しても個別周知とかいろいろな形を通して周知はしてるかと思いますが、いろいろな事情で受けられないのかなというふうに今感じたところなんですけども、接種、この接種率を上げるためにも、沖縄県的那覇市におきましては未接種の対象者に対しまして個別のリコールを行った結果、接種率が12パーセントも増えたというお話がありました。糸満市におきましてこのリコールをスタートしたと聞いております。あと、そうですね、また国が算出している報告書によりますと、毎年65歳の方、全員へのワクチンを接種を行って、ワクチン接種の効果が5年間持続するとした場合には、1年当たり約5,115億円の保険医療費の削減にもなるというふうに試算をしております。これ、ちょっと奄美市試算してないんですけども、接種率を上げて肺炎を予防することが本市の高齢者の健康寿命を延ばすことにも繋がります、国保の医療費削減にも繋がるかと考えております。また、災害時に問題となる感染症ですとか、特に高齢者では避難所ですとか病院ですとかにおける肺炎対策が重要でございます。平時において感染症対策を徹底しておくことも災害対策の一つであると考えます。一度も定期接種制度を利用したことのない、接種できなかった市民の皆様のための対策といたしまして、この救済措置を取るべきではないかというふうに私は考えますけれども、そこで質問に入ります。②の質問でございますが、この経過措置を今年度まででございますけれども、接種できなかった市民の救済措置について本市の考えを伺いたいと思います。個別勧奨で葉書の送付ですとか、奄美市だよりや市のホームページ等も、掲載等もあると思いますが、御答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種対象外となった66歳以上の方への経過措置としまして、先ほど議員のほうからも御案内がありましたとおり、平成26年度から毎年70歳から100歳まで5歳刻みの年齢の方を定期接種の対象者として、対象者へは文書による個別勧奨を行っております。高齢者は肺炎にかかると重篤化するリスクも高いため、未接種者に対しては年度内に広報紙による再周知を行っておりますけれども、それ以外の方法も検討し、なるべく多くの方に接種をしていただきたいというふうに考えております。議員御案内のとおり、経過措置は今年度までというふうにはなっております。けれども、この5年間で65歳以上、すべての方が定期接種の対象として予防接種を受ける機会を設けてまいったということでございます。今のところ、この経過措置の延長等について国からの方針が示されておられません。今後の国の施策及び県内市町村の状況、こういうのを踏まえながらですね、多くの方にワクチンの定期接種を呼び掛けてまいりたいというふうに考えております。

5番（栄 ヤスエ君） 是非、勧奨のほうをよろしく願いいたします。今、9月ですけれども、10月から3月末まで半年間ほどございます。スピーディーな、また取組というかですね、この経過、すいません、リコールですね、お願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。1人でもその中で肺炎にかからない、リスクを下げるためにもよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入りたいと思います。（2）のロタウイルス予防接種についてでございますけれども、まずは質問に入ります。①のこのロタウイルスに感染した場合の症状ですとか、治療法について伺います。また、子どもの約半数がロタウイルス感染症で小児外来を受診をしますけれども、ロタウイルスワクチン接種の対象年齢と接種回数、接種方法等も、また接種料金も合わせてお願いいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） お答えいたします。厚生労働省及び国立感染症研究所の資料によりますと、ロタウイルスは感染力が強く5歳までにはほぼ全ての子どもが感染をするというふうに言われております。潜伏期間が2日から4日間で、小腸に感染し組織を破壊して水分吸収を阻害をするために下痢、嘔吐、発熱及び腹痛などを引き起こすというふうになっております。乳幼児における急性胃腸炎の入院患者のうち、40パーセントから50パーセント、これがロタウイルスが原因との集計データもございます。口からウイルスが入ることで感染をいたしますけれども、手洗いなど衛生的な配慮を行って

も感染を完全に防ぐことはできないと、あるいは困難であるというふうに言われておりまして、また効果のある抗ウイルス剤というのも今のところは開発をされておられません。そのため、脱水を防ぐための水分補給、体力を消耗しないような栄養を補給するなどの対処療法が中心というふうになってるようでございます。脱水症状が続きますと、腎不全など重大な合併症との関連が示唆されておりますけれども、ほとんどの場合には今述べた治療などによって数日間で病状が治まると、症状が治まるというふうにも聞いております。御質問のワクチン接種の対象年齢ですけれども、生後6週以上14週ぐらいまでが推奨されているようでございます。ワクチン自体には2種類ございまして、1回目から4週の間に、4週間を空けて2回、あるいは3回の接種を行うというふうになっているようです。ワクチン自体は経口摂取ということで、口から入れるということになっておりますけれども、1回の接種料金につきましては1万4,000円から1万5,000円ぐらいかかるというふうに聞いております。

5番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。ロタウイルスって初めて聞かれた方もいらっしゃるかなと思いましたので、御紹介していただきました。このロタウイルス、本当に生後6週間以降からしか受けられないということで、本当に重症化をするっていうことが言われておりまして、重複しますけれども重症化を防ぐ有効なワクチンとしてのロタウイルスワクチンを日本ではロタニックスとロタックスの2種類ですね、ワクチンが認可されておまして、2011年から任意接種が開始をされております。どちらも生後6週から、さっき説明ありましたように生後6週間から接種可能になりまして、ロタニックスは2回、ロタックスは3回摂取というふうになっております。市内のお母さま方に何人かお聞きしたんですけども、先ほど答弁されたように1回受けるのに1万4,000円から1万5,000円、すごいもう実費ですので、すごいもう出費だと。それが、2回であれば3万円ですし、3回であれば4万5,000円と、高価なものであります。子どもにはいいとは言え、やっぱり家計への負担っていうのは大きいということで、全額自己負担のために子どもの親からも経済的負担が大きいとの声も聞いております。そのようなことから、全国の各自治体においてもロタワクチン接種の公費助成っていうものが少しずつ広がっているふうに聞いております。イギリスにおいては2013年度にロタウイルスワクチンが定期接種化をされまして、症例の報告数が84パーセントもこのワクチン接種によって減少したというふうなデータもあると聞いております。また、本県、鹿児島県におきましては鹿児島市をはじめ九つの自治体が公費助成を始めているか、若しくは来年度、平成31年度から開始に向けて検討して動いているっていうような情報も聞いておりますので、よろしく願いいたします。ちょっと、母子手帳、これを預かってきたんですけども、この生後ですね、子ども、お母さんは妊娠して母子手帳をいただいて、出産後にまた、出産後って、出産するんですけども、その辺り生まれた6週間ぐらいで接種が始まるわけなんですけども、大体0歳児での接種っていうのが、回数が多いんですね。ですから、お母さんも出産をしたあとに子どもの接種、ロタとおたふく等が任意接種でございますけれども、定期接種として今インフルエンザワクチンですとか、小児用の肺炎球菌、そしてB型肝炎等々もございまして、様々な予防接種のスケジュールに合わせてお母様方も動かないといけないという、ちょっと大変なこともあります。子どもにとっても、一気に受けることもできるそうなので、子どもはちょっと1回でちょっと痛い思いをすれば次、重症化ならないっていうか、病氣も防げるっていうことであると思っておりますけれども、こういったものを見ながらお母さん、お子さんを生まれたお母様方は子育てを今一生懸命頑張っているところでございますので、そういったところで、そういったことで、本当に今そういった家計にも負担があるということで、次の質問に入りますけれども、保護者の経済的負担のためにも、軽減のためにも、こういったことで公費助成というものができないかっていうことで、本市の見解をまずは伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 今、議員のほうからも御案内いただきましたとおり、ロタウイルスワクチンっていうのは現在公費助成のある定期接種にはなっておらず、全額自己負担のいわゆる任意接種とい

うことになっております。ワクチン接種費用が大きい、費用負担が大きいという状況に対して、今国においてもワクチンの定期接種に関して厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において費用対効果、それと安全性も含めてですね、継続して検討が続けられるというふうに聞いておるところでございます。本市としましては今後の国、それから県内市町村の状況、先ほどお話がありました県内市町村においては助成を行っているところもあるというふうに聞いておりますけれども、この状況などを見ながらですね、検討していきたいというふうに考えております。まだ、先ほど議員もおっしゃいましたけどロタウイルス、このワクチン自体をあんまり知られていないという部分もありますので、今後その辺も含めてですね、検討していきたいというふうに思っております。

5番（栄 ヤスエ君） すいません、子どもさんの親御さんたちに対して、その先ほど知られてないってこともありましたけども、お母様方は大体こうその健康増進課のほうとかでは説明があるとは思いますが、実際になかなかそこに、説明を受けなかったとか漏れてしまったとかいろんなこともあると思いますので、こういった任意接種がありますよということと、またロタウイルスはこういうものだよということも、すべての出産されたお子様、お母様たちにもしっかりとお知らせをしていただきながら、今は任意接種であるけれども今後こういう助成になるか、国のほうで目指してるかってこともありますけども、そういったことも含めてお知らせをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、ロタウイルスが感染しますと症状は水のような下痢ですとか、重なりますけど、重複しますけども、嘔吐等で急速に脱水症状に進行するために入院治療を起こすことがあります。一旦脳症になると後遺症の率はインフルエンザよりも高いと言われております。毎年、冬から春にかけて全国的な流行が見られまして、治療法は特にはないと言われております。ですから、ワクチン接種による発生予防が唯一感染制御のための方策になるというふうな報告もあります。何よりも子どもの命と健康を守るために予防医療への取組として、このロタウイルスワクチンの接種の公費助成を強く要望したいと思いますので、御検討よろしくをお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。教育行政について質問なんですけども、新学期に入りまして8月下旬から9月上旬は1年のうちで最も子どもの自殺率が多くなるというふうに言われております。このようなことから、大切な子どもの命を守るためにも、周りの大人の気付きも大切になると思います。はじめに、一つ目の質問なんですけども、本市における学校に登校できていない、不登校と言われる、できていない児童・生徒について、小・中合わせて、それぞれに人数を教えてくださいたいと思います。

教育長（要田憲雄君） それじゃ、本市における学校に登校できない児童・生徒についての御質問にお答えを申し上げます。文部科学省で定義されている30日以上長期欠席者と不登校の児童・生徒数についてでございますが、今年の1学期間ですね、7月末の報告の中で病気等を含めた30日以上長期欠席者が小学校が1人、中学校が20名となっております。また、全く学校に登校できない児童・生徒につきまして、小学校が2名でしたが、9月に入って登校できておりますので、1名。中学校が9名となっております。私どもとしては大幅に改善されてきたというふうに考えております。

5番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。今、繰り返しますと30日以上が小学校がお1人、中学校が20人。学校に、登校できてない子どもが2人から1人になったと。そして、中学校には9人になったということで改善されてきているというふうな認識でよろしかったですね、はい。もっと数的に多いのかなというふうに、周りから聞いてますとなかなか学校に行けてない子どもたちが多いよってというお話も聞いてましたので、どれぐらいの人数が行けてないのかなというふうに思っておりましたが、でも登校できてない子どもさんもしらっしゃるわけですから、本当に丁寧な対応をですね、お願いしたいと思いますけれども、このような中から②の質問になりますけれども、家庭、学校、地域での対応について伺いたいと思います。

教育長（要田憲雄君） 長期欠席者への対応につきましては、学校の担任ですとか、あるいは子どもたちが大変信頼してる先生方、あるいは管理職、もう一つはスクールソーシャルワーカーですね、これとコーディネーターが連携して情報を共有していくと。そして、それぞれの立場や役割で家庭訪問を行って、児童・生徒や保護者に寄り添いながら保護者の相談に応じて具体的な解決を図っているということだと考えております。また、本人の家庭での生活状況や家庭の生活環境等に応じて各地区の民生委員ですとか児童委員、あるいは市の福祉部、児童相談所とも緊密に連携を図りながら関係者によるケース会議をその都度その都度開催しておりまして、幅広く情報を共有して養育支援などの手立てを講じるなど家庭や地域、学校が一体となって取り組む体制をつくりまして、今そういう形で割合いい方向に進んでいるというふうに考えております。

5番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。家庭、学校、地域、地域においては民生委員の方たちの力も入れていただいているということをお聞きしたんですけども、分かりました、はい。すいません。

そしたら、スクールソーシャルワーカー、先ほども言いましたけどもスクールソーシャルワーカーの対応もしているってということで、本市も奄美スクールソーシャルワーカー配置事業で今年は9名の方でしょうか、を各学校へ配置してるというふうに認識をしております。目的としてはソーシャルワーカーをはじめ不登校、いじめですとか不登校とか暴力行為、児童虐待等の児童・生徒の問題行為、行動等を対応するとともに、児童・生徒や保護者の相談に応じたり福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して支援を行うことにより不登校、また児童・生徒へも解消を図るというふうに聞いておりますけれども、これはソーシャルワーカーは不登校、教育だけではなくって社会福祉的な観点からの支援を行っているとは認識をしておりますけども、そこで次の質問に入らせていただきます。スクールソーシャルワーカーの役割というか、そういったものは、認識はしてるんですけども改めて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。スクールソーシャルワーカーの役割は不登校児童・生徒の解消を図ることを目的として家庭訪問を行ったり、児童・生徒や保護者の心に寄り添った相談に応じたりするとともに、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して支援を行うことだと考えているところです。特に私がいつも校長会でも指導しているのは、SSWに任せるなど。学校長や教頭がどのようにその不登校の子どもに関わっているのかと。校長、教頭もきちんと家庭訪問をして心に寄り添うことが大事だということは毎回指導しているところでございまして、そういう意味では割合校長、教頭も動いているという感覚を持っております。もちろん、学校差、個人差はございますけれども。また、不登校対策コーディネーターは各学校のスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、該当児童・生徒の情報を収集し整理し、効率的に教育委員会と緊密に連携を図りながら、そして市の福祉部とも連携を共有してケースワーカーにつなげていくことも大事でしょうし、具体的な手立てをつなげていると。昨年からですね、SSWだけでなく中心となる人をコーディネーターとして、その人を中心にして緊密な連携を図りながら、子どもたちに、あるいは保護者に寄り添って進めているというふうに御理解いただければと思います。それから、スクールソーシャルワーカーを雇用するにあたりましてはですね、学校現場等の経験があれば望ましいかもしれませんが、こういう人手の足りない時代ですので資格等を必要とするものではありません。もう一つは、資質向上が絶対条件になりますから、去年よりも2回ほど研修会を増しまして、学期2回、年間で6回のソーシャルワーカーの研修会をもって、いろんな不登校対策を進めたり、あるいは研修会を予定していろんな情報を共有してるというふうに御理解いただきたいと思います。

5番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。御説明では校長先生はじめ教頭先生、学校の関係

者等もしっかりと家庭訪問を行っている。子どもたちに寄り添った支援をしているっていうふうに認識をいたしました。各学校においては先ほど説明がありましたように、コーディネーターですね、教員の方がコーディネーターとなって特別支援におきまして、ソーシャルワーカーですかね、おきまして、コーディネートをしているっていうことでの認識でよろしかったですね、はい。そういう形を取っているっていうことで。ソーシャルワーカーに、市のソーシャルワーカーに若い人はコーディネーターを1人おいて、8名、各学校に配置をしているということで認識をいたしました。ちなみにこの配置なんですけれども、やはり学校からの要望が出ての配置基準、配置になると思うんですが、それぞれ各、奄美市の学校内でやはりソーシャルワーカーの必要性っていうものは多分多いのではないかと思いますので、そこら辺しっかりと要望出されたのに対してしっかりと配置ができてるというふうな認識でよろしかったでしょうか、一つ。

教育長（要田憲雄君） その都度その都度、この対応が違ってきますので、当初の場合とその場、この場合と変わってくると思います。そういう際はコーディネーターを中心にして連携を図りながら臨機に配置換えをお願いしたり、あるいはこの学校であっても別の学校に行ってもらおうという場合もあるというふうに認識をしております。

5番（栄 ヤスエ君） はい、分かりました。柔軟的な対応をされているというふうに認識をいたしましたので、必要とされるところがありましたら是非、市費でのソーシャルワーカーですので、経費もかかることですが是非必要などには資質を持った方をしっかりと配置していただいて、ソーシャルワーカーの皆様は日々児童・生徒一人ひとりに寄り添った支援をされていると認識をしております。そのようなソーシャルワーカーの待遇改善とともに、情報共有ですね、先ほど研修会を年に6回持つってというふうなお話もありましたけれども、情報、それぞれの学校だけではなくてその各、奄美市の学校のソーシャルワーカーの皆様の情報提供ですね、情報共有をしながら研修会などでしっかりとスキルアップを図っていただくことも大切だと思いますので、しっかりと専門性を高めるためにも研修会等をよろしく願いいたします。というのも、やはり教育関係だけではなくて、福祉に関わることで、やはり学校に來れない子どもたちの家庭に出向くってことはその大人とのその背景もいろんなことを考慮しながら対応していかないといけないっていう部分も出てくると思います。いろんな各機関へのつながっている対応も出てくると思いますので、そこら辺もしっかりと資質、スキルアップをしながら研修等も通しながら今後ともよろしく願いしたいと思います。

次、役割が終わりましたので、先日はすけども、ちょっとソーシャルワーカーと外れますが、先日お子さんが学校へ行けなかった等で悩んだり乗り越えた経験を持つ親のお母さんですね、親御さんたちからのお話を聞く機会がございました。まずは、保護者が安心して話ができ、思いを共有できる場所があることは大切なことだというふうにおっしゃってました。その保護者の声でございますけども、不登校と言っても様々な形があり、すぐに医療機関に行かないといけないほどの重大事案もある。学校のソーシャルワーカー支援で救われてる子どももいるけれども、いじめを受けて今でも死にそうだと、家族が目を見離せなくて外出もできないほどの重度な状態が続いている。子どもに対して支援がなくて、家庭が仕事を辞めて、家族が仕事を辞めて付きっきりで看病しないといけないっていうふうなお母様もいらっしゃいました。また、支援が、支援者が少ないと感じると。学校に行けないときはスクールソーシャルワーカーや担任の先生などの家庭訪問が必要になるので、こういった形、学校に行けない子どもたちのためのフリースクールっていうこともありますけれども、だからフリースペースとかですね、今ありますけども、そういったフリースクールなどももっと子どもが行きやすい場所があればいいと思うっていうような保護者の声もございました。そういった声も受けてですね、学校においてはチーム学校の経営者であります校長先生のもと、教員はじめスクールソーシャルワーカーですとか特別支援員等が丸となって1人のこの児童のために寄り添った支援を地域の皆様とともに一緒になってお願い

したいと思います。してるかと思いますが、是非また続けていただきたいと思います。ある地域では、学校に行けない児童・生徒が地域の集会場にこう集まりまして、口々にこう集まりまして、学んでいるところも、地域で見学をさせていただきました。市内では子ども食堂等もできながらですね、少しずつそういった子どもたち、学校に行けないっていうか、心にこういったいろんなことを抱えている子どもたち、学校に行けなかった、行けない子どもたちが少しずつ増え、そういった居場所が少しずつ増えてるというふうに感じておりますので、そこら辺もですね、見極めていただきながら、なかなか声に出せない親御さんたちもいらっしゃいますし、親御さんも親御さん同士でこういった情報共有しながら、やっぱりこう子どもの現実ですので、子どものそういった自己肯定感を高めながら、親も悩みながら、子どもも悩みながら過ごされてるのが現状ではないかと思います。この前ちょっとお聞きしたところで、やはり子どもさんがこう自立っていうか、きっかけ、学校に行くきっかけですとか、少し外に出るきっかけになるのは、やはり自己肯定感がやっぱり認められたときっていうふうに私も認識をしております。親ではないんですけども、やはり子どもたちをこうお話するときには、そのまま大丈夫だよとか、そのままいいんだよとか、学校に来たくなかったら行かなくてもこういう場所がある、ここに行こうとか、そういった大人の声掛けですとかそういったこともすごく大事になってくるかなというふうに思います。

最後になりますけれども、平成28年度に教育機会確保法が議員立法で成立をしております。こういったところで先ほど紹介しましたフリースクールなどで学校外での対応で適切な学習活動の重要性というのも文言が明記をされております。子どもの命や心の健康を守るためにも、学校を欠席する休養の必要性、ちょっとこう休養していいんだよっていう、難しいかもしれませんが、そういったことも盛り込まれております。最後になりますが、1人も置き去りにしない、チャイルドファーストの奄美市教育委員会、奄美市を目指しまして、是非子どもの笑顔輝く奄美市の子どもになっていただけるように、教育委員会ともども、また私も議員もともども頑張ってまいりたいと思いますので、ちょっと8分残しましたけれども、何か教育長、ございましたら。

教育長（要田憲雄君） この不登校の問題、大変深刻でございまして、正直に申し上げまして私どもかなり改善されたというふうに考えております。実は、私もですね、今高校1年生の子どもとメールで交換してる。面倒くさくて私はもう電話だけでしたが、どうしてもその子どもとメールで交換したかったもんですから、不登校の子どもです。北高に行ってる子どもで、今も行ったり来たりなんですけどね。中学校3年までは完全に不登校でした。どうしてもこの子どもと寄り添ってみたいということで家庭訪問しまして、そこから連携が始まって今、メールをしながら励ましてあげてるんですが、やっぱり一過性のものではなくてなかなか難しいと。今はもう無理して学校に行かなくていいよということもたまに流したりしております、やっぱり自己肯定感って言いますかね、自己有用感、そういうことをその子どもに持たせることは非常に大事だと思っております。それから、フリースクールの問題ですが、今私どもは相談事業も1階のほうでやっておりまして、そういうことも含めて今後またできることならそのようなことも気軽に子どもたちが行けるような状況もつくれるもんならつくりたいなということも申し上げておきたいと思います。

5番（栄 ヤスエ君） 教育長、力強い御答弁ありがとうございます。しっかりと一人ひとりのこう子どもたちに寄り添った支援を是非今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

議長（師玉敏代君） 以上で、公明党 栄 ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時40分）



議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

１５番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、またネットで中継をお聞きの皆さん、こんにちは。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

一般質問の前に、若干の所見を述べさせていただきます。昨年の９月議会に沖縄平和センター議長である山城博治さんが米軍北部訓練場のヘリコプター離着陸帯建設に反対する抗議活動で有刺鉄線を切ったことにより器物損壊容疑などで逮捕、起訴され、約５か月、１５２日間も拘留されたことについて所見を述べさせていただきました。判決公判が今年の３月１４日、那覇地裁で開かれ、山城議長に懲役２年、執行猶予３年が言い渡されました。起訴状は、議長は２０１６年１月に名護市辺野古の米軍キャンプ・シュワブ工事用ゲート前でブロックを積み上げ、資材搬入の業務を妨害したとされる。が主な理由であります。このことは明らかに名護市辺野古の新基地や高江の米軍北部訓練場ヘリコプター発着場建設反対運動のリーダーを排除することにより、その運動を弱めようとすることは明白であります。私も政府が辺野古に土砂を搬入すると明言していました８月１６日から１８日にかけて辺野古で支援の座り込み、土砂搬入反対集会に参加をしてみました。辺野古の警備は各県警から動員した警察機動隊や国が民間の警備員を雇用して警備体制が引かれていました。このように警察権力をもって威圧的に市民の反対運動を排除する国の姿勢は異常なことであります。まさに数の力を背景に暴走する安倍政権下において立憲主義、民主主義、法治主義とは何かが問われていると思います。私たち奄美大島の住民も他人事ではありません。なぜならば、辺野古を埋め立てる岩ずり、総使用量２、５００万立米の２０パーセント以上の５４０万立米の岩ずりを奄美大島から５３０万立米、徳之島から１０万立米を排出する計画になっているからであります。私は沖縄県民が望まない基地建設のための土砂を辺野古に運ばせないことが島の自然を守り世界自然遺産登録を円滑に進めることにも繋がることだと考えております。６月２３日、辺野古に新基地を造らせないという私の決意は県民とともにあり、これからも微塵も揺らぐことはありませんと沖縄全戦没者追悼式の平和宣言で述べていた翁長雄志沖縄県知事がすい臓がんと壮絶な闘病の末８月８日に急逝されました。謹んでお悔やみを申し上げます。ここで、ＴＢＳ報道記者金平茂紀氏の通信に興味深い文章がありましたので御紹介をいたします。翁長さんは元々保守政治家であった。それが政府に抗うようになったきっかけは何だったのか。ここでは三つのことを記しておく。一つは２００７年の教科書検定の際に沖縄戦の最中、日本軍から強制された住民集団自決、強制集団死の記述が削除されたことへの強い怒りがあった。これは、御本人が語っていたことだ。日本政府はこういうことまでやるのかと。更に、２０１３年４月２８日、政府が鳴り物入りで開催した主権回復の日の祝賀会、祝賀式典。沖縄にとってはこの日はサンフランシスコ講和条約締結によって日本から切り離され、アメリカ軍政府下に入った屈辱の日である。それを、単にことほぐ日本政府の浅薄さと非情さ、そして同じ年にオスプレイ配備反対、普天間基地県内移設反対の建白書を携え上京しデモ行進をした際に、銀座で遭遇したヘイトの言葉。売国奴、日本から出ていけ、中国のスパイなどという暴言を翁長さんは直接浴びせられた。そうした動きと並行して辺野古新基地工事の強硬な進め方に翁長さんは沖縄に対する本土政府及びそれを支持する本土国民の沖縄に関する無関心、本能的な蔑み、いじめのような差別意識を体感したのではないかと。沖縄人として健全な郷土愛、沖縄ナショナリズムが強靱なものとなったのであろう。それがイデオロギーよりアイデンティティという言葉に結実した。現在の政権は翁長知事が就任早々上京した際も面接しようとしなかった。なんという幼稚なふるまいだ。国政選挙で辺野古反対の民意が示されるやいなや、その投開票の翌朝に工事を再開させるようなことを何度もやってきた。こうした彼らがやってきたことを考えると、よくも顔が出せたものだと思ふと述べています。私たち奄美群島民も翁長知事のイデオロギーよりアイデンティティという言葉から奄美のアイデンティティとは何であるかを今考える時期ではないかと思ひます。今年は奄美が復帰して６５周年、沖縄が復帰して４

6周年、同様の歴史を共有した奄美と沖縄は一層連携を取り、お互いの特別措置法を充実、進化させていく時期であると考えています。特に、奄美群島振興開発特別措置法の延長、充実については沖振法から十分に学ばなければならないと思います。そこで、最初に奄美群島振興開発措置法の延長、充実について市長の見解を伺います。

まず、前回の法の延長の時より、住民、地域住民の参画と地元市町村の自助努力が感じられないという声が出てきておりますが、このことに対する見解をお聞かせください。

二つ目は、奄美振興開発事業の3本柱である農業、観光、情報通信を中心とした産業の振興と雇用の創出について、奄美市における取組を伺います。

次の質問からは発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく関議員にお答えさせていただきます。議員御案内のとおり、現行奄振法は来年の3月末で期限がまいります。そこで、今年度の最重点項目といたしまして、この12市町村、鹿児島県ともに奄振法の延長ということが重要な政策課題であることは、もう議員が御案内のとおりでございます。そのような中で、県並びに群島12市町村が一丸となりまして、概算要求時等において積極的な要望活動を行っております。先週も私は行ってまいりました、政権与党、自民党の諸委員会に出席いたしまして、関係各省庁、また関係国会議員、御出席いただいて奄振の概算要求をお願い申し上げてきたところであります。今後とも奄振法の延長、そして概算要求の満額の確保ということが私どもにとって喫緊の課題でありますので、そのことを強く要望してまいってきたところであります。そこで、群島民や出身者の皆様において、あまりこう意識が乏しいのではないかというふうな御質問のようではありますが、現在奄振法に関しまして鹿児島県が実施いたしました奄振総合調査でのアンケート、そしてまた群島における広域事務組合が実施いたしました成長戦略ビジョンの改訂に向けた各島のワークショップなど、直接、間接的に延長に向けた取組がなされております。そして、その結果奄美群島における特別措置の必要性について住民アンケート調査において高い回答率が示されております。在住者においては85パーセント、出身者においては80.4パーセント、高校生などにおいては66パーセントの高い回答率をいただいております、地域住民の皆様には高い関心を持っていただいているということが数値においても示させているものと考えております。今後、気運の醸成ということでございますが、各メディアを通し、また12市町村、それぞれの議会を通しながらも奄美群島一丸となってこの法律を更に延長していただくことが、現在交流人口が増え、そして経済環境も良くなっていると感じられるこの環境を更にステップアップしていくためには、法の延長、また概算要求の満額確保が大切であるということから、今後とも年末の予算の内示に向けて積極的な要請活動を行ってまいりたいと考えておりますので、どうか皆様方の御理解をよろしくお願い申し上げます。

後の御質問については答弁を部長に委ねますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

15番（関 誠之君） 先ほど質問したその奄振の3本柱である農業、観光、情報通信を中心とした産業の振興と雇用の創出について、奄美の取組をお願いをいたしたいと。

総務部長（菊田和仁君） 重点3分野のお話も出ましたが、今回ですね、奄振交付金で特に注目すべき新しい施策も盛り込まれておりますので、そのことと併せて答弁したいと思います。重点三分野の今後の拡充、発展に向けては奄振延長の、先ほども申し上げましたが目玉の部分というのと併せてお答えしたいと思います。今回の延長に向けた注目すべき点といたしましては、まず1点目がこれまでの農林水産物の移出コスト支援に加え、加工品の移出や原材料などの移入にかかる輸送費支援を実施する物資の輸送支援の拡充。それから2点目が、航路・航空路運賃について住民に準ずる者、具体的には群島外の

学校などに進学する学生などについても住民並みの割引を適用する航路・航空路運賃軽減事業の拡充。3点目が、平成30年度までの時限措置として実施しておりました入込客数の増加や交流促進の効果を引き続き発揮するための観光キャンペーン事業の継続でございます。以上が、今回の奄振延長に向けての注目すべき点になるかと考えております。これらの取組と奄美群島振興開発審議会において出された意見具申などを参考にしながら、成長戦略ビジョンに記載する重点3分野、農業、観光交流、情報及び2分野、文化と定住の取組を組み合わせることで更なる効果を発揮していくものと考えております。いずれにいたしましても島の優位性を生かしながら地理的、自然的特性に即した振興開発を着実に進め、本土との格差是正や諸課題の解決を図ってまいりたいと存じますので、皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思います。以上です。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。あとで聞こうと思っておりましたけど、いわゆる新しい制度、政策はあるのかということでありましたけども、今言っていただきました。ここで農林水産物の輸送コストの関係で加工品ということではありますが、具体的に黒糖焼酎や大島紬等が載っておりますけれども、そういったものを含めてですね、今日の奄美新聞に奄美群島交付金について奄美らしい差を体感できる観光スタイルの構築、奄美群島の特性を生かした産業の発展による雇用機会の拡充、本土や沖縄の離島との交流連帯の拡大、沖縄の一部や観光客を視野に入れた産業振興等の対応ということで、今おっしゃったようなこと書いてありますが、特にこの観光客を視野に入れた産業の振興ということがこれから先重要になってくるんじゃないかなというふうに思いますが、それについての見解と、もう一つは成長戦略ビジョン、せっかく奄美群島の市町村が頑張って作っていただいたんですけども、それとの整合性がなかなか見えて来ないというところがありますが、その2点について見解をお聞かせください。

総務部長（菊田和仁君） まず、観光のお話が出ましたけど、先ほど申し上げました観光キャンペーン事業の継続というのがそれにあたるわけございまして、いわゆるこれまでも取り組んできております都市部からの観光客を、閑散期含めてですね、需要喚起特別対策事業ということでやっておりますが、時限措置でありましたけど、これを継続していくと。併せて、沖縄との連携交流事業もこういった事業の中に入っているところでございます。

それから、もう一つが成長戦略ビジョンの関係ですね。実はこういった視点、それから加工品の輸送費のお話、こういったものですね、実は成長戦略ビジョンの中には盛り込んでおまして、そういったものが今度の奄振交付金の施策の中に取り入れていただいたというふうに思っておりますので、成長戦略ビジョンの意義は大変大きなものであると理解いたしております。以上です。

15番（関 誠之君） 今、答えていただきましたとおり、確かにその成長戦略ビジョンと整合性を持ってやっていることはありますけれども、なかなかそのことが表に出てこない、いわゆるそれぞれを施策の展開が一生懸命になって、今言ったその奄美大島全体の将来像をどうするのかという中での今の一つの手段でありますから、是非そういったことを含めてですね、もう少し体系的にしっかりとやっていければなというふうに思っておりますので。

それと、少し視点変わりますけども、先ほど言いました住民に準ずる者ということで、非常に大前進だというふうに思っておりますけども、制度が、いわゆる離島割引制度というのが普通運賃の2分の1ぐらいでしたかね、となってることで子ども料金がそう変わらないんですよ。鹿児島・奄美間のことであっても。いわゆる子ども料金も普通料金の2分の1をということで当てはめると、鹿児島行では900円ほどしか往復、子どもは安くならないわけです。将来の大いに奄美で頑張っていただきたい、この子どもたちをですね、やはり本土に連れて行ってですね、いろんな視野を広げていくというのは重要なことでありますから、先ほど言ったこの住民に準ずる者もそうでありますけれども、子どものこの航

路・航空路の運賃の低減もですね、何とか努力をしていただきたいと思いますですが、その辺のところ、一つ見解があれば聞かせていただけますか。分かっていたとは思いますが。

総務部長（菊田和仁君） 航空運賃における子どもの年齢がちょっと私理解しておりませんが、子どももですね、それから高齢者になるとまたそれなりの割引があると思いますけど、そういった仕組みと今子どもがやってる制度をですね、一緒に組み立てることが難しいだろうと理解いたしておりますが、そういった意味ではどうしても半分ぐらい離島割引が、以前より半分ぐらい安くなったからといって、子どもも更に今の半分、高齢者の割引の分も更に半分というふうな仕組みづくりがなかなか難しいということだろうと思います。それから、学生につきましては、これはもうもちろん大人の料金ですので、そういった意味ではかなり料金が安くなるということで期待したいと思っていますところ。以上です。

15番（関 誠之君） はい、分かりました。特に言いたかったのは3歳未満はもう膝の上に抱けばタダですよ。ところが、小学校までかな、ああいうのは子ども料金というのは元々ありまして、その子ども料金とそんなにこの制度が入っても変わらないということがあるので、その辺ちょっと研究をして、是非子どもたちが安くなりますと本土にどんどん連れて行って視野を広げるようなことができると思いますので、是非お願いをしたいと思います。

次の2番目でありますけども、4度目となるオスプレイの緊急着陸について見解を求めたいと思います。奄美大島の5市町村が7月19日に緊急着陸の原因説明を米軍に求めるなどを九州防衛局に要請文書を出したという矢先に、このオスプレイがまた降りてきたということでありますけれども、この6月、オスプレイが降りてきたということでありますけども、その4度目となるオスプレイの緊急着陸について、せっかく奄美大島の5首長さんが出掛けて行って、こういったことをですね、やっていただいたんですけれども、そういうことについて一つ見解があれば、今後の何か対策でもあればお聞かせをいただきたいと思います。

総務部長（菊田和仁君） 御案内のとおり、本年7月19日に奄美大島5市町村長連名により九州防衛局に対して米軍機オスプレイにかかる緊急着陸、低空飛行、速やかな情報の収集と提供などの要請書を提出いたしております。そのときの回答でございますが、新聞などでも報道がございましたが、米軍機の飛行に際しては安全面に最大限配慮しつつ、地域の方々に与える影響を最小限に留めるよう求めてまいりたい。なお、今回の要請を真摯に受け止め、しっかりと対応していくという回答をいただいております。その後、8月14日に4度目となる奄美空港への緊急着陸があり、当該機体は安全を確認したうえで当日中に奄美空港を離陸いたしております。その際の本市の対応といたしましては、九州防衛局への要請書提出を踏まえ速やかな情報の収集と提供を求めたほか、これまでの緊急着陸時と同様に九州防衛局を通して米軍などの関係機関に対し機体の整備、点検や安全管理の徹底、また市民の不安を招くような運用については控えていただくよう、口頭にて申し入れを行ったところでございます。緊急着陸につきましては、人命や機体の安全のためやむを得ないと考えますものの、度重なる緊急着陸につきましては市民の皆様の不安を招くことにもなりますので、今後とも引き続き関係機関との連携を密に対応してまいりたいと思います。以上です。

15番（関 誠之君） ちょっと、はい、速やかに口頭ではありますけども、申し入れをしたと。できれば文書でですね、しっかりとやっていただきたいということを要望しておきたいと思いますが、二つ目はその6月4日にオスプレイ、これはCV22型が緊急着陸したわけですが、その後1か月間滞在をして、JACの格納庫を借りて修理や整備を行われたと報道されておりましたけども、この辺のその格納庫はJACは民間の企業、民間と言いますか、公設的なものでもありますけれども、そういった格納庫の使用料というのがどういうふうな形で払われているのか払われてないのか、分かれば教えてい

ただきたいということと、先ほど来このオスプレイというのはパープルルートと、沖縄・奄美・トカラ列島と定められたルートがありながら、それを守らないアメリカ軍の行動というのは何が原因になっているのか、そういったことについて見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

総務部長（菊田和仁君） JACのですね、格納庫の件につきましては、私どもも米軍機が格納庫にそのような形で収納したということはお聞きいたしております。なお、ちょっとJACのほうにもですね、少し情報の提供と、少し確認をさせていただきましたが、その使用料の発生であるとかですね、そこら辺りのお話はちょっと情報提供を控えさせていただきたいというお話でしたので御理解を賜りたいと思います。

それから、パープルルート絡みでの飛行ルートの件であったと思いますが、なかなか飛行ルートですね、定められたルートがありながら実際どのようなルートを飛行してるのかということ自体につきましては、私どもも正確に一つ一つですね、確認ができない状況でございますので、そのことにつきましては情報が私どもに入りましたら随時九州防衛局に確認をさせていただくということでやっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

15番（関 誠之君） なぜ質問したかと言いますと、やはりこれは日米地位協定というのがあって、彼らは運用と言ってますけれども、その運用の名で米軍から見ればその協定からすれば何も違法じゃないよね、というようなことがあるんじゃないかというふうに思います。そういう意味で、この例えばJACの格納庫の問題、これは大きな問題ではあると僕は思っておりますけれども、先の8月14日に全国知事会が日米政府に提言をして、基地問題は1都道府県の問題ではないと。沖縄県知事、翁長、亡くなりました雄志知事が訴えて7月の全国知事会で全会一致で初めて採択をして、8月14日に先ほど言った全国知事会が日本両政府に提言をしているというのがありますので、是非市長もですね、そういう立場から機会がありましたらこの日米地位協定の問題もですね、しっかりと取り上げて今後やっていっていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

次に、大きな2番目、奄美市中心市街地の将来像についてということで質問をさせていただきます。末広・港土地区画事業の総括についてということで、まず若者も高齢者もともに住み、環境に優しい、行政的にも効率的なコンパクトシティのまちづくりが、という目標を掲げてやってきたというふうに思っておりますが、それができたのかどうか。総括でありますから、しっかりと反省をしながら次の課題にですね、取り組んでいただきたいという思いを含めて質問をさせていただきます。

建設部長（本山末男君） それでは答弁させていただきます。末広・港土地区画整理事業につきましては市街地への良好なアクセスや防災機能の強化に努め、賑わいに満ちた魅力ある中心市街地を整備することを目的に事業を進めており、6月には末広町側の都市計画道路も竣工し、相互通行を開始したところでございます。本市のまちづくり事業につきましては、市役所本庁舎、この建設をはじめ市民交流センター、子育て・保健・福祉複合施設など大型な事業が進行中であり、中心市街地において様々な都市機能が集約され市民の皆様方におきましても利便性が高まり、生活サービスを受けやすく、子どもからお年寄りまで世代間を問わず快適な生活空間が形成されていくものと期待しているところでございます。また、都市機能が集約されまちがコンパクト化されることにより、公共施設の維持管理の合理化や行政サービスの効率化が図れるものと考えております。現時点につきましては事業半ばにつき現時点での評価は難しいものと考えますが、早期の事業完了に向け鋭意努めてまいりたいと考えております。

15番（関 誠之君） 具体的な総括と言いますか、なかなかまだできていないようでありますけれども、それではですね、皆さんがこの土地区画整理事業に入る前にいろいろと調べたと思いますが、この末広・港の唯一の特徴と言いますか、商店街の特徴は低層高密度かつ商住一体型のまちだというふうに

言われておりましたけれども、いわゆるこの低層高密度、商住一体型のまちを残した形でこの土地区画整理をするというようなことも掲げておりましたが、この辺の中心市街地に住居と商業が集積をされ都市住居が実現していることは非常に貴重なまちであるというふうな得る前に評価もありましたけれども、この辺について維持されたのかどうかということが1点と、もともとは幅員が31メートルのシンボルロードということでありましたけれども、これが16メートルに変更になったことによる計画への影響、その他の措置がありましたら教えていただきたいというふうに思います。まず、2点について。

建設部長（本山末男君） それでは、2点について御答弁させていただきます。区画整理事業前の末広・港地区については木造の建物や低層の建物が多くを占めてる状況でございましたが、区画整理事業は区域内の従前地の評価をもとに新たな換地を定め、街区を整備していくものであり、建物の建設や土地の有効利用につきましては関係権利者の意向によってなされるものであることから、一概に以前と同様な建物になるとは限らないのが現状でございます。

次に、都市計画道路末広港線につきましては、平成17年1月に都市計画決定を受け事業を実施しており、このときの幅員は現在の16メートルでございます。議員お尋ねの幅員31メートル道路につきましては、構想段階で検討されたものでございますが、地域の方々との合意形成が図れなかったことから様々な検討を重ね、現在の幅員16メートルで決定し事業を実施しております。現状の16メートル道路につきましては、ゆったりとした歩道幅員に加え、道路デザイン会議におきまして提言いただき、奄美らしさも盛り込んだ内容となり、市民や観光客に対しても喜んでいただけるものと考えております。以上でございます。

15番（関 誠之君） 総括ですから、少しは踏み込んでですね、その反省なりこれからの目標に向かっていただきたいなと。要するに、31メートルのシンボルロードということで計画、あったわけですから、それが今言ったように住民の同意を得られず16メートル道路になった。だから、計画があったんだけど変更、それはあつていいことだというふうに思います。しかしながら、その31メートルの当初の計画は16メートルになったときには、当初計画とのやはり影響というのがあったのではないかと。こういうふうにしたから31メートル道路を計画をしたわけですね。だから、そういうふうな少し反省なり総括をしていただきたいなと。今日は時間ありませんからまたの機会にやりますけれども、例えば今区画整理の基本的なことを言われましたけれども、これはいわゆる商店街の区画整理ですから、一般の都市計画の区画整理ではちょっと質が違うというふうに私は何度も申し上げてまいりましたが、例えば2003年、これ調査をしたときに499筆、低層専用住宅が139軒、低層専用店舗が87軒、低層併用店舗が147軒、368軒、73.7パーセントが先ほど言った低層高密度の住宅があったわけですよ。これが、今整理が終わったときにどういうふうに変化してきたのか、その変化によって商店街のあり方がどう変わったのか、そういったこともですね、しっかりと総括をしていただきたいなというふうに思いますので、是非今後の参考にさせていただければというふうに思います。

それが、次の質問であります、やはりこの区画整理ありきで地域全体のビジョンが後手後手になった感があったのではないかという声がよく聞かれましたけれども、それに対する見解があればお示してください。

建設部長（本山末男君） 末広・港土地区画整理事業におきましては、区画整理区域内におきましても区域外、中心商店街におきましてもリフォーム、また家賃補助等も進め、一緒、併せてやっております。通常の区画整理事業にはないソフト事業でございまして、その中にもまちなか居住推進事業といってですね、店舗付き住宅建設等の補助も行っておりますので、ハード事業と併せてソフト事業も一緒にやっておりますので、同時進行でそういう手立てもしておりますので、まだ今事業を進捗中でございますので、その付近を御理解いただきたいと思います。

15番（関 誠之君） よく理解をしたうえでの質問をしてるつもりなんですけれども、是非先ほど言ったようなことも含めてですね、総括をしていただきたいと。これは平成29年の3月に奄美中心市街地活性化基本計画があるというのを我々いただきましたけれども、その中の57ページにですね、旧基本計画の反省点、立ち上がり支援事業よりということで書いてありますので、時間がありませんから読みませんが、是非この目標達成状況の把握ができる数値等の設定がなされておらずとか、いろいろ書いてありますので、そういったところをしっかりと読んでですね、今後のこのまちづくりに生かしていただきたいというふうに思います。

そこで、あとですけれども、先ほど言ったように16メートル道路ができて非常に近代的な商店街ができつつありますけれども、町の人に言わせればこの暑い奄美で通路に屋根もない、そういったところでなかなか人は集まらないんじゃないかと、暑くてなかなか出掛けられないというようなこともあります。そういったことに対して今後取り組むこの中心市街地の活性化事業を含めてですね、フォローアップと言いますか、そういった例えば水、緑、そういったアーケード的なものを含めて考えることができないのか、お尋ねをしたいと思います。

建設部長（本山末男君） それでは答弁させていただきます。都市計画道路末広港線につきましては、先ほど答弁しましたが市街地への良好なアクセス機能を有しておりますが、賑わいに満ちたまちづくりのためゆったりとした歩道や車道を活用しながら、様々なイベントなど商店街の方々と協力しながらどのようなものが必要かどうか、官・民一体となって知恵を出していきたいと考えております。また、憩いのスペースなどにつきましては、今後港町側で都市公園の整備を予定しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。都市再生整備事業のソフト事業で今年度官民連携関連施設施設策検討事業を予定しております、これは道路や公園の管理、利活用について市民の方々の意見を聞いて、またワークショップなどにより連携施策の検討を考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

15番（関 誠之君） 是非、潤いのあるまちづくりをお願いしたいと思います。最初にも申し上げたとおり、若者も高齢者もともに住み、環境に優しい、行政的にも効率的、コンパクトなまちづくりということが当初の狙いでありますから、是非そういった視点をしっかりと持っていただきたいと思います。

次に、奄美市中心商店街活性化基本計画の実施について質問をしたいと思います。最終的にですね、この中心商店街、先ほどから出ておりますとおり、聞くとどうもその道路偏重的な計画になるんじゃないかと。この中心市街地の今後のやつは、先ほど言った建物がいわゆる複合施設ですか、福祉複合施設を造るということでありますから、そういったことを含めて人の集まれる状況になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、この区画、末広・港の区画整理、道路偏重的なものがあつたのかもしれない、是非そういったことを反省をしながらですね、人の集まれるものをつくっていただきたいというふうに思います。今後、これができるかどうかというふうなまちになるかというのが1点、それと都市計画のマスタープランというのをつくっておりますが、そことの整合性。それと、地方再生コンパクトモデル都市との関連性について、お答えをいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、中心市街地活性化基本計画につきましてお答えいたします。先ほどから議員からも御指摘がありましたが、昨年度に国の認定を受けました中心市街地活性化基本計画の策定にあたりましては、旧中心市街地活性化法に基づく計画での取組や現状について外部の専門家も含めて検証を行い、課題や反省点を整理した上で策定したところです。先ほど議員からの御指摘もありましたように、旧中心市街地の中では反省という名も踏まえてですね、そのような課題をやって、それをクリアするという形で進めてきたものです。そのため、中心市街地活性化基本計画においては計画策定段階から十分な連携体制を構築することで、民間事業との連携、民間活力を引き出す事業を実施する

とともに、毎年事業検証を行いながら確実に推進をしてまいりたいと考えております。計画期間終了後には様々な都市機能が集積し、奄美らしさも感じることができる便利で快適な空間として、高齢者から家族連れ、観光客など多様な人が訪れる町を目指しております。また、単に賑わいの空間としてだけでなく、訪れる人々による出会い、触れ合いが生まれる交流の場として中心市街地全体がゆらいどころになるよう取り組んでまいりたいと考えております。

それと、あと一つ質問の都市計画マスタープランとの整合性ということでございましたので、都市計画マスタープランとの関係でございますが、平成29年度策定の都市計画マスタープランにおいて中心市街地活性化基本計画を関連計画として位置付けるとともに、地区別構想における中心拠点、地域のテーマを活性化基本計画と同じいも一れ・Comeモーレ・ゆていも一れコンパクトシティゆらうまちの実現と設定され、整合性を十分取りながら進めているところです。

それと、地方再生コンパクトシティモデル都市につきましては、第3期都市再生整備計画事業の内容が採択されたものでございます。そのため、都市再生整備計画事業で実施する事業につきましては、すべて中心市街地活性化基本計画に追加で記載し、本年3月に計画の変更認定を受けながら整合性を図りながら進めているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

15番（関 誠之君） 町の将来像についても少し語っていただきましたので、特にですね、旧基本計画の反省点を踏まえて今後の事業実施において特に留意すべきことがあればお聞かせいただけますか。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。まず、反省点の一つとしまして、行政内、民間内及び行政と民間との連携体制が不十分であったことから、事業の相乗効果が得られなかった点もあったものと考えております。その反省を踏まえ、今回の計画策定に際しましては庁内において11の部署からなる検討委員会を設置し、庁内の十分な協議、連携体制を構築したうえで素案を作成し、商工会議所が事務局を務めております様々な団体からなる中心市街地活性化協議会での議論を経て策定したということもございます。また、地域や商店街を巻き込んだ取組も十分ではなかった点も反省点の一つかと考えておりますので、民間が主体となった事業や民間活力を引き出す施策も盛り込んだところでございます。以上です。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。

それでは次の教育行政について質問をさせていただきます。笠利の学校給食センターの委託状況について、これ前の議会でも少し答弁をさせていただきましたけど、あとで述べますがお願いした資料が届きませんでした。なかなか細部にわたって検証することができませんでしたが、少し質疑をさせていただきたいと思います。現在の笠利給食センターの運営は有限会社北斗という会社の社員がセンターに派遣され、調理、配送を行い、今の契約は5年の長期契約として契約をされております。このような形態は労働者派遣法による契約であって、委託契約を行うことは偽装請負にあたるのではないかと指摘をいたしましたが、具体的な答弁はありませんでした。そこで、再度質問をいたしますけれども、労働省の告示37号に該当しないようだと私は思っておりますけれども、この委託契約はどういう根拠で委託契約を行っておるのか、まずお聞きをしたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 議員御案内のとおり、6月にも同じ御質問をいただいて答弁をしております。議員御指摘の労働省告示37号は派遣と請負の基準について示されたものでございますが、笠利給食センターの契約が労働管理上の独立、事業経営上の独立ではない派遣業務にあたるのではないかとこの見解からだと思っておりますので答弁させていただきます。まず最初に、笠利学校給食センターの委託業務の状況について説明いたします。学校給食は学校教育の一環として実施されておりますが、業務の運営については行政改革の指摘がなされ、昭和60年の文部省通達、学校給食の運営の合理化について

において学校と地域の実情に応じて給食の質の低下を招くことのないよう、適切な方法により運営の合理化を図ることが指導されました。具体的には民間委託による人件費適正化など見直しです。これに基づいて契約をやっていると考えております。学校給食の主な業務は献立の作成、食料、食材料の調達、検収、調理、配送、食育指導、検食、回収、食器等洗浄、食器等消毒、保管、清掃、翌日の準備の流れとなっています。このうち、献立の作成、食材料の調達、検収、調理物の検査、検食及び食育指導といった食材の安全性や地産地消の取組と栄養面、食育に関する部分など、学校教育の根幹にかかる業務は学校栄養教諭を中心に市が責任を持って実施しております。委託を行っている給食の調理、配送については委託先の現場責任者の指示のもと、調理を行い、配送などを行っております。また、労働時間や服務規律についても委託先にて自ら指示、管理をしてる状況で、労働者派遣事業により行われる事業ではなく、労働省告示37号に照らしても契約上問題ないと理解しております。

15番（関 誠之君） それぞれの見解がありますから、ここで議論をしたら時間取りますので、ただ今言ったことに対してですね、少し反論をしておきたいと思いますが、調理業務指示書というので指示をしているというような前の回答でありましたけれども、学校栄養教諭や学校給食栄養管理者からのチェック、指示は受託者の責任者や調理者に対して直接指示と、直接指示をするようになるわけですね。それと、栄養教諭が個々の給食調理人との間で打ち合わせを行い、あるいは指示を出すということが日常的、恒常的に行われているのであれば、これは違法ですよというのがあるわけですよ。ですから、その辺を含めて実態は栄養教諭が日常的、恒常的にですね、いろんな指示をしているというふうに認識をしとるんですけれども、そういったことあれば、今言ったこの告示37号に反しますよねと。それはそれとして、今のは基本的な契約の話ですけれども、私が申し上げたいのはこういう契約じゃ委託契約はずっと続けていっていいのかなという思いがありますので、是非検討していただきたいと。皆さんは前の委託ですね、2回目になったときに決算で500万円余りのこれ差が出たわけですよ。急に高くなった。今度、人件費ですけども、あなた方が出していただけないから、ここに出していただいた勤務実態票、いわゆる業務責任者が配送、調理員、米飯の調理、大体延べ何人分な皆さんの数字です。そして、年間給食は実で209日とか、そういうのが出てきましたのでそれを参考に設定、いわゆる皆さんが委託したお金と、今言った実態とを比べたものが今から言うことですけども、入札額が例えば5年間で9億9,734万8,000円となっております。入札率が0.525ですから、95.25パーセントなんですよ、入札、落札率が。95.25。それで、900万円としましてですね、年間5年の今9,000万円ですから、それを1年に直しますと、4年に直しますと4年の人件費が7,200万円、4年の人件費が。そして、実際の人件費、先ほど言ったような計算しますと6,500万円。この差額でいきますと624万4,000円の人件費だけで差額が出ると。そして、福利厚生、例えばこれ皆さんが出していただけないからよく分からないんですけども、ただ設計仕様には福利厚生費1年間総額287万8,490円と出ております。そして、調理服は作業服を2着、作業靴を2足、帽子を2個、長靴は1足、1年に一遍あげるように、これなってるわけですよ。そういうようなことで配送服が14人、エプロンが14人というふうになっておりますけれども、こういった今言った契約、いわゆる委託契約で本当に適正な契約のあり方なのだろうか。今、厚生労働省の37号については皆さんの見解は出していただきましたけれども、こういったことが今新しく給食センター、住用・名瀬のできましたけれども、あと何年かしますと調理員がゼロになりますね。もう、近々3名ぐらいになりますけれども、そういったときにこの朝戸のセンターもそういったふうになっていくのか、そういったことを含めて考えますと、ちゃんと採用をして正規職員の配置をしながら、もう万が一でも少なくとも直営で臨時は市が採用してる状況、これは今笠利は北斗という、私の会社から派遣をされてきてるんですよ、はっきり言えば。だから、その辺を含めてそういったことが本当に適正な委託のあり方なのかということを含めて見解があれば伺いをいたしたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君） 今、関議員から御案内のありましたとおり、確かに栄養教諭が調理場に入って指示する場合などもございます。それ、献立によって、一般的な通常のあれでは会議する前日に、受託者の責任者のほうと給食調理員代表の人に説明をして、割り当てとかそういう時間とか関係は責任者のほうで決めてると聞いてます。しかしながら特別な調理、油を多く使うとかそういうときには実際に調理員も栄養教諭も中に入る場合、入って指示する場面もございます。それはもう、安全・安心な給食を届けるためにやってることだろうと思って理解しています。その後の将来的な給食センターの奄美市、今度できたセンターと同じような契約の方法に、運営の方法につきましては、今のところまだ検討をしてない状態ではありますが、笠利の給食センターにつきましては、御案内のとおり5年で、今年が5年目になりますので、来年以降のまず契約をどうするかについては、今後また議員からも御意見も参考にしながら進めていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。いろいろ調べるとですね、これまだ福利厚生とかあとの費用は皆さんの資料が届きませんので、調べることでできませんけれども、今判明した人件費だけ見てもこれだけの差額が出てくるということですから、その辺はしっかりと次の契約をですね、しっかり検討をしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

最後になりますけれども、学校、幼稚園でのフッ素洗口の進捗状況について。検討委員会の進捗状況と議論の要旨、保護者に対する説明状況、参加、不参加、各保育所、幼稚園、学校の取組状況についてお聞かせいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君） それではお答えいたします。まず、市内小・中学校におけるフッ化物洗口の進捗状況につきましては、今年度7月に有識者、行政担当者、モデル校の3校の学校関係者で構成される奄美市フッ化物推進委員会を開催いたしました。その後、8月にすべてのモデル校において教職員、保護者説明会を実施し、9月から希望する児童・生徒を対象にフッ化物洗口を実施しております。なお、モデル校を3校における希望者につきましては、知根小学校が11名中11名希望、東城小・中学校が32名中31名希望、佐仁小が10名中10名希望でございます。最後にモデル校以外の学校へのフッ化物洗口につきましては、今年度中に教職員、保護者への説明会を実施して順次拡大、実施する計画でございます。以上でございます。

15番（関 誠之君） 基本的には保護者に対する説明、しっかりして、保護者が望まないと言えぱしっかりそれを受け止めるということをお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（師玉敏代君） 以上で、社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

1番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、そしてインターネット中継を御覧の日本中、世界中の皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎でございます。平成30年第3回定例会にあたりまして一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に少々所見を述べたいと思えます。まず、7月初旬、西日本で広範囲にわたり記録的な豪雨で200名以上の方がお亡くなりになりました。また、土砂災害、床上浸水等で多くの方が家屋

を失うというとても惨い豪雨災害でありました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げ、1日も早く日常生活が取り戻せるようお願いいたします。国も全力を挙げて支援をしていただきたいと思います。また、昨日の台風21号の上陸により10名の方が亡くなり、約300名の方が負傷されたと先ほどお昼のニュースで報道されておりました。改めて亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災されたすべての皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、9月の1日は防災の日ということで、全国各地の自治体や民間施設で防災訓練が行われました。奄美市も毎年8月の最後の日曜日に防災訓練を実施していますが、今年はお盆と重なったということで10月に実施する予定と伺っています。私の政治活動のテーマの一つに災害に強い町、災害に強い人づくりというものがあります。私自身、平成22年、2010年の奄美豪雨災害で当時勤めていました介護施設で被災し、2名の方が亡くなるという経験をいたしました。それ以来、日本全国で起こる災害のニュースを見聞きするたびに胸が張り裂けそうになり、恥ずかしながら必ず涙を流してしまいます。今回の西日本豪雨で多大な被害が出た岡山県倉敷市真備町では河川の決壊が深夜であったことも重なり亡くなった51人の8割が70歳以上であったそうです。多くが1人暮らしのお年寄りや2人暮らしの高齢夫婦であったと報道されていました。避難情報がうまく伝わらなかったり、伝わったとしても足腰が弱かったりして逃げ遅れたのではないかと思うとやり切れない気持ちになります。災害はいつでも誰にどんな状況下で起こるか分かりません。日ごろから他人事と思わずに災害のニュースなどに触れたら自分に、自分の家庭に、自分の住んでいる地域に置き換えて考えることがとても大切だと思います。以上のことを踏まえ、通告に従いまして質問させていただきます。

質問1、防災行政について伺います。（1）防災シンポジウムの定期開催についてであります。気象庁の災害をもたらした気象事例によりますと多くの豪雨災害は7月から10月に発生し、中でも7月の発生件数が多く、近年は特にその傾向が強いそうです。記憶に新しいところでは昨年、2017年7月の九州北部豪雨、福岡・大分両県で39人死亡、行方不明者4人。一昨年、2016年8月、台風10号が上陸し岩手県と北海道で23人死亡、行方不明者4人。そして、2015年9月、関東・東北豪雨で宮城・茨城・栃木の3県で8人死亡、茨城県では鬼怒川の堤防が決壊等々、いずれも7月・8月・9月の発生となっています。また、先日の方のニュースで1993年に起きた鹿児島市の8・6水害の特集がありました。あれから25年も経つんだなと個人的に思いましたが、冒頭申し上げました奄美豪雨災害からも今年で8年になります。また、東日本大震災からは7年になります。人の記憶はどんどん薄れていくので、毎年様々なテーマで防災に関するシンポジウムなどを実施して、災害が発生しても被害が最小限に食い止められるような市民一人ひとりの防災意識の向上が不可欠だと思います。そこで、質問①、年に一度防災についての市民参加型のシンポジウムやワークショップなどの定期開催を是非とも実施していただきたいと思います。そのことについての見解をお示してください。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく橋口議員にお答えさせていただきます。議員御指摘のとおり、防災、減災においては市民の防災意識の向上が必要不可欠であろうかと思います。市においても毎年開催いたしております防災訓練等を通して、地域の皆様に防災、減災について再認識していただくなど、防災意識の向上に努めてるところでございます。また、防災訓練に加え市民向けの出前講座や防災研修会などを適宜開催し、意識の向上にも努めてるところでございます。このような取組に加えまして、議員御提案の市民参加型シンポジウム、ワークショップ等を開催することにつきましては、防災、減災意識の向上に有効な手段の一つであろうと認識いたしております。我々も経験いたしました奄美豪雨災害の教訓を風化させないよう、日頃から市民の皆様が防災意識を持ていただくことは非常に大事なこと

だと考えておりますので、これまでの取組と併せて御提案のワークショップ等などの効果的なプログラムや開催方法などについて、これから検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1 番（橋口耕太郎君） 市長、非常に前向きな御答弁ありがとうございます。ちょっと話が外れるかもしれませんが、私がある自治会です。防災訓練に参加したときに、防災訓練は9時にJアラートが鳴って、それから避難場所に避難するという形なんですけれども、ある御夫人は10分ぐらい前にもうそこに着いておられて、そして何で来ないのと電話をかけたり、そしてなぜかきょうがまえであったりとか、そういう方がですね、いらっしゃいました。やっぱりサイレンが鳴って、そして何分で着くのかとか、ちゃんと防災の鞆を持って行くとか、そういうことが一人ひとりの方ですね、やっぱり浸透しないと、どうしてもいざというときには対応できないというふうに思いますので、先ほど言ったシンポジウム等をですね、定期開催を是非していただいて防災意識の啓発に努めていただきたいというふうに思います。

危機管理アドバイザーのですね、国崎信江さんという方のお話で、日本は世界有数の災害大国でありながら、なぜ多くの家庭で生活の中に防災が根付かないのか、とても不思議に感じています。災害は人生を左右するものであり、他人事と思わず防災は当たり前の感覚で捉える必要がある。無理せず継続するためにも毎日の生活で防災を習慣していただきたいとありました。続けて、また災害時の逃げ遅れを招く心理として代表的なのが正常性バイアスという心理状態があります。バイアスというのは英語で偏見とか傾向とかいった意味ですが、この正常性バイアスとは異常事態を過小評価して正常な範囲内として捉え、心を平静に保とうとする働きのことです。東日本大震災のときもあんな巨大な津波が来るとは想像できずに過小評価をして逃げ遅れた人がいたと推測されています。また、今回の西日本豪雨でも同様な心理が働いたと言われています。ほかにも、心理学的に集団同調性バイアス、他の人も逃げていないから自分も逃げなくていいやという考え方や、楽観バイアス、自分だけは大丈夫という考え方や、それからオオカミ少年効果、この前の津波も大したことなかったからいいやという考え方などがあります。こういう心理状況なども話を聞いてみてもなるほどと納得する方がほとんどではないかと思います。この心理状況の話は一例ですが、防災に関する専門家は全国に大勢いらっしゃいますし、また実際に被害に遭われた方の経験談などを聞いたりすることとても大切だと思います。昨日、総務部長が申し上げておりました、災害では自助、共助、公助と言いますが、一番大事な自助、そしてそれに続く共助、この2点を強化をすることが不可欠だと思います。是非、先ほどのシンポジウム等の定期開催を検討していただきたいと思います。タイミングとしては防災訓練の前後とか、あるいは奄美豪雨災害の前後辺りですと効果的ではないかと思うので、是非とも御検討いただきたいと思います。

次に、質問（2）災害時要援護者支援体制について伺います。①、2013年の災害対策基本法の改正で義務付けられました個別計画の進捗状況についてお伺いをいたします。災害対策基本法の改正で高齢者や障害者など自力での避難が難しい人の名簿を作成すること、これが義務付けられました。その名簿をもとに、この人は誰が支援をしてどう避難するのかという計画が個別計画ですが、この個別計画は努力義務となっております。この名簿と個別計画の現在の本市の進捗状況をお示しいただきたいと思います。

総務部長（菊田和仁君） それではお答えいたします。個別計画の基となる避難行動要支援者名簿につきましては、本年6月に導入しました避難行動支援システムにより随時更新が可能となっております。個別計画につきましては、避難行動要支援者、7月末現在約7,100名いらっしゃるということですが、その一人ひとりに避難場所、情報伝達方法、必要な機材、そして避難を支援する避難支援者2名を定めるものでありますが、地域の高齢化などにより避難支援者の確保が困難などの課題もあり、本市においては現在策定に至っていない状況でございます。避難行動要支援者の避難誘導につきまして

は、現在状況に応じて消防や警察、地域見守りネットワークや自主防災組織などが連携して行うなど、地域や公的機関全体で対応いたしております。いずれにいたしましても、避難行動要支援者が安全に避難できるよう、引き続き地域や関係機関と連携を図るとともに、今後も地域の特性を考慮しどのような計画が有効であるか検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） 要支援者名簿は6月のシステム導入によりしっかりと取られていて、更新も可能だと。現在、7,100名ほど対象者がいらっしゃるということで、計画はなかなか難しい部分もあるかと思いますが、ちょっと参考までにこの間の私の経験をお話しますが、私は今高齢者福祉課が所管をいたします地域支え合い体制づくり事業の名瀬エリア金久地区第2層協議体の生活支援コーディネーターをしております。去る7月13日に金久地区の小金久自治体を早朝6時から散策をする機会がありました。場所は屋仁川通りの周辺になりますけれども、地元の自治会長さんはじめ住民の皆さん、また第2層協議体のメンバー、地域包括支援センターの職員、そして名瀬社会福祉協議会の職員、市役所危機管理室の職員、20数名で3班に別れて地域の危険箇所をみんなで共有しようという試みでありました。危険箇所をカメラに収めて、1週間後の7月19日に撮った写真を見ながら地図に落とし込んで振り返りも行いました。ブロック塀や側溝の蓋が開いているところ、空き家、廃屋など様々議題にあがりました。流石、地域に長年住んでいらっしゃる方ばかりなので、とにかく詳しくあったわけですが、特に驚いたのはブロックごとの高齢者世帯の把握でありました。ここはお年寄りの1人暮らし、ここは高齢者2人、何か起きたら自分では動けないだと、ブロックを指すたびにですね、すぐさまこう答えるという状況がありました。先ほど、部長がおっしゃったように、なかなかですね、2名、こう体制をつくるとは難しいと思うんですけれども、地域の皆さんを巻き込んでですね、いろいろな角度から取り組んでいただきたいというふうに思います。先日、新聞のコラムに大阪府豊中市のことが載ってましたので、ちょっと御紹介したいと思います。15年以上前から市社会福祉協議会、民生委員協議会が連携し独自の災害時要援護者の支援体制を強化、繰り返し訓練を重ね先の大阪北部地震でも要援護者の安否確認を迅速に行ったと。コミュニティソーシャルワーカーと呼ばれる専門職が助けがいる人と支援ができる隣近所の人をつなげ、普段から顔の見える関係をつくっていった同市に学ぶことは多いと。いざというときには遠くの親戚より近くの他人と言うが、災害時に配慮が必要な人を地域全体で見守る仕組みの再構築が何としても急がれるとありました。本市では笠利地区、住用地区は集落単位で昔からの繋がりというのがまだ残っていて、比較的近隣の協力が得られやすいと思いますけれども、名瀬地区が近隣の繋がりが薄い地区、地域が多いと思いますので、是非とも支援体制の構築を早急に検討していただきたいと思います。

次の質問に入ります。質問2、水道管の更新事業についてお伺いいたします。（1）老朽化をしている水道管についてお伺いいたします。平成28年第4回定例会にて、市内の水道管の総延長、耐用年数が過ぎた水道管の割合、水道管の継ぎ目部分の耐震化の割合について質問をいたしました。そのときの答弁では、水道管の総延長は3地区、名瀬・住用・笠利で404キロ、老朽化の割合は約30パーセント前後、耐震性の機能を備えた耐震適合管は約67キロで耐震化率は約17パーセントということでありました。また続けて、水道管の管路更新計画を策定するために、平成28年、平成29年の2か年にわたり業務委託を発注し、その中で耐震適合管の管種、管の種類、整備の優先順位などを決め、財政計画とも調整しながら平成31年度から年次的に整備する予定と答弁されております。そこで、質問①、平成28年度から29年度に2か年にかけて行った水道管の管路更新計画の結果についてお示しいたきたいと思います。どこから着手していく予定なのかなど、すべてを回答することは非常に時間がかかると思いますので、要点を絞ってお示しいたきたいと思います。

上下水道部長（橋口義仁君） 平成28年、29年度の2か年で奄美市の水道事業における管路について

計画的に耐震化・更新を推進するため、管路更新計画策定業務を実施しております。その結果といたしましては、平成29年度末で法定耐用年数を過ぎた水道管が奄美市全体で約98キロメートル、その割合は対象全延長の約29パーセントとなっており、また耐震化率も低いものとなっておりますので、管路更新については早急な対応が必要であると考えております。現在は末広・港土地区画整理事業や名瀬港マリンタウン整備事業と連携を図りながら、基幹管路の整備を図っているところでありますが、今後は基幹管路や病院、避難所等への重要給水施設を優先順位上位とし、厳しい財政状況ではありますが年次的に更新及び耐震化整備を図ることとしておりますので、御理解ください。

1 番（橋口耕太郎君） 基幹管路ですね、基幹管路、重要なところから先に進めていくという御答弁でありました。昨年、平成28年に聞いたときは老朽化率は30パーセント前後ということでありましたが、29年度末も98キロで約29パーと、30パーセント弱ということですが、造ったところから古くなっていくわけですから、つぎつぎどんどん増えてくると思いますけど、そこら辺はその年次の計画で病院施設とか避難所中心に進めていっていただきたいというふうに思います。6月18日に発生をしました大阪北部地震では、ニュース等で御覧になった方も多いと思いますけども、水道管が破損をして水柱が数メートル上がっているような映像が出ておりました。一度大きな地震などが発生をしますと、どこかの水道管が耐震化がしてなければ破損をして市民の日常生活に直接影響を及ぼすわけでありまして、年次的に整備をしていくということですので、確実に実施をしていっていただきたいというふうに思います。

次に、質問の（2）各地域での水道水の水質検査について伺いをいたします。7月18日に行われました平田浄水場竣工式に私も参加をさせていただきました。総事業費約30億円をかけてろ過方式を砂ろ過方式から新膜ろ過方式へ変更をして、水道水の色、濁り、味などが格段に向上して市民にとっても非常によいことだと思います。また、この新膜ろ過方式は確か全国で2例目というふうに聞きましたので、対外的にも積極的なPRを是非していただきたいと思います。そこで、ちょっと心配をしておりますのが水道水の出発地点であります平田浄水場からはきれいな質のよい水が供給されるわけですが、その出口、給水栓から出てくる水は先ほど質問で話をしました古い老朽化した水道管を通って行くことになります。それで、きれいな平田浄水場から出発した水がですね、きちんと出口まで届いているかということを少し心配をしております。それで、市のホームページを見ますと水道課で平成30年度、水質検査計画を公表しております。これが現物であります、私も読ませていただきまして、具体的な検査方法が記載されておりました。私自身は一定理解をいたしましたが、市民の皆様には是非これを機会にですね、給水栓から出てくる水が毎日、あるいは毎月どのように検査を実施して水質を管理しているのかをお示しいただきたいと思います。

上下水道部長（橋口義仁君） それでは、水道水の水質検査についてお答えいたします。毎日検査につきましては、色、濁り、残留塩素及び味について検査しております。毎月検査につきましては、専門の検査機関において9項目の検査を実施し、3か月に1回の検査では水道法で定められている全51項目の検査を実施しております。また、原水の検査につきましては、毎年1回水源水質の確認のため39項目の検査を行っております。毎日及び毎月の検査につきましては、各配水池系の管末に近い給水栓出口において採水を行っていることから、議員御指摘の老朽化した管の通過後の水を検査しております。当検査におきまして水道法の水質基準に適合しているとの検査結果でございますので、市民の皆様へ安全・安心な水をお届けできているものと考えております。

1 番（橋口耕太郎君） これを読ませていただいたら本当に毎日その給水栓のところでチェックをされているのは分かりました。ちなみに、簡素で構いませんけど、部長、水がおいしくなったなとかいう市民の皆さんから御意見はなかったでしょうか。

上下水道部長（橋口義仁君） 確かに、平田浄水場から出てくる浄水の中では、やはり味、おいしいという意見が何度か連絡がきておるところでございます。

1 番（橋口耕太郎君） 突然の質問にありがとうございます。私もお家で、家で何て言いますかね、普通の水道で何て言うんけ、こうフィルターみたいの付けてないんですけど、なんか氷のできがよくなったような気が個人的にしております。やっぱり影響あるのじゃないかなというふうに思っております。日本の水道はですね、ほとんどが高度経済成長期に整備されておりまして、老朽化対策、耐震化などは全国のどの自治体でも避けては通れない問題であります。我々公明党も国に対してですね、老朽化に伴う更新事業や水道管の耐震化に対する国庫補助の所要額を確保することや、広域連携や官民連携などの戦略的な基盤強化に取り組むことなどを政府に対して訴えております。引き続きですね、安心・安全な水を提供できるように、水道管の管路の更新事業や水質検査等の取組をお願いしたいと思います。

次に、質問の3番に入ります。教育行政についてお伺いいたします。（1）小・中学校の普通教室への空調、冷房設備設置の可能性についてお伺いいたします。私は今日の一般質問で10回目になります。そのうち、4回この質問を、同じ質問内容で取り上げております。打率でいくと4割バッターであります。教育環境の充実も私の政治活動のテーマにしておりまして、その1丁目1番地、どこかで聞いたワードでありますけど、がこの空調の設置であります。是非、実現していただきたいと思っています。さて、この夏は命に関わる危険な暑さとか体温越え、それから気象庁はこの暑さの一つの災害という言葉を使って、全国的な猛暑日のニュースがもうお決まりのコーナーのように毎日毎日報道されておりました。国も小・中学校へのエアコン設置の必要性について、菅官房長官が7月24日の記者会見で学校へのクーラー設置を支援していく必要が当然あると述べられ、林文部科学大臣も前向きに取り組む考えを示しました。それで、文部科学省の来年度概算要求で学校の安全対策としてブロック塀などの安全対策の費用やエアコンの設置等の費用を予算に盛り込んだ文教関係の概算要求は対前年度比9.2パーセント増、額にして2,432億円を盛り込んだ概算要求を行ったという報道がありました。クーラーの設置はこれまで校舎の耐震化が優先されて、設置状況が自治体によってばらつきがあることが分かっています。国も本腰を入れて秋の臨時国会で補正予算が提出されるという報道も出ております。いよいよ追い風が吹いてきたかと、私は個人的に非常に喜んでおります。そこで質問であります。6月からこれまでの期間に前回質問をしました島根県松江市の取組状況、業務用ではなく家庭用機器の導入の例の進捗でありますとか、また文部科学省や鹿児島県教育委員会等からクーラー設置に関しどのような情報提供があったのか、なかったのか、あったとすればどのような情報かお示しできればと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君） それではお答えいたします。前回の定例会におきまして、島根県松江市の普通教室への家庭用空調機設置の取組状況としまして、まだ具体的な導入計画は進んでいませんと答弁させていただきましたが、その後進捗状況につきましては今年度の実施設計の作業を行い、来年度から工事着工を予定しているとの回答をいただきました。議員に御紹介いただきました家庭用空調機器導入につきましては、今後も普通教室の暑さ対策の解決法の一つとして十分な効果を得られるのか、効果の検証、実際の導入にかかる初期費用、ランニングコストなどの検証情報を参考にさせていただき、先ほど議員から御案内ありました国の補助金の動向等を注視しながらその他の対策方法も含め検討してまいりたいと思います。国の情報ということでございますが、正式にはまだ情報はいただいております。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） 国からまだ正式な情報は来ていないと。分かりました。昨日、橋口和仁議員の答弁です。教育長も幾つかお答えされておりましたけれども、教育委員会としては学校の室温の検査

も7回行って、朝と11時と14時でしたっけ、調査をしてるということでもあります。奄美は猛暑日にはなりませんけど、真夏日はしょっちゅうありますよね、31・2・3っていうのは。猛暑日じゃなくても、やっぱり真夏日は暑いんですよね。今、私たちはクーラーの中でですね、こうやって一般質問してるわけですけど、これ空調なかったらですね、多分1時間まともに集中して聞けないんじゃないかなと私は個人的に思うんですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

というのはですね、皮膚、人間の皮膚って慣れるんですね。慣れるので、もうこの生活っていうか、このパターンが皮膚に定着をすると、もう暑いところではどうしようもないんですよ。今の子どもたちっていうのは我々が小・中・高のときと違ってですね、もう家に最初からクーラーがあるんですよね。私たちのところは恐らく1個あればいいかなというところで、なかなかそのクーラーというものがまだ馴染んでいない時代で育ったもんですから、今の子どもたちはクーラーがある状態で生まれてきて、ずっとクーラーがあって、そして小学校と中学校なってクーラーがなくなって、昼間、そして高校、またクーラーがあるという形になるんですけど、どうしても、これトイレの話と一緒にしたらまずいんですけど、やっぱり今トイレの洋式化も学校で図っていて、和式でなかなかすることが難しいというお子さんもいらっしゃる聞いてます。それと同じような考え方で、もう時代がですね、空調がないとやっぱりいい仕事ができないというか、これ次の質問の関連するんですけど、やっぱり集中力がですね、どうしても落ちると思うんですよね。それは、子どもたちに限らず教師の先生方も言えることだと思うんですよ。これ、前も言いましたが、職員室には空調があります。ですが、大きな学校に行くと3年生の先生が詰めてる場所、2年生の先生が詰めてる場所って普通教室ですよ。それが、めちゃくちゃ暑いわけですよ。そこに普段いるのに、職員室だけ、職員室はもう職員会議とか全体の会議をするときしか使わないと思うので、やはりそういうところまできめ細かくですね、考えると、国も応援するよと今いう風になってますので、先ほどの松江市の話でいくと今年度実施設計、来年度着工と、スタートからやっぱり2年、3年かかるわけですよ。小学校と中学校分けて導入するとなるとまたこう隔年ができたりするし、また夏休みに集中して学校がないときに工事しないといけませんから、例えば年度の8月夏休みに小・中学校を付けて、そして翌年度の4月からスタートとかですね、そういうこう年次的なものもありますので、せっかく国が付けると、お金出すというふうに言ってるので、是非試算をまずして、どれぐらいかかるのかっていうの、具体的に動き出して、業務用でもいいですし家庭用でもいいですけど、そういうことを一旦こう始めたほうがいいのではないかなと思うんですけど、教育長、どうですか。

教育長（要田憲雄君） 大変大事なことだと私思っております。昨日申し上げましたように、都会の気温とこの島の気温とは5・6度差がありますね。5・6度の差というのは相当なもんだと思ってます。私も皆さんよりも年上ですから、かなり貧しい時代に育ってきました。クーラーもなかった時代に。やっぱりその中で子どもたちが野性味を備えて育ってきたと思っている1人なんです。ただ、今おっしゃるように現実的に本当にどうなのかと問われれば、現実には適合するような進め方じゃなきゃならんということでございましたので、昨日申し上げましたようにやっぱり国が進めるということをしていくわけですから、その動向を見極めながら計画的に進めていくことになるということでございますので、御理解賜りたいと思います。

1番（橋口耕太郎君） 予算を組むということですね、その執行も当然かかってくるわけでありまして、せっかく組んだのにいらんって言うてるやんじゃなくてですね、やっぱり使わないといけないうんですよ。もう、非常にチャンスだと私は個人的に思っていますので、是非是非これは前に進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。次の質問（2）、2018年度の大島学区高校入試結果について伺います。8月13日の地元紙に2018年度高校入試結果が載っておりました。今年の3月の

高校入試結果のことではありますが、見出しには依然割合高い、目安点未満者とありました。記事を見ますと目安点というのは1教科90点中18点で、基礎的内容の設問の合計点、言い換えれば中学生までに身に付けておきたい学力の目安になる得点のことと。学力検査は国語、社会、数学、理科、英語の5教科あり、総得点の目安点は1教科18点×5教科で総得点が90点。大島学区の本年度総得点の目安点未満者が11パーセント、県内7学区で最も高く、県平均4.5パーセントの約2.4倍となっている。教科別では前年度に比べて理科以外の4教科が悪化したとありました。大島学区というのは奄美群島12市町村の範囲になるわけではありますが、奄美市の中学生の入試結果は別途取られておるのか、取られているとすればどのような結果でどのような分析をしてるのか、見解をお示しください。奄美市として別途取られていないのであれば、総合的な見解をお示ししたいと思います。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。今、議員が説明されたように、目安点ということについて少し説明をしたいと思いますが、高校入学者選抜学力検査の出題される基本的な項目、基本的な問題、しいて申し上げますと小学校で既習したような問題が目安点というふうに考えて結構だと思います。従いまして、各教科で18点、合計しますと90点になるわけです。従って、大島地区の結果としては議員御指摘のとおり、目安点未満の生徒の割合が非常に高い状況にあると。その中で、数学は22.2パーセント、英語が20.1パーセントというふうになっているところです。要するに目安点というのはほぼ小学校で習っているからきちんとできなけれりゃなんという問題だというふうに理解しても結構だと思います。その結果につきまして、今議員がおっしゃったように地区ごとの数値は示されておりますが、市町村の数値は示されておりません。ただ、受験生の半数以上を、大島地区の場合は受験生の半数以上を奄美市の生徒が占めているわけですから、私どもとしても大島地区の結果を大変重く受け止めているというふうに御理解賜りたいと思います。そこで、私どもはですね、この目安点の結果を受けまして7月に管理職の研修会を行いました。その中で、目安点の状況についてどう思うかということでかなり掘り下げて、更なる学力向上に指導を行ったところでございます。また、教育委員会といったしましても学校訪問を再三にわたってするわけでございますが、その中で中学校だけではなくて、小学校が目安点ですから、このことについて小学校の先生方にも具体的に説明をした上で、各学年で定着すべき内容を確実に定着させて進級させると、このことを直接指導を行ってきたところでございます。その際にですね、ずっと私も常々皆様にも申し上げたように、今の学力はこの高校入試も含めて全国版のテストですね、社会に通用するような学力を育成するということで考えますと、思考力、判断力、表現力、この3点セットをきちんと育てていこうと。それを見るのが高校入試であり全国版のテストであり県のテストだというふうに考えるわけでございます。そういう意味で、従来の教師主導型の教え込む授業、僕らもそうでしたね、そういう授業を受けてきました。それではもう全く論外でございまして、そういう授業のあり方は思考力、判断力、表現力が付いて、育成できないということになっております。そこで、私どもは3年前、4年前に学力向上対策を含めて授業改善をしていくこと、私は常に校長会、教頭会で授業改善というよりも授業改革だということで五つの法則というものを示しまして、すべての学校の先生方に私どもでプリントを作って、擦り増しじゃなくて作って配ってお願いして授業参観をしてるということです。しいて申し上げますと、昨日も竹山議員から話がありましたが、道德の、いわゆる子どもたちが自主的に主体的に積極的に子どもたち同士で話し合いをしながら活動する、アクティブラーニングと言いますね、主体的に多角的に深い学びの、そういう授業を進めるんだということとずっと今取り組んでおります。学校ではそういう授業を徹底して進めると。家庭においては学習の習慣化、とにかく家庭でも習慣化図ってくださいということで進めているところでありまして、今私は教育長としては学力向上、途上にあるんだと、奄美市はと、そういうふうに捉えておりまして、御理解を賜りたいと思います。

1 番（橋口耕太郎君） 授業改善ではなく改革ということで訴えておられるということですね。ちなみ

に、市町村では分かりませんが、例えば金久中学校、名瀬中学校、校長先生が自分たちが受験をした子どもたちの成績っていうのは分かるのでしょうか。

教育長（要田憲雄君） そのことについては、各学校ごとに成績はきちんと分析されておまして、校長は自分の手元に持っております。

1 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。ということは、各中学校ではしっかりと今年度受験した生徒の皆さんがどういった状況であったかということは分かってるということで、理解してよろしいですか。いいですか。

教育長（要田憲雄君） もう一つ、せっかくですから付け加えますとね、絶対やっちゃいかんようなことも私のところでやってるんです。しいて言えば、中学校が12校ございます。その12校の総点をあげて、順位を付けてあるんです。この学校の平均ではこれだけで、平均点をつくって1位から12位まで、あるいは小学校は1位から小学校、すべての学校ということで、これは外部には絶対出しませんが、出しちゃいかんということで、ここだけの話ですから、具体的に、やっぱり本当に危機意識を持って先生方が自分の学校こうだと、頑張らんといかんと、そういう意識付けのためにやっているということを御理解ください。

1 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。もう、各学校ではやっぱりしっかりと把握をされてるということが理解できました。私の娘もちなみに今年受験をしたので、どうだったかなと個人的にもう成績請求はしませんでした。合格をしたのでなんとかラインは通ったのかなと思っておりませんが、とにかく奄美市が先ほども、大島学区の半分を生徒さんが占めているということですので、是非とも引き続き頑張っていただきたいと、先生方にも頑張っていただきたいというふうに思います。公表結果の資料を見ますとですね、児童・生徒の基礎学力の底上げ、失礼しました、県教育委員会の資料を見ますと、中学校の指導上の留意点では目安点未満の人数に増加が見られることから、基礎的、基本的な内容については十分に定着しているとは言えない状況であると。一方で成績上位層の割合が増加していることから、やや学力の格差が広がってきていることも考えられるとありました。学力の定着、向上というのはとても難しい課題でありますけれども、県教育委員会の義務教育課が推進しております学力向上の様々な取組があると思いますが、そういう取組を通して全体の底上げに繋がっていければと期待をして次の質問に入らせていただきます。

次に、質問の4ですね。福祉政策についてお伺いいたします。（1）幼児教育の無償化についてお伺いいたします。私も公明党は昨年の衆議院選挙で教育負担の軽減をスローガンに掲げて選挙戦を戦いました。先の国会で6月に閣議決定をしました経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針で我々公明党が主張しました三つの項目について前進をしました。一つが、私立高校の実質無償化。二つ目が、給付型奨学金制度の拡充。そして三つ目に、幼児教育の無償化であります。幼児教育についてはすべての3歳児から5歳児と住民税非課税世帯の0歳から2歳児を対象に、幼稚園、認可保育所、認定こども園が無償化。更に保育の必要性があると認定されれば認可外保育施設や幼稚園の預かり保育も対象となります。日本の子どもの教育にかかる負担は先進国でも多額で、公明党も保護者の意見と取り入れて子どもを生み育てやすい社会の取組の一つとして捉えて推進をまいりました。しかしながら、新聞報道ではこの幼児教育無償化について順番に異論があるとか、即ち待機児童問題の解消が先だといった意見や無償化実施に準備が追い付いていないと。あるいは、保育士が足りない状態では安全面に不安があるといった意見が出ていると。多くの自治体は総論賛成、各論反対という報道でありました。そこで、質問ですけれども、来年10月から実施されることになっておりますが、この幼児教育無償化について奄美市としてどのような見解をお持ちか、お示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君） それでは、幼児教育の無償化についてお答えいたします。本年6月に閣議決定いたしました経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針において幼児教育無償化の方針が示されております。内容につきましては、先ほど議員御案内のとおり、3歳から5歳までのすべての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化、また0歳から2歳児につきましては住民税非課税世帯を対象として無償化を進める等でございます。実施時期につきましては、2019年10月に実施するということになっております。この骨太の方針を受けまして、7月に全国市長会が子どもたちのための無償化実現に向けた緊急アピールを出しております。緊急アピールの内容といたしましては、確実な財源の補償、事務負担の増加に伴う人件費等の対応、無償化による保育需要の拡大に対する対策、実施にあたって地方との十分な協議、幼児教育、保育の質の確保対策等の各種対応が必要で、その準備等のため2020年4月からの実施が望ましいという、こういう緊急アピールを踏まえまして、多くの自治体が総論賛成、各論反対の状態であるという新聞報道がなされたのではないかと推測しております。本市といたしましては、幼児教育の無償化は生涯にわたる人格形成や教育の基礎となる幼児教育を推進する重要な施策と考えているところでございます。今回の幼児教育の無償化につきましては、まだ国のほうから施策の概要だけが示されて、詳細についてはまだ未確定な部分がございますので、各自治体の事務執行に混乱がきたさないように国のほうで早めの制度の詳細な整備、説明、そして地方との協議を行って必要な準備期間を設けた上で実施を行っていただきたいと考えているところでございます。

1番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。2020年4月へ、少し、ちょっと先送りしてほしいという要望が出てくるということですね。これは、非常に私はいいいことだと思いますけれども、実際でも現場が混乱しますと様々な方面でまた迷惑がかかるってことになりますので、しっかりとまた私どもの公明党の国会議員にですね、訴えをしまして、詳細な設計を早く出す、あるいはそういった対応ができるような対策を取っていききたいというふうに思います。

次に、質問（2）に入ります。ひとり親家庭の支援について伺いをいたします。今年の8月、先月からでありますけれども、児童扶養手当の年収上限の引き上げが実施をされまして、児童扶養手当の一部支給から全額支給の対象が拡大をされました。また、児童扶養手当の支給方法も年3回払いから年6回払いに細分化をされました。これも私自身は非常によかったと思っておりますけれども、このひとり親世帯に関する制度の拡充に関して、こういった点がちょっと心配だとか、そういう見解などがありましたらお示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君） それでは、児童扶養手当の制度拡充についてお答えいたします。児童扶養手当につきましては、議員御案内のとおり年収上限の引き上げと支給回数見直しの制度拡充を行うことになりました。まず、年収上限の引き上げについてでございますが、児童扶養手当は前年の所得に応じて手当の全額を支給する全部支給と一部のみを支給する一部支給がございます。平成30年8月から全部支給の対象となる方の所得制限限度額が引き上げられました。具体的に例を挙げますと、扶養する児童数の数によって金額は変わってきますが、子ども1人の場合、所得がこれまで57万円以下の方が全額支給の対象でございましたが、これからは87万円までが全部支給の対象となることになります。次に、支給回数の見直しについてでございますが、これまで4か月分ずつ年3回の支給でございましたが、この支給回数がですね、2019年の11月分から、実際の支給は2020年の1月になりますが、2019年の11月分から2か月分ずつ、年6回の支払回数に増えます。今回の全部支給の所得の引き上げ及び支給回数の細分化により、厳しい経済状況にあるひとり親家庭の毎月の生活費の計画的な支出と家計の安定に繋がる制度の拡充だと認識しております。年6回払いにつきましては来年度からですので、それに備えて準備を万端に整えたいと考えているところでございます。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） その年収の引き上げによりまして全部支給になる方がですね、新たに全国で15万人増えるというふうなデータが出ております。奄美市でも恐らく対象者が増えてくると思いますが、とにかく何らかの事情でひとり親世帯になったという方にも支援が広がることは、また奄美市にとってもいいことではないかなというふうに思うので、是非事務手続き等ですね、しっかりしていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に入ります。質問の5番、認知症施策についてお伺いをいたします。（1）平成30年6月に厚生労働省から示されました認知症の人の日常生活、社会生活における意思決定支援ガイドラインについてお伺いをいたします。これも私ども公明党がですね、政府へ主張してまとめられた指針、ガイドラインであります。各現場で認知症の人に対する意思決定の支援の質にばらつきが出ないようにする観点から定められたものであります。食事、外出などの生活習慣から介護サービスの利用、財産管理まで生活上の幅広い場面を想定しており、医療、介護関係者、行政職員、家族、成年後見人など意思決定支援に関わるすべての人に向けた内容となっております。指針の基本原則には意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳を持って暮らしていくことの重要性について認識することが必要と明記されております。また、ここに現物がありますけれども、ケース事例も数字で記載されておりまして、こういったケースではこういう対応したらいいというふうなことが書いてありまして、支援するすべての人に分かりやすい内容となっております。そこで、この認知症の人の日常生活、社会生活における意思決定支援ガイドラインを今後どのように活用していくか、方向性があればお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 今、御紹介がありました認知症の人の日常生活支援、社会生活における意思決定支援ガイドラインでございますが、平成29年3月に国において策定をされました成年後見制度利用促進基本計画において、意思決定の支援のあり方についての指針の策定に向けた検討が進められるべきであるとされたことを踏まえ、これまでの研究などを基に策定されたものと思います。私も内容、ちょっと見させてもらいましたけれども、このガイドラインでは日常生活や社会生活などにおいて認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるように、認知症の人の意思決定を支援する標準的な手法や留意点、有効な取り組み方、本人の意思決定能力に応じた支援のあり方などの方針が示されてるものだと考えております。議員御質問の活用方法でございますけれども、このガイドラインが医療、介護、福祉に関わる専門職のみならず認知症の人に関わるすべての人に理解し、意思決定に関する支援に活用していただけるような内容であることから、各種勉強会、研修会、認知症サポーター養成講座での活用を含め、今後の認知症施策の推進にあたり積極的に活用してまいりたいと考えております。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） 今後、研修会、勉強会等で認知症に関わる方にお示ししていきたいということがあります。厚生労働省の推計でありますと、2012年時点で認知症の人は462万人、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者になる2025年には700万人に増加する見込みで、社会で支える環境づくりが課題となっております。来年度、政府は、厚生労働省はですね、認知症サポーターとその認知症の人をマッチングする事業、オレンジリンク事業、仮称ではありますけれども、そのマッチングをする方に対して活動費を助成をすることも検討しているようであります。いずれにしても、認知症施策については今後も様々な対応が求められてくると思いますので、引き続き柔軟な対応をしていただきたいと思います。私は29年度末で奄美市の認知症サポーターは前回の定例会で4,562名というふうに伺ってます。大分増えてきたなと思うんですけど、まだまだ認知症に対する偏見というのは多いと思ってまして、以前介護施設で研修をするときによく話をしていたのが、ホワイトボードにですね、認知症の人って書くんですけども、一方は認知症っていう漢字を大きく書いて、の人を小さくして、もう一方は認知症っていう漢字をちっちゃくして、の人というふうに人を大きく書く。そして、私たち

はいつも認知症という症状ばかりのほうを見てしまって、人を見ていないと。本当は認知症じゃなくて、人として見ないといけないということをいつも研修で話をしておりました。なかなかまだ直接こう関わっていない人には理解しにくい認知症だと思いますので、そういったサポーター養成講座も引き続きしていただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後３時４４分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後４時００分）

引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

２１番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、きゅうやおがみんしょうら。こんにちは。本日の殿、最後を努めます自民党会派の奥 輝人です。予め通告しています一般質問を行います。

１、西郷どんの効果について。（１）効果について質問します。西郷どんの放送が本年１月から始まり、先週までで３３話放送されています。これまで、西郷どんの幼少期から青年期、そして愛加那と出会う奄美編、現在は倒幕に向けた壮年期が放映され西郷どんのファンにとっては毎週日曜日の放送が待ちきれないような心境であると思います。奄美編においては奄美を全国に発信をし、奄美をＰＲができ、自分なりに効果が発揮されていると感じています。私はこれまで一般質問の冒頭の所見の中で節田まじりの鹿児島弁で私の思いや感想を述べてきました。特に西郷どんの奄美編を通して奄美の歴史やサトウキビの歴史、中でもサトウキビを絞り黒砂糖として薩摩へ年貢として納めるその当時の厳しい生活環境など、サトウキビや黒砂糖を食べることも許されなかったそのシーンなどは中高生やまたその当時の様子を知らない者においては大変貴重で勉強になり、また歴史を学ぶことができ相当価値が大きいと感じています。また、西郷どんの２人目の嫁さん、愛加那の存在と愛加那の女性像など、愛加那の島を思う強い心境や島人を労わる優しさなど細かく演じられており、愛加那効果も大きいと感じているのがあります。さて、これまでの大河ドラマで鹿児島を舞台に放送してきた飛ぶが如くや篤姫など、鹿児島本土においては大きな経済効果をもたらしていると聞いています。私はこれまでの西郷どんや奄美編において、奄美での効果は増大してると感じています。奄美市は西郷どんの効果をどのように捉えているのか伺いたいと思います。

次の質問からは発言席で行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それじゃ、奥議員にお答えさせていただきます。議員お話のとおり、西郷どんの効果が出てきているかということですが、確実に大きく出ていることを実感いたしております。先日の自民党の諸委員会並びに吉祥寺における奄美のＰＲに出向きましたところ、多くの皆さんが西郷どん放映について、奄美のことをよく知らなかったけども、あのドラマを見てようやく分かりましたという方もいらっしゃるし、若い皆さん方が確実に奄美という地名を、固有名詞を記憶の中に留めているようなことを実感いたしております。そういう中で、本市ではロケ地となりました用安にあります菌家に関する問い合わせの増加、龍郷町のりゅうがく館で行っている西郷どん番組企画展への来場者数の増加、オープニングや本編で使用されました大和村の宮古崎への来訪者の増加といった効果が確実にあるようでございます。また、旅行代理店の造成する旅行商品でも西郷どんに関連した旅行商品が多く造成され、奄美大島に関心のある観光客が来島する選択肢の一つとなっております。観光客の増加とともにロ

ケ地を訪れる市民の増加も見られ、西郷どんの奄美編の放送による市民の意識の向上も図られており、島内外で西郷どんの効果が出ていると確実に感じているところでもあります。そのような西郷どんの効果を一過性のものにすることなく、次年度以降もこれを生かしていくようにするためには、やはり西郷どん所縁の地の幕末の歴史や資源など、周遊ルートのパンフレットなどを作成いたしまして、次年度以降もこのような効果が引き継ぐように、今現在進めているところでもありますので、どうか御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

21番（奥 輝人君） はい、市長、ありがとうございます。本当、西郷どんの効果が全国的にこうやって効果が増大してるっていうことは、本当奄美にとっても今後の世界自然遺産と連動しながらですね、こういった西郷どんの番組がやっぱり発揮されてるっていうことは本当すばらしいことで、これからの夢が持てる奄美が構築できるのかなという思いがしております。隣町の龍郷町においてもですね、今市長が言われたようにそのりゅうがく館なり、あと本龍郷の邸宅ですね、西郷さんとその愛加那さんが住んだ邸宅などにも行列ができるほどの観光客、またレンタカーなどで来ているという、その町民から聞きました。また、もう1点がですね、龍郷町の手広のほうにあるあのハートロックですね、あのハートロックにも結構お客さんが来てるという話を聞いております。そのハートロックっていうのも、この前の何話だったか分かりませんが、愛加那というそういうそのタイトルのテレビ番組で一番最後にですね、ハートロックが出たんですよ。そのテレビの一番最後に。これいいなと思いましたね。そのときはもう西郷どんと愛加那が結ばれて結婚して、島唄や8月踊りをしてる、そのシーンの一番最後だったんですけど、いやこのハートロック、ちゃんとそのディレクターも、テレビのディレクターもですね、このハートロックを乗せた、あれは本当価値があるなという、もうそのときは本当喜びました、自分も。そういった意味でですね、またその西郷どんのそのオープニングのテーマ曲ですね、そこにも今市長が言われたように宮古崎も出ております。また、里アンナがまた歌っております。本来であればですね、この西郷どんっていうのは今鹿児島がちょっとブームだと思っていたんですけど、やっぱりそういったそのテーマ曲の中にも奄美のその歌声が出るっていうことは、やはりその奄美に対するやっぱり期待感とかも相当あるのかなと思いました。そういったことで、西郷どんの効果はもう本当市長が言われたように、自分も今実感しておりますので、この、今後また、今後っていうか、放送期間中でも更にそれが視聴率としてですね、伸びていければですね、私も嬉しく思っているところでもあります。

それではですね、一応（2）番の、次に入りますけど、一過性のものにならないような取組についてということでちょっと質問したいと思います。この西郷どんについてはですね、本年の12月をもって終了します。鹿児島市内の西郷どん館にはですね、本年の放送終了をもって来年早々にですね、もう閉館することとなっております。相当数の金をつぎ込んで開館しているだけにもったいない限りであります。さて、奄美においてはですね、長年にわたり西郷どんの歴史を次世代に繋いでほしいと願うのは私の希望であります。隣町の龍郷町においては西郷どんと愛加那をですね、町の起爆剤として、また観光の名所としてですね、後世へ繋ぎ取り組んでいるという状況であります。これは現在進行形であると思います。さて、今後において放送終了後西郷どんが一過性にならないように次世代へ引き継がれていくような、そのような取組について、また奄美市の見解をちょっと伺いたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、一過性にならないような取組ということについてお答えしたいと思います。西郷どんの効果が一過性のものにならないための取組につきましては、今年度実施しております奄美歴史浪漫探訪幕末・明治事業におきまして、幕末、明治の時代を踏まえたうえで奄美大島5市町村の歴史を活用した周遊ルートの構築を目的とした観光パンフレットの作成を現在進めているところでございます。あまみ大島観光物産連盟、5市町村の観光担当者及び教育委員会の文化財担当者で作成しているところでございますが、観光面での活用だけではなく島の子どもの教育にも活用できるパンフレットの作成を目指しているところでございます。また、次年度以降は今年度実施する事業

と連携し、各歴史拠点における看板の設置についても予定してるところでございますので御理解を賜りたいと存じます。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。是非、立て看板などこそいた西郷どんの所縁の地には立ててですね、観光客のその目に留まるような形にさせていただきたいなと思います。実はですね、今年の甲子園でですね、鹿児島実業対金足農業高校の試合があったんですよ。私も4回ぐらいからですね、テレビを見たんですけど、その中で西郷どんのテーマ曲が7回の表だったのかな、流れていたんですよ。これ、感動しましたね。やっぱり鹿実の応援団がやっぱり鹿児島の西郷どんのテーマ曲を流すことによって、更に全国にPRをしていると。それを聞いて本当、1回戦で負けたんですけど、もう少し勝ってもらってその西郷どんのテーマ曲が2回戦、3回戦、鹿実が勝ち進むことによってですね、更にその音楽、メロディーが聞こえるのかなと思っていたんですけど、残念でありましたけれど、その分金足農業が準優勝したので、それはそれとして喜んでいるところでありますけれど、そういうこともありました。今後もそういった鹿実とかそういった鹿児島の、そういったミュージシャンなどがこの西郷どんのテーマ曲などを披露しながらですね、この西郷どんが一過性にならないような取組になっていただきたいなとも思っております。またですね、4日前に私この、やっぱり西郷どんということで宮古崎をまだ見たことがなくてですね、先週の土曜日、一応宮古崎公園まで足を運んで一応見てきました。結構遠かったです。県道に車を止めて、約1,300メートルぐらいのところに宮古崎のその撮影場所がありました。その当時は午前中行きましたので、約十数台の車が止まってあって、レンタカーの車もあったし地元住民の方もいました。歩きながらですね、そういつて話、声を掛けていたんですけど、ここちょっと遠いんですねという、もう子どもたちがもう疲れたという、そういった話が聞かれました。私も歩いたんですけど、私は疲れたとか思わなかったんですけど、やっぱり最後まで行くにはちょっと遠かったなと思いました。高齢者やら、やっぱり子どもたちはきついかもねって思いました。そういった宮古崎のその公園で撮影されたっていうことで見てきましたが、本当に絶景でありました。前のほうには横当島もくっきりと見えていまして、観光客の方が向こうの島なんですかって言うから、横当島ですよという話もしたんですけど、やはり向こうの絶景にはやっぱり見るものがあるなと思いました。本当、今後の西郷どんの効果をまだ一過性にさせないためにはですね、ああいう宮古崎公園もですよ、高齢者の方々がもう手前まで行けるような、そういった道路環境ですね、それもしなければいけないのかなという思いがしました。あれは本当は大和村ですので、これは答弁しなくていいと思いますけど、そういったことも感じましたので、やはり1,300メートルというのはやっぱり遠いという意味でありますので、そこ辺りも大和村ではありますけど、県としてですね、鹿児島県として、また奄美市として、ちょっと道路整備などをしながらですね、向こうにそういった観光客の車がすぐ行けるように、身近に行けるような、そういったこともしてほしいなという気がしたところでありました。これ、私の感想であります。

それとですね、もうそれに付け加えましてですね、もう再質になりますけれど、この奄美空港ですね、奄美空港に奄美愛加那空港という、そういったネーミングですね。やっぱりそのぐらいの気持ちで今後の愛加那さんはこの奄美から輩出してるってということで、この愛加那、奄美愛加那空港っていう名称を提案をしたいんですけど、いかがでしょうかということでは、はい。

商工観光部長（武下義広君） はい、お答えします。議員御提案の奄美空港に愛称を付けるということは、関しましては非常にいい提案でないかなと受け止めているところでございます。徳之島空港の徳之島子宝空港など他の空港においてはいろんな愛称が付いてる空港はたくさん存在しております。愛称を付ける動きがございますが、まずは空港関係者や観光関係者並びに市民の皆様のまず御意見を賜りながら、そういう確認を取った上で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

21番（奥 輝人君） できればですよ、鹿児島の方は自分の提案ですけど、鹿児島空港に鹿児島西郷どん空港、奄美は奄美愛加那空港、両方でこうやって持たれ持ちつでこうやって発展できればいいなと思っております。さっき徳之島の子宝空港ですよ、ああいうネーミングも本当すばらしいネーミングでありますけど、やっぱりこの愛加那空港、自分もこの愛加那の生涯ははっきりまだ分かっていないんですけど、この愛加那のやっぱり生涯とかのそういったパンフレットとか漫画本でもいいですので、そういった愛加那を今度はこうやってPRできるような、今まで西郷どんがPRされてますけど、やはりこの愛加那も同様にこうやって奄美の宝ということでPRできるような、そういった学習方法、学習の中でもいいし、小学、中学、高校の中でもやっぱり愛加那さんのそういった今までの歴史とかもやっぱり勉強させるべきかなという思いがしておりますので、そこ辺りを踏まえてですね、今後奄美愛加那空港に名称がなれるように各協議団体と連携しながら取り組んでいただきたいと思います。以上で、この西郷どんについては終わりたいと思います。

次にですね、大きな2番の消防団の活性化について質問をしたいと思います。消防団の活性化について、（1）団員の確保対策について。①奄美市の実態についてであります。奄美市の消防団の定数はですね、452名であります。現在において、名瀬地区、住用地区、笠利地区の団員数と奄美市全体の充足率は幾らなのかをちょっと聞きたいと思います。

総務部参事（川畑洋一君） 奥議員にお答えいたします。奄美市消防団条例定数は452人でございます。平成30年9月1日現在の実員は399人で、充足率は88.3パーセントとなっております。議員御質問の地区ごとの充足率を申し上げますと、平成30年9月1日現在で名瀬地区、東部、西部方面隊を含む条例定数262人に対しまして実員234人で、充足率が89.3パーセントとなっております。住用地区、住用方面隊が条例定数58人に対しまして実員50人で、充足率が86.2パーセントとなっております。笠利地区、笠利方面隊、水上オートバイ小隊を含む条例定数が132人に対しまして実員115人で、充足率が87.1パーセントとなっております。以上でございます。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。現在ですね、奄美市全体でもやっぱり88.3パーセントという答弁がありました。まだ90パーセントにも満たない状況ということで、あと10パーセント足りない状況であります。そういった意味の中でですね、この今後この消防団を確保していく上でですね、充足率の向上について、奄美市全体で88パーセントでありますけれど、新入団員の加入促進についてどのような取組を行っているのか、状況など聞かせていただきたいと思います。

総務部参事（川畑洋一君） 消防団員の加入促進の取組につきましては、新年度当初に奄美市消防団合同訓練など、更には消防団の幹部会などで新入団員の確保についてお願いをしているところでございます。また、奄美まつりのパレードなどに消防団員募集のチラシ配布、奄美市だよりなどで入団募集の呼び掛けを行っております。今後も大島地区消防組合ホームページ及び奄美FMラジオ、奄美市だよりなどで消防団員の募集を積極的にPRしていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応全国的にですね、やっぱり消防団の成り手が少ないということで、消防学校のほうのその講師の方もそうやって言っておられました。やはり、その消防団にやっぱりなりたいというそういった魅力ですよ、消防団員として魅力がなければ、やっぱり入りたがらないのかなという思いがしておりますけれど、そこ辺り魅力を伸ばすためにもこの活動内容ですよ、活動内容もあると思います。やっぱり消防団は責任感を持って、やっぱり仕事をしなければいけない。いろいろな災害に対してのそういった重責も持っておりますので、そこら辺りを今後担い手を育成

するためにはやっぱり伸ばす、周知徹底していかなければいけないのかなと思っております。ちなみに、この笠利地区のほうでは自分たち節田分団のほうではですね、この充足率にはもう100パーセント達成しております。その内容としても、やはり自分になりたいと、消防団になりたいっていう、そういった若者が、成年、20代、30代の方がいるんですよ。だけど、充足率が節田分団は足りていますので、まだ入れませんよと、辞める人がいなければ入れませんよという形で今話し、説明はしておりますけども、なぜ消防団に入りたいんですかって聞いたらですね、やはり自分も活動がしたいと。火を消すだけじゃなくて、やっぱり規律訓練とかあと消防の操法大会、そういった面に出てですね、自分もそういったノウハウをやっぱり覚えていきたいと、そういう若者が節田とかそういった笠利方面隊の中にはですね、結構いると思います。しかしながら、さっきの笠利地区でもまだ90パーセントに達していないという現状もあります。本当、西部方面隊っていうか、西側地区、赤木名方面とか屋仁・佐仁、あの近辺がですね、ちょっと少ないのかなという思いがしておりますけど、やはり魅力化に向けてですね、取り組んでいかなければ、やっぱり奄美市全体の充足率の向上に繋がっていかないと思いますので。今、消防長が説明があったように、やっぱりこう消防団の規律訓練も各方面隊でありますので、規律訓練のあるときとか、あと消防団の懇親会の運動会とか、あと出初式とか、あとそういったもろもろのが年間行事に入っておりますので、そこら辺りでやっぱり周知徹底をしながらですね、みんなに参加させて、見ていただくと。やっぱり、見学をさせると。そういった取組を今後要望したいと思っておりますけど、消防長、どうでしょうかね。

総務部参事（川畑洋一君） ただいまの提案でございますが、我々もいろんな集まりの中におきまして、やはり消防団の魅力等は伝えていかなければいけないと重々感じているところでございます。今後はまた訓練指導等でも消防のPRをして、少しでも消防の興味を持っていただけるような取組をしていきたいなと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

21番（奥 輝人君） 消防長、ありがとうございます。できれば90パーセント以上確保できるようにですね、お願いをしたいと思えます。

それではですね、もう③の定年制についてでありますけれど、この奄美市が合併をしてからですね、消防団の定年制が敷かれるようになりました。合併後において、平成の21年に条例化をされてですね、65歳と定められました。現在、奄美市消防団の幹部会や各方面隊においてですね、この定年制の廃止論とか、またその延長とかそういった意見や議論がなされているのが今の現状であります。この定年制を敷かれた、条例化したその経緯ですね、そこ辺りをちょっと伺いたいと思えます。

総務部参事（川畑洋一君） 定年制の制定経緯につきましては、大島地区消防組合構成市町村の定年制導入の現状を踏まえまして、平成20年10月に奄美市消防団幹部会が開催され団員及び組織の活性化を促すため、満65歳の定年の同意を得、定年制定の申し入れが行われました。その後、現在の65歳という体でなっております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。これまで、3地区とも、3地区ですね、名瀬地区、住用地区、笠利地区は定年はなくて、それを見てこの条例化になったってことが今までの経過なんですけど、その20年ぐらいにですね、自分たちにもそういったアンケートがありまして、この定年制に対してのアンケートがあって、自分たちはそれに賛成をしたところであります。笠利方面隊のほうはもう賛成したということで、これ名瀬も住用も賛成をしたということで条例化されたと聞いております。そういった中でですね、やはり65歳を定年にした場合のメリットとしては、自分の考えではですね、メリットとしてはやはり65歳で辞めていって、また新しい若手をこうやって入団させるという、それは本当メリットがあると思うんですよ。そういったメリットと、また若手はまだまだ体も動きますし、体力もありま

すし、いろいろな災害とかいろいろな地震、津波等に対しても対応できるような体力を持っていますので、私はこの65歳定年はよしという思いがしております。今、充足率を考えた場合ですね、充足率を考えた場合のデメリットとしては、やっぱり幹部、65歳を撤廃したり延長した場合はですね、やっぱりそのまま居残りになってしまって、やっぱり若手がまた入りづらいとか、そのいつまで経ってもそのまま消防の幹部のままでおられるとか、そういったデメリットもあると思いますので、そこら辺り、今後ですけれども、この奄美市の消防団とどのような意見交換とかやっていくのか、そこら辺りを聞きたいと思います。

総務部参事（川畑洋一君） 議員御質問のとおり定年制の廃止、または延長はメリット、デメリット、両方あるとは思いますが、近年の課題であります団員の確保、充足率の向上につなげるなど現状と将来をしっかりと見据えながら、消防団幹部会などで協議をしていただき検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。奄美市消防団という母体がありますので、幹部会の中でこれを議論していただいて、結論が出るようになればいいなと思います。

次にですね、私の思いとしてこの充足率を向上させるためには、この④になりますけど機能別消防団、OB隊、仮称について、これを設立したらいいのかなという思いがしております。この機能別消防団っていうのは笠利のほうでは水上バイク隊が昨年に発足されました。現在、12名の定数に11名入ってるとは思いますが、その機能別消防団については、水上バイク隊についてはですね、ただ水難事故だけに対応するという、そういった役割、役目があります。水際とか水難、そこに対応するのがその水上バイク隊であります。今後ですけれども、この機能別消防団をこのような水上バイク隊と同じような形で、65歳で退団、一旦退団をさせていただいて、そのあとにこの機能別消防団、OB隊を結成してそこに希望者が希望するそういった、退団者が希望者がおればそこに加入をさせて、水上バイク隊のような特殊な形で活動ができるようにしていただきたいなと思っております。その特殊な活動っていうのはやっぱりそういった定年、退団したOB隊などは、やっぱりOBの方々はいろいろな知識とかノウハウを持っていますので、そこら辺りも考えてですね、この退団後にこのOB隊に加入してこの、地震、津波とか、そういったもの、大規模火災とかそういったものだけに対応できるような、そんな方々がこのOB隊を結成してこれからいいかなと思っております。まだまだ65を過ぎて、まだまだ自分はまだ動けるとか、まだまだこの消防団の活動はやっていけるとかいう、そういった方々も、辞めた方、辞めた、退団者の中でもそういった声も聞かれますので、そこら辺りどのような見解があるのか、ちょっと聞きたいと思います。

総務部参事（川畑洋一君） 先ほど申し上げました消防団条例定数に53人ほど現在不足している状況にございますが、議員御質問の機能別消防団、OB隊を条例定数に組み入れますと、消防団員及び組織の活性化を目的にしております新入団員の確保が困難になることが懸念されることから、現状では厳しいものだと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。大変厳しいとのことですので、それではですね、一応2015年、平成27年にですかね、新聞記事で奄美消防OB会というのが結成、発足されております。市民の防災意識高揚へってということで、退団をされた方々、また奄美市の消防職員の方々がOB会を結成していますよね。そのOB会への加入促進とか、この退団された方が、退団された消防団とかあと奄美市の消防職員ですよね、消防職員は60で定年されていくと思いますが、そういった方々がこういったOB会に参加していただいて、いろんな災害とかに迅速に対応できるような、そういった活動をやっていくということでこのOB会が結成されております。そのOB会との連携っていうか、そこら

辺り、連携っていうか、そこに入ったりしてOB会で活動、OB会だけで活動できるような、そういった仕組みづくりですね、をちょっと聞きたいんですけど。このOB会はどのような今活動してるのかを、まずはちょっと聞きたいと思います。

総務部参事（川畑洋一君） 議員御承知のとおり、平成27年9月に新聞に掲載されました市民の防災意識の高揚を図りたいと、大島地区消防組合職員と奄美市消防団のOBの方々と奄美消防OB会が会員24名で発足しております。活動をスタートさせておりますが、現在我々と細かい活動内容については協議をされておりましたが、OB会の規約などもできているようでございますので、今後奄美消防OB会とどのような連携活動ができるのかを協議、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。やっぱり奄美市の安心・安全を守るためにも、やっぱりこういったOBの方々のやっぱりお力ですよね、奄美市の消防職員などはもうこの本当にノウハウを持っております。AEDを使ったりですね、そしていろんな救急時の対応とか交通事故とか災害とかあったときのその人命救助とか、それはもう消防団じゃなくて市の職員、奄美市の消防職員が更なる高度な技術を持っていると思いますので、そこら辺りの定年退職したあと、その方々にやっぱりこういったOB会に参加させていただいて、そういった緊急時の、避難時とかそういったことに対し、事の場面においてこの方々の力があれば、この安心・安全が更に引き延ばせるのかなという思いがしましたので、消防長、OB会への参加とか、そういった、さっきの規約とかあると言いましたけど、そこ辺りも今後退団される方とか、市の消防職員も定年される方々にもですね、周知徹底をしていただきたいと思いますので、これは要望としてお願いしたいと思います。

それではですね、次にですね、大きな3番の土層改良事業について質問したいと思います。3、土層改良事業について。（1）笠利地区について。①今後の計画についてであります。この土層改良事業についてはですね、現在畑地帯総合整備事業、担い手支援型、笠利東部2期地区において、節田地区内において平成25年から平成31年までの間において、希望農家の畑で実施されております。節田地区は過去において国の畑地帯総合整備事業で基盤整備がなされたということで事業が採択されております。この事業は農家の受益者負担金が10アール当たり約、10アール当たり5パーセント負担ということで、農家の人気も高い、土層改良事業を実施することによりですね、土作りの推進や地力の増進、作物の収益性の向上など農家の所得向上を推進しているんであります。さて、現状についてであります。現在手花部地区において県営水質保全対策事業、耕土流出防止型の事業で計画が推進され、平成29年度からですね、平成33年度までの間において赤土流出防止のための沈砂池の整備や排水路の整備、土層改良、暗渠排水、土砂溜枳の整備などが進展しているのである。さてですけど、笠利地区の農地は基盤整備をされている農地とされていない地区など合わせて約800ヘクタール以上あります。そのうちの一部が何らかの事業により改善されつつあります。今後の土層改良事業についての笠利地区での計画ですね、はどのようにしているのかを伺いたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） それでは、奥議員の笠利地区についての今後の計画についてお答えいたします。現在、土層改良事業については平成25年度から行っている畑地帯総合整備事業の笠利東部2期地区、これは節田地区内でございます。面積は93ヘクタール及び県営水質保全対策事業の手花部地区については平成31年度以降実施予定の10.6ヘクタール、今年度から新規事業で畑地帯総合整備事業の笠利地区、これは宇宿・万屋地区でございまして、の63.8ヘクタール予定し、3地区において土層改良事業の実施及び計画を行っているところでございます。今後の土層改良事業の計画といたしましては、笠利地区が完了次第須野崎原地区ですね、辺留地区、大笠利地区の事業採択に向けて関係機関との連携をし、国・県へ要望していきたいと考えております。なお、計画年度の予定といたし

ましては、現在のところは未定でございます。以上でございます。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、今宇宿地区が去年からそういった採択されたっていうことで、今年も、今回8月の中頃にですね、一応説明会がありました。一応、宇宿地区の耕作者や地権者への地元説明会なども行っております。今後、この事業面積は一応説明会などで説明されておりますけれど、その中でですね、農政部長、いいですか、農政部長、やっぱり地元の農家の意見としてはこの土層改良事業の中に客土事業を導入していただきたいという、そういった要望が宇宿地区もそうなんですけど、節田地区もそうでありますので、この客土事業がどうしても導入できないのかという、そういった質問もありました。宇宿地区の生活館で、公民館で説明会をしたときに、この話がもう50パーセント以上あったと私は記憶しておりますけど、その客土事業について、その県の職員をですね、この客土事業はこの事業には含まれていないということで一応説明がなされましたけど、今後ですけど、この客土事業ができるような、そういった事業まで、一括してこうやってセットでできるような、そういった事業が今後考えられないのか、そこ辺り客土事業についての見解をちょっと伺いたいと思います。

農政部長（山下仁司君） それではお答えします。客土事業に対する件なんですけど、農家、地主ですね、地主、地権者等が要望の段階でまず事業として客土事業をしてくださいますとか、あと暗渠排水、それぞれいろんなメニューがあるんですけど、その中で客土事業まで入れて事業要望をしていただくと。その中で、うちとしましても県とか関係機関と協議をして計画に入れる、そういうことで対応は十分考えられると思いますので、農家さんのほうが十分理解をして事業要望していただく。それが先じゃないかと考えております、はい。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、今の部長の答弁の中では農家さんか、こうやって要望をしていけば、この客土事業もこの中に含まれるという、含んで、セットでできる可能性は高いということですね。それで、客土事業っていうのはやっぱり60センチ、表土ですけど、表土がやっぱりこの下が30センチの岩盤があって、30センチしかありませんので、その上にあと30センチを、以上客土していただきたいという要望でありますので、その土とかもやっぱりさらさらのいい赤土とかそういったものをやっぱり持って来なければはですね、この作物、ここはサトウキビですけど、サトウキビのやっぱり反収にも引っかかっていくと思いますので、そこら辺りの今後の農家への、農家のそういった客土事業へのその要望ですね、そこら辺りの説明会とかそういったアンケートとか、そこ辺りも採るようにできますか。

農政部長（山下仁司君） 客土事業の件なんですけど、やっぱり要望の中で客土事業がありましたら、やっぱり県と関係機関と連携を取ってどういう事業が最適かどうか確認をしながら事業を進めていきたいと考えております。また、その段階で地主の同意書、同意等を得るためにアンケート調査をしたり説明会をしたりと、そういう運びになると思っております、はい。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。是非ですね、客土事業っていうのは重要でありますので、今後のやっぱり収益性を高めるためにはこれが必要だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次にですね、もう②の事業の効果についてをちょっと聞きたいと思います。この土層改良事業の効果について見解を伺いたいと思います。この事業についてはですね、まずは土層改良事業ということで、一応堆肥の散布、そして振興、そしてペーハーが低い畑にはやっぱりそうやってようりんとか硫酸カリウムなどを入れて土層、土壌を改良していくわけでありまして、それによってやっぱりサトウキビとか、あと牛で言えば草地畑ですね、そこ辺りの収益性が本当高くなっているのは目に見えて分かりま

す。そのほかにですね、この土層改良事業のメリットですね、そこ辺り、効果について農政部のほうはどのように考えているのか、聞きたいと思います、はい。

農政部長（山下仁司君） 事業の効果についての質問ですけど、県営事業の畑地帯総合整備事業及び水質保全対策事業におきましては、土層改良、暗渠排水、排水路、沈砂池を整備することにより土地の湿害など抑制される効果があると伺っております。作物の収益性の向上などが期待されるところと考えております。

21番（奥 輝人君） そういうことが起きますので、やはりこの土層改良事業や客土事業についてはですね、農家の要望ということもありますので、そこら辺りは前向きに事業が取れるように頑張っていたきたいと思います。ちなみに、去年からの、与論からの堆肥を撒いてる、そういったサトウキビに試験実証圃、展示圃もありますけど、やっぱり見た感じですね、やっぱり堆肥を撒くことによってそのサトウキビの茎数も増えたり、その茎頂も長くなったりしております。この結果は来年の1月から3月の収穫が終わってから結果が出るとは思いますけど、そういった効果も発揮されておりますので、やっぱり農家のそういった意見が反映されるような事業など、どんどん導入できるように頑張っていたきたいと思います。

次にですね、（2）番に移ります。畑総地区以外の導入についてであります。この土層改良事業の件ですね。①導入について。上記のようにですね、土層改良事業を導入しているほ場においては効果が発揮されていると感じております。今後についてはですね、この畑総地区以外への導入であると思います。例えばですね、節田地区でも基盤整備をしていない場所がありまして、犬山地区、そして平集落に行きますとですね、坂山田地区、またそのほかの希望する地区などがこの点在をしております。そうした点在、基盤整備をされていない、そういった畑も点在されておりますので、そこにですね、どうかこの土層改良事業が導入できないのか、これ、2年か3年か前ですかね、1回この一般質問で答弁、取り上げたんですけど、そのときはちょっと厳しいという、そういった事業はないという、そういった答弁をいただいておりますけれども、つい最近になってこのやっぱり畑総地区以外でも導入していただきたいという声があがってきてはおりますので、そういったことについてですけど、厳しいのかと、厳しいとの意見がありましたが、その後どのような検討がなされたのか、どのようになっているのか、なっているのかをちょっと聞きたいと思います、はい。

農政部長（山下仁司君） それではお答えします。節田地区の犬山地区や平地区の坂山田地区の事業導入については、受益面積や農地集積の状況などにより団体営の、土地耕作条件改善事業、また農業基盤整備促進事業、また県単事業の活用が可能と考えております。また、事業導入については地権者及び耕作者からの要望書と同意書及び実施地区の面積等の確保が事業採択の要件となっております。市といたしましても地権者及び耕作者からの要望書や同意書が提出され次第、事業採択に向けて関係機関と連携し国・県へ要望していきたいと考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、その付近については前回の答弁ともほとんど変わらないとは思いますが、やはり農家の意見としてはそうやって地権者の方、また耕作してる方ですね、耕作している方がやっぱり基盤整備していないところにやっぱりこうやって土層改良事業、導入できないのっていう、そういう意見がありまして、この前ですけど、7月ぐらいだったと思いますけど、笠利の農政課長とあと県の大島支庁の職員と、一応自分の牛舎の前でですね、ちょっと話し合いなどをしました。そのときのその回答ができる可能性はあると、事業はあると言っていました。あのとき、大島支庁の職員の方もですね。そのためには、やっぱりそういった要件が必要だと。面積が幾ら、10ヘクタール以上とか、その面積が必要だと言っていましたので、その面積が足りなかった場合はこ

の、一括してですよ、笠利地区の全体の面積を一括してこの要望のアンケートを採って、10ヘクタール以上になって、なった場合はそれを、事業を導入するとかですね、一括して事業を進めるような、そんな方法もあると思うんですよ。例えば節田で、和野地区で向こうだけでも5ヘクタールぐらいとかありませんので、合わせてですよ、笠利地区でなければ奄美市全体でとかね、そういった方法もあると思いますので、そこら辺りは今後検討されないのか、ちょっと聞きたいと思います、はい。

農政部長（山下仁司君） 先ほどの答弁と重複しますが、受益面積や農地の集積状況などによりまして活用できる事業があるものと考えております。市としましては地権者及び耕作者からの要望書や同意書が提出され次第、関係機関と事業採択に向けて検討してまいりたいと考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、②の農家の意向調査ということになりますけれど、やっぱりこの事業についてはやっぱり興味がある農家が多いです。本当、節田地区やら平地区の農家さんはこれはもう本当にこの事業導入していただきたいと、畑総地区以外でということでもありますので、本当は以前から農家の声が多かったですので、要望があった事案でありますので、この事業の効果を考えればですね、今後やっぱり奄美市もその農家さんを対象に、やっぱりこの笠利全域の農家さんに対してやっぱりこういった基盤整備されていない畑などに、こういった土層改良事業を申し込みしますとか、そういったアンケートですよ、そこ辺りも意見などを聞いてですね、その面積なども10ヘクタール以上とかそういったことに繋がっていくと思いますので、そこ辺りの今後のアンケート調査やら、また説明会等ですね、そこ辺りを実施していただきたいと思いますけれど、そういった取組などどのように考えているのかを聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君） お答えします。前回、これ平成23年1月なんですけど、和野地区においてはですね、アンケート調査を実施しまして事業導入についての同意が少なかったことから事業導入に至らなかった経緯がございます。今回、土層改良事業について要望書や同意書、実施地区等の面積が確保された段階で関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。一応、和野地区のほうでは平成21年だったと思いますが、その近辺ですけども、ちょっとその事業はその当時はですよ、当時はもうこのアンケートをしたときには自分たちは一応反対しますという話は聞いております。現在また、もう8年ぐらい過ぎてますので、またそういった受益者負担が5パーセントっていうこともありますので、そこ辺りもまた農家の若返りもありますので、考えがまた違ってくると思っておりますので、またその和野地区のほうにおいても、もう今まで地権者がいたんだけど、その地権者がもう作物を作れないってことで今度は流動化されて、他の方がまた畑を栽培すると、そういった方々もおりますので、8年も過ぎればそういう高齢化が進んできましたので、今若者がばんばん入って来てますので、そこ辺りも一応また再度ですね、精査をしながらですね、取り組んでいただきたいと思います。これは要望としてお願いしたいと思います。

それで、今度はもう最後となります。③番の名瀬・住用地区についてであります。これは笠利、今までのあれば笠利地区だけでありましたが、やはり奄美市を考えればですね、笠利だけではなくて、名瀬とか住用地区のやっぱりそういった耕作者、やっぱり地権者、または農業者がですね、こういった土層改良事業を導入していただきたいという、そういった声もちろほらある、あると思っております。そこ辺り、今後野菜農家や施設園芸農家とかが名瀬とか住用には多いですけど、そこ辺り意向調査を行い希望農家がいればこの事業を導入することなどの可能性ですね、実施する方向についてどのような見解があるのかをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山下仁司君） それでは、名瀬・住用地区での土層改良事業導入についてお答えしたいと思います。

ます。名瀬・住用地区での畑地帯総合整備事業に関わる土層改良事業につきましては、農業形態が比較的小規模で多品目の農作物が占めていることから、一体的な土層改良が難しく、現在のところ農家からの要望もない状況でございます。しかしながら、畜産農家等におきましてはある一定規模の草地畑などを保有している現状もあることから、要望などを踏まえたうえで受益面積や採択条件などを勘案し、他事業の活用などを含め推進してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

21番（奥 輝人君） 名瀬・住用地区においてはそういった農家の要望とかは、今現在のところはないということですね。ないのであればですね、これは笠利地区のほうに集中してですよ、笠利地区でやっぱり農業振興ですので、そういった笠利地区はそれについては本当に農家さんは、この事業は本当メリットがあるということで取り組んでいただきたいというのが、要望がありますので、そこ辺り笠利地区に農業の振興に努めていただきたいと思います。住用とか名瀬のほうでは、タンカンとか山岳部の、山岳地帯で栽培しているタンカン等にやっぱりそういった堆肥でもですね、そういった要望がないのであれば堆肥でもそういった助成するなり、そこ辺りもやっぱり考えながらですよ、やってもらわなければいけないなと私は思っておりますけれど、今後あるのかなのか、また精査をしてですね、名瀬・住用のほうでももう一度精査をして、これに準ずるような事業があればは、やっぱり推進しながらやってもらいたいなと思います。

よし、もう最後になりますけど、もう笠利地区、農業振興、農政部長、農政課長、頑張ってください。いいですか。はい、それでは私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で、自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。（午後4時57分）

9月6日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	菊 田 和 仁 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 監	満 永 亮 一 君
市 民 部 長	前 田 和 男 君	市 民 協 働 推 進 課 長	佐 野 早 苗 君
国 保 年 金 課 長	井 上 裕 之 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 事 務 所 長	中 村 博 光 君	福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君
健 康 増 進 課 長	吉 郁 也 君	高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君
保 護 課 長	濱 田 洋 一 郎 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 水 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君

9月6日(4日目)

農 政 部 長	山 下 仁 司 君	農 林 振 興 課 長	栄 広 久 君
建 設 部 長	本 山 末 男 君	土 木 課 長	保 浦 正 博 君
建 築 住 宅 課 技 術 監 調 整	備 孝 朗 君	上 下 水 道 部 長	橋 口 義 仁 君
下 水 道 課 長	里 嘉 郎 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 田 春 輝 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長	徳 永 恵 三 君	学 校 教 育 課 長	元 野 弘 君
文 化 財 課 長	久 伸 博 君	地 域 教 育 課 長 (笠 利)	南 三 知 子 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	龍 和 隆 君	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	重 信 竜 昇 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	前 田 賢 一 郎 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	向 井 渉 君
議 事 係 長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各時持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめ願をしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、無所属 戸内恭次君の発言を許可いたします。

9番（戸内恭次君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。無所属の戸内恭次です。はじめに本日、北海道で震度6強の地震がありました。15名とか16名とかという方の行方不明ということでございますので、また多くのけが人が出ております。被災もたくさんあると思いますが御無事をお祈りしたいと思います。また先に、西日本における水害、台風21号により亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたします。被災された皆さんの一日も早い復旧をお祈りいたします。

一般質問の前に少しお時間をいただきたいと思います。世界に目を向けてみますと、米中の貿易戦争、経済戦争は、どこで終息するのか不透明な情勢が続いており、日本経済への波及が心配されます。国内においては、実質的に総理大臣を選ぶ自民党の総裁選が行われ、安倍氏、石破氏の論戦に大変興味が沸くところであります。選挙戦は、我々にとっては、大変有意義なことだと思います。両候補の健闘を祈りたいものです。

ところで2020年東京オリンピックを控えている中で、スポーツ界における様々な問題が噴出しております。共通することは、組織の中にいるいわゆる権力の行使の在り方が問われているような気がします。長期に亘る組織の中心にいることにより周りが見えなくなってしまうということでしょうか。いわゆる外からの視点を常に意識する努力が必要だということを教えられるものです。

それでは質問に入ります。LCCバニラエアが、成田及び関空からの就航により来客数も増え、奄美の地域活性化につながっていると考えますが、世界遺産の延期に伴い来客数に変化があったのか。それとも従来どおり入込客が維持されているのか。LCCの利用状況を把握したいと思いますので各便の搭乗数をお示してください。次の質問からは発言席で行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それではさっそく戸内議員にお答えさせていただきます。LCCということでありますので、バニラエアが、就航している各路線の乗降客数についてお答えをいたします。平成26年7月に就航いたしましたLCCの成田便は、平成26年度が7万7,364名。平成27年度が10万5,716人。平成28年度が11万9,414人。平成29年度が10万2,834人であり、平成27年度以降は、毎年10万人以上の乗降客数となっております。なお、平成28年度につきましては、夏に2便体制にて運航をしております。

また平成29年3月に就航いたしました関空便につきましては、平成28年度が1,779人となっております。こちらは平成29年3月26日に就航いたしておりますので、6日間の数値であります。平成29年度は9万3,533人でございます。関空便につきましては、関西圏域の奄美出身者の方々

も多く利用されている数値でございます。なお、先般の関空につきましては、先の21号台風により閉鎖ということですが、一日も早い復旧を皆さんとともに願いたいと思います。なお、平成29年度の2路線合計は、19万6,367人となっております。新たな観光客数の需要を創出するなど奄美の入込客の増加につながっているものと考えております。以上であります。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。各路線順調に推移しているということでございまして、大変うれしいことでもあります。それでは、その経済効果についてでございますが、それぞれ指標があると思ひまして、計算の仕方もあると思いますが、教えていただきたいと思ひます。

商工観光部長（武下義広君） それでは経済効果ということで、直近の1年間という御質問でしたので、直近の1年間、平成29年8月から平成30年7月の成田、関西路線の乗降客数を基にした経済波及効果についてお答えいたします。この間の乗降客数は、19万3,849人であり、この数値は、往復での乗降客数となっております。更に、奄美在住者も含まれておりますので、両路線の乗降客数のうち約8万2,000人が奄美大島へ観光やビジネスなどで訪れた入込客数と想定し、奄美大島観光物産連盟が実施した平成29年度奄美大島交流人口動態調査結果の1人当たり平均消費額約5万9,000円を用いた経済波及効果額は、約77億8,700万円と試算しております。以上です。

9番（戸内恭次君） 77億、約8,000万円ということで大変大きな経済効果があるということで、JAL、JACも含めて、その航空便による客による経済効果というのは、かなり大きなものがあるということとを改めて認識をさせていただきました。是非こういう推移で頑張っていただきたいと思ひます。

次の3番でございます。LCC、当初、成田便が飛んだときに約1億円の補助金を投入と、これは奄振事業の特別枠ができたということで実現したわけですが、その後、この補助金について、どういう経緯になったのか。それとまた今後、この補助金がどう推移していくのかと。というのは、世界遺産までだという話がありました。この補助金の投入がですね。しかし、これだけの経済効果が生じているわけですから世界遺産ももちろん延期もされましたし、そういう意味では、補助金もやはり投入されるべきではなかろうかと思ひておりますが、その点いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。バニラエア連携については、奄振交付金を活用した交流事業喚起対策特別事業を実施しているところでございます。本事業は、閑散期における移動コストを試験的に軽減する取組により大都市圏域からの需要喚起と交流人口の拡大を図り、一層の競争促進を図ることで更なる移動コストの軽減につなげることを目的としております。

バニラエアについても本事業が活用されており、バニラエア就航前と比べ関東、関西からの来島者が増加していることから、奄振交付金を活用した事業効果が表れており、事業の重要性を強く感じております。

先日の新聞でも報道されましたとおり、国土交通省が、来年度の奄振予算について、今年度までの時限措置としていた補助金を継続して実施することを要求しているところでございますので本市といたしましても国や県と連携して取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

9番（戸内恭次君） 奄振事業の経済効果、奄振事業の投入効果という意味では、革命的な効果のあるこのLCCあるいは航空運賃補助でございますので、引き続き次年度の奄振予算を活用していただいて奄美の振興のためにお力添えをいただきたいと思ひます。

次に、スカイマークの利用状況についてでございますが、8月からスカイマークが飛ぶようになったわけでございますけれども、データが出てくるのか、よく分かりませんが、もし分かればスカイマークの利用状況等について教えていただきたいと思ひます。

商工観光部長（武下義広君） それではスカイマークの利用状況についてお答えいたします。議員御案内のとおり、8月1日からスカイマークが、中部と鹿児島。そして鹿児島と奄美大島、2路線に就航いたしました。スカイマークは、2011年10月以来、約7年ぶりの就航であり、中部圏からの入込客の促進に期待しているところでございます。スカイマークの路線の利用状況について空港管理事務所に問い合わせたところ、8月1日に就航後の集計結果については、まだ集計中とのことであり、8月中の利用率については、今現状、分かっておりません。なお、スカイマークの担当部署からは、中部・鹿児島、鹿児島・奄美路線の8月の搭乗率は、概ね8割ほどあり、今後も住民の方々をはじめとする利用者への定着を図るべく努めてまいりたいということをお聞きしております。

本市といたしましては、スカイマークが、鹿児島、奄美に就航したことを周知、促進するため8月上旬に中部国際空港で開催されたPRイベントに参加し、多くの来場者に奄美の観光情報を発信したところでございます。今後も引き続き、スカイマークや中部国際空港等々連携してまいりたいと考えております。以上です。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。スカイマークの細かい人数については、まだデータがないということでしたが、80パーセントというと個人的には、予想を超えている状況だなというふうに思っております。その分、JAL、JACの鹿児島便が、減っているということは言えるんでしょうけれども、料金のほうが、かなり安いということで、ただしスカイマークが、LCC並みの料金になっているとは思いますが、かなり従来からすれば安くなっているということで奄美の人たちにとっては、ありがたいなと。料金によっては、離島割引1万2,500円よりも安くで、かなり安くで購入できるというケースもあるようであります。そういう意味でスカイマークが、更にまた中部からの利用ができるということで、市民の皆さんも我々もだと思んですが、予想以上に航空情勢というのは、進んでいるような気がします。それだけ奄美の認知度が高まってきているのかなということで大変喜ばしいと思っております。これはもうお分かりの確認ですが、スカイマークについての、その奄振事業からの投入ということは在り得るのか。いやそういうことは、特に誘致活動したわけではないのではないよということなのか。もし参考までにお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） 現時点ではですね、スカイマークさんの金額について奄振を活用するというような、今のところ動きは出ていないというような状況になっております。

9番（戸内恭次君） 分かりました。予想してはおりましたが、そういうことだろうと思います。次に、市民生活についてですね。（1）セットバックした道路の管理についてのお尋ねであります。最初に、そのセットバックについて説明をいただければありがたいです。

建設部長（本山末男君） それでは建築基準法におけるセットバックについて答弁させていただきます。建築基準法では、都市計画区域内の建築物の敷地は、4メートル以上の道路に敷地が2メートル以上接しなければならないとなっております。セットバックは、4メートルに満たない道路に隣接する敷地で建築物を建てるための救済措置として、道路中心から2メートルに満たない分を控えることでございます。これにつきましては、みなし道路、2項道路と呼ばれておりますが、セットバックにより生じた土地については、この土地につきましては、あくまでも個人所有の土地でありますので、その土地につきましては、土地所有者が管理することになっております。

9番（戸内恭次君） 今、部長が、お話をさったとおりセットバックというのは、一般市民が、そのセットバック表現がいいかどうか分かりませんが、家を建てるためにセットバックをせざるを得なかった

と。いわゆる道路部分として土地を提供せざるを得なかったと。それに基づいて家が建てられるわけですから、そういう法律になっておりますので、そのセットバックで家が建てられるということでありますので、そのセットバックした土地をそれでも管理を市がしない状況にあるということは、少し市民からみますと提供させられたのに更にその土地をずっと管理し続けているのかという疑問が出てくると思えますね。実際に朝仁のほうであったところでは、50センチセットバックした。ところが、そこは市の道路ではないのでアスファルトはひいてない。そうすると草が繁茂してですね、ハブが住むかもしれないというようなそれくらい草がこう繁茂しているというような状況があったわけでありましたが、それは市の土地でないので管理する必要がないというような理解を市当局はやっているということなんですが、土地を拠出したほうからすれば、いやそれは、おかしいんじゃないですかと思うんですが、その付近についての考え方を今一度お願いします。

建設部長（本山末男君） 今、朝仁というお話ありましたが、このセットバックにつきましては、その路線全体でセットバックなされているかどうか。その個別のその土地についてののみセットバックされているのか。個別においていろいろ性質上違いがあります。また道路管理としては、道路管理者として道路として整備したのか。今回のように救済措置として建物を建てるためにセットバックして建築許可が下りるとか。その付近の細かいことがありますので、その詳細については、また担当課がありますので相談いただければと思っております。

9番（戸内恭次君） 道路として管理は、今のところは奄美市としてはしていないということで、それも考え方として、その縦割り行政で建築基準法に基づくもの。あるいは道路管理の規定に基づくもの。両方の考え方があるわけでありますが、しかし、一般市民からしますと自分の土地を道路のために拠出したことは、間違いないわけですね。それは救済するために、建物を建てるために救済するために道路として提供するんだということなんですが、結果的には、自分の土地を50センチほど朝仁の場合ですと50センチほど提供して、その50センチから外れたところでブロックを積んで、その道路として管理されないままの土地が残ってしまったということなので、これをですね、もうそろそろ市民サービスという観点から管理すると、奄美市が管理すると。あるいは土地を贈与を受けて管理すると、市の土地じゃないから管理できないという基本はあるんでしょうけれども、そういうことで道路として贈与を受けたうえで管理するというのをされたらいかがでしょうか。ほかの地域でもですね、実際にそういう例があります。その地域といいますと、水戸市だとか鈴鹿市だとか、いろいろこういうことをですね、東村山市とかですね、セットバックをした土地の在り方について、わざわざ条例をつくってですね、対応しているということでございますので、市民サービスということからすれば、しかもそのセットバックされた道路というのはね、道路で、いわゆる括弧付き道路ですね、本当の道路じゃないんです。セットバックしたその敷地というのは、あくまでも道路に沿っているからセットバックをして提供しているわけです。ほかのよく分からない土地からセットバックしてという話ではない。セットバックの前提としては道路があるわけですから、その道路を更に拡張しているということですから、その道路を利用している人たちにとって一般市民にとっては、ありがたい。広くなるからありがたい話なわけですから、それはそれとして他の市町村もそういうことを真剣に捉えて管理をしているということがありますので、その点をもう一度考慮していただいて道路として寄付を受けるということを積極的にするとか。そういうことをしたらいかがでしょうか。どうでしょう。

建設部長（本山末男君） 二通りありまして、市道認定基準、これには4メートル以上でですね、道路の沿線に集落または公共施設であること。また土地の提供等があります。本路線はですね、セットバックしたのは一部でありまして残りの分、また全線がセットバックしているわけではありませんので、また、その個別の全体としてセットバックしていなくてですね、そのある程度の箇所がセットバックされ

ているということで、性質がまた違うもんですから、まず道路認定があつて、今のお話は、セットバックされたのは、一部の土地のほうでセットバックしているということで、その違いがありますので御理解いただきたいと思います。

9番（戸内恭次君） なかなか理解をしていただけないようで残念であります。要するに市の道路認定、道路として受け入れる基準というのは、あるというのは承知しておりますけれどもセットバックによって生じたものは、また別枠だろうというふうに考えておまして、セットバックによってできた敷地が、個人は拋出させられた。あるいは結果的に拋出した土地であり、市としては、あくまでも個人名義だから管理する義務はないというようなことですね、そこが、こう食い違いがあるわけですが、他の市町村では、贈与を受けて市の管理地として従来の道路と同じようにアスファルトをひいたり、コンクリートをひいたりして管理をします。そういう意味では、非常に親切な行政もあるわけですので、そういうことをもう一度ですね、セットバックについて真剣に考えていいんじゃないのかなということを思います。ちなみにこのセットバックの件は、年間どれくらいの件数で行政のほうに上がってきておりますか。

建設部長（本山末男君） 現在、それについてはまだ把握はしておりません。

「（もう一度）と呼ぶ者あり」

その数についてはですね、把握はしておりません。

9番（戸内恭次君） あまり例のあることではないと思います。ですから特別なことだろうと思いますが、しかし、市民生活からすればですね、建築基準法に基づいてセットバックさせられた敷地をですね、誰が管理するのかと。自分の土地としては利用できない土地があるわけですから。で、その土地は、道路としては利用できない。もちろんそこに花壇にしたりということは、それはできないことではないんですが、普通はやりませんが、行政ができれば、そういった敷地をですね、譲り受けて管理すると何らそういうことで大きな投資があるわけでもないし、市民生活のためにあるいは便宜上いいのではないかなと思うんですが、市長は、どうその点は、お考えになりますか。

市長（朝山 毅君） その問題については、地方もしくは田舎では、よくあることです。私も記憶があります。狹隘で未舗装の道路は、車の離合ができない。したがって向かい合いの、もしくは隣接の地権者が、拋出して舗装して、車の離合、安全性を確保するために行政に土地を提供するからやってくれということがあります。その際には、減歩をして登記を回して、舗装をやったことがあります。そういう事例もあることは、田舎のもしくは未舗装の狭い道路などについてはよくあります。恐らく笠利町でもありましたので、ほかのところでもあろうかと思います。ただ、それはそれとして市街地においての問題になりますと、これ担保の問題があります。登記上の問題があります。供出していただいて市の公のものになれば、それはそれとして管理するのは当然でありましょう。しかし、そのままにして管理だけということであると、登記簿上の面積またそれを担保の提供する場合も担保価値の問題等々いろんな問題もあると思います。したがって一概には、この場で言えませんが、ややもすると交通の利便性、安全性を確保するためにどうしても道路の現状というものを変えていかなければいけないというときには、地権者の同意をいただいてやることも往々にしてあるでしょうし、今後とも恐らく発生する案件ではないかと思います。したがって一概に、どうだとは言えませんが、今後の研究、検討課題などにさせていただきたい。よくあることではあります。以上です。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。市長におかれては、よく分かっていらっしゃるということで、後はこのどういうふうな条件があれば市民からその土地を市が譲り受けることができるかと、そ

いう条件だろうと思うんですね。何も市が、購入しなきゃならない。分筆費用を出さなきゃならない。コンクリート費用を出さなきゃならない。ということでなければ、市が、譲り受けても一向に問題がないはずであります。そこは是非市長も考慮いただいて他の市町村で既に検討されておりますので、その事例を参考にされながら奄美市のこのセットバックによって生じた曖昧な敷地についての取り扱いをしっかりと整理していただきたいなと思います。以上です。

それではですね、先ほどお話がありましたその市道の認定ですね、この市道の認定についてですね、もうそろそろ状況が変わってもいいのではないかなということがあります。市道の主に私が言いたいのは、3条ですね。奄美市市道認定基準要綱の3条ですね。ここにですね、(1)は、都市計画法に基づく開発行為の許可を受けて施工したもので、その工事が完全に終了した時点から10年を経過したものであること。ただし、当該路線が、路面がコンクリート及びアスファルトの舗装であるものは、この限りでない。第2項で前項の適用を受けない宅地造成にあっては、工事が完全に終了した時点から20年を経過したものであること。ということなんですね。ここで都市計画法に基づく開発行為の許可を受けてコンクリートをひいて、アスファルトをひいてあるものは、10年を経たなくても道路認定、市道認定となる可能性がある。ほかにもいろいろ条件があるようですが、そういう理解でよろしいですかね。

建設部長（本山末男君） 宅地造成内の道路の市道認定基準とですね、私道の認定基準と二通りありますので、各その基準に沿うようにしてですね、判断することになると思います。

9番（戸内恭次君） もう一度確認ですが、そのいろいろ基準に照らして、なおかつ問題がなければコンクリート及びアスファルト舗装であれば、10年後を待たずして認定をされるものであるというふうな理解でよろしいですかね。

建設部長（本山末男君） 個別の案件がありますので、それは個別に申請されたり相談に来られた中で適宜お答えしたいと思いますので御理解いただきたいと思います。

9番（戸内恭次君） 分かりました。否定がされなかったもので、そういう可能性もあると、個別の案件として、そういう可能性もあるというふうに理解をいたします。

次(2)ですね、前項の適用を受けない宅地造成については、工事が完了した時点から20年を経過したものであること。ということですね。これは、このアスファルトをひいてもそうであるのか。砂利道であっても20年経過したら個別に検討して可能性があるのか。その点は、条件としていかがですか。20年を経過というのは書いてありますが、その道路の状況というのは、コンクリート、アスファルト関係なく砂利道でもいいのかということについて、いかがですか。

建設部長（本山末男君） 開発行為以外の道路整備については、ここに書いてあるとおり20年ということになっております。

9番（戸内恭次君） 部長は、私が質問していることに若干ずれた答えをしているんじゃないかなと思うんですが、そのコンクリートをする。アスファルトをする。そういった状況を備えたら期間が短くするということであったり、あるのかな。これはちょっと質問が違いますね。砂利道であっても20年を経過すれば可能性があるのでしょうか。諸々の条件はありますが、その付近を砂利道があっても可能性があるのかということですね。

建設部長（本山末男君） これにつきましては、工事完了から終了した時点から20年経過したものであ

る。当該路線がコンクリート及びアスファルト舗装であるものは、この限りでないと記載してありませんので、この我々の解釈としては、工事が完了した時点から２０年を経過したと判断しております。

９番（戸内恭次君） 理解の仕方としてアスファルト、コンクリートを要求していない。２０年を経過しておれば譲り受ける可能性もあるということの一つの条件だろうというふうに理解をいたしました。それで、この２０年というのが問題だと思うんですね。これは何で２０年もこういう宅地造成がした後にですね、譲り受けることができない。諸々のいろんな環境が整えたうえでのもちろん譲り受けるということなんですが、この２０年があることによって諸々の環境が整っても、この２０年の規定によってですね、譲り受けることができないということがあるわけですね。ですから、その２０年枠というのを外すべきではないのかなと。１と同じようなことでもいいのではないかなと。譲り受けることによって２０年間もほったらかして、２０年間も猶予する時間を置くというメリットがあるのか。何かそこらあたりが、私からすれば道路として奄美市が譲り受けて、譲り受けることによって地方交付税、道路の敷地も確か地方交付税の算定基準になるかなと思っているんですが、こういう場合ならないのか。だから、あんまり市として管理する土地が増えても困るから譲り受けたくないのか。市が、譲り受けるとしてデメリットが、どういうところにあるのかということをお尋ねしたいんですが。

建設部長（本山末男君） 個人で整備しました道路を市道認定するにあたりましては、まず敷地の寄付を条件としておりますが、認定までに一定の期間が必要であることにつきましては、整備された道路が、将来に亘って市道として管理することに支障がないか判断するためであると考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

９番（戸内恭次君） 答弁がよく理解できないんですが、２０年かけないと市が管理すべき道路になるか、土地になるか分からない。２０年経過しなきゃ分からないということなのか。２０年も経たないとそういうことが判断できないのかという質問になるんですが、その２０年間、譲り受けないというメリットがあるのかどうか。一般市民からみれば、市民からみればデメリットあるいは市民サービスから言うと、どうも市が、道路として、いや諸々の条件を整えたうえですよ。道路として引き受けることが市民サービスの一面になりはせんのかなと思うんですが、この２０年間というものを撤廃するということとはできない、１と同じような条件にするということとはできないですか。

建設部長（本山末男君） この席にて条例を撤廃するという話は早々にはできませんが、市道５０３キロの市道を管理しております。この道路や橋梁の更新につきましてですね、将来に亘って地方財政に負担が来るという考えでおりますので、やはり個人が設置した道路につきましても、やはり、それだけ市道として適正に管理できるかどうか。その期間は必要としておりますので、それによって現条例で２０年と設定しておりますので御理解をいただきたいと思います。

９番（戸内恭次君） 条例があるから、それはそれでね、条例どおりと言えばそれまでですが、ただ、この条例をつくったときに部長はおられませんから分からないでしょうが、何で２０年も経過しないと譲り受けることができないのか。その合理的理由があるんですか。２０年経過しなければ譲り受けることができないということの合理的理由があるんですかと、１と同じような方法でもいいんじゃないでしょうか。この２０年に私は、こだわっているわけです。２０年もこの土地、道路をですね、譲り受けることができないという、この２０年っていうものが必要なのかどうなのか。合理的理由があるのかどうなのか。

建設部長（本山末男君） 理由としては、先ほど述べました理由でございますが、この２０年につきまし

ては、また検討課題とさせていただきたいと思います。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。是非検討課題として取り上げていただいて、この20年というのは、もう時代に即さない。かつて宅地造成が盛んに行われ人口が、どんどん増えていくという、そういう時代があったから道路として認定して管理するところが多くなつては困るというのが、かつての行政の考え方の中であって、こういう規定ができたんじゃないかと思うんですが、今は、若者たちが住む敷地が足りないという状況でして、奄美市にそういう敷地が足りなくて、また高いので龍郷に若い人たちが家を造ると。安いところに家を造るんだというふうなことがですね、往々にしてあるわけでありましたが、是非そういう意味では、かつてのようなどんどん奄美市に人口が増えていくというそういう時代ではありませんので、この奄美市に土地を取得し易いように、あるいは造成をして若者たちが定着できるような敷地ができるように、そこは何もその補助金出して道路を造ってくれっていう話じゃありません。個人的につくった道路を市が、条件を整えば譲り受けるということにすればですね、その付近はもっと活発化していくということで奄美市の人口増にもつながるのではないかと思いますので、あまりこういう議論は、なされたことはあまり記憶はないんですが、是非ここは、もう一度考えていただいて奄美市に住宅地がもっと増えるように、あるいは造り易いように、そういうことを考慮していただきたいなと思います。

次はですね、次に移ります。トイレの（3）のトイレの改善についてでございます。屋仁川のですね、トイレですとか、公園のトイレは大変きれいになりまして、ほっとしているんですね。観光客は増えてくるのにトイレが従来のものと、どうも恥ずかしい思いがするという気がしていたんですが、最近そこが改善をされつつありますので、ありがたいと思って、一市民としては、ほっとしているところであります。更に要望したいのは、観光客のよく利用するであろう屋仁川周辺はできました。そういうところ以外にですね、幹線道路、よく大和村でもそうですし、笠利のほうでもそうですが、幹線道路にきれいなトイレができて、大きな看板がトイレがありますというふうに、こう大変親切な気がするんですね。そういうようなことが出されています。ところが、市街に入りますと、なかなかそういうのが見受けられない。トイレがありますよという表示がありません。ということもありまして、これはもう①も②もなるんですが、質問になりますが、そういう意味で整備を急いで欲しいのは、観光客が通る幹線道路からちょっと奥まった100メートル入った、50メートル入ったそういうところにもトイレがあるわけですが、そこをですね、早急に整備していただいて、なおかつ幹線道路に左折50メートルトイレありとかですね、そういったあるいはマークを、デパートなんか、あるいは空港に行きますと、ブルーと赤の人形の形でトイレの表示をしたりとかですね、大変親切にしてあるわけでありましたが、もう看板等もそのそういう受け入れ態勢ということですね、世界自然遺産は、逃しましたが、しかし、西郷どんとか、いろんな観光客の入る要素はあります。そういう意味では、頑張っただけでその受け入れ態勢を整えて欲しいなという意味でその一つでもあるわけでありまして、いかがでしょうか。そのトイレの改善と看板について御予定等を教えてください。

建設部長（本山末男君） それではトイレの整備、洋式化とトイレの案内板について二つを答弁させていただきます。都市公園のトイレの洋式化につきましてですね、平成29年度にかねく公園とあさひ公園の洋式化が完了しております。平成30年度今年度は、あかざき公園とみかた公園のトイレの洋式化を実施する予定となっております。その他の公園につきましては、平成31年度に都市再生整備計画事業によりいね公園のトイレの洋式化を実施する予定にしております。なお、他の公園の洋式化につきましては、整備の必要性の高い公園について、対象となる補助事業がないかを含め検討を行ってまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

トイレの案内板についてですが、観光客などに対しトイレの案内板を幹線道路周辺に設置できないかということにつきましては、今後、観光客の更なる増加が見込める中、トイレの案内板につきまして

は、必要な情報施設と考えております。中心市街地でのトイレの案内については、市や他の関係団体などで発行しているガイドマップや最近では、スマートフォンなどで地図検索によりトイレの位置情報が一部得られております。中心部の幹線道路周辺の案内板等につきましては、今後、中心市街地の建物の整備状況を見ながら都市再生整備事業により整備を図るのか、また観光案内板の中に表示できるかを含め、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

9番（戸内恭次君） 公園も整備されてきておりますが、まだ益々お願をしたいと思っておりますけれども、そのトイレのある場所、幹線道路にですね、またトイレがありまして、これもまだまだ整備されていないわけですね。幹線道路ですから幹線道路を観光客が利用すると、そのときに、その幹線道路から50メートル、100メートル入ったところにトイレがありますよという表示板は、どうしても必要だし、奄美市市街地でなくて、その周辺にはかなりそういう親切な表示がされておりますので、是非同じように親切にトイレの表示をして欲しいと。これは何気ないようですが、やはり旅に行ったときにですね、やはりそういう表示っていうのは大変ありがたいというふうに思うので、親切心の一つだろうし歓迎を表すこの自治体の態度だというふうに私は思いますので、そこはもう真剣にですね、世界自然遺産で是非お客さんに来てもらいたいという声を上げると同時に、その受け入れ態勢の一つとしてそういうことをしてもらいたいと思います。それと、かつて日本一のトイレといったところのですね、なかなか、その前にもこれはお話したことあるんですが、トイレの表示が出てこないということも気づきますので、是非その市内にある市街地にあるトイレもですね、分かり易い表示をして欲しいなど、確かに案内板とかそういうものがあるかもしれませんが、その建物自体に対する表示も日本一のトイレといわれたあの建物には必要ではないかなと思ったりしているわけですが、その付近はいかがですか。

建設部長（本山末男君） ふれあいパークの壁面へのトイレの表示でございますが、今年度設置することになっておりますので御理解いただきたいと思います。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。是非観光客のために親切心を出していただいて、そういうことを一つひとつやっていただきたいと思いますと思います。

次（4）宅地建物取引業協会との関係についてでございますが、土地評価委員の選任についてとか、①と②を両方議論したいんですが、宅地建物取引業協会と当局との取引状況についてとか、こういうことがあまり議論されてはおりませんが、たまたま、こう聞かれたりするものですから、どうなっているのかなということで教えていただければと思います。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 戸内議員の聞き取りの際に、奄美市の土地利用検討委員会に宅地建物取引業協会の代表などを民間委員として選任したことはあるか。また、選任できないかという御質問だということでお答えしてよろしいですか。奄美市土地利用検討委員会は、秩序ある開発の推進、良好な自然環境の保全など合理的な土地の利用を図るため、必要な提言を得ることを目的として設置される委員会であります。

委員会は、奄美市土地利用検討委員会設置要綱に基づき民間有識者5名以内、市議会議員2名以内、市職員3名以内で構成し、都市計画区域内における2,000平方メートル以上の土地の利用に関すること。都市計画区域外における1万平方メートル以上の土地の利用に関すること、などについて必要な事項を検討し市長に提言することとなっております。

委員につきましては、民間有識者として奄美大島商工会議所会頭、奄美群島振興開発基金理事、町内会自治会連合会会長、対象となる地域の町内会長などに委嘱させていただいております。御質問の宅地建物取引業協会の代表などを市としては委員に選任したことはございませんが、他の団体においては、同協会に委員を委嘱した経緯があると伺っております。このことから今後、個別の案件によっては、民

間有識者としての参加を依頼することもあるかと思いますので、その際には御協力をお願いしたいと考えております。以上です。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。その際には、よろしく願いをいたします。2点ありましたので、どうぞ。

総務部長（菊田和仁君） もう1点は、お聞きした内容は、宅地建物取引業協会に土地売買で媒介を依頼した取引状況ということでお聞きをいたしておりますので答弁いたします。本市におきましては、未利用市有地処分の促進を図るため、平成24年度に鹿児島県宅地建物取引業協会と「奄美市有地売却の媒介に関する協定書」を締結いたしております。なお、同協会に媒介を依頼できる物件は、市有地処分に係る一般競争入札が不調に終わった物件。又は市が媒介を依頼することが必要と判断した物件と定めております。現在、奄美市が保有する土地につきましては、様々な理由により建物が円滑に建てられないなどの土地が多く残っており、宅地建物取引業協会との取引状況につきましては、現在まで媒介を依頼した事例はございません。しかしながら建物建設が困難な土地につきましても、建物以外の活用も見込まれますことから今後、売却可能で仲介の必要がある土地については同協会への依頼を検討し、未利用市有地の円滑な売却を図ってまいりたいと考えております。以上です。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。宅地建物取引業協会がお役に立てればということで、様々な場面において活用していただければありがたいということで、この件については終わりたいと思います。

次、地域振興についてであります。上から3番。畜産業についてであります。質問したいんですが、奥議員の得意分野でございますが、畜産業について私のほうから少しお尋ねしたいと思います。この取り上げたのは、一つは、その奄美に起業、いわゆる起こす業としてですね、何が適するかということをよく議論し、新聞等でもそのことについて勉強会があったりするわけですが、その一つとしてですね、畜産というものがあるのかなと。本土のど真ん中で畜産するわけにはいきませんので、こういう土地が余ったようなところとするっていうのが、適当なところだし、場所として適っているということで、そういう過疎地に近いようなところのほうが、畜産に向いているというところでもありますので、そういう意味で奄美におきましても、この未利用地も多くありますし畜産というものが、育てられる産業としてならないものかということを考えるからであります。鹿児島黒牛ですね、日本一になった。宮崎県と競り合っているわけですが、こういう大きな産業としてですね、成り立っているということのようなんです。その付近の情報をですね、奄美は、確かに子牛の生産が、大変順調に進んでいるということは聞いておりますが、その肥育業というものが、果たして成り立つものなのかどうか。今、行政のほうで知り得る情報があれば教えてください。

農政部長（山下仁司君） それでは、奄美大島における肥育業の可能性についてお答えします。肉牛経営には、子牛を生産し販売する繁殖経営と、その子牛を購入し肥育を行い牛肉として出荷する肥育経営と更に子牛から肥育牛出荷までを行う一貫経営があります。本市では、温暖な気候を活かした自給粗飼料生産による低コスト飼養により、30戸すべての肉用牛農家が繁殖経営を行っております。

ここで本市の繁殖経営の現状について若干お話ししますと、市全体で母牛の頭数が816頭です。また、30戸の農家のうち、4戸の農家が約100頭に近い飼養頭数となっております。出荷頭数でございますが、昨年1年間で約600頭の子牛を出荷しております。生産額につきましては、さとうきびに次ぐ約4億2,000万円の生産額となっております。

肥育業についてでございますが、過去に旧笠利農協を含めまして奄美群島の数か所の農協で肥育経営を行っていましたが、本土からの飼料購入や牛肉を出荷する際にかかる海上輸送費、飼料代の高騰に

より経営として成り立たず、中止した経緯があり、現在、奄美群島で肥育経営を行っている農家はおりません。肥育経営は、初期投資が大きいうえに牛肉価格や子牛価格、飼料価格などの影響を受け易く、子牛価格が高騰している現状においては、労働費の低減や飼料管理技術の向上を図り、高品質の牛肉を生産できなければ、奄美大島における肥育経営は、厳しいものがあると考えております。いずれにいたしましても奄美群島は、県内でも有数の子牛生産地帯であり、せり市も年6回開催されておりまして、県本土から多くの購買者が来島しております。今後も子牛生産の生産基地として、粗飼料の単収向上による生産コストの低減や繁殖雌牛の増頭更新、優れた凍結精液の確保と受胎率の向上の推進・支援を図り、子牛の商品性向上に努めてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。環境的にも難しいという話でございますけれども、3月に同僚議員と石垣島に行きまして、石垣牛を大変おいしくいただきました。その石垣島のほうには、割とこう広々とした敷地があったので放牧地が至るところに見えたわけでございますが、石垣牛ということですね、かなりブランド化されているということでもあります。また約3年前にですね、天城町に行政視察で行ったわけでございますが、そのときもですね、天城町3,500人くらいの人口ですが、そこに、やはり肥育農家が育っていると、これはもう行政が、力を入れてやっていると。石垣は、JAさんですね、力を入れてやっているというようなことで大きな資本が確かにバックアップがあることは間違いないんですが、最近のふるさと納税の返戻品ですか、そういったもので牛肉も大変人気もあるということも伺っていますし、また、その他の地域、離島で島ですね、ブランド化されて石垣牛、隠岐牛ということ でなされておりますので、その付近は考えると奄美もできないことではないのではないかと思うんですが、いかがですか、再度。

農政部長（山下仁司君） 奄美牛という奄美の名称を冠にしたブランドということだと思いますが、JAS法の中でですね、表示の仕方として使用期間の長い都道府県なり市町村名は使用できるんですけど。

議長（師玉敏代君） 以上で無所属 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○
議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
自民新風会 林山克巳君の発言を許可いたします。

2番（林山克巳君） 議場の皆さん、市民の皆さん、そしてインターネットを御覧になっておられる日本中、世界中の皆さん、こんにちは。平成30年第3回定例議会一般質問自民新風会の林山克巳が質問を行います。まず度重なる自然災害、豪雨災害、台風などで被害に遭われた地域の方々に心からお見舞い申し上げますとともに早急な復興を切に願っています。頑張ってください。質問に入りたいと思いますが、質問の前に少々所見を述べさせていただきます。先ほども述べましたが、今、日本全土が頻繁に大きな自然災害に見舞われています。日本だけでなく世界規模、あらゆる国で起こっています。同時に経済、宗教、人種による争いが世界中で頻発しています。更に人口減少、エネルギー、資源、食糧難など様々な問題が現実起こっています。木を見て森を見ずということわざがありますが、物事の一部や細部に気を取られて全体を見失うとそのことこそが、奄美の未来に影を落とすことになるのではないのでしょうか。また、時を同じくするように明治維新150年を迎えていますが、西郷南州翁ほか維新を成し遂げた志士たちの熱い志の原点は、ここにあったと思います。今、奄美市民は、奄美市は、まち全体の景観が、大きく変わろうとしています。市の顔である新庁舎、市民の営みである末広・港商店街景観、マリントウン事業、憩いの場市民交流センター、子育て保健福祉複合施設などコンパクトシティモデル

都市として各地方自治体から注目を浴びようとしています。また、国の防衛の要である自衛隊部隊開設も来年の4月に控えています。去る8月29日に長崎県佐世保市におきまして、沖縄・九州防衛議員連盟総会が開催され、奄美市防衛議員連盟会長、西 公郎議員と参加し、相浦駐屯地で新設された離島防衛の専門部隊水陸機動団の視察もいたしてきました。水陸機動団員は2, 100名で構成されています。詳細は、広報活動の中で市民にも報告いたしますが、今、隣国中国は、1万人規模の海兵隊を2020年までに3万人へ拡大することが決まっています。台湾はじめ日本領土である尖閣諸島などを視野に兵力を拡大していることは周知の事実でございます。いろいろな不安はありますが、あらゆる脅威に備え経済的観点、自然災害、人口減少ほか様々な問題に対応していく必要があります、また奄美市民も否応なしに世界的感覚で議論をする必要性が問われる時代になってきたのも時代の流れであります。賛否両論お互いの意見を尊重しながら前に進んでいきたいものです。少し長くなりましたが、最後に燃ゆる感動かごしま国体。奄美市実行委員会から花いっぱい運動の具体的な取組のうれしい計画を聞くことができ、要田教育長の肝いりの花いっぱい運動が、このような形で実現できたことに花大好きな男、林山も市民に安心、安全という花を咲かせるため頑張ります。また奄美全体が、色とりどりの花で来訪者に温かなおもてなしをするところを想像するだけで、奄美市にレインボーカラーの光と花とのコラボが目に見えたと心が高ぶっています。かごしま国体、奄美での相撲競技を楽しみにしています。それでは質問に入ります。

1、ふるさと納税制度について（1）ふるさと納税の進捗状況と展望について。①ふるさと納税スタート時からの推移を改めてお聞かせください。

次の質問より発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは林山議員に早速お答えさせていただきます。ふるさと納税の今日に至るまでの推移ということでありますので、その推移を具体的に申し上げたいと思います。まず、ふるさと納税の推移につきましては、平成27年度を初年度として、27年度が163件、1,215万4,000円。平成28年度が2,896件、約9,050万6,000円。平成29年度が5,339件、4億3,050万2,000円の寄付をいただいております。ちなみに平成30年度は、8月末現在、1,891件の1億6,730万9,000円となっております。これは前年同期比件数で2.6倍。金額で5.8倍の増となっております。

次に、「ふるさとチョイス」などシステム導入との関連につきましては、平成27年度にふるさとチョイスと契約をし、クレジット決済を開始いたしました。また平成28年度は、「ふるぽ」と契約し返礼品を充実させたことにより前年比で件数1.7倍、金額が7.4倍の寄付をいただいております。また平成29年度は、楽天と契約するとともに返礼品を精査し、更に充実させたことによりまして前年比で件数が1.8倍。金額が4.7倍の寄付をいただいているところであります。今が現状でございます。

2番（林山克巳君） ありがとうございます。今日は、ふるさと納税の質問をいたしますが、ミスターふるさと納税の津畑議員が、今回はいたしませんので、私と安田議員が、関連質問しながらやっていきますが、よろしくお願いいたします。本当にふるさと納税、日本全国ものすごく注目を浴びております。私もこれは議員になりましてから3年間追いかけております。私としては、できるだけいろいろな地域に足を運び、そしていい点、悪い点、そして何か参考になるのではないかなということ、いろいろなところのいいところをどんどんどんどん提案していただいておりますので、どうかよろしくお願いいたします。それを踏まえたうえで2番の質問のほうにもう入りますが、この寄付金の使途、納税のスタート時からの推移は、今おっしゃいましたように「ふるチョイス」から「ふるぽ」、それから楽天、流れとしては、いい流れで進んでおると思います。その中で②の寄付金の使途を説明お願いいたします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） それではお答えします。議員御案内のとおり、寄付金の使い道を指定できることは、ふるさと納税の魅力の一つでもあります。本市におきましては、平成28年度に奄美市ふるさと応援基金の条例を制定し八つの事業を設定し、使い道メニューですね、ふるさと納税を申請する際に、どの事業に役立てて欲しいかを選択していただいております。29年度の件数の実績といたしましては、1番目、市民協働のまちづくり及び地域振興に関する事業は、16.5パーセント。2番目の地域文化の保存・継承に関する事業は8.4パーセント。3番目の観光の振興に関する事業は11.6パーセント。4番目の世界自然遺産に関する事業は18.2パーセント。5番目の子育て支援・高齢者福祉に関する事業は約18.3パーセント。6番目の教育の振興・人材育成に関する事業は約6.6パーセント。7番目、移住・定住の促進及び交流人口の増加を推進する事業は、約2.7パーセント。またその他特に使い道を指定しなかった寄付者が17.7パーセントとなっております。以上です。

2番（林山克巳君） すいません。ちょっと最後、使途が確認、最後の部分だけちょっと何パーセントか教えていただけますか。もう一度。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 特に使い道を指定しなかった方がですね、寄付者が17.7パーセントとなっております。

2番（林山克巳君） 今、どうしてこの質問をしたかと言いましたらですね、今、各地方、このふるさと納税で二つはこの、一つはこの使い道、この使い道をふるさと納税がものすごく今、活気をおびてきているというか、ものすごく各地方に潤いとそれから活力をもたらしているものですから、その使い道をふるさと納税の使い道に対してものすごくみんなが敏感になっております。最後の質問、何でしたかっていいましたら、各地方を回ってふるさと納税を聞きますと、この最後のこのいわゆる使途がはっきりしていない納税の部分、これはいわゆる、ほかの地域でいけば市長にお任せの部分、各町長にお任せの部分なんですよ。これが普通は、かなりの金額を占めるんですが、今回この配分でいきましたら意外と奄美市の配分はですね、きれいに最後17.7パーセント。きれいに各教育から子育て、いろんな分野にきれいにこう分かれているというのが、ちょっと私からしたらちょっと各いろんなところで回って学んだうえでちょっと「珍しいな」というのが私の実際の感想なんですが、それはそれでいいんですが、この使途に関してどうしもこの最後の部分のこの市長にお任せの部分、市長にお任せというか、その配分ができる、そのふるさと納税の部分ですね。これはどのようなものに使っていくとか、そういう決まったこととかあるんですかね。

プロジェクト推進監（満永亮一君） まず先ほど申し上げました7項目は、その事業の目的に使っているところでございます。その他の特に使い道を指定しなかった寄付者17.7パーセントの部分はですね、当然指定していないものですから上の七つの事業にそれぞれ振り分けて使ったり、またふるさと納税を行ううえでいろんな経費も発生します。そういった経費にも充てたりですね、そういったことで使わせていただいております。

2番（林山克巳君） 今の答弁で大体のその流れというのは分かりましたけど、私はですね、この市長にお任せの部分のこの最後の部分、使途がない。このふるさと納税のこの金額を市長の思いで奄美のために使える金額としてもものすごい大事、大事なウエイトを占めると私は思っているんですよ。各市町村もみんな各市長、町長さんたちが、思いがあって、こういうのをやりたいというのに苦渋の選択をしながらふるさと納税を充てて何とかやろうという、その部分が出てきておりますので、私としては、この部

分が大きければ大きいほどいいんですが、今のこのパーセンテージでいけば、いわゆる教育分野それからいろいろな分野ですね、事業に充てる。政策的に充てる。きれいに分かれている分は正直まんべんなくそこに投資しておりますので、万が一ふるさと納税が制度自体があるからいいけど、制度自体がなくなった場合は、ある意味ふるさと納税で賄っていますから少しでもこう補っていますので、そことさほど支障は来さないような、こう流れできておるような感じで私は今回これで捉えました。だけど強いて言えばですね、先ほど言いました、この市長のお任せの部分、ここを何とかですね、新しい事業に入れるというのは、やはり理解を求めながら金額がなければできませんので、是非ここをもう一度ちょっといろいろなと当局のほうも、こう、そこも考えながらですね、進んで行っていただけたらありがたいと思うんですが、ここで3番の質問に入っていきます。ふるさと納税の展望。その中ですみませんが、ふるさと納税の29年度の順位、順位を御存じですかね。3番まででいいです。

（「納税額の順位。何の順位。」と呼ぶ者あり）

全国のすいません。全国の市町村のふるさと納税で順番が、昨年度は都城が1位になったんですが、3位まででいいですけど御存じですかね。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 申し訳ありません。全国のは、ちょっと今、資料を持ちあわせておりませんが、県内のでしたらございますが、県内のでよろしいですかね。1位がですね、志布志町、30億4,000万円。2位がですね、大崎町、23億1,300万円。3位が南さつま市、14億4,700万円ということになっております。

2番（林山克巳君） すみません。このふるさと納税の展望では、どうしても大事なことだと私は思っているんですよ。ずっとこのふるさと納税の推移を見ることによって、その各地域が、どういう努力をしているのかっていうのが分かるものですから、できればふるさと納税の担当の方なんかは是非こうアンテナを張り巡らしてやって欲しいと思うんですが、私のほうで全国の順位を調べましたので、ちょっと言いましたらですね、1位が泉佐野なんですよ。日本全国ですよ。泉佐野、関西空港がある隣です。これは関空とやっぱり連動してっております。いろんな工夫をしておりますが、今まで都城が74億円ぐらいだったんですけど、いっきに泉佐野が、135億円です。2位がですね、都農町というところなんですよ。3位が都城で74億7,000万円。この都農町というところが、いっきに2番に上がってきているんですよ、79億円。ここはですね、都農ワインといって、ちょっと私、九州のほうでずっと回っておったもんだから分かるんですが、宮崎市内からずっと日向、延岡に行くところに都農町というのが、ちょうど都農ワインであるんですけど、ここがですね、79億円一気にきているんですよ。この何でこんなにふるさと納税が増えたかというのが、私も不思議になって視察と研修に行ってきました。ですが私は最初、ふるさと納税の質問をしたときに、ものづくりが絶対大事ですよって私、話したと思うんですよ。ふるさと納税の目的というのは、産業を興して、そして、地方を活性化させて、お金が流入しますが、あくまでも地方財源と言うよりも、本当に産業を地方を活性化させるという最初の目的だったはずなんですよ。それさえある程度なれば、もう地方の小規模事業者は、自分たちで生きていくことができますから、そこに行政と官民一体となって持っていこうというのが目的だったので、そこでどうしても、そういう何で伸びたのか。どういう商品を開発したのかとか、そういうのをできれば、ふるさと納税課の担当の方なんかを考え、また連絡をして調べたり、そうしてほしいというのが、ものすごい産業の活性化につながっていきますので、その理由を一つ言いましたら、これが面白いんですね。ちょっと話を紹介いたしますけれども、例えばですね、都城でしたら霧島焼酎とかデーリィ牛乳さんも都城市で奄美市から始まったんですけど、霧島焼酎があって、そこにいろいろ岡崎鶏卵とか卵屋さんいっぱいあるんですよ、都城市に。都農町とは別なんです。だけど、このふるさと納税の目的は、各商店街を活性化させるためなんですよ。大企業をよくするためじゃなくて、各商店街にある小さなお店をそこの一つの商品を販売することによって、そこの店を活気づけて何とかなろうというの

が、この目的だったんですよ。だから都農町というところはですね、商店街に霧島焼酎も入るし、都城の商品、それから宮崎市内の商品、クジラ羊羹とか、いろいろな各地域の商品が、こう店で点在しています。それをパッケージにして販売しているんですよ。この都農町というところは。私もだから、これこういうこといいのかなと、地域を発展させる、地域の会社の商品売り出すのが、ふるさと納税かなと思っていたんですけど、考えるものなんですね。各商店街で商品化してつくったものを商品として出している。肉もあれば焼酎もある。だから今までの発想と違う発想でふるさと納税の商品に関しても、奄美、例えばこれ置き換えれば、奄美市にあるけど奄美市に商店街がある。そこに瀬戸内の商品も入ってくる。笠利も入ってくる。大和村も宇検村も入ってくる。それを何か一つのパッケージにして商品化、商品づくりをして、それをするのもそこのお店が潤えば、それもふるさと納税の目的の一つになるかものですので、いろいろその産業とですね、商工会とできればいろいろ話し合いをしながら、このふるさと納税が伸びているから、今がチャンスです。伸びているときにもっと商店街が潤うような施策、方法を何とか考えて欲しいと思いますので、私は、この話を聞いてちょっとやり方をいろいろ工夫しているなと思いましたんで、何か参考になればいいと思って話をしましたので、今よくなっておりますので、ふるさと納税。何とかこのふるさと納税で今一度、奄美市の発展、それと市長も話しましたが、吉祥寺にアンテナショップ、あれがまたものすごく連絡が入りましたけど、ものすごくいい場所でまたいい潤いをしているみたいですので、そこも井の頭線でいちばん最後なんですけどね、私、三鷹台というところにおりましたので、本当にいい場所なんです。吉祥寺というところですね。だから是非ここもかみ入れて、そのアンテナショップも入れて、何とかふるさと納税を今一度力を入れるようにお願いして、この質問は終わりたいと思います。

それでは2番の質問に入りたいと思います。地方再生コンパクトシティについて。（1）末広・港土地区画整理事業とマリンタウン整備事業の未来像についてなんですが、この話をですね、与議員と関議員のほう詳しく話をしておりますので、もう詳しい話はいいんですが、ただ一つだけちょっと一つというか聞きたいことがあるんですけど、もう本当、私は単純です。今の商店街の景観、いろいろな青写真ですね、こういう何か話をしたと思うんですけど、簡単にもう一度その構想を持っておられるのかをちょっとお尋ねしたいんですが、お願いします。

建設部長（本山末男君） 道路の景観ということでよろしいでしょうか。末広・港線につきましては、以前、道路景観勉強会というのを各議員を集まって各議員によって要望されて、その後、道路デザイン会議という中で島らしさ、枝サンゴをイメージした街灯、白砂、赤土というイメージをしたタイルとかを決定していただき、それを工事に反映させて施工しております。今後また奄美本通り、銀座通りが都市再生で景観整備をすることになっておりますが、通り会を含めて今後また今年度協議して、その景観についても決定したいと考えております。それぞれ個別でそういう内容を決定したいと思いますので、よろしく願いいたします。

2番（林山克巳君） これはですね、いろんな方々と話をしたら、16メートル道路ができて、本当にこう見た感じは何かこう気持ち的には、こう広々としたという感じがありますが、これからどうなるかというその構想があるのかというのが、いちばん市民が、知りたいところであるみたいです。私も今、その道路、私は6年前に帰ってきました、本当その当時は、まだできるかどうか分らなかった。計画はあったって思いますけども、進む前だったかもしれませんが、トントン拍子に世界自然遺産と同時並行でボンボンボン何かすごく進んでいったような感じがいたします。今、道路ができました。だけどやはり、商店街、そこにあとは、その人の流れを呼び込むかどうか。この呼び込むかどうかにかかっていると思うんですよ。昨日の質問でもう事業費ベースで83.6パーセント。移転契約ベースで94.1パーセントとなっているって書いてあります。だからもういよいよ大詰めに入ってきているのは間違いないと思いますが、ここで私も単純に思ったことを話をいたしますが、昨日、関議員が

ですね、日が当たれば日焼けする。日焼けっていうか暑いこの中で街の中が。私もですね、その話には、私もピンときたんですよ。ずっと各商店街いろいろこう回るんですよ。その活気づいた街をこう視察して回るんです。そうすると、バスセンター、バスが停まる場所もそうなんですが、道路沿いからずっと店のほうにかけて、そのアーケード街じゃないんですけど、こうひさしが雨用の雨除けのひさしと日焼けも日のあれも日差しもあると思うんですが、きれいにその店に行くまでの濡れないようなその仕組みをもう作っているんですよ。だから昨日の話だと、景観自体がそれをするとか何かこう見た目がこう悪いような、悪いっていうか私の聞き間違いかもしれませんが、それがあるから今の状態であるという話で私は認識したんですが、そのことについて、そういう構想はないんですかね。そういう、お願いします。

建設部長（本山末男君） 今の御質問は、歩道が片側アーケードとか、その付近の御質問と理解してよろしいでしょうか。

2番（林山克巳君） いいえ。歩道だけです。歩道、歩く場所がありますよね。歩く場所。歩く場所で今からバス停をつくるかもしれませんが、歩く場所から歩く場所、歩道だけです。アーケード街じゃなくて歩道にみんな、歩道でみんな歩きますから、そこが例えば店に行くまでに濡れなかったり、そういうのがこうあるんですよ、ずっと。だからそういう構想はなければいけないでいいんですが、ちょっとお願いします。

建設部長（本山末男君） 以前、戸内議員からの御質問で答弁したこと2回ほどありますが、商店街の歩道側のアーケードにつきましてはですね、まだ建物が建っていない箇所もありますし、また費用負担のこともありますので、今後また要望等ありましたら検討しますということで以前答弁しております。

2番（林山克巳君） 分かりました。私が、しっかり聞いてなかったことをお詫びいたしますが、今の本当できれば、これから事業ペースもどんどん大詰めなってきていますが、そのことは是非ちょっと考えていただいて、できるだけこの人の流れをですね、いろんな天気にも左右されないような流れをつくっていただきたいという気持ちがありますので、どうかよろしく願いいたします。

建設部長（本山末男君） 今、43ヘクタールの中でまちづくりをやっておりまして、答弁しているのは、末広・港土地地区画整理事業でございまして、43ヘクタールの中には、市民交流センターやら子育て保健福祉複合施設やらありまして、この子育て福祉複合施設は、雨の日でも子どもたちが遊べるような設計を検討しておりますので、街の中の全体43ヘクタールの中でそういう街づくりをやっておりますので、末広・港は、今、道路は終わりましたが、そういうものを含めた全体のまちづくりということで考えていただきたいと思います。

2番（林山克巳君） ちょっと時間がないので、理解をさせていただいているというのを認識しながら話をしますが、もうその全体の構造は分かりましたので、私が言うのは、ただ歩道から各お店とか各そういう流れができるようにするのが、市民のサービスではないかなというそういう気持ちで質問しましたので、そこで言えるのは、財政的な面とか、いろいろあるかもしれませんが、やはり人の流れがあつての街だと私は思っております。ただの道路がありきじゃなくて、人が来て人が歩いて、そこの店に入って、そして本当に新しい街づくりと思っておりますので、申し訳ありませんが是非入れていただいて、また次の質問のときにですね、またどういうふうになっているかをちょっと確認したいと思います。

2番の質問に入ります。マリンタウン整備事業の期待と不安について。このマリンタウン、これもま

た夢のある事業ですが、これについてちょっと期待と不安。期待ばかりって思うんですが、不安があればもしお聞かせください。お願いします。

建設部長（本山末男君） それでは名瀬港本港地区マリンタウン事業につきまして期待と不安ということでございますので、答弁させていただきます。マリンタウン整備事業につきましては、「みなとづくりとまちづくりの連携」という新しいまちづくりを目指し中心市街地を補完し、相互に連携することにより中心市街地の都市機能を再編、都市空間の形成に寄与する計画でございます。具体的には、マリンタウン地区におきまして、観光関連施設用地、娯楽・サービス施設用地、流通関連施設用地、交通関連施設用地、住宅用地などを配置を計画しております。また平成27年度にマリンタウン事業での事業用地のニーズを把握する目的で実施した名瀬港本港地区埋立事業需要調査の結果、売却面積に対する希望面積が1.5倍程度あり地元からの期待は高いものと考えております。特に、観光関連施設用地の需要は高く、増加傾向にある観光客の受け入れにも寄与できる事業と考えております。名瀬港本港地区マリンタウン事業は、末広・港土地区画事業と並び本市の重要な施策であることから、早期の事業完了に向けて取り組んでまいりたいと考えております。今、お話をされた本事業における不安という御質問ですが、前回先日、与議員の答弁でも申しましたとおり、事業に必要な県有地等の取得に時間を要したため工事のスケジュールについて遅れが見込まれますが、売却手続きのスケジュールに影響がないよう県など関係機関と随時調整を行いながら事業を進めるようにしておりますので御理解をいただきたいと思っております。

2番（林山克巳君） ありがとうございます。いよいよこのマリンタウン事業も大詰めに入っていくのではないかと楽しみにしております。一つだけ要望というか、ちょっとどうなるかなというのをちょっと一言だけ話をしたいんですが、トンネルのほうがですね、おがみ山トンネルのほうが先になりましたので、計画がですね、それを進めていっているみたいなんですが、三儀山・医師会のそのトンネルですね、そこは置いて、どうしても5時から6時半、7時まで混むんですよ。交通が。下方に行くまでのその交通がですね、だから、もしマリンタウンができあがったらですね、マリンタウンのその道路と警察の前の道路が、こう上手くかみ合って少しでもこう緩和されて、こう車の流れがよくなれば本当にマリンタウンのまち自体もですし、いろんな車の流れもいろんな安全面でも良くなるのではないかなと思って、私は、その面でも期待しておりますので、もし何かいい材料がまた出ましたら教えていただければありがたいと思うのと、もう一つは、長崎佐世保に行った話をしましたが、クルーズ船がですね、16万トン級が佐世保に泊まるようになるみたいで向こうは120回、120回こうあればクルーズ船は泊まるみたいなんです。いろいろ問題があって、バスが停まる場所がなかったみたいですね。まちの中にそのままその観光客をこう集団でこう停める、バスを停める場所がなくて大変困ったみたいですけど、そういう場所を設けたみたいですね。そして、それをまちの流れに引き込んだという話をその事務局長さんとずっと30分ぐらいいろんな話をいたしました。だからもしマリンタウンも含めてなんですが、そういうこうクルーズ船のそういう人たちをこうバスでこう入れる。そういう何か流れもできればいいのではないかと思いますので、そういう整備事業等含んだ上で是非考えていただきたいと思っております。要望も兼ねてですね。

それでは3番のほうに質問入っていききたいと思います。3番のICT活用ですね、これは、もう私も行政の当局の方々などもNTTさんのドコモのそのICTの活用のあれを聞いて、本当に新しい時代の幕開けがもう目の前に2年先には、来るのではないかなというそういう思いがあります。その中で三つ、もう三つ連続質問します。教育分野における活用について。それから観光振興における活用について。それから労働人口問題における活用について。これを簡単に明瞭にもしよければ話していただきたいと思っております。お願いいたします。

教育長（要田憲雄君） まず教育分野についてお答え申し上げます。教育委員会といたしましては、ＩＣＴ機器を積極的に活用し、より質の高い授業づくりを推進するために今年度市内小・中学校すべての普通教室に電子黒板とタブレットを設置いたしました。現在、学校では、この電子黒板を活用して授業の導入時に動画や写真などの映像を映し出し児童・生徒の興味、関心を高めたり、理解を深めたりしているところです。

また、自分の考えや意見を記入したノートをタブレットで写真に撮り、それを電子黒板に映し出して自分の考え、意見を分かり易く説明できる取組をしている学校もございます。また先日、名瀬小学校を会場に開催したオープンサポート教科フォーラムというのがございましたが、テレビ会議システムを活用して大島本島以外の離島の学校と中継で結び、模擬授業を通した授業づくりの研修会でも電子黒板を活用しているところでございます。

このようにＩＣＴ機器を有効に活用することで児童・生徒の興味、関心を高めたりテレビ会議システムを活用して小規模校同士あるいは小規模校と大規模校を中継で結んで、他校の児童・生徒と意見を交換したりすることで、より質の高い授業づくりができるものと考えています。８月６日には、今回設置した電子黒板とタブレットを有効に活用するために小・中学校の教員を対象に電子黒板やタブレットの使い方や導入されているソフトウェアに関する研修会を開催したところでもございます。

今後ともＩＣＴ機器を積極的に活用して、児童・生徒がより理解できる質の高い授業づくりをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

商工観光部長（武下義広君） それでは続きまして、観光振興における活用についてお答えさせていただきます。全国的に訪日外国人の増加が顕著な中で、本市においてもクルーズ船寄港を主とする外国人観光客の増加により多言語対応等のインバウンド受入体制構築の必要性に迫られております。また、ＬＣＣの就航等によりフリープランで来島する個人旅行者も増加したり、観光ニーズが多様化してきております。そのような中でＩＣＴを活用することによる翻訳対応、交通情報・観光情報などの発信によりインバウンド対応、周遊促進につながることを期待でき、リピーターにつながる要素である旅行者の観光満足度の向上に寄与するものであると考えております。今後、本市を含む奄美大島の観光において、観光客が、どの部分を必要としているのかを十分に把握した中で効果的なＩＣＴ活用ができるよう検討してまいりたいと存じます。

続きまして、労働人口減少問題における活用ということでの御質問です。議員御案内のとおり、将来に亘って労働人口の減少が避けられない社会情勢の中、ＡＩ、ＩＯＴなどＩＣ技術の進化による幅広い雇用代替の可能性については、深刻な人手不足を解消する切り札として期待されるとともに、付加価値の向上や新規事業の創出につながるポジティブな面が理解され始めております。

本市の業務につきましては、これまでも電算システム導入など、継続してＩＣＴ活用による業務改善に取り組んでまいりましたが、今後も引き続き市民の個人情報保護などセキュリティ面に十分配慮しながら新たに導入できる技術について検討してまいります。

また近年は、インターネットを通じて、人事や経理の事務を効率化するサービスや情報共有のサービスなどが多数出ており、小規模事業者も有効に活用することが可能になっております。ＩＣＴの進化は、これからの人の働き方を変えとも言われておりますので、本市といたしましてもＩＣＴの活用が、地域経済の活性化につながるよう、先進的な技術を市民の皆様に御紹介する機会を設けるとともに、必要な知識やスキルを身につけるための人材育成などに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

２番（林山克巳君） このＩＣＴ活用、各三つの部門の質問をいたしましたが、早急にもうこのＩＣＴ活用、もうプロジェクト推進課のほうに１人入っていらっしゃって、その中でいろいろ進めているとは思いますが、もうこれは早急に是非進めていかなければですね、各ほかの地域はですね、本土ですけど、

それが民間企業が、どんどん進めていっているんですよね。そのプログラミングですね。その辺をですね、もう民間のほうで教室を開いて、そしてやっているんですよね。それが、もうどんどんどんどん広がっておりますので、是非、地方は本当になかなか大企業もないので本当その中で子どもたちを育てていくというのは本当行政が、しっかり旗振り役をやってしなければ、なかなか難しいと思いますので是非このICT活用は、是非取り組んで、特に教育行政は、もう早急にいろいろなところで研修なり視察なりしてやっていただきたいと思います。

それともう一つは、昨日、紬のことが出ましたが、この前、三島さんが言いましたけど、東大阪市っていったものすごく精密機械、ものすごくそういう工場群が並んでいるところあるんですが、本当技術がですね、もう皆さん御存じだと思いますけど、AIでその着物でしたら、もうその着物の技術の一つひとつ手からすべてそこにマスターさせてですね、機械でそういういろんな技術継承がなかなか厳しいということで、その技術継承をやっている現段階みたいですね。だから私は、紬のことにに関して大丈夫かな、人手がないんじゃないかなと思ったんですが、もう既にそういう取組を図っております。だから後は本当にそれで技術継承は其中でどのくらい進んでいくか分かりませんが、紬も決して今をこう乗り切って今を我慢すれば、そういう時代の流れとともにいい流れも来るのではないかな。はっきりは言えませんが、来る可能性もあるということは、私自身、今ちょっと感じましたので是非どんどんどんどんそういう流れの中で紬のほうも進んでいただけたらありがたいなと思います。この3番の質問は終わります。

4番の質問に入っていきます。4番なんですが、同僚の多田議員が、いろいろ話を何回かしたかもしれませんが、この夏のレジャー施設について。公共施設、子どもの遊び場、子連れお出かけスポットについてなんですが、ちょっと私のほうから提案があるんですが、公共施設統合管理計画というのが、29年3月に出されておりますが、いろいろななかなか公共施設、いろいろと運営するのがNPOがやったりとか、直営したりとかありますが、あのですね、流れるプールというのがあるんですよ。本土のほうに、確かに海は、海でいいです。ただ危険性が伴っていたり、なかなかその家族と子ども連れで楽しみながら行くという場所が、ずっと見渡したらないんですよね。プールはあるかもしれない。だから、この流れるプールがですね、ものすごく私はいいと思うので、これはもうあくまでも要望というか、もしできれば住用のあたりにできれば私は、いいんじゃないかな。というのは、山の水を使ってですね、水関係は、山の水を使って運営ができるんじゃないかなと思ったからです。この流れるプール、どれくらいお金がかかるかなと思って、私いろいろなところを視察してきました。山田町というちょっとふるさと納税から関連してずっと行きましたので、そこにですね、流れるプールというのが、私も行ったことあるんですけど、あるんです。かかしの郷というのが。これがですね、3億3,300万円かかるんですね。3億3,300万円。私も3億3,300万円ならちょっと大変だろうなと思ったらですね、これが平成5年度農山漁村活性化定住圏創造事業という農林水産省の国のお金を使って2分の1出るんですよ。半分。半分1億5,000万円を財源として一般財源でもいいし、いろんな財源を使って、それを造ったみたいです。水代は、先ほど言いましたが、山の水を使ってやっております。だからいろんな工事も含めてそういう流れの中でやっておるんですが、それがなんと平成25年から平成29年、1万7,000。幼児が2,771人。子どもが7,227人。大人が7,491人。平成29年度、1万7,489名が利用しているんです。これもですね、夏場だけなんです。夏休みだけ。だから条例があって、それ以外はやってはいけけない。管理状態もそのあるかもしれませんが、夏場だけなんです。それが。夏場だけで1万7,000人。確かにものすごい人数でござるがえしているんです。家族で本当子どもを連れて、幼児は、幼児のプールで浅いプールで楽しませたりとか。何かそういうこう何かこうみんなが家族で楽しめる場所、そういう場所が安心して楽しめる場所があればいいんじゃないかなと思って、私は、このレジャー施設に関しては、そういう意味で何か工夫をして住用町あたりに山の水を使って、そして、こう泳ぐところができれば、また人の流れもできるし、いいんじゃないかなと思うので、一つぐらい何かその家族ができるそういう場所がつくっていただけたらいいなと思い

ますが、このことについて何か意見がどうか。そこをすいません。

商工観光部長（武下義広君） 議員御提案の流れるプールにつきましては、国内の他地域において、子どもの遊び場、家族の憩いの場として多くの人が利用する夏のレジャースポーツであるとは認識しております。本市におきましては、主要な観光拠点である大浜海浜公園を、奄美の魅力である海を楽しんでもらうために整備を進めているところでございます。また、大浜海浜公園では、海洋レジャーや環境学習、健康増進の向上など海プラスアルファの素材を提供することで奄美の魅力をより感じて体験できるよう取り組んでいます。更に「タラソ奄美の竜宮」におきましても、海水を活用した多機能多目的プールにおいて、楽しみながら健康づくりが可能な施設となっており、多くの市民の皆様に憩いと癒しの提供を行っている場所となっているところです。このようなことから本市の夏の観光スポットとしましては、まずは、身近にある本物の海を活用し、その魅力を発信することで市民の交流の場並びに観光客の誘客につなげていきたいと考えておりますので御理解賜りたいと思います。

2番（林山克巳君） 分かりました。是非頭の片隅にでも入れていただければ、是非お願いしたいなと思うんですが、5番の質問に入りたいと思います。時間がちょっとございませんで、5番の質問をですね、私が最初、議員になって質問したときに質問しているんですよね。ちょうど2年前ですね。第2回質問いたしました。これなんですけど、奄美看護福祉専門学校それとカケハシインターナショナルスクールについて。まず、大学の平成28年の奄美大島大学設立など可能性調査結果報告書についての再度の見解なんですけど、大学の状況。これは、一般質問でも皆さんがよく質問しておりますので、もうこれに関しては、どういう考えでどう進んで行く方向ってということだけ話していただければ構いませんので、よろしくお願いします。

総務部長（菊田和仁君） 大学設立のまず御質問ですが、もう御案内のとおり大学設立等に関しまして有識者会議のほうから意見具申をいただいております。この意見具申の内容でございまして、大きく二つの提案がなされております。一つ目に短期的な取組として、大学に類する機能を発揮する共同キャンパス設置の提案。二つ目に中長期的な取組として国・県と連携した大学設置の必要性に対する提案となっております。この意見具申を受けまして、まずは、短期的な取組として提案されている共同キャンパスについて、設置に向けた具体的な検討を進めることを、奄美大島5市町村で構成しております奄美大島総合戦略推進本部会議で決定をしたところです。これまで各市町村の現状や課題の洗い出し、共同キャンパスに対する認識共有を改めて行うなどの作業を進めており、今後は、中核的な役割を担う大学との協議や必要とされる機能・プログラムなどの検討を行っていくことを予定いたしております。

2番（林山克巳君） 今の流れで大学のことにしましては、見解を理解することができました。2番3番なんですけど、こちらのほうも、いろんな支援策とかですね、いろんなことに関してはもう一般質問の時に何回も聞いておりますので、もう端的に答えて欲しいんですが、今本当学校もいろんな学部を閉鎖したりですね、いろいろなっております。それからカケハシインターナショナル、こちらですね、本当2年前、3年前からしましたらですね、もう本当にまちを見たら分かりますが、スーパーに本当にインターナショナルの方なんか、労働で活躍しておられます。だから本当にある意味、この奄美市でも労働力人口としても本当に助けてもらっている流れでございまして。だからこのへんをですね、これから先、本当にタイアップして考えていくことは市がよくなると思いますので、このへんのまず、いろいろなもっと深い連携など考えているのか。あとカケハシインターナショナルの支援をどのように思っている。簡単に端的にお願いいたします。

総務部長（菊田和仁君） まず、奄美看護福祉専門学校への支援についてお答えします。本市では、平成

27年度から奄美看護福祉専門学校補助金を創設し、同校における学生数の確保や優秀な人材の育成、地元での就職促進に学校側と連携した取組を進めております。それから、こういった取組は、群島内の取組、協力をいただくということで更に力を入れているところです。本市といたしましては、奄美看護福祉専門学校が、群島唯一の医療福祉系専門学校であることを踏まえ、本市のみならず奄美群島の中で子どもたちや保護者にとって貴重な地元の進学先であること。また、地元の医療福祉施設等に優秀な人材を供給していること。更に、学生が地域に元気を生み出すなど、大変大きな役割を担っていると考えており、今後とも学校及び関係する皆様と連携した取組を進めてまいりたいと存じます。

それからカケハシインターナショナルの支援についてでございますが、御質問の日本語学校につきましては、平成27年10月に開校し、これまで22名の卒業生を輩出し、現在、24名の生徒が在学中であると同っております。開校当初は、学生のアルバイト確保に苦慮されていたこともあり、本市でも関係団体などへ御案内をするなど、人的支援を行った経緯もございますが、現在、人的な協力以外には特段の支援は行っておりません。民間企業の御努力により日本語学校が本市に開設され、外国から多くの学生が来島することは、本市における労働力確保や国際化に向けても十分寄与していただいております。今後とも自立的、長期的に安定した運営がなされることを期待しているところでございます。

また、学生が、本市の自然や地域文化などを理解するにあたって地域との交流などを希望するような御相談があった場合にはですね、学校と地域との連携などについて支援をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。以上です。

2番（林山克巳君） 是非いろいろなこういう学校関係、こういうふうに留学して日本語学校で勉強しているこの子どもたち、こういう方なんかのその流れっていうのをですね、しっかりつくっていただきたいって思っております。というのは、タイとかベトナム、台湾それからフィリピン、これは親日、本当に日本のことをものすごく良く思っている国々の方なので、いちばんそういう方々を是非その流れをつくっていただいて、新しいその日本と外国との流れをですね、アジアとの流れをつくっていただきたいという思いもありますので、それはもう本当できれば市をあげて取り組んでいただきたいなと思います。要望を含めて終わりたいと思いますが、最後に農業について。もう時間がございませんので、一つ新規農業のことなんですけど、もうこの前からアボカドのことも話してありますが、ちょうど暑くなってきました、自然環境も変わってきました。やはり奄美と同じ緯度とか暑いところの農作物が、これから注目されていく。またアメリカ、カナダ、メキシコそういう農作物のちょうど隙間、合間を見た農作物というのがまた奄美にとっては、まだできるチャンスがあるんじゃないかということのなかで、これを取り上げていますが、いちばんのコーヒー豆ですね。これはもう徳之島が、味の素といっしょで味の素と組んで、徳之島伊仙町が先にどんどん進んでおりますが、このコーヒー豆も奄美全体に適した作物になっておるみたいです。そこを是非ですね、頑張っておられる方がいらっしゃいますので、新しい農作物としていっきにはできないと思いますが、話を進めながらやっていただきたいと思います。時間がないので、この次の質問にこれはいたしますが、それと芋ですね、芋、これも県の芋にもいろんな加工食品とかあります。いろんな問題があってアリモドキゾウムシですかね、根絶事業、県でも結構1億6,864万2,000円の事業を充てておりますが、それを含めたうえでちょっとこの新規農業について一言お願いいたします。

農政部長（山下仁司君） 地域農業を支えるうえで新規作物については、重要な案件だと思っております。ただ推進するにあたってはですね、前回の議会でも答弁しましたが、関係機関と連携を取って、栽培技術や流通体制、経営収支などを検討し、安定的に生産できるかどうかを確認したうえで推進してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。以上です。

2番（林山克巳君） もう時間がないので私の質問は、これで終わりますが、是非新規農業の作物に関し

てはですね、本当、タンカンいろいろありますが、もう一步前に進んでやれるようにみんなと力を合わせてやっていただけたらいいと思いますので、どうかよろしくお願い、ちょっと最後は、急ぎました。本当すいません。これで終わります。

議長（師玉敏代君） 以上で自民新風会 林山克巳君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後１時３０分再開いたします。（午前１１時４５分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

１７番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正です。地球規模で自然災害が頻発をしておりますが、先の西日本豪雨被害は、マスコミ報道では、２１９名の犠牲者が出る大災害となり、その後も度重なる台風の襲来、そして今日の未明の地震であります。日常生活が、大打撃を受ける状況が日本全土で続いております。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、災害被害に遭ったすべての人にお見舞いを申し上げます。大雨が降っても台風が来ても、そして地震があっても人身が損なわれないまちづくり、国づくりを強く望みたいと思います。

さて、８月８日、翁長雄志沖縄県知事が急逝されました。翁長知事は、昭和２５年生まれで私と同じ歳であります。翁長知事の沖縄の平和を思う強い信念に改めて敬意を表するとともに、平成２７年第４回定例会で私は、この場で翁長雄志知事に触れて発言したことを改めて思い浮かべています。こういう内容でした。自然豊かな辺野古の海を埋め立て、県民の手が届かない国有地に耐用年数２００年ともいわれる基地を建設することはできません。私は、今後とも辺野古に新基地を造らせないと公約の実現に向け、不退転の決意で取り組んでまいります。との言葉を紹介しました。翁長雄志さんは、自民党の沖縄県連の幹事長を務めた人です。その方が、昔は、政府にたてついてはいけないと思っていたが、私は変わった、との同年９月６日の地元新聞の記事を紹介しました。亡くなる直前まで平和な沖縄をつくる。辺野古に新基地は造らせない。この信念を文字通り命を削って貫いた政治家であります。辺野古の海の埋め立てには、奄美大島から５３０万立米という大量の土砂、岩ズリが運び込まれる計画が示されています。奄美の自然を破壊し、私たちの郷土の土が、こんなことに使われることなど断じてあってはなりません。あの美しい大海原に新基地は造らせない。翁長知事的意思を引き継ぎ、平和な沖縄、平和な日本、そして軍事色が強まる奄美でありますけれども平和な郷土をつくるために、この奄美でも自然と平和を守るという決意の下、全力で頑張りたいと思います。昨日の朝日新聞に翁長知事の妻の樹子さんを紹介した記事がありました。その言葉は、壮絶という言葉だけでは言い表せない状況だったようです。そして、知事になってからの４年近く、樹子さんは、翁長氏の笑顔を見た記憶がない、と記事は紹介をしております。私は、ここで宝のような写真を紹介したいと思います。これは、翁長知事が、昨年１１月、奄美・沖縄交流拡大事業キックオフイベントに来島されたときの写真です。奄美だより１月号の表紙を飾っております。この真ん中に立っている翁長知事、そして、その横には朝山市長もおられるわけです。奄美市全世帯に配布されているこの奄美市だよりです。ここでの翁長雄志知事の満面の笑顔が本当に印象的です。そして、翁長知事と手をつないだ朝山市長の笑顔も私はとても素敵に捉えられております。そして、どの首長さんも大変すばらしい表情をしていると思います。私は、この写真、元があればいいんですが、大事にとっておきたいと思います。

さてそれでは、通告にしたがって順次質問をしていきます。まず最初に、観光行政です。大型クルーズ船についてであります。平成３０年度の市政方針で大型クルーズ船の寄港増加などによる外国人観光客に対応とあります。観光の振興、経済効果に期待するところは大きいものと思います。最近、頻繁にクルーズ船の入港が続いており、以前にも増してクルーズ船の寄港も増えているとのことでありま

すけれども、平成29年度及び30年度の現在までの寄港回数と乗客数についてお示しをいただきたい
と思います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは崎田議員に答弁させていただきますが、その前に、今、翁長知事のお話を
いただきましたが、私も翁長知事とは、市長時代、そして那覇市長時代にお邪魔をさせていただいて、
あの那覇市役所の免震化の姿を御説明していただきました。その際にも私は、奄美出身で喜界町に縁が
あるんですよ。何年に一度は必ず墓参り・門中に行っているんだというお話等もあり、11月には、
今後とも連携を深めてクルーズ船を含め観光客のお互いの交流も図らなければいけないというお話など
もしたところであります。そのことを踏まえて今御質問のことにお答えさせていただきたいと思いま
す。クルーズ船の寄港回数と乗客数につきまして申し上げますと、平成29年度は、寄港回数13回。
乗客数が約4,700人となっております。平成30年度は、今後の寄港予定も含めまして寄港回数が
20回。乗客数が約2万6,000人と予定いたしております。もう平成30年8月末現在の実績で
は、寄港回数が既に10回。乗客数が約1万3,500名となっております。今年度、寄港回数並びに
乗客数が増えている要因といたしましては、サン・プリンセス、大きな外国船籍の船であります。今
後の寄港予定を含め9回の寄港の見込みがあります。また、いちどに約2,200名の送客があるた
め、寄港回数並びに乗客数ともに平成29年度より増加しているという状況下でございます。以上であ
ります。

17番（崎田信正君） ありがとうございます。次のこれが、いちばん関心のあるところになりますが、
寄港1回あたりの経済効果ですね、LCCの件でもありましたけれども、こちらがどうなっているの
か。お伺いをいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは経済効果ということでお答えさせていただきます。クルーズ船の
規模により寄港時の経済効果は変動いたしますが、今回は現在、名瀬港に入港しています先ほど市長か
らも御説明ありましたように、サン・プリンセスが9回も来るということで入ってきていますので、サ
ン・プリンセスの経済効果についてお答えさせていただきます。あまみ大島観光物産連盟が実施した、
平成29年度奄美大島交流人口動態調査結果を基に算出すると、1回の寄港で5,800万円の試算と
なっております。以上です。

17番（崎田信正君） 今後とも経済効果、大いに期待をしたいところですが、次の来訪する観光客です
ね、日本人もおられますが、今は台湾の方ですかね、大変目立っております。この人たちの奄美に来た
ときの評判あるいは評価が、大変気になるわけですが、これはどのようになっているのか。そして、期
待される経済効果ですが、今後の課題についてもお伺いをしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えします。まず観光客の奄美の評判、評価についてというこ
とでございまして、外国人観光客に向けては、アンケートの実施を今やっていないところございま
す。日本人は、観光客の評判、評価につきましては、クルーズ船に乗船し奄美に10回以上来島される
方やよい印象を持っていただいていると考えております。ただ外国人については、まだそのアンケート
を実施しておりませんので具体的な数字が上がっていないということでございます。また、その中で見送
りのセレモニーの評判などについては非常に好評ですね、船舶側より実施を依頼されている状況であ
り、今後も継続して行っていきたいと考えております。

次に、今後の課題につきましては、一度に多くの外国人観光客の対応が必要になっておりますので、

外国語対応ができる人材や多言語表記の不足、バス・タクシー等の交通機関が不足しているという課題が挙げられております。これらの課題につきましては、行政だけではなく民間も含め課題の解決に向けて協議、改善を進めているところでございます。以上です。

17番（崎田信正君） 市政方針でね、大型クルーズ船、外国人観光客に対応ということが出ているわけですね。それで今来ている外国人の方が、多いように思うんですが、その人たちに対してアンケートというのは、こういうのは何か制約があってできないんですか。

商工観光部長（武下義広君） 申し訳ございません。その制約云々ということではございませんが、今のところちょっとアンケート調査まで至っていないということでございます。

17番（崎田信正君） 早急にやるべきだと思いますよ。対応するときに、いろんな通訳の問題とか、標識表記の問題とか言われましたけれども、外国人、こちらに来る方が、本当にどういったことに興味を示し、どういったことに不満を感じているというのをきちんと把握して対策を取っていくというのが、これは通常、これに限らずいろんなイベントをするときでも当然のことだと思うんですけども、これは早期にできる内容だと思いますけれども、実施してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） 当然、中で外国船につきましては、言葉の問題等もございますが、どのような形できるかですね、その点については早急に検討させていただきたいと思います。

17番（崎田信正君） こちらに来られる外国人の方はね、業者の方に聞くと、事前にやっぱりリサーチして来ているんだと、スマートフォン、インターネットなんかで、どこどこに何の店があるからとかいうことで来ているということですから、事前のアンケートそういったのは、できると思いますので、これでやってこそより有効な手立てが打てるんだというふうに思いますので、是非実施をしてください。それと、龍郷町の芦徳や瀬戸内町の西古見で騒ぎとなっているのが、大型クルーズ船の寄港誘致問題です。芦徳のほうが一応断念ということで収まったように見えますけれども、その後、新たな候補地として、今年の2月に西古見が浮上しております。瀬戸内町が、誘致を進めているとして住民から説明を求める声上がり、瀬戸内町は、いったん4月になって以前出した要望書の取り下げを行いました。しかしこれは、断念を意味するものではないようです。この問題では、住民団体から先日ですね、8月28日に瀬戸内町に公開質問状が提出をされました。これは、瀬戸内町の問題ではなく、世界自然遺産登録を目指す奄美全体の問題として捉えることが大切だと思うんです。クルーズ船の最大の問題は、その船の大きさ、規模にあります。瀬戸内町でも大型クルーズ船と表現されているんですね。奄美の市政方針でも大型クルーズ船、言葉は一緒です。だけれども、その大型クルーズ船と言ったときに、どの程度の大きさのことを言っているのか。今ひとつピンときませんので、何万トン級という数字で是非示していただきたいと、具体的にどの規模を言っているのか、お伺いをしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。本市の市政方針で謳っている大型クルーズ船の規模につきましては、入港している中で最大級である7万トンから8万トンの規模のクルーズ船を大型クルーズ船ということで想定しているところでございます。

具体的には、今年度、長浜の観光バースに入港しておりますサン・プリンセスや以前入港していましたコスタビクトリアなどの7万トンクラスのを大型クルーズ船と位置づけております。なお、これは参考までに一般的には明確な基準があるわけではないみたいです。その中で一般的には、10万トン以上のクルーズ船が、大型クルーズ船と一般的には呼ばれているようでございます。以上です。

17番（崎田信正君） じゃあ奄美にも10万トンを超える船が入ってくる可能性があるんですか。

商工観光部長（武下義広君） お答えします。奄美に入っているクルーズ船の中では、今7万7,000トンですね、から8万トンが、これが精一杯で、これ以上、非常に厳しいというような状況になっているところですよ。以上です。

17番（崎田信正君） 港の形状で今のところが8万トンが最大だということで、今後これ以上大きな船は入ってくることはないと思います。入れないわけですよ。港を壊すとか、立神がどうのこうのとかいうことなくしてはですね、自然を守ることですから今の現状維持していただきたいと思いますが、先ほど申し上げた西古見の関係ですよ。これは22万トン級だと言っていますよね。そこにいちどに5,000人も中国人観光客を迎え入れようということです。こんなことになれば世界自然遺産登録を目指しているこの奄美ですから、瀬戸内町だけの問題でないというのは明らかです。これに対して何か世界自然遺産推進をしている奄美市として、全体でこういう協議をする場があるのか。協議をしているのか。そのことについて伺いをいたします。

商工観光部長（武下義広君） このクルーズ船のですね、その瀬戸内とそのような形のクルーズ船の協議というのは私は4月から来てからは、そのような協議はしたことはありません。

17番（崎田信正君） それは必要性がないということですか。協議をする必要性がないということで協議をしていないのか。時期尚早なのか。どんなふうに判断されているのか。

商工観光部長（武下義広君） お答えいたします。これについてはですね、具体的に何がこうだということもまだ決まってない段階でありますので、そのような形で協議を進めるという呼びかけも今のところはないんじゃないかというふうに捉えております。

17番（崎田信正君） 瀬戸内町は、協議会を設けて会議をするということを新聞報道でも出されています。一方では、どんどん進んで、やるかどうかの協議だと思うんですが、一方では、そういう話し合いが進められている中でね、この間ずっとほかの同僚議員も世界自然遺産登録に向けてあれこれやろうと言っている中で、これはそんなに協議の場に上がらないような小さなことと捉えていいんでしょうか。市長。

市長（朝山 毅君） マスコミ等を通してそのような動きがあったということ。また現在、そのようなことが地域の俎上に上がっているということは伺っておりますが、当該自治体瀬戸内町においてもそれを具体化しているわけではないと思います。今、世論の動きの中において、行政とまた地域の皆さんとまた有志の皆さん方との話し合いが今後、持たれるということであります。それを隣接である私どもが、まだ具体化していない中において、それをとかく申し上げるのは、過程として考えて大変おこがましいと思いますので、やはり当該自治体の主体性を重んじ、そして隣接する私どもは、それを見極めながら対応していくことであり、現在においては仮定の話になってなってしまうので、仮定の話は控えさせていただきます。

17番（崎田信正君） これから先のことはね、何でも仮定だということになるわけですが、具体化をしてやってからだと、また話がややこしくなる可能性があるんですよ。事前に協議をやって、どういった問題があるのか。こう世界自然遺産登録を目指す宇検村も大和村もいっしょですけど、そういった首長さんたちといっしょにですね、協議の場を是非もっていただきたいというふうに思います。

市長（朝山 毅君） 私が、申し上げておりますのは、今現在そういう問題が、当該市町村において話し合いになっているという中で、今具体性のない中で私どもがその意見を是だ否だと述べるのは如何なものかと思い、当該自治体の意見を尊重するということが、やはり同じ自治体としてやはりそれは当然礼儀ではないかと思っているところです。これが具体化になっていきますれば、必ずいろんな意味で賛否両論またいろんな形で出てくるでしょう。その際には、求められるときには、それなりの考えを申し述べるつもりでおりますので、現在においては、そういうことであるということを御理解ください。

17番（崎田信正君） 世界自然遺産登録に向けてですね、その時点で考えていただきたいというふうに思います。次の子ども食堂についてです。子どもの貧困が問題となる中、2012年に東京で子ども食堂は開設をされました。これが瞬く間に全国に広がり今年3月までの調査では、2,286か所ということらしいです。今、更に増えていると思われませんが、そのニーズの多さを改めて感じるわけですが、本市でも子ども食堂の開設が地元新聞で度々紹介をされております。本市の開設状況、実態がどうなっているのか。お伺いをいたします。

福祉事務所長（中村博光君） 本市で開催されております子ども食堂につきましては、NPO法人、個人、事業所が主体となりまして5か所で開催されているようであります。その法人等が中心となりましてボランティアで運営されまして、月1回から2か月に1回、または長期夏休み等に合わせて開催されております。平成30年8月からは、平日の朝6時から7時半まで開設しているところもございます。対象者及び料金につきましては、中学生以下は無料。一部は高校生まで無料のところもございます。そのほかの利用者につきましては、有料となっているようでございまして、対象者につきましては、限定せず誰でも利用できるようになっているようでございます。以上です。

17番（崎田信正君） このような子ども食堂がね、この奄美市でも開設をされて利用されているということは、一方では喜ばしいんですが、逆のその開設されることになった背景というのがあるんですね。その背景を奄美としては、どのように捉えて、またどのように評価をしているのか。また、この子ども食堂への助成や補助制度があるのか。お伺いをいたします。

福祉事務所長（中村博光君） 子ども食堂が開設されました当初はですね、背景といたしまして、子どもの貧困対策という面があったと考えております。近年の開設状況や業者の状況を見ますと、貧困対策と併せまして地域の方々が無料または安価で栄養のある食事や、和やかな団らんを提供して、子どもたちが楽しく食事の機会を得ることで、子どもの居場所づくり、地域で子どもを育むという面からも有意義な取組になっているのではないかと考えております。

本市で開催されております子ども食堂に対する助成や補助につきましては、子ども食堂のみを対象とした補助等は行っておりませんが、昨年度、開催いたしました「奄美まなび・福祉フェスタ」でのフードドライブにおいて寄せられた食品等の一部を子ども食堂に提供しております。

また、今年度でございますが、県の地域貢献サポート事業において助成を受けている団体や社会福祉協議会、奄美市の社会福祉協議会ですが、これの赤い羽根募金を資金とした中から助成を受けている団体もございますので、関係機関の助成・補助制度の周知を図ってまいりたいと考えております。また、子ども食堂の開設は、NPO法人や個人の善意に基づき運営されている趣旨を思いまして、自主的、自発的な取組を尊重してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

17番（崎田信正君） 全員、自主的にやられていてあれですが、その5か所ということですので、そういった子ども食堂を開設している者同士の横のつながりといいますかね、ネットワークみたいなもの

があるんでしょうか。聞いてません。

福祉事務所長（中村博光君） 5か所で開設しているわけですが、NPO法人が2か所と病院で1か所、また個人と団体ということでありますが、子ども食堂関連の方々で連携を図っているかどうか、こちらでは確認が取れていないということでございます。

17番（崎田信正君） 気になるのは食中毒とかアレルギーとかありますので、子ども食堂の開設者同士ですね、そういったところの勉強会とか、より安全で快適な食堂として維持できるように期待をしておきたいというふうに思います。

次の学校給食の無料化についてです。子ども食堂は、そのニーズに応じて全国に広がっているのは、今あったとおりですが、当然そのことは、私は、学校給食とも無関係ではないと思っているんです。子ども食堂が、子どもの貧困とかかわっていることを思えば、学校給食費の滞納がないのか。気になるんですが、本市の実態、現状は、どうなっているのか。まず、お伺いをしたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君） それでは平成29年度の給食費の滞納状況、これは今年の8月末までに納めてもらった実績で答弁させていただきます。昨年度の各学校における給食費の滞納の実態は、奄美市内28小・中学校のうち滞納がある学校は、6校で残りの22校においては、完納されております。滞納額は、6校合わせて13万1,189円で、徴収すべき給食費1億6,633万5,573円に対する未納額の割合は0.078パーセントとなっております。

17番（崎田信正君） 子どもの給食費の滞納についてはですね、ほかの国保とかいろんなのと比べて、やっぱり子どものことですから滞納はさせられないという親の強い思いがあって、ほとんど滞納はないというふうには思っていたんですが、若干あるということですが、子ども食堂の広がりと同じく学校給食の無料化も各自治体で今、助成が広がっております。今年7月27日に文部科学省が、平成29年度の学校給食費の無償化等の実施及び完全給食の実施状況の調査結果について報告書を出しておりますが、奄美でも宇検村が、いち早く小学校、中学校の児童・生徒の全額無料に取組みました。鹿児島県内でも南さつま市ですかね、そこを含めて宇検村を含めて4か所出てきております。こういった流れについて本市も今はまだ乗り遅れているという状況じゃありませんが、子ども医療費は乗り遅れていたわけですからね。これについて、この流れに乗っていくようにと思うんですが、どのようにこれを捉えているのか。お伺いをします。本市での実施に向けて検討すべきだと思っておりますので御見解をお願いいたします。

教育委員会事務局長（山田春輝君） それでは保護者が負担している小・中学校の給食費の無料化についてお答えいたします。まずは、県内自治体の現状を申しますと、議員御案内のとおり、県内で無料化を実施している市町村は、4市町村となっております。奄美市の給食に対する補助の現状といたしましては、高度へき地児童・生徒援助費として米飯と牛乳代を全児童・生徒に全額補助を行っており、年間の補助額は約8,411万2,000円で年間1人あたりに換算しますと、小学生で2万1,000円。中学生で2万4,000円の補助を行っております。

また、準要保護児童・生徒援助費として給食費の75パーセントを補助し特別支援学級在籍者へは、給食費の50パーセントを補助しております。このように現在も保護者負担の軽減を行っておりますので御理解をよろしくお願いいたします。

17番（崎田信正君） それをもう一步進めてというのが要望なんですけど、例えば、子どもさんが3名いるところは、2人目から無料にするとか、半額にするとか。そういったところからやっているところも

あるんですよね。そういった意味では、奄美市も今後実施に向けた検討を是非進めていただきたいというふうに思います。今日は、現状だけを伺いして次回にということにしたいと思います。

次の商店版リフォーム制度についてです。これは同僚議員の渡議員が、何回か質問されているようがありますけれども、住宅リフォーム制度が実施されたのが2011年。現在は、実施8年目ですが、この制度、本当に好評ですね、工事を発注する一般家庭の人も工事を受ける受注する業者の方にも大変喜ばれており経済効果も確認をされているというものです。今、全国各地の自治体では、更なる経済効果が期待できるとして商店版、ここで言えば店舗リフォーム助成制度ですけれども、これまでも本議会に取り上げて要望しておりますが、現在、実施されているのは中心市街地のエリア内。これを奄美市全域に私は、広げるべきだと思いますけれども御見解をお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは商店版リフォーム制度の実施ということについてお答えいたします。本市の中心市街地で実施しております店舗リフォーム制度につきましては、中心市街地活性化基本法に定義された要件を満たす区域を指定し、奄美市中心市街地活性化基本計画に位置づけた事業を実施しているところでございます。また、中心市街地の活性化施策は、国の掲げるコンパクトシティの実現に向けた方針を踏まえ、中心市街地に特化した事業として実施しているところでございます。本事業は、中心市街地において、商業集積の立地促進を図るため、インセンティブを設けることにより区域内でのリフォーム工事を促進することを目的としております。しかしながら、これまで対象地区外から店舗リフォーム支援に対する要望等も出ていることも十分認識いたしておりますので、本市としましては、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。以上です。

17番（崎田信正君） 他の自治体でも店舗リフォーム制度は、あっちより持っていますよね、今、部長が言われたように、やっぱり中心商店街の活性化というのが主な目的になっているんですけれども、奄美の場合は、もちろんそういうことは横並びでもいいんですけれども、それだけに捉われてはいけないという事情があると思うんですよ。それは、何回も言っているように世界自然遺産登録を目指している。その前にLCCがあったり、それからいろんな制度で観光客増えていますよね。皆さん方もお気づきだと思うんですけれども、町の中、走っていた、「わ」ナンバーの車、つまりレンタカーが多いですよ。レンタカーというのは、中心商店街に向かってももちろん走ってくるのもありますけれども、奄美全島を走るためにレンタカーを活用するわけですよね。そういったときにですね、中心商店街だけじゃなくて奄美市全体のお店を活性化する。例えば、笠利町なんかと同じだと思うんですけれども、あやまる岬あっていろんなところあるときに、商店が点在をしているけれども、そこにより入り易い、車を運転していてですね、何かいったときに入り易い店に改造したいという人がいるのか。いないのか。私も調査していませんから分かりませんが、たぶん私も自分で車を運転していて、店に入りたいといったときに、やっぱり店構えを見て素通りすることもありますよ。そういったときにですね、これから世界自然遺産あるいは外国の観光客を迎えてという時に、奄美全体の経済効果、奄美市全体ですね、経済効果を考えたら今、中心商店街だけに限らないで2年後には、世界自然遺産目指しているわけですから、今から取り組まないと本当に乗り遅れちゃうということになると思うんですよ。どれだけの要望があるのかを含めてですね、調査をされて、検討課題だと言われましたけれども、急ぎの検討課題ですよ。来年の市政方針に予算案に出てくるようなことでもいいぐらいのスピード感を持って取り組むべきだと思いますけれども、そのあたりの考えをもう一度お聞かせください。

商工観光部長（武下義広君） お答えします。この商店街のリフォームにつきましては、先ほど説明しましたように、当然市において中心市街地商店街が非常にそこを支援していこうということで特化した事業でやっているものです。その中でまた高齢者につきましては、例えば宅配サービスとか、その付近の施策のほうも検討しながらですね、またその中で、また議員がおっしゃったことなども含めまして、し

ばらくちょっと検討をさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

17番（崎田信正君） 急いで検討して、また次の議会では、その検討結果についてお尋ねしますという質問になろうかと思いますが、よろしくお願いします。

次に、社会保障・福祉制度の充実についてです。社会保障・福祉制度ですが、この件につきましては、毎年、他の会派の皆さん方もそうですが、予算要望書を出されております。私たちが市長の市政方針に併せて豊かな福祉社会の形成という項目がありますが、同じ項目でこのときは、34点にわたって要望を出しております。もちろん、すべてが必要なものだから要望書で出しているわけですが、今回は、より具体的に時間の関係もあって3点に絞って質問したいと思います。

まず最初に、国保税の算定で子ども均等割の軽減制度の導入についてです。均等割は、これは子どもに限らず家族全員に課せられるわけですから、あえて子ども均等割ということにしています。この件については、先の第2回定例会で40歳未満の夫婦と小学生の子どもが2人の4人家族を例にして、この家庭では、借家に住んでおれば月20万円の収入があったとしても、これは生活保護基準以下になるんだということを明らかにしました。そして、この家庭で国保税が2割減免の対象であっても年額20万円を超えるわけです。そして、子どもが多い家庭の多子減免・子どもさんが3人目からは均等割をなくすとか、あるいは半額にするとか、そういった制度をもって少しでも援助しようというのが、温もりのある市政の姿じゃないか。是非取り組んでいただきたいということで答弁をもらわずに、そこで質問を終わっているわけですから、今回その答弁をお聞きをしたいと思います。

市民部長（前田和男君） お答えさせていただきます。本市の国保財政状況につきましては、平成29年度決算で約4億円の累積赤字を生じており、この累積赤字解消のため平成30年度も2億5,000万円の法定外繰入を行い、現在、赤字解消に取り組んでいるところでございます。お尋ねの市独自の子どもへの税額の均等割軽減制度については、法定外繰入に頼らない中で検討すべきではないかと考えております。したがって、まずは早期の累積赤字解消に向け全力で取り組んでまいりたいと思っております。御提言の内容につきましては、赤字解消後の検討課題とさせていただきたいと考えているところで

17番（崎田信正君） 赤字解消後って、いつになるんですか。

市民部長（前田和男君） 現在、ここ2年ほど2億円前後の赤字解消を進めています。なるべく早期の赤字解消ということで今年度も職員一同、頑張っておりますので、是非見守っていただきたいと思います。

17番（崎田信正君） ここ2年、赤字解消している。それ2億5,000万円の一般会計の繰り入れがあつての話ですね。それを考えれば、まだまだ先だということになるんですが、一つは評価をしておきたいのは、奄美市は、平成28年度に国保税の改定を行っていますよね。このとき中間層の負担が大きいとして国保税の総額を上げることのないようにということで今言われたように担当者の皆さん本当に頑張ったというように思いますよ。現在の体系になっているわけですが、例えば国保税の医療分だけをとると、県内19市の中では、均等割は2万円以下となっているのは2市しかない。奄美市と日置市。その日置市は、2万円以下ですが、1万9,500円ですね。奄美市は、なんと1万1,400円なんです。それだけ均等割を安くして、この中間層をという努力をしているというのは評価したいと思います。ただこのときの国保税の改定、私、反対しました。それは、いちばん低所得者のところが増税になると。これがなければ喜んで賛成したんですが、そういったこともありましたので、今回は、均等割をすぐすると、今の実情では、私もなかなかそういう答弁はないなと思いましたけれども、全国

は、これは進んできているんです。先の給食の無償化と一緒にね。だから、一緒に取り組んで同じように考えていただきたいというふうに思いますので、早く赤字を解消して頑張っていきたいというふうに思います。

次の水道料金の軽減と減免制度の拡充についてです。この件についても毎年、決算・予算委員会で言っておりますけれども、水道料金を軽減するために制度を改正して従量料金を安くするということが必要ではないかというふうに思います。水道を多く使うのは、お風呂だと思いますね。また、水洗便所でないところは、水道の使用料は、他の家庭と比べて少ないのではないかと思います。お風呂がなければ逆に銭湯に通うということで、お金が余計にかかるわけですから。また、高齢者の1人暮らしでは、節約志向といいますか、そういった人は水道の使用料は、少ないというふうに思います。現在、10立方メートルまでを1単位としている料金体系を区分して、負担の軽減を図ることが必要ではないかと思えます。これ来年10月から安倍自公政権によって消費税が10パーセントに増税になりますね。生活保護費のほうは、引き下げ、年金は一向に上がらない。そういった状況の中で市民の暮らしを考えたときにね、市が打てる対策として公共料金、電気料金なんかは、燃料会社、民間ですからそういうわけにはいかないでしょうけれども、そういった立場で踏み切ることが必要だと。できるところから福祉減免ですね。まず、これだったらできるんじゃないかというところから踏み切るべきだと思いますが、御見解をお伺いをしたいと思います。

上下水道部長（橋口義仁君） 現在、水道会計は、現状経常利益をあげておりますが、人口の減少や節水意識の向上等により水需要が減少し、給水収益が年々減少していくものと予測されます。そのような中、既存の送配水管の老朽化に伴う更新事業及び耐震対策事業が見込まれることから、今後多額の費用が必要になってまいります。御提案の福祉減免につきましては、減免対象となるケースの選定も含め、そのような状況も加味しながら現在策定中であります。資産管理いわゆるアセットマネジメント及び経営戦略の中で検討していきたいと考えております。

また、料金体系の細分化につきましても、シミュレーションから減収が発生することが見込まれており、福祉減免の件と同様にアセットマネジメント及び経営戦略の中で検討していきたいと考えておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

17番（崎田信正君） そういう答弁は予測してたけど、水道の料金というか、特別会計でこう企業会計でやっていますから、これだけで見るんじゃなくて、奄美市民の暮らしがどうなっているのかというのを常に頭に入れながらですね、消費税上がったら困るだろうと、生活保護費は下がったら困るだろうと、そういう人たちは、どういう生活をしているんだろうなということを頭に思い浮かべながら、じゃ料金どうしようかということのを是非考えてくださいね。そこに人がいるんだと、市民がいるんだと。この数字だけを見るんじゃなくてですね、そういう思いで自治体の職員の皆さん、国保なんかも同じで介護もいっしょですけどね、そういった立場でやってもらいたいと思います。

次に、生活保護世帯のクーラー設置の現状についてお伺いをします。この間、お話が出ているように、奄美では、最高気温は32度、上がっても33度。気象庁の調査を見てみると、最も高いときでも33.8度でした。真夏日はあっても35度以上となる猛暑日は記録をされておられません。しかし、病気等で体力の衰えている高齢者の方には、30度を超える温度は、やはり命にかかわる心配があるのではないかと思います。その対策に有効なのが、クーラーの設置ということになります。これまで生活保護世帯には、クーラーの設置が、認められておりませんでした。近年は、クーラーを所有していない生活保護世帯では、支給される生活扶助費は本当に少ない。扶助費を何とかやりくりして借金で購入することが認められるようになってきておりましたが、これではあまりにも経済的負担が大きいものですから、ようやく厚生労働省は、これを一時扶助で購入することを認めるという通知を6月24日に出したということです。この通知に基づく奄美市での生活保護世帯でのクーラーの設置状況というのが、どう

なっているのか。また、その対応についてお伺いをいたします。

福祉事務所長（中村博光君） 生活保護世帯のクーラー設置の現状及び一時扶助の対象に追加された基準支給要件についてお答えしたいと思います。国内各地で熱中症による健康被害が増加している中、厚生労働省は、「生活保護法による保護の実施要領について」の一部を改正し一時扶助として冷房機具の購入費用の支給を認めることといたしました。

支給要件といたしましては、本年4月1日以降に生活保護を開始した世帯で7月1日時点で冷房のない世帯。それから災害等により喪失し、災害救助法等の他の制度からの措置がない場合。犯罪等により被害を受け、または生命身体の確保のために新たに転居する場合等で冷房機具がなく熱中症予防が特に必要とされる者が、高齢者とか障害者、子ども等でございますが、いる世帯というのが対象になっているということでございます。

今回の改正の支給要件に該当する世帯は、本年4月1日以降に保護開始となった世帯が51世帯ございます。その中で冷房の持ち合せがない世帯が25世帯。そのうち支給要件に該当する世帯は、7月末現在で18世帯となっております。支給の対象となる世帯につきましては、それぞれのケースワーカーが説明や相談に応じているところでございますが、今日現在でクーラーを設置したという世帯は、今のところはないということです。以上です。

17番（崎田信正君） 今のところないということですが、過ごし易い夏だったかなと、奄美ではね。それで熱中症による被害もなかったのかなと思いますが、クーラーをつければですね、当然、電気代が上がるんですよ。そこがやっぱりネックになるわけですよ。そういった意味では、今後、クーラーを取り付けた場合、ケースワーカーの方が、その人の、元気な人は、ほっておいても大丈夫かも分かりませんが、そうでないところについてはですね、やっぱりケースワーカーが、こまめにというわけにはいかないけれども、きちんと訪問して、その人の体調管理もできるような仕組みをつくっていただきたい。あるいは電気会社などによってライフラインが止められるというような状況があれば、連携を密にしてですね、すぐ対策が取れるような、そういうシステムが必要かなというふうに思いますので、今後の動向を見ていきたいというふうに思います。

次のオスプレイについてです。昨日、閣議員も質問されておりましたけれども、今、全国で問題になっているのがオスプレイ。奄美、沖縄だけの問題ではなくなってきました。7月19日に九州防衛局に緊急着陸及び低空飛行にかかる対応について要請をされております。要請項目は3点ですね。そこでは、報告を求め情報提供を求めているということになっていますが、そういう報告があつて情報提供などがあつたのか、どうか。お伺いをいたします。

総務部長（菊田和仁君） まずですね、今、議員おっしゃられましたとおり、5市町村連名で九州防衛局へ要請書を提出したということ踏まえまして、そういった後にですね、その後に8月14日に4度目となる緊急着陸があつたわけですが、この緊急着陸のその日、当日でございますが、米軍から防衛局を通して奄美市に報告があつたところです。内容についてはですね、緊急着陸に至った経緯、それから離陸までの状況について、その日のうちに米軍から防衛局を通して奄美市へ報告はいただいております。以上です。

17番（崎田信正君） 今後ともこういうことはないようにお願いしたいと思うんですが、きちんと報告は受けるようにしてくださいね。すばやく。私が気にするのは、現在、奄美の空を飛んでいるのは米軍のオスプレイです。日本は持っていませんから。今度、陸上自衛隊でオスプレイを持とうということになっております。当然、日本人パイロットということになれば訓練も行き届いていないだろうと思いますが、どこでどう訓練するか分かりませんが、当然、奄美上空を飛ぶようなことがあつてはならないと

思いますけれども、これらのオスプレイが、自衛隊基地が建設されることによって当然のように飛来して来るのではないかなという心配がある。こんなことあってはならないと思いますけれども、このことについて、どう捉えているのか。見解があればお示してください。

総務部長（菊田和仁君） どのような状況の中ですね、あるいは、どのような事態を想定しての飛来なのか。ちょっと私どもは、今、想定しておりませんが、情報を持ち合せていない中での答弁は、控えさせていただきたいと思いますが、当然ながら市民の皆様の安全・安心が第一でございますので、仮にそのような情報があった場合は、市民、市議会の皆様と情報を共有して適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

17番（崎田信正君） 相手から納得いくような情報が事前に来るというような状況ではないと思いますね。これまでの経緯を見てみると。ですから陸上自衛隊佐賀空港に17機ですか、配備をしようとしているのは当然、奄美にも影響があるのかどうかというのは、心配したら、こちらから聞くというのも重要だと思うんですよ。そのときに答弁は、相手方の答弁はないと思いますけれども、そういった動きを示していくというのは、当然、市民の安心・安全、米軍は駄目だけれども自衛隊はいいということにはなりませんから、オスプレイは同じアメリカから買うわけですからね。そういったことでは、もっとこの件については、緊張感を持って奄美が、本当にどんなふうに軍事的に組み込まれていくのかということが、緊張感を持って見ていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。まだ、ちょっと先の話ですから、またいずれ、このことについてお聞きする機会があると思いますので、そういった心配があるということだけ伝えておきます。

次のふるさと納税です。この間、いろんな議員の方が言われてますが、総務省の資料によると、ふるさと納税の三つの大きな意義が示されております。一つは、納税の大切さを自分ごととして捉える貴重な機会。二つ目は、人を育て自然を守る地方の環境を育む支援。三つ目に自治体間の競争が進むこととあります。この自治体間の競争という点については違和感を覚えるんですが、平成29年度は、5,339件、4億3,052万円という実績を残している状況の中で総務省が示すこの3点について、どのように評価をされているのか。また、これが一過性のもの、つまりブームとして終わるということは考えていないか。返礼品は、郷土の物産を紹介することによって、地場産業を盛り上げるという効果も考えてのことだと思いますけれども、実際その効果、実績は、どうなっているのか。最後に総務省は、募集に関して、その使途について地域の実情に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知を行って募集するとともに寄付金を充当する事業の募集について公表や寄付者に対する報告を行うということを行っておりますけれども、あと50秒ぐらいですか。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 時間がありませんので、三つの意義については、1点目の納税の大切さ。これは自分の意思で納税先を選択するときや、その税の使われ方を考えるとき納税者は改めて税というものの意味と意義を考え、納税の大切さを自覚する貴重な機会になると。2点目の地方の環境を育む。これは生まれ故郷やお世話になった地域また応援したい地域へも力になる制度であり地方の環境を育てることにつながっているのではないかと。最後に自治体間の競争についてであります。地域の在り方を改めて考えることが他市町村との差異を考えること。つまり奄美らしさや奄美の長所を再考すること。そのことが自治体間の競争となると認識しております。以上です。

議長（師玉敏代君） 以上で日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

自民新風会 安田壮平君の発言を許可いたします。

13番（安田壮平君） 皆様、こんにちは。自民新風会の安田壮平です。長くて楽しい、深くて濃い三日間にわたる今回の一般質問もいよいよオーラスを迎えております。一抹の寂しさを感じているのは私だけでしょうか。それでは一般質問に入ります前にまずは一言所見を申し上げます。今年の夏は、平成最後の夏でありましたが、異常気象といえる現象や自然災害が相次ぎました。6月の大阪府北部地震、平成最悪の水害被害をもたらした西日本豪雨からは今日で2か月。数日前の台風21号の被害も身近になった関西国際空港の惨状に胸が痛みますし、今朝の北海道胆振地方を震源とする地震でも甚大な被害が出ている状況です。主だったものだけでもこんなにありますが、犠牲になられた皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、公共インフラや民間の生活基盤の早期の復旧・復興と被害に遭われた皆様が一日も早く穏やかな日常を取り戻せますよう願っております。事程左様に自然災害が激烈化しています。専門家曰く、私たちの経験則がもはや通用しないと。このことを肝に銘じてお互いに防災、減災に対する日頃の備えを確かなものにしていきたいと念じます。また今年の夏は、一つの時代の終幕を感じさせるときでもありました。8月15日終戦の日、全国戦没者追悼式で天皇陛下は、在位中最後となる追悼のお言葉を述べられました。陛下は、社会から失われつつある戦争の記憶に早くから危機感を持たれており、戦後70年となる3年前、82歳の誕生日を前にした記者会見で年々戦争を知らない世代が増加していきませんが、先の戦争のことを十分に知り考えを深めていくことが日本の将来にとって極めて大切と述べられています。平成も30年、日本の人口の約4分の1が、平成生まれといえます。時代は変わっていく。でも守り継いでいくものはたくさんある。戦争の記憶も、平和への願いも、奄美の日本復帰の歴史も、この島特有の自然や文化も、スットゴレ精神も、子は宝という価値観も、万感の思いを込めて一般質問に入ります。

ここで大変恐縮ではありますが、質問の順番を入れ変えさせていただきます。4番の教育を一番最初に持ってきてまして、その後繰り下げて質問させていただきます。まず、小・中学校普通教室へのエアコン設置について。猛暑が続く近年、文科省も補助を出して設置を後押ししている。本市も導入の可否について議論を始めてはどうかということですが、危険な暑さへの注意喚起がなされ全国的に大規模な豪雨災害が発生するなど、温暖化に伴う異常気象が指摘されている昨今、政府も学校へのエアコン設置を後押ししています。奄美市議会でも同僚議員が、度々提案していますが、導入の可否について行政、教育委員会だけでなく学校、児童・生徒、保護者や一般市民から意見を聞くなど、広く議論を起こしていく時期にきているのではないかと考えますが、見解をお示しください。以下の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長（山田春輝君） それでは、安田議員の御質問にお答えします。小・中学校普通教室へのエアコン設置につきましては、猛暑対策として国の設置支援方針を受け、文部科学省が、エアコン設置費用を例年より大幅増額した来年度予算の概算要求を行う予定となっておりますが、詳細な内容につきましては、現在示されていない状況です。これまでの本市の取組状況としましては、昨年度までに校長室、職員室、保健室、パソコン室、特別教室などに優先的に空調機を設置しており、普通教室につきましては、天井扇風機の対応や教室の窓の開放また各学校における温度・湿度の定期的な定点観測を実施しており、児童・生徒の体調管理につきましても学校側へこまめな水分補給など十分な周知をお願いしているところでございます。昨日も答弁させていただきましたが、国の動向を注視しながら財政面や健康面などの課題について議論し、普通教室へのエアコン設置を検討してまいりたいと考えておりますので御理解をよろしくお願いいたします。

13番（安田壮平君） 昨日、一昨日とこの一般質問でも議論がなされまして、教育委員会の皆様の御理解もだいぶですね、進んできているだろうというふうにお察ししますが、私も去年も一般質問させていただきましたが、以前ある小学校、7月夏休み前、伺ったときに室温が34度、そういった中で非常に子どもたちが汗をかきかき水筒の水を飲みながら勉強をしていたという姿がやはり忘れることができませんし、また今年の夏は、これは外での授業中であつたかと思いますが、大島北高でも熱中症で搬送されたというニュースがありまして、その学校現場でもその熱中症というのがですね、現実の危機になっている状況であります。

また、都会の暑さと奄美の暑さ、気温が5度違うという教育長のお話もあるんですが、いろいろな多角的な観点から見るとですね、奄美は、もう湿度が高いという特徴があります。市役所のエアコン使用のルールに関して言えば、5月以降になると思うんですけども28度でも湿度が85パーセント。要は雨が降ったりしているときは不快指数が80になりますので、不快指数80を超えたらエアコンを使えるようになります。このセンサーコントロールでですね、使えるようにしていると、主に5月から10月ぐらい、11月ぐらいまでだと思んですけども、もちろんクールビズも始まる中でそういう運用をしていると。要は大人でも不快を感じる。暑さを感じるときからもエアコンを使えるようにしているわけでありまして、それは恐らく学校の子どもたちもですね、体温も高いので子どもたちも非常にいろいろ勉強に作業に集中しづらい環境であることは間違いないというふうにも思います。そしてまた、そのスポット的と言いますか、先ほども崎田議員がおっしゃいましたが、猛暑日というのは確かにないんですけども、ただ25度を超える夏日というものは、奄美地方多く年間通じてですね、多く発生していまして、気象庁の過去30年の統計データを見ましても6月から7、8、9と4か月はですね、平均気温が25度を超えている状況です。ちなみに鹿児島市のほうでは、7月から9月の三月、東京のほうでは、7月と8月、ふた月だけが夏日を超えている平均気温ということなんですが、やはりその格段に暑くなるわけじゃないんですけども、やっぱり28度を超える暑さがですね、こう長く続く。5月から9月10月まで長く続くというのが、奄美の暑さの特色だと思います。やはり、そこはエアコンを設置するに十分値する、エアコンの稼働もですね、十分に活かせるそういう環境にあるんじゃないかと思っています。

もう一つ付け加えたいのが、今般、給食センター化による様々な面での財政効果、節減効果、以前の質問など勘案しまして、28億円ということで自校方式を維持するよりも28億円節約できた。今後の維持補修費を考えたらずにそれは大きくなると思います。エアコンの初期費用6億550万円、電気代年間340万円という教育委員会の試算もあります。我々議会は、次の選挙から議員定数2減です。で、毎年議員報酬だけでも1,000万円節減できるわけでありまして、ここを是非電気代にも充てていただきたいというふうにも個人的に思うわけでありまして、このようなことを踏まえて教育長の御見解いただけたらと思います。

教育長（要田憲雄君） 先だってから私は申し上げておりますように、冷房設置をしないとは申し上げておりません。来年度、政府が、是非進めるんだということをニュースでも何度も私は、見させていただいて、これはありがたいことだというふうに思っているわけでありまして、国がやれば当然私どももしなきゃなりません。私も島で生まれ島で育ってずっと島で生活をしてきておりますので、議員よりも遙かに島の生活は経験しているところがございますから、その気温の動向もよく分かりますし、最近の気温の上昇の状況もよく分かっているつもりでございますし、市長さんともいくらか話もさせていただいておりますが、こういう時期になったんだろうなということなんでしょうか。来年度の国の施策の動向を見ながら進めてまいりたいと。ただ、かなりの額がかかりますよね。ランニングコストも相当かかるんです。付けるのは年間3か月くらいですよ。そうしますと、島は塩害がかなりかかってきますから、もう外の施設はかなり老朽化してくるということで、維持費も相当なものだろうということを考え

ながら研究させていただきたいと、前向きに研究したいと考えております。以上です。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。本当かどうかという点ですが、本当に教育長から力強い言葉をいただきましたので、その国の動向、様々な詳細な情報などですね、分かり次第また具体的なそして前を向いた検討、研究をしていただけるものと確信をしております。もちろん、その本当に教育現場にエアコン導入すべきか、それは賛否両論、様々な教育論みんな一人ひとりそれぞれの経験に基づいた教育論をお持ちですので、いろいろあるとは思いますが、やっぱり私自身は、この時代進めるべきだと思いますし、その子どもをですね、暑さから守るというこのメッセージ自体がですね、恐らく子育て世代にも浸透し響いて、そして子育て世代に選ばれる奄美市にですね、なっていくだろうというふうにも思います。奄美市で都会の方がですね、奄美市で子育てをしたいと一つのその材料にもこのエアコン設置が、なっていくんじゃないかというふうにも思いますので、是非また今後の教育委員会ですね、検討、判断の推移というものを信じてお待ちしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続いて（2）笠利から名瀬への高校バス通学支援についてであります。これは最近、笠利町の保護者の方からよく聞く話なんですけれども、高校生が住む地域によってバス通学費補助の有無が存在するというのは公平性に欠けると思われるが、改善に向けてどのように考えるかということでもあります。先日の中学生ひかり議会においても同趣旨の質問がありましたが、笠利在住の中学生で大島北高に進学する者が減る心配があるということで、これまでも補助創設を見送ってきたということでした。理論上は分かりますが、本当にそれが原因で笠利から北高進学者が減るのか。ここはやはりしっかりと検証する努力をしてほしいと考えますし、また全体的な状況を考えますと、住用から名瀬に通学する方には補助がある。また名瀬から笠利に通う方にも補助がある。でも笠利から名瀬に通う方には補助がないという状況ですので、やはりこれは公平性にも欠け、また一部の子を持つ世帯がですね、笠利から龍郷町に流失しているという話も聞きますので、この改善に向けた見解をお示してください。

教育委員会事務局長（山田春輝君） それでは、笠利町から名瀬地区への高校バス通学支援についてお答えいたします。議員御案内のとおり、現在、笠利町から名瀬地区へ通学する高校生へ通学費補助は行っておりません。奄美市が現在、通学費の補助を行っているのは、住用町から名瀬地区の高校へ通学する生徒への通学費補助及び笠利町外から大島北高等学校へ通学する生徒への通学費補助を行っております。住用町から名瀬地区への高校へ通学する生徒への通学費補助については、旧住用村時代からの継続事業で、住用町内に高校がなく町外へ通学になることから通学費の軽減を目的として3分の1の通学費を補助しております。

次に、笠利町外から大島北高等学校へ通学する生徒への通学費補助については、県立大島北高等学校が、生徒減少による存続の危機があり、旧笠利町時代に大島北高等学校教育振興協議会を創設し、笠利町外からの生徒確保を目的に通学費補助として援助しております。合併後も継続し、現在は、バス通学費の3分の2の補助を行っております。直近の3年間の名瀬地区の高校に在学する笠利町の生徒数は、平成28年度が74名。平成29年度が74名。平成30年度70名となっており、そのうちバス通学者は、平成30年度で約3割の23名程度となっております。

現在、笠利町から名瀬地区へ通学する生徒への通学費補助はありません。通学費の負担軽減を考えると貴重な提言だと考えております。今後、笠利町内の中学校から高校への進路選択の動向調査や転出理由などの分析などを行いたいと思います。また、通学費を援助することによる大島北高等学校の生徒数への影響なども考えられますので、多くの方々から御意見をいただきながら、分析などをしっかり行い慎重に検討してまいりたいと考えておりますので御理解をよろしくお願いいたします。

13番（安田壮平君） 局長から前向きな御答弁をいただきましてうれしく思っていますが、今回です

ね、この質問を投げかけさせていただいた理由としては、まず大島北高の存続は、これは大前提です。北高に対する今様々な各種の支援をされていると思いますが、これは今後も続けていただきたいというふうに思っています。そのうえで今年度ですね、私もその笠利北高振興協議会の一員でありますので、いろいろ状況も教えていただいているわけですが、その名瀬の中学校出身者のほうがですね、笠利の中学校の出身者を上回っていると、大島北高の在学者数、1年生から3年生まで、名瀬の中学校出身者は全部で50名。北高に在籍をして、笠利はもう45名になっていると。これは一つには、名瀬からの生徒の確保に成功していると。名瀬の中学生たちに北高の魅力が十分に伝わってきているというふうに思います。今後もやはり力を入れている英語教育などでそれを後押しをしていただきたいと思うんですが、その一方で、その笠利もしくは龍郷の中学生がですね、北高に進学するのは、割合的には非常にまだまだ伸びる余地があるのかなというふうに思います。現状でも笠利の中学生の多くがですね、名瀬か、もしくは島外に出ているという状況でもあります。どうしてその高校を選ぶかということなんですが、やっぱりここは、根本からいったら、やっぱり補助の問題ではないと。やっぱり行きたい高校、行きたい学科、行きたい部活、やりたい部活があると。そこが第一であって、後はそれを決めたくて受検して受かって、そして通学の方法をどうするか。バスにするか、もしくは下宿とか寮を使うとか、いろいろその後が出てくるとは思いますけれども、やっぱり第一義には学校ありきだろうというふうに思います。だからこそ、その笠利在住で北高を選んだ生徒さんたちにですね、補助があったら大高、奄高に行きますかと聞いても、たぶん僕は、割合的にはそんなにいないんじゃないかなと。そんな影響はないんじゃないかというふうに思いますので、是非この生徒さんたちにアンケート取るなりですね、していただきたいと、これは手法としての提案であります。やはり笠利から名瀬に通う、もしくはまた名瀬から笠利赤木名に通う生徒さんたち、おむね月の定期券で3万円かかります。名瀬から通う子には3分の2の補助があるから大体親の手出しは1万円。笠利から通う子は、丸々負担して3万円と。名瀬と笠利のその雇用の状況、所得水準の状況を考えてもちょっと逆転が起こっているんじゃないかなというふうにも思います。どちらも早い時間に子どもを送り出す、弁当を作る、朝5時とか、その前に起きるとか、どちらも苦勞しているけれど、こっちにはそういった支援策があって、こっちにはないという、何か非常に残念な思いをしている親御さんたちも多いんじゃないか。また子どもが二人以上いたらですね、その負担が2倍になりますので、6万円、毎月6万円のバス定期代。このためにパートをする、仕事をする親御さんもいらっしゃるというふうにも聞いています。私自身は、やはり政策目的として北高に対しては、北高通学する生徒に対しては、3分の2の補助を維持していただきたい。でもそれ以外の生徒さんたちにもですね、住用と同程度3分の1。これは笠利からだけではなくて名瀬の中で知根とか芦花部とか崎原とか、ああいったところから遠いところから通う、バスで通う子どもたちにもこういった補助を創設していくことも奄美のその教育に対するですね、奄美市の教育に対する力の入れ具合を示すうえで大事な取組ではないかと思うんですが、度々恐縮ですが、教育長の御見解をいただければ幸いです。

教育長（要田憲雄君） 極めて大切な問題だと思っております。実は、1年ほど前に奥議員に呼び出されて、このことを君は是非解決せんかと厳しく注文を受けました。研究させてくださいと申し上げたわけですが、賛否両論あるかと思うんです。今、議員がおっしゃったことも含めてですね。したがって、私は、北高の今の学校の校長さんの北高に対する思いというのは非常に理解しております、応援もしているところです。校長さんとも親しいもんですから、いろんなその話を聞きながら何とかそういうことができののだろうかということを思ったりして、北高に対する思いを深めてきたところです。先ほど、おっしゃられたようなことについても、やっぱり笠利から名瀬に通う子どもたちに対してどうなのかということも、これは大変難しい問題だと思うから質問をされたであらう。もう少し研究させてくださいませんか。そして北高には委員会もございまして、また私もそういう皆さんのいろんな御意見をお伺いしながら研究してみたいと、長年の懸案事項だと理解しております。すみませ

ん。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。大変真剣な御答弁をありがとうございます。本当に急いで進めるべきものでもない、やっぱりそこは慎重な丁寧な研究と議論が必要だと思いますので、是非そのような進め方で取り組んでいただけたらと思います。少しずつ前に進めていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは（3）に移ります。奄美群島日本復帰65周年にあたって、日本復帰継承事業の詳細について伺いますが、この詳細内容をお示してください。また、それ以外の予算で復帰関連の取組があるのか。また、この事業は、学校教育とも関連しているのか。併せてお示してください。

総務部長（菊田和仁君） 今年度、ふるさと納税などを活用して行われる日本復帰継承事業につきましては、日本復帰を成し遂げた先人の想いや当時の暮らしぶりの様子などを若い世代へ語り継ぐために、奄美市、潮鳴会、奄美群島の日本復帰運動を伝承する会を中心に組織する「日本復帰記念の日のつどい実行委員会」で実施いたします。主な事業内容としましては、12月25日に開催される日本復帰記念の日の集いの参加者へ配布するためのパンフレット及び記念品の製作。復帰当時の写真印刷並びにその展示を行うほか、復帰65周年の節目にあたり、復帰を体験された方々の体験談を後世に残すべく、インタビュー映像記録などを予定しております。

また、ゼロ予算での取組といたしまして、広報紙において特集ページの連載や体験談の募集をしているほか、奄美市ホームページにおける復帰関連特集を予定しております。今回、製作するパンフレット、写真、映像などは、インターネットでの閲覧も可能なものとし、小・中学生への周知や教育現場での活用は元よりこれまで関心の低かった若い世代や、島外への方たちにも、改めて奄美群島の日本復帰に思いを馳せ語り継いでいただけるきっかけになればと考えております。

このほか、今年度の奄美市紡ぐきよらの郷づくり事業におきましても、奄美群島の日本復帰運動を伝承する会に対する助成を決定しており、子ども向けの副読本の冊子発行を予定しているとのことでございます。このように復帰65周年を迎えるにあたり、当時の様子や先人の想いを次世代へ継承するため、各民間団体と一体となって取り組んでいるところでございます。以上です。

13番（安田壮平君） 非常にその民間団体と密に連携を取りながらですね、様々な盛りだくさんの内容ということで、とてもいいなと、すばらしいなというふうに思っています。学校教育にも使えるような内容ということで是非活用していただきたいと思いますが、冒頭、所見で申し上げましたその戦争の歴史、そしてまた奄美の場合は、やはり本土復帰の歴史とですね、やっぱり切り離せないセットで受け継いでいかないといけない大事なもの。もう今年が65周年ってことなので、当時10歳の方ももう75歳になっているということで、いかにこれを何を受け継いでいくか。何を大事に残していくかということとをしっかりと考えて実行しないといけない時期なんだろうというふうに思います。

②の小・中学校の教育について、この日本復帰の歴史をどのように取り入れていこうかという質問ですが、やはり奄美市教育行政の基本方針として、地域に根差したふるさと教育、奄美の子どもたちを光に、やはりこのモットーにですね、正に欠かせないこの復帰の歴史も大事な一つの要素だと思いますし、そしてまた先日の中学生ひかり議会でもやはり中学生たちの質問でですね、島口、島唄伝統文化に関する意識の高さというものを非常に強く感じました。

また、先日の学力向上フォーラムでも講師の方が、島には夢があるということで、今、奄美の子どもたち非常にアイデンティティーがですね、奄美に対する郷土愛、愛着、アイデンティティーが高まってきているというふうにも感じますので、本当にこの教育長はじめまた先達の先輩たちが作り上げてきた今のこの教育環境の中でですね、しっかりこれを取り上げていただきたいというふうに思うわけですが、特定の学校だけでなく全小・中学校において復帰の歴史の何をいかに伝えるかを明確にした教育

が必要と思いますが、見解をお願いします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。奄美群島日本復帰について、子どもたちに教え伝えていくことは、今を生きる私たちに課せられた責務であるというふうに考えているところです。教育委員会では、昨年度から毎年12月1日から25日までの25日間を奄美群島復帰記念月間と制定しまして、市内の各小・中学校でいろいろなそれぞれの学校の思い思いの取組をさせていただいているところです。

具体的な内容としてはですね、復帰記念に係る歌への取組、それから五臓六腑等もありますように係る詩への取組、それから奄美群島復帰記念にかかる歴史講話等のまとめですね。そしてもう一つ、おがみ山の記念碑参拝等を含めて現地学習を含む歴史学習をやってもらうということで、その都度々校長会で指導をしております、各学校でそれぞれに取り組んでいただいているというふうに御理解をいただきたいと思います。

私が感じましたけど、昨年ですね、一昨年でした。歌の声が小さいということで大変お叱りを受けたことがありました。教育委員会は何をしているかと、もっと学校に浸透して指導して、子どもたちにそういう復帰の歌ですとか、朝はあけたりを歌える、そんな歌が歌えるようお叱りも受けましたので、それから私は、校長さん方と話して、とにかく学校で取り組んで歌を歌えるようにせんといかんと。去年は、非常にいい方向に進んだと思っております。それから、その日本復帰の歌ですとか、あるいは朝はあけたり学習をそれぞれの学校で取り組んでもらっているというふうに御理解いただきたいと思います。

それからまた、断食悲願の詩の取組や28校のうち18校で行っております。更に講師招聘による講話や教職員による説話の取組は、20校実施していると。その他の取組としては、日本復帰の歴史を調べる学習に取り組んだり、あるいは文化祭ですとか、その学校の発表会などで日本復帰についての劇を上演している学校もあることは御承知のことだと思います。また、先ほどからありますように、もう年齢が高齢化して、今、体験を経験された人々から先人から聞き取りをして、それを後世に残していく。この仕事は、大変大事なことだということを体で感じ取りましたので、つい先日、その地域のそういう団体がありましてね、これは「さばくりエイト」と言うんですかね、この担当者が、私のところに来まして、教育委員会といっしょになって子どもたちからその地域の体験者から聞き取りをして、それをまとめてはどうかということの話がありましたので、私は、これはかねがね考えておったことでありますから、是非そうしたいということで今後話し合いを進めるようにしているところです。

それから今後ですね、歴史的なそういう経緯を踏まえながら決して風化させることのないように特色ある取組を学校もして、いただきながら25日の日は、一人でも多くの子どもたちが、名瀬小学校に集まれるようなそんな体制もつくっていきたいというふうに考えているところで御理解ください。

13番（安田壮平君） 力強い御答弁ありがとうございます。今、各学校でいろいろと取り組んでいると、様々な取組をしているということでした。更にまたですね、力を入れて、そしてまた奄美の学校を出た子どもたちは、その復帰の歴史について一通りしっかりと把握している。定着をしているという状況がつくりだせるように標準的な教材ですとか、今回の授業で作成するものとかですね、こう共通のバックグラウンドというか、共通の知識がですね、しっかりと持っていただけるようなそういう取組をしていただければと思います。

次に移ります。1番、世界自然遺産登録、IUCNによる勧告事項についてなんですけれども、2点ですが、記載基準クライテリアへの適合の中でですね、IUCNの勧告事項の中のこの中で「北部訓練場返還地の関連地域を加え、推薦の価値を持たない不適切な構成要素を除去する」という部分について基本的な考えはどのようなものであるか。お示しいただきたい。そしてまた、そのうえで六つの勧告事項について、どのような方向性を目指し進捗状況はいかがか。お示してください。

市長（朝山 毅君） それでは早速、安田議員にお答えさせていただきます。6月27日に開催されました奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録候補地の地域の連絡協議会におきまして、IUCNからの勧告事項に対する対応方針の素案が示されたところであります。推薦区域については、行政及び科学委員会等において推薦地と緩衝地帯の境界について再度精査し、国立公園等の保護地域、推薦地と緩衝地帯の適用関係について再検討したうえで地域関係者と調整し、境界の修正を行うと基本的な考えが示されております。それで具体的には、沖縄島の北部訓練場返還地については、返還地の9割にあたる3,700ヘクタールがやんばる国立公園へ編入されることから、それに伴い推薦区域の修正を行うこと。また、「推薦の価値を持たない不適切な構成要素を除去」につきましては、地域ごとに推薦区域について再度精査することとなっております。

奄美大島地域で申し上げますと、特に200ヘクタール以下の区域及び周辺の緩衝地帯について、連続性の確保の可能性を精査することと対応方針が示されております。この対応方針に沿って環境省において推薦区域の調整が進められておりますので本市を含め群島内また沖縄島北部、その国と県と連携を図りながら進めているところでありますので、御理解いただきたいと思います。なお、後段の部分については、担当部長に委ねますのでよろしくお願いします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） それでは、六つの勧告事項がありましたが、それについて御説明させていただきます。まず1点目の「構成要素の選定や連続性、種の長期的保護の可能性等について再考すること」及び2点目の「沖縄島の北部訓練場返還地を必要に応じて推薦地に統合するなどの必要な調整を行うこと」については、先ほど市長が、お答えした内容と同じになりますので、3点目を申し上げます。3点目の「土地所有者や利用者の推薦地の戦略的及び日常的な管理への参画と私有地の取得等を進めること」については、前段部分が、遺産価値や管理に関する関係団体、住民との連携を強化すること。普及啓発戦略を策定し対象ごとに効果的かつ戦略的な普及啓発を実施すること。後段部分が、買収計画に沿った土地の公有地化の実施などが示されております。続きまして、4点目の「奄美大島ノネコ管理計画の採択及び実施予定等、侵略的外来種の駆除管理の取組を評価し、既存のIAS対策を、推薦地の生物多様性に負の影響を与える他のすべての種を対象に拡大すること」については、前段部分が、ノネコ管理計画に基づく対策の確実な実行。後段部分が、侵略的外来種の普及啓発を含む防除を推進するとともに地域の関係団体などとも参画する取組の検討。意図的、非意図的侵入防止のための管理体制・適正飼養の管理体制の検討など水際対策の検討を取り組むことと整理されております。5点目の「主要な観光地域において、適切な観光メカニズムや観光管理施設等、観光開発計画及び訪問者管理計画の実施を追求すること」については、金作原における適正利用に向けたルールの導入、三太郎線におけるナイトウオッチングに関する観察ルールの作成の検討。三太郎線におけるナイトウオッチング等の利用適正化に向けた検討を取り組むことと整理されております。6点目の「絶滅危惧種の状態・動向、及び人為的影響及び気候変動による影響に焦点を当てた総合的モニタリングシステムを完成し、採択することについては、モニタリング計画の策定と実行に取り組むこと」と整理されております。

これらの対応方針にて、IUCNの勧告内容を分析し、対応に向けた方向性を整理されましたので、今後それぞれの項目について地域部会及び関連する行政機関・団体での調整にて実施主体を含め詳細な取組内容について精査することとなっております。いずれの取組につきましても国・県との連携及び市民の皆様の御協力を図りながら、これまでの取り組みの継続及び新たな取り組みの実施を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

13番（安田壮平君） 詳細な御答弁ありがとうございました。いずれを聞いても、もう既に始まっている。取り組んでいる。進捗していることが多数盛り込まれていますので、もうしっかり進められているんだらうなということで安心しました。ただ1点だけなんですけど、この「推薦の価値を持たない不適切な構成要素を除去」という部分で具体的には、200ヘクタール以下の土地の扱いについてなんですけ

ど、今いろいろ精査をしている最中だとは思いますが、これについては、方針としてですね、本当にそれを除外するのか。あるいはまた広げる形でですね、コアゾーン・バッファゾーンに含めていくのか。そこすごく大事だと思うんですが、これについて何か情報ありましたらお願いします。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 奄美大島本島で申し上げますと、9の地区に、区域に分かれておりますが、そのうちの七つが200ヘクタール以下というふうに環境省のほうから示されております。その200ヘクタール以下をつないで全体を広くする方法。また除外する方法。今、環境省のほうで、地権者とか、いろいろ交渉したりとか、いろいろこの件については、環境省のほうが主管に、国のほうになるものですから今現在、環境省の方で進めておりまして、それに対して情報の提供、そういったので協力はしているところなんですけど、まだ最終的に、くつつけるのか、また除外するのか、そういう方針は、正式には示されていないということでございます。

13番（安田壮平君） 分かりました。今後、長きにわたる保全と活用という観点からですね、できればやっぱり、その広い範囲で回廊という形で動植物が移動できるようなですね、そういう保全の在り方求めていただければと、ただ、やっぱり地権者の問題があつて、そしてまた2月までという期限もありますので、非常に難しい交渉、精査だと思うんですが、是非奄美市としてもしっかりと連携してですね、進めていただきたいと思います。

続いて2番。ふるさと納税に移ります。ふるさと納税を通じた奄美市応援者の増加に向けて寄付者のリピート率の状況はいかがでしょうか。

プロジェクト推進監（満永亮一君） ふるさと納税のリピート率という御質問なんですが、ふるさと納税の寄付者のリピート率につきましては、平成30年3月31日、29年度末なんですけど、現在でふるさと納税は、述べ8,973名の方に寄付をいただいております。そのうち2回寄付された方は947名。約10.6パーセント。3回以上寄付された方は272名。約3.0パーセントであり、リピート率全体といたしましては1,218名。約13.5パーセントという数字になっております。リピート率の算出方法にいたしましては、今回は、ふるさと納税が開始された平成20年から平成28年6月までのエクセルの管理データと平成28年7月からのふるぽ等のシステムデータを合算し集計させていただいております。

また、複数回頼まれるリピートの方の代表的な返礼品につきましては、フルーツなどの季節ものや日常生活で使用するコーヒーやパン、調味料、お酒類が多くリピートされていると分析しております。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。13.5パーセントということで、私の直感的には結構いらっしゃるなと。ただ、ほかと比べる術を持たないので、そこはミスターふるさと納税にちょっと聞いてみようとは思いますが、でもやっぱりそのリピーターがですね、奄美の応援者が増えていくというのは非常に喜ばしいことではないかなと思います。ちなみに参考までに伺いますが、奄美市民の方で他自治体に寄付をされている方、これは把握されていますか。

プロジェクト推進監（満永亮一君） ふるさと納税におきまして奄美市民が他市町村に寄付した件数、金額につきましては、平成28年1月1日から12月31日までは、177名の1,745万1,500円となっております。平成29年1月1日から12月31日は、246名の2,403万2,000円となっております。以上です。

13番（安田壮平君） 参考までに伺ったわけなんですけれども、もちろん今ふるさと納税を通じて、その災害復興支援とかですね、様々な目的でされる方もいますので、止めるわけにはいかないんですけれ

ども、参考までに伺わせていただきました。できればやっぱり地元をしっかりと応援していただきたいという思いがあります。そのふるさと納税の効果というものの非常に年々高まってきているその重さですね、その重要さがだんだんいろんな方々に伝わってきていると思うんですが、その何に使うか。何に使ったかをですね、報告、公表、これがですね、やっぱり今後もその奄美市に寄付をするリピーターの方、始めての方も含めそういう方を定着していただく大事な要素じゃないかなというふうに思います。やはり、この活用状況の情報を積極的に発信していくことが大事だと考えますが、奄美市として現状どうしているのか。また今後どのように考えているのか。お示し願います。

プロジェクト推進監（満永亮一君） 奄美市では、平成29年度からふるさと納税による寄付を財源として、ふるさと納税等活用事業を実施しております。本事業は、市内小・中学校の電子黒板やタブレットを整備した「学校ICT環境整備事業」や奄美博物館の高倉、奄美の民家を改修した「奄美の伝統的建築の技術保存伝承事業」、ファンシーサイクルなどを整備した「あやまる岬観光公園遊具整備事業」など事業を実施したところであります。

活用状況の公表につきましては、「学校ICT環境整備事業」の電子黒板や「あやまる岬観光公園遊具整備事業」のファンシーサイクルに、ふるさと納税活用事業で導入したとされたことが分かる、「ふるさと納税活用シール」を作成し貼付させていただいたところであります。このことにより電子黒板またはファンシーサイクルを利用する方が、このシールを見ることで、ふるさと納税による寄付金が活用されていること。また、ふるさと納税を知ってもらうことにつながるのではないかと考えております。

そのほか、市の広報紙やホームページをはじめ、本市が利用しているふるさとチョイス、ふるぽ、楽天、フェイスブックなどを通して活用状況を順次、公表・発信する予定でありますので、よろしく願いいたします。

13番（安田壮平君） 非常にこれも進めていると、寄付でいただいた買った物品については、そのシールを貼って、その恩恵が市民にも分かるようにしているということですので、これは是非応援しますので、是非どんどん進めてください。そしてまた、寄付者の方にもですね、しっかり報告をしていただいて、それがまた将来のそういったフィードバックにもつながっていくと思いますので、進めていただきたいと思います。

先ほど答弁の中で今年度ですね、寄付の現況が知らされまして、この調子でいくと本当夢の10億円代もですね、到達するんじゃないかと、そしたらもしかしたらエアコンの財源もできるんじゃないかというふうにも思いますので、また夢を持って期待をして推移を見守っていきたいと思います。

続いて3番。地域おこし協力隊について伺います。これまでの成果や本市としての課題は何か。お示し願います。

総務部長（菊田和仁君） 本市におきましては、奄美大島DMO構築事業と世界で活躍するグローバル人材育成のそれぞれ異なる課題に取り組むため、平成28年6月から男性1名、女性1名を地域おこし協力隊として採用しております。現在、男性のお名前は長瀬さんですが、長瀬さんについては、奄美大島DMO構築事業に従事し、ウェブサイトの運営や観光コンテンツの充実に取り組んでいただいているほか、あまみ大島観光物産連盟が実施している来島者アンケートにおいても、マーケティングの分析に携わるなど、これまでのキャリアを活かして、奄美大島の観光振興に貢献していただいております。また、任期終了後の定住に向け、御自身の店舗を立ち上げ、新たな特産品の開発に取り組むための研修会などにも積極的に参加いたしております。

女性の谷さんにつきましては、グローバル人材の育成に向けて、御自身の舞台経験を活かした小・中学校での出前授業のほか、平成28年度の「ガジュータ」公演や本年3月には、一般有志の参加者約40名とともに創作舞台、「奄美deパフォーマンスアート」を上演するなど、舞台活動にも取り組まれ

ています。現在は、生涯学習講座でクラシックバレエ教室を開催するなど、広く市民に向けた活動に御尽力いただいております。また、今後の自立に向け、個人でもクラシックバレエ教室を開催するなどの取り組みも行っております。

御質問の本市における地域おこし協力隊の課題でございますが、任用期間を通して自立に向けた活動計画の重要性を実感しているところでございます。現在、お二人とも自立に向けた活動に取り組んでおられますが、地域おこし協力隊としての活動と並行しながら、限られた時間の中で、今後の生活設計についての見通しを立てている状況でございます。したがって今後は、採用段階から自立・定住に向けた活動計画を立ていただき、隊員と積極的に協議を重ねながらサポートを行っていくことが望ましいと感じているところです。以上です。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。やはり課題としては、そういったところ確かにあるんだろうなというふうに思います。大島内各町村聞きまして、瀬戸内は、これまで地方創生の中では4名。大和村4名。宇検村2名。龍郷町2名ということでしたが、それぞれにいろいろ課題など聞いてみたんですが、やっぱり今、部長、答弁あったようなことがですね、課題として挙げていただいていたんですが、でもやっぱり、そういう課題が確かにあることは事実なんだろうと思いますけれども、やっぱり来年度以降ですね、是非ともそういった外部の若くて多才な人材の方々に来ていただいて、例えば笠利町や住用町などに配置をして、外からの目でその地域の魅力を発掘していただくことも大事な取組じゃないかなと思うんですが、今後の展開をどのように考えているか。お願いします。

総務部長（菊田和仁君） 今後の地域おこし協力隊の採用の件でございますが、現在、隊員の募集は行っていない状況でございます。本市といたしましては、現在、採用しております2名の方が、初めての地域おこし協力隊として、来年5月末に任期終了を迎えることから、今後の制度活用に向けてもこの間の検証をしっかり行ってまいりたいと考えております。また、議員のほうからもお話がありましたが、笠利や住用地区での地域おこし協力隊の導入などの件も含めまして、地域の実情に合った活動内容を設定することが重要であると考えております。まずは、庁内において地域おこし協力隊を募集する案件の調査や地域の課題を整理し、必要に応じて新たな隊員の募集を検討してまいりたいと考えております。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。本当その方の人生をかけて奄美に来ていただくわけですから、やっぱりその重さというか、そこを受けとめる大変さはあると思います。でも今やはり都会の方で離島に行きたい。地方に行きたい。そういう方がいらっしゃることも確かでありますので、是非そのへのマッチング上手くいくように、そしてまた、お互いの思いがですね、通ずるような取り組みをやっていたいただければと思いますので、是非お願いをして次に移ります。

最後、選挙、市長選、市議選における選挙運動用ビラの解禁についてなんですが、一括でお尋ねします。制度改正の詳細はいかがでしょうか。また、その公費負担について県内他市の状況を踏まえて本市として、どのような方針を考えていますでしょうか。お願いします。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） 御質問の制度改正につきましては、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充する目的として、選挙運動に使用するビラの頒布が地方公共団体の長の選挙においては、平成19年3月22日に施行されております。なお、今回の改正は、都道府県及び市の議会の議員の選挙における改正となり、平成31年3月1日から施行されることとなります。この改正により市議会議員の選挙の候補者一人について、頒布できる選挙運動用ビラの詳細につきましては、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラで、選挙管理委員会が交付する証紙を貼ったものが頒布できるビラとなります。

また、サイズにつきましては、A4版長さ29.7センチ、幅21センチ以内で、枚数は4,000

枚以内です。頒布方法についても、新聞折り込みや候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、または街頭演説の場所における頒布の方法に限られます。

なお、市長選挙におきましても届け出、証紙交付、種類、サイズ、頒布方法等は、市議会議員選挙と同様でございますが、枚数が1万6,000枚以内となっております。本市といたしましても、制度の周知や詳細につきましては、候補者説明会を通じて図ってまいりたいと思います。

次に、ビラの公費負担につきましては、平成31年3月1日から施行となりますので、現在、選挙管理委員会において県下18市の意向を確認し、協議を重ねているところでございます。御承知のとおり、公職選挙法では、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会均等や候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度が設けられており、市長選挙や市議会選挙は、条例に基づく制度でございます。

御質問の県下各市の状況につきましては、市長選挙・市議会議員選挙における公費負担を定めている、または定める予定である市は8市。市長選挙のみは3市。予定なしが8市という状況でございますが、予定なしの市におきましては、県下の状況で判断する市が2市含まれております。本市といたしましては、公職選挙法における公営制度の趣旨や県下各市の状況を踏まえ、条例の改正を検討いたしているところでございますので、御理解をよろしく申し上げます。

13番（安田壮平君） ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で自民新風会 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等調査のため明日7日から10日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日7日から10日までを休会といたします。

9月11日午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後3時45分）

9月11日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 橋 口 耕 太 郎 君
3 番 松 山 さ お り 君
5 番 栄 ヤ ス エ 君
7 番 与 勝 広 君
9 番 戸 内 恭 次 君
11 番 川 口 幸 義 君
13 番 安 田 壮 平 君
15 番 関 誠 之 君
17 番 崎 田 信 正 君
20 番 橋 口 和 仁 君
22 番 平 川 久 嘉 君
24 番 伊 東 隆 吉 君

2 番 林 山 克 巳 君
4 番 津 畑 誠 君
6 番 大 迫 勝 史 君
8 番 渡 雅 之 君
10 番 元 野 景 一 君
12 番 竹 山 耕 平 君
14 番 西 公 郎 君
16 番 三 島 照 君
18 番 師 玉 敏 代 君
21 番 奥 輝 人 君
23 番 里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

19 番 多 田 義 一 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 薮 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	菊 田 和 仁 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企画調整課長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
商工観光部長	武 下 義 広 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君
産 業 建 設 課 長	茂 木 幸 生 君	農 政 部 長	山 下 仁 司 君
建 設 部 長	本 山 末 男 君	土 木 課 長	保 浦 正 博 君
建 設 課 長	日 高 英 樹 君	土木課技術調整監	川 上 浩 一 君
上 下 水 道 部 長	橋 口 義 仁 君	下 水 道 課 長	里 嘉 郎 君

9月11日(5日目)

教育委員会事務局 長	山 田 春 輝 君	教育委員会総務 課 長	徳 永 恵 三 君
---------------	-----------	----------------	-----------

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 長	前 田 賢 一 郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
---------	-------------	----------------------	---------

議 事 係 長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君
---------	-----------	-----------	-----------

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程第2号のとおりであります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1，議案第61号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第76号 財産の取得についてまでの16件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案16件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。早速質疑に入らせていただきます。

議案第61号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について、質疑をいたします。

まず最初に、歳入の11ページ，10款1項1目1節地方交付税2億6,831万円について、質疑をいたします。

まず第1に、普通交付税の確定による補正との説明がありましたが、平成30年度の普通交付税の確定額についてお伺いをいたします。

二つ目は、トップランナー方式による普通交付税の市への影響がありましたらお示しをいただきたいと思います。

大きな2番，13ページ，16款1項2目2節利子及び配当1，110万円について。①ここ3年間のエコミューターJACの株式配当額をお示しをください。株式配当でありますから、減額要因は収益の問題だと思いますけれども、収益減の原因をどのように分析をしているのか、お示しをいただきたいと思います。

大きな三つ目，歳出についてであります。25ページ，7款1項4目19節負担金，補助及び交付金500万円について。①本場奄美大島紬購入費助成金の事業内容，事業開始後の年度別の概況を示すとともに、限度額についてはどのようなになっているのかお示しください。

四つ目，25ページ，7款1項5目13節委託料1，300万円及び19節負担金及び補助及び交付金2，250万円について。一つ目，委託料の各事業は今後継続をしていく事業なのか，一過性なのか。委託先など含め事業内容についても具体的にお示しをいただきたいと思います。二つ目は、今回の補正予算負担金2，250万円の事業内容と当初の1，500万円との関連を御説明ください。

大きな五つ目，27ページ，8款2項3目15節工事請負費1億1，572万9，000円について、全体の事業費が幾らになっていて、予算措置された事業費の額と進捗率，今後の工程を示すとともに、完成時の排水量とどの程度の雨量に対応した排水機場となるのか，お示しをいただきたいと思います。

次に、議案第65号 平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。まず第1に，10ページ，2款2項2目15節工事費4，000万円について質疑をいたします。

一つ目，杭基礎補強工事4，000万円となっておりますけれども，これは昨年11月に会計検査院から指摘を受けた15年から16年度に施工した汚水処理槽基礎工事であると思いますけれども，今回の耐震対策の補強工事はどのような工法で行うのか，お示しください。

二つ目，工事で基準が満たせたなら，工事費7，022万6，000円のうち交付金相当額3，862万円の交付金を返還しなくてもいいと報道等も出ておりましたけれども，起債事業として4，000万円の財源を使うことについての見解をお示しいただきたいと思います。

また，庁内のチェック機能，管理体制の充実など，再発防止策はどのように図られたのか，お示しく

ださい。

あとは自席から質疑をさせていただきます。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

財政課長（國分正大君） おはようございます。それでは、回答させていただきます。質問の（１）の①，②，続けて回答いたします。

まず，①交付税の確定額は幾らかということでございます。平成３０年度普通交付税の確定額につきましては，一般会計補正予算書第２号，１１ページ，１０款１項１目地方交付税の計１１億７，００８万円のうち，この中には当初予算で計上してあります特別交付税額８億円が含まれておりますので，これを差し引いた１１億１，００８万円が確定額となります。

続きまして，②トップランナー方式による市への影響額ということでございます。トップランナー方式につきましては，平成２８年度からの普通交付税算定に導入された仕組みであり，歳出の効率化を推進する観点から，民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させるものでございます。導入に当たっては，地方団体への影響等を考慮し，３年から５年をかけて段階的に反映することとなっております。地方サービス改革による調査によって把握することとされている地方団体の業務改革のうち，単位費用に計上されている全ての業務，２３業務になりますが，このうちについてトップランナー方式の検討対象とされており，平成３０年度までに１８業務について導入されているところであります。本市への影響額でございますが，基準財政需要額ベースで，マイナスですが，３，４１０万８，０００円と見込んでおります。以上です。

舩観光課長（島袋 修君） おはようございます。それでは，議員御質問の（２），（３），（４）につきまして，お答えさせていただきます。

日本エアコミューター株式会社のここ３年間の配当額についてお答えいたします。平成２９年度決算に係る配当金額が１，１０９万９，４００円，平成２８年度決算に係る配当金額が２，７６６万８，４００円，平成２７年度決算に係る配当金額が２，５３３万６，８００円となっております。

次に，日本エアコミューター株式会社の収益源の主な原因といたしまして，機材更新を行い，保有航空機が減少したこと及びＪＡＬグループ内の会社でありますＪ－ＡＩＲに路線を移譲したことにより，提供座席数が減少したことで，営業収益が減少した，減収となったものでございます。

続きまして，（３）本場奄美大島舩購入費助成金についてお答えいたします。本助成金の事業内容につきましては，舩の反物を購入し，着物等に仕立てた市民に対し，費用の一部を助成することにより，産地から舩購入の機運を高め，「舩の薫るまちづくり」を推進するとともに，産地在庫解消の契機とし，地域経済の活性化を図ることを目的としております。具体的には，成人式のために着物を作る場合は費用の４０パーセントで上限は２０万円。成人式用を除き，一般の方が着物を作る場合は費用の２０パーセントで上限は１０万円。洋服，小物，その他に仕立てた場合は費用の２０パーセントで上限は５万円となります。なお，対象となる費用は反物の購入費と仕立て費用だけでなく，帯・帯留め・雪駄など，着付けに必要な小物類も含めることが可能となっております。

事業開始後の年度別の概況につきましては，制定初年度の平成２８年度が申請件数１３２件，助成額１，３５２万４，０００円，平成２９年度が申請件数９６件，助成額１，０３２万３，０００円となっております。本年度は８月末時点で申請件数６２件，助成額で６０７万５，０００円となっております。

限度額ということでありましたが，予算の限度額は１，５００万円を想定しております。

続きまして，（４）今回計上させていただきました委託料１，３００万円につきましては，奄美群島振興交付金を活用したリーディングプロジェクト推進枠，いわゆるＬＰ枠にて交付決定をいただきまし

た事業を計上させていただいております。このLP枠事業につきましては、地域特性を踏まえた政策ニーズを具体的に事業化するという目的の下、奄美らしい観光スタイルを構築するための各種事業を予定しており、主にインバウンド対応、クルーズ船対応、着地型観光推進などのテーマを持った事業を推進したいと考えております。これらテーマを持った事業や取り組みについては、一過性のものではなく、次年度以降も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、委託先につきましては、まず、多言語観光案内パンフレットの委託先につきましては、多言語による観光パンフレットを作成可能な業者について入札を行い、委託業者を決定したいと考えております。事業内容は、インバウンド対応のため、奄美大島観光ガイドマップであるのんびり奄美の外国語版、英語、中国語繁体字、中国語簡体字、韓国語を作成する予定にしております。

次に、インバウンドセミナー業務の委託先につきましては、企画コンペを行った上で、委託業者を決定したいと考えております。事業内容は、今後も増加が予想されるインバウンドの受入態勢を構築するために本事業を実施し、接客スキルアップによる集客、売上の向上、外国人旅行者の観光満足度の向上につなげたいと考えております。

次に、食イベント企画運営業務の委託先につきましては、あまみ大島観光物産連盟を予定しており、事業内容は、奄美の郷土食にテーマを絞ったイベントの開催を行い、奄美大島の「食」を通した観光PRに資する事業を実施したいと考えております。

次に、クルーズ客船受入環境整備業務の委託先につきましても、あまみ大島観光物産連盟を予定しております。事業内容は、クルーズ船寄港時の外国語対応や奄美をPRするための歓迎セレモニーやイベントの開催、寄港に合わせた船内でのPR事業などを予定しております。

次に、（４）の②奄美大島負担金補助金２、２５０万円の事業内容と当初予算の１、５００万円との関連をとのこでの御質問にお答えいたします。

奄美大島５市町村が連携して組織する奄美満喫ツアー実行委員会への負担金として、２、２５０万円の補正でございます。奄美市の負担金当初予算１、５００万円と合わせて３、７５０万円が奄美市の負担金総額となります。今回、奄振交付金LP枠の採択を受けたことにより、奄美市の負担金総額３、７５０万円のうち、国と県の補助割合である６割の２、２５０万円を計上しております。

関連との御質問であります。同一事業の増額補正となっております。事業内容といたしましては、奄美への誘客を図り、観光・交流人口の増加を目的として、旅行会社をはじめとする各種団体や個人旅行者などへの助成事業を実施しております。具体的には奄美を訪れる旅行商品の造成や学生のスポーツ・ゼミ合宿、奄美らしいウェディングの誘致などの助成となっております。平成３０年度は新たな取組として体験プログラム利用促進助成事業を行っております。この事業では、奄美の歴史や文化などの地域資源を活用した体験プログラムを観光客の方々に多く利用していただき、新たな奄美大島の魅力、観光需要を発掘することを目的として実施しております。今後も引き続き奄美大島５市町村が連携し、奄美を訪れた観光客の方々に満喫していただけるよう取り組んでまいります。以上でございます。

土木課長（保浦正博君） おはようございます。それでは、御質問にお答えします。住用地区道路冠水対策事業の全体事業は約８億円となります。そのうち予算措置された事業費は今回の補正を加え５億７，７３７万６，０００円となり、進捗率としましては発注額ベースで２８パーセントとなっております。今後の工程につきましては、現在施工中の土地造成工事完了後、水槽及び上屋建築工事と並行して機械電気設備のポンプ、原動機やそれらに付随する機器の制作を行い、平成３１年度に機器の据え付けと場内整備工事を行う予定でございます。

完成時の排出量は７００ミリポンプ２台使用し、毎秒２．５トン排出し、雨量としましては時間最大雨量約８０ミリ程度、２４時間連続雨量約５２０ミリ程度に対応が可能となります。以上でございます。

建設課長（日高英樹君） おはようございます。奄美市公共下水道特別会計補正予算についてお答えいたします。まず（１）の①、今回の耐震対策の補強工事はどのような工法で行うかということでございます。今回、杭基礎補強工事を計上しております施設は、特定環境保全公共下水道赤木名地区の汚水処理槽であります。この施設につきましては、以前、議会全員協議会でも説明しましたとおり、基礎杭と処理槽本体との接合方法が旧指針に基づいて施工されているということで、地震時の強度不足という指摘を会計検査院から受けております。今回の工事におきまして、現在できている処理槽の両側に補強杭を８本ずつの合計１６本打ち込み、底盤を増設し、既設の処理槽と接合させ一体化することで、地震時の横揺れに対する強度を補う工法であります。この方法につきましては、先月末に会計検査員との協議によりおおむね了承をいただいております。

続きまして２番、４、０００万円の財源を使うことについての見解をとということです。今回の件につきましては、補助金返納ではなく補強対策工事を実施するというので、会計検査院との協議がなされておりますが、本来であれば工事に係る費用につきましては、補助率分は補助金で賄われるべきであり、市の貴重な財源を支出しなければならないことに対し、大変申し訳なく、市民の皆様に深くお詫びを申し上げるところでございます。

続きまして３番、庁内のチェック機能、管理体制の充実など、再発防止策をとということでございます。今後、同じようなことが起きないように、再発防止策としまして、委託の成果品を引き受けた後、工事発注までに期間がある場合には、発注前に要綱、指針等に変更がないかを再度確認し、チェックを行い、変更等があった場合には庁内で情報を共有いたします。また、重要構造物等につきましては、県の担当課にも審査をお願いすることとなっております。以上のことなどによりチェック機能を徹底して、再度再発防止に努めてまいりますので御理解をお願いいたします。以上です。

１５番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。トップランナー方式による普通交付税が３、４１０万８、０００円と、影響がありましたと、マイナスになりましたという報告がありましたけれども、交付税自体がですね、平成２８年、去年比べて、１億９、２６０万、１億９、３２２万９、０００円と、かなり大幅減になっておりますけれども、平成３０年度は２９年度に比べて２、５０１万５、０００円の減額ですんでいるということで、かなり２９、３０年度の減額が少なくなっているように思われますけれども、この辺のところの分析、例えば、平成３０年度は、今言った１億１、１７０万円程度、２９年度が１億１、１９５万円ということで、その前の年度を見ますと１億１、３８８万円というふうに、かなりここは減っておりますけれども、その辺の原因をどのように分析をされておるのか、この差額のことをですね、少し答えていただきたいというふうに思います。

それと、２８年、２９年、３０年度の普通交付税、一本算定をしたときにはどういうふうな額になるのか。一本算定の場合の額についてお答えをいただきたいと。３年間、２８、２９、３０をお願いをしたいと思います。

それと、先ほどエアコミューターの問題が出ましたが、非常に懸念しているのは現在、鹿児島・奄美間のダイヤ、ＪＡＬグループが８便、スカイマーク便が２便就航しているようでありますけれども、島民にとって利便性がよくなることは大変喜ばしいことだというふうには思います。しかしながら、今後各社の競合、競争が始まっているわけですが、そういった中で経営不振等になるにつながるのが考えられますけれども、この辺のところの見解がありましたらお示しをいただきたいということが一つ。

二つ目は、先ほど答弁にもありましたけれども、ＪＡＬグループのＪ－ＡＩＲがかなり座席を確保しておるということで収益が減ったのではないかなというふうなことがあります、まさにそのとおりでないかというふうに私も思います。鹿児島・奄美大島間のダイヤやほとんどが、以前はＪＡＣ便で占められていたというふうに思っておりますが、ＪＡＣの経営も好調で先ほどお示しがありましたとおり、株式配当についても２、０００万円代の株式が配当されてきたという実績もありましたが、現在はＪＡＬ

グループ8便のうちJACの就航便は2便、それも朝早い便に集中をしておるように思われますけれども、そういった中で営業収益が低迷し株式配当が減額になったことが考えられますけれども、こういうJALグループ間で航空ダイヤの変更する場合の、例えば減ることが、営業収益が減るのは分かることですから、その辺の対策というのは考えられないのか。その対策としてとるべきことは考えられないのかということが二つ目であります。

あと、紬関係の本場大島紬購入助成金、今、お示しいただきましたとおり、かなり好評であるということからの補正だとは思いますが、それならそのものに対する直接助成も大切でありますけれども、本場大島紬の生産を持続させる観点からも、生産の持続を主とした補助金、補助制度等は当局のほうでどのように考えておるのかお示しをいただきたいと思います。

あと、委託料についてはありましたけれども、一つだけ、奄美満喫ツアーの実行委員会の負担金、かなり高額になっておりますけれども、かなりこれは評判がいいというふうに聞いてはおりますけれども、この辺の実行委員会への負担金というようなことでありますけれども、先ほど、この実行委員会の団体はどのような団体であって、実績報告の確認方法はどのようになされておるのか、お願いいたします。

それと、いわゆる住用の内水の排水対策でありますけれども、少し気になりますのは、平成29年度の繰越額が1億5,418万4,000円と、また、数年間まとめてですね、予算措置がなされるという、前倒しで来るという、その予算の問題については早くとって早くできればいいんですけども、そういう中で限られた人員で仕事はやるわけですから、人員不足で事業執行が遅れるなど、悪い影響面が出てきはしないかというようなことも考えられますけれども、このことについての見解をお示しいただきたいということでもあります。

それと、特に災害防止ということから考えると、一刻も早く完成させることが求められると思いますが、この完成年度は、多くの5億数千万ですから、最初の総事業費のほぼ満額というのが来ているように思われますけれども、その辺の一日も早く完成させるような方法論はないのかどうかについて、お尋ねをしたいと思います。

あと、公共下水道、いわゆる特定環境赤木名の問題でありますが、一つはこのチェック体制等々も再発防止も議論をして出ているようですが、まだまだ成果品の再点検とか、県の担当者と話すと十分に技術的な問題もお互いが共有していきたいということでありましたけれども、まだまだ再発防止としては弱いのではないかなというふうに思いますが、もっと今後、この再発防止策について、しっかりとやっていただきたいと思います、この辺のことについて、もうちょっと踏み込んだ再発防止策というのは考えられないのかどうか、質問をしたいと思います。

それともう一つは、昨年の3月定例会、全員協議会で対応が決まり次第予算を計上して議会に説明したいという答弁をしておりましたけれども、ここに予算が出てきましたけれども、ただ予算を通して委員会で審議して終わりだったのかなというふうに思いますけど、この辺の対応をですね、について、何か見解があればお示しをいただきたいと思います。以上です。

財政課長（國分正大君） それではお答えいたします。2点ございました。一つ目が差額についてです。

議員御案内のとおり、30年度と29年度の交付税の差額ですが、2,500万円の減額です。29年度と28年度が1億9,300万円の減額でした。これらですね、要因ですが、増減はしておりますが、二つあると考えております。まず一つ目が、合併算定替中ですが、この合併後のですね、市町村の姿を踏まえた交付税算定の見直しというのがございました。これによりまして、当初ですね、計画していたよりも落ち込みが抑えられたということが一つだと思います。

もう一つが、2点目がですね、交付税の算定につきましては、その年度年度で各費目で単位費用見直しとかですね、幾つかの手だてがございます。この影響での増減も含まれているのではないかとというふうに分析をしているところです。

次に、一本算定です。順を追って額を申し上げます。まず、28年度が一本算定額が105億6,665万円、29年度が105億7,939万1,000円、30年度が107億7,690万1,000円です。以上です。

紬観光課長（島袋 修君） それでは、御質問が4点ありました。まず1点目、鹿児島路線がスカイマーク等利便性は良くなったが各社の競争が激しくなり、経営不振になることがということでの御質問ですが、JACの経営状況につきましては、当期純利益につきましては減少しておりますが、貸借対照表でいうところの純資産及び総資産については増加傾向にあり、経営状況は健全であると考えています。流動試算が流動負債を上回っており、また、純資産が固定資産を上回っていることから健全な経営状況であると考えております。

2点目の営業収益から配当が減っているということでありますけれども、御存知のようにJACはJALグループの会社であります。JACの株主としましては、日本航空が60パーセント、40パーセントを12市町村で株を持っており、ある意味第三セクターの会社であります。我々、離島であります奄美市、奄美大島5市町村はやはり安定的に今のJACであり、Jエア、JALグループさんが安定的に航空路を維持していただくことを第一に考えております。そういった意味では、そういった安定的な航空路線を維持するために、JAL全体がグループとして高度な専門的な知見に基づいての経営判断を行っておるものと考えており、安定的な航空路線の維持をまず第一に考えていただいているものと考えているところであります。

次に、紬組合の生産の持続に対する補助制度ということでの御質問であります。確かに大島紬の生産反数は、平成29年度に4,000ちょいということで、30年度においては4,000反を切る勢いで右肩下がりの状況であります。やはり、生産もですけれども、売れるというのがまず第一の条件になってきますので、一番の紬組合と協議をする中で課題といたしましては、やはりまず売れることをまず第一に考えることと、あと一番の喫緊の課題になっておりますのが、生産者の高齢者の問題がありまして、次に継ぐ後継者が少ないと。紬の織工さんに対しても補助を出して、織工さんの養成をしてるんですが、織工終わった後に紬に従事したときに、やはり賃金等、経済的理由でその職を離れていくというような問題などもあります。あと、締めであるとか、加工であるとか、後継者の問題等もありますので、今年度、紬組合等協議を行い、後継者育成に対して来年度以降ですね、取り組んでいくための方策を探していきたいと考えているところであります。

次に、満喫ツアーの委員会の負担金、この団体につきましては、構成5市町村の担当課長、ここの委員長を市の観光産業部長が委員長になり、あと大島支庁の観光担当、あと物産連盟等がその構成団体となっております。年に一度ですね、実績報告ということで、昨年度の決算、事業報告及び次年度の予算と事業計画等を策定しているところであります。以上です。

土木課長（保浦正博君） 2点ございました。まず1点目につきましてですね、議員御指摘のとおり29年度からの繰越額が1億5,400万余りということでございます。現状を申し上げますと、現在、29年度繰越事業であります造成工事と、併せて、杭基礎工事を今月発注予定でございます。これをもって29年度事業は発注が終わるということでございます。そのあと30年度予算もでございます。確かに、職員に係る負担等はあるとは思いますが。ただし、これは土木課として職員間協力し合ってやっていく、また、住用支所との連携も図ってですね、円滑に進めていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の一日でも早くということにつきましては、私どもとしましても、やはり22年豪雨災害以降、西仲間と石原地区の冠水、排水、浸水に対する、やはり不安を取り除くことがもっとも重要なことだと思っています。そういう意味でいきますと、今、県が実施しております河川拡幅等と併せてですね、一日でも早く終わることを目標としています。今回の補正につきましても、32年度完了予定で進

めてまいりましたが、これをなるべく早めに終わることができるようにですね、国・県と協議した上で確保したものであります。以上でございます。

建設課長（日高英樹君） こちらも2点ございましたが、まず1点目の再発防止策につきまして、先ほどと大体同じことになると思うんですが、庁舎内全体、また部内、課内、係内で再度チェックを徹底して、これから事業を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いします。

続きまして、2番目の全員協議会で説明できなかったという点でございますが、当初は、先ほど申しましたように全員協議会で一応指摘を受けた件については説明ができたんですが、検査院の協議のほうがちよっと長引きまして、今年度中に3月までにどうしても完成させなければならなかったこと、また協議が長引いたこと、検査院の最終の了承が先月の8月の末になってしまったものですから、ちよっとタイミングが取れなくてこういう形になってしまいましたので、御理解をお願いします。

議長（師玉敏代君） 関 誠之君、3回目の質疑です。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。交付税の問題についてはですね、かなり合併算定後の見直しとか、また、単位費用の見直しで、その辺がうまくいったのかどうか分かりませんが、平成28年、27年が1億9,000万円ぐらいの減額になって、29年、28年が1億9,322万9,000円と、かなり減額になったけれども、今回は2,500万円程度の減額で済んだということでもありますけれども、それで今後の普通交付税の見通しについて、ひとつ、財政のほうでどのように考えておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

あとについては、やはり先ほどエアコンの件、申し上げましたけれども、利便性が良くなるのはいいんですけれども、前、スカイマークが撤退したように、やはり営業的に成り立たなければそういったことがあり得るということですから、やはりその辺は注意深く見て、JACの経営内容について資料がありませんので、今言われたことを良しといたしますけれども、やはり現実的には収益が減っていけば、手持ちの現金等がなくなるわけですから、そういう意味から考えれば、いわゆる貸借対照表の固定資産とか、そういうもののことでなくて、経営的に非常に苦しくなっていくのではないかなというふうに思ったところですので、その辺については十分に注視をしていきたいというふうに思っております。

あとについて、この住用の関係なんですけれども、これ、本当に520トンの排水が出されるのかなと心配もあります。それはなぜかという、河川の拡張をして幅が広がって、その分の余裕が出て、そこに排水をするからその分は余裕を持てできるだろうと思いますけれども、その分、満潮時等に押し寄せたときにはどのようになっているのか。あの図面を見ますと、穴を開けて、川に自動的に排水をしていくということでありますけれども、その辺のことについて、素人でありますからもうちょっと勉強しないと分かりませんが、少し心配があるなというのと、一つは西仲間の集落の排水が本当にうまくいくのだろうかというふうな気も致しますので、その辺も含めて考えていただきたいというふうに思います。

それと、繰越明許が2年、3年やれるわけじゃないですから、1年に限りということでもありますし、そういうものから考えると、本当にこの前倒しで予算が来るのは、これは良しとしなければいけませんけれども、そういう中で、先ほど言った人員不足等も含めて、工事にちよっと心配をしているところでもありますから、担当課、その辺も含めてですね、しっかりと人員の要求も含めてやっていただきたいというふうに思いました。

以上、最後になりますけれども、この赤木名の下水道、污水处理場槽の基礎工事の関係ですけれども、耐震補強、会計検査院とも話し合い、県とも話し合って杭を8本、計16本、2か所に打って、礎を強固なものにして耐震の強度を増すというような説明がありましたけれども、それはそれでいいとい

たしまして、やはり全員協議会で対応が決まり次第、予算計上を議会に説明したいというふうに皆さんのほうから言ってきているわけですから、そういったことでしっかりと議会に説明をして、市民のほうにもそのことをですね、明らかにするというのには必要性があるんじゃないかというふうに思います。そこで、一連の質疑を踏まえてですね、先ほど大変市民に申し訳ないということでありましたけれども、やはり4,000万円と、もちろん起債ですから幾らかは戻るとは思いますけれども、そういったプラスアルファで財源を使ってこれをやらなければいけなかったということになっておりますので、一連の質疑を踏まえて市長としての見解をお聞かせをさせていただいて、私の質疑を終わりたいと思います。以上です。

財政課長（國分正大君） 普通交付税の見通しということでございますので、お答えさせていただきたいと思います。

御承知のように、平成33年度から普通交付税は一本算定の完全移行となります。この辺につきましては、一般質問の中でも部長のほうから答弁させていただいているところです。見通しにつきましては、やはり交付税は国の制度でございますので、その制度に左右される部分もございますが、やはりですね、奄美市として計画的な計画、いわゆる実施計画ですね、これに基づきます財政計画というのを毎年ローリングをして、チェックを入れながら作っているところです。ここからいきましたら、今のところ見通しでは今年度ですね、一本算定の100億台から111億台というふうな見込みはしております。ただ、社会情勢等、やはり変わってきますので、この度ごとにですね、計画を持って、財政計画に基づいてですね、計画的な財政運営をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

総観光課長（島袋 修君） 航空路線の競争が激しくなることにより、エアコミューター株式会社の収益が減り、経営が悪化する恐れがあるので、注視していただきたいということであります。エアコミューター株式会社の取締役のほうに、その都度、臨時であり、総会のほう、市のほうとして出席しておりますので、その中で経営状況のほうを常に注視してまいりたいと考えております。以上です。

土木課長（保浦正博君） 満潮時、満潮と重なったときの排出についてということでございますが、河川管理者の県に確認したところ、今回の住用川河川拡幅につきましては、30年に一度の確率のデータに基づいて断面を決めているということで、私どもの排水機場のある、設置する石原水門あたりで河川がですね、既設が70メートル、それを30メートル拡幅をしまして100メートルにするということと、合わせて水深も確保するというところでございます。私どもの排水機場はポンプで強制的に排出します。ですので、一時的に水位とかも上がるかもしれませんが、河川管理者に確認したところでは、そのデータに基づいてきちっと対応しているということでございますので、大丈夫であると考えております。

次に、確かに予算執行につきましては繰り越しありというのは望ましいことではございませんが、今回の場合には一日でも早く、やはりその地域の不安を解消するということに向けての取組でございます。併せまして、機器類につきましては、製作を発注して、これは外注ですので、製作してもらうので、こちらで現場を抱えるということではございません。あと1,2年、きちっと我々は職員一丸となって取り組んでですね、一日でも早く、とにかく不安を解消するということで頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 赤木名地区の公共下水道事業の施設の建設について、会計検査院の指摘を受けて補強措置をとらざるを得ない。その中において、当初計画に比べて約4,000万円相当の捻出をしなければいけないというふうなことに對する私の見解ということであろうと思いますが、担当課長が申し上げましたように、大変申し訳なく思っているところであります。ここ最近の全国各地における災害等により、関係監督省庁の事業の執行指針、もしくは公的根拠に基づく厳しいチェック等があることも事実であります。そのような際、目まぐるしく変わっていく建築工法等において、ややもすると見落とししたりすることがあるやにも伺っております。本市はもとより、本市外においても、近年往々にして見られることであるというふうに伺っておりますが、その一つが今現実としてこの問題であろうと思います。そのことについては、十分留意をしながら、担当から、やはり印鑑のつながりは責任のつながりでありますので、そのことを確実に執行していくような体制を今一度見直しながら責任の所在をはっきりしていかなければいけないと思います。契約当事者は私であります。私もいたく、このことについては反省いたしておりますので、今後とも十全の注意を払いながら管理監督をしまいたいと思いますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

議長（師玉敏代君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第68号、議案第69号及び議案第74号から議案第76号及び議案第61号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての6件は、これを総務企画委員会に、議案第62号から議案第64号、議案第70号から議案第73号及び議案第61号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての8件は、これを文教厚生委員会に、議案第65号から議案第67号及び議案第61号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての4件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

○

議長（師玉敏代君） 日程第2、議案第79号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について及び議案第80号 平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての2件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました議案第79号及び議案第80号につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第79号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして、まず御説明いたします。

今回の補正予算は、去る8月21日から22日までの台風19号による災害復旧に関する経費を計上いたしております。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、歳出において、農林水産業施設災害復旧費1,233万円、公共土木施設災害復旧費1億387万円、文教施設災害復旧費2,192万7,000円、その他公共施設、公用施設災害復旧費1,840万円など、合計で1億5,658万円を計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金2,400万円を計上するとともに、財政調整基金繰入金1億1,436万1,000円を追加いたしております。

今回の補正によりまして、1億5,658万円を追加することにより、平成30年度奄美市一般会計

予算総額は349億4,869万6,000円となります。

また、第2表の地方債補正につきましては、今回の災害復旧事業に伴う起債限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第80号 平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきましては、台風19号による災害復旧に関するものでございます。

歳出につきましては、公共下水道施設に関する災害復旧に1,040万円を計上いたしております。

歳入につきましては、主に一般会計繰入金を計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ1,040万円の増額となり、平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は20億7,079万円となります。

何とぞ御審議の上、議決してくださいませようよろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君） ただいま議題といたしました議案2件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を集結いたします。

議案第79号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中の関係事項については、これを所管する各常任委員会に、議案第80号 平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

○

議長（師玉敏代君） 日程第3、陳情第5号 ミサイル部隊配備反対の市議会決議を求める陳情の取り下げについてを議題といたします。

ただいま継続審査となっております本件について、陳情者から取り下げの申し出がございました。

お諮りいたします。

本件については、申し出のとおり取り下げを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第5号の取り下げについては、承認することに決しました。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日12日から24日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日12日から24日までを休会とすることに決定いたしました。

これにて本日の日程は終了いたしました。

9月25日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時29分）

9月25日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 薮 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	菊 田 和 仁 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
市民協働推進課長	佐 野 早 苗 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君
農 政 部 長	山 下 仁 司 君	農 林 振 興 課 長	栄 広 久 君
建 設 部 長	本 山 末 男 君	都 市 整 備 課 長	竹 元 康 晴 君
上 下 水 道 部 長	橋 口 義 仁 君	水 道 課 長	藤 山 浩 俊 君
下 水 道 課 技 術 調 整 監	里 則 人 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 田 春 輝 君

9月25日(6日目)

生涯学習課長 福 長 敏 文 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
--------	----------	----------------------	---------

議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君
------	---------	-------	---------

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の会議は、お手元に配布してあります議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1，議案第61号から議案第76号，議案第79号及び議案第80号までの18件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に，文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（安田壮平君） おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は，9月12日の1日間開会し，当委員会に付託されました議案第61号から議案第64号及び議案第70号から議案第73号並びに議案第79号の9件について，慎重かつ丁寧に審査いたしました。

9件の議案につきましては，お手元に配布してあります文教厚生員会審査報告書のとおり，全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下，主な審査内容について御報告いたします。

はじめに，議案第61号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中，3款民生費及び4款衛生費について，当局より補足説明があり，3款1項2目障害者福祉費のうち，扶助費86万4,000円は，「若年末期がん患者に対する療養支援事業」として在宅療養を行う40歳未満の方に支援するもの。また，7目青少年支援費のうち，報償費から使用料及び賃借料までの268万円は，今年度から3年間，地域再犯防止推進モデル事業として実施するもので，青少年支援に実績のあるNPO法人に一部業務委託をして進める予定のもの。また，9目介護保険支援事業費の負担金，補助及び交付金60万円は，シニア元氣いきいき活動体制づくり支援事業として，概ね55歳以上の中老年層に対して，高齢者の健康・生きがいづくり，介護予防などの活動の立ち上げを支援するもので，住民グループやNPOなどへ30万円を上限に補助を行うもの。また，3款2項7目児童育成事業費の負担金，補助及び交付金のうち571万3,000円は，今年度より小宿小の放課後児童クラブが1クラス増加したことに伴うものとのこと。

委員より，若年末期がん患者に対する療養支援事業について，なぜ9月補正での計上なのか，他の自治体の状況はどうか，市内で対象者は何名かなどの質疑があり，当局より，鹿児島県が6月1日付けで支援の要綱を指定し，実施主体は市町村となっていたところ，市内でも実際に支援が必要な方が見込まれることから，なるべく早く支援できるよう9月に上程した。県内他市では日置市が実施の見通しである。県によると県内で年間10名程度，本市においては過去の状況やがんの拠点病院の情報などから鑑みるに，年間1名から2名程度と見込んでいるとの答弁でした。

また委員より，地域再犯防止モデル事業の詳細について質疑があり，当局より，今年度から非行傾向にある青少年に対する課題の聞き取りなどの実態調査をNPO法人与自然体で行い，お互いの信頼関係を構築するとともに，関係機関との連携や必要な取り組みを検討し，個別に適切な助言などを行う。居場所づくりや学校・職場への復帰などにつなげていきたいとの答弁でした。

また委員より，シニア元氣いきいき活動体制づくり支援事業の補助対象の団体について質疑があり，当局より，現在，本市8地区で取り組んでいる地域支え合い体制づくりの協議会のメンバーの方々と協議をしながら考えていきたいとの答弁でした。

その他，放課後児童クラブ運営補助金，婦人相談員と家庭相談員の業務内容，廃棄物収集業務委託の入札やり直しなどについて質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，10款教育費について，当局より補足説明があり，5項4目社会体育施設管理費のうち工事請

負費 3, 500 万円については、奄美振興会館全体の空調機器を一括管理する中央監視装置の経年劣化に伴う取替更新工事に係るもの。また、6 項 4 目体育施設管理費のうち、工事請負費 1, 070 万円は、名瀬運動公園総合体育館屋根補修工事 750 万円と多目的ソフトボール場バックネット及びフェンス取替工事 320 万円とのこと。

委員より、文化財保護費の確認発掘調査について質疑があり、当局より、この調査は文化財保護法及び埋蔵文化財保護法に基づき、開発行為の計画段階において、埋蔵文化財の有無やその影響等について照会し、埋蔵文化財の保護と開発行為の進捗に影響が出ないように協議調整を図りながら実施するもので、今年度は市道伊津部勝・名瀬勝・小湊線の道路改良工事、笠利町万屋の畑地造成、笠利中学校建替工事に伴う確認発掘調査 3 件を予定しているとの答弁でした。

その他、質疑がありましたがこの際、省略いたします。

次に、議案第 62 号 平成 30 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、当局より補足説明の後、委員より、第三者行為求償事務共同事業手数料及び国保情報データシステム改修業務について質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第 63 号 平成 30 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）について、当局より補足説明の後、委員より特段質疑はございませんでした。

次に、議案第 64 号 平成 30 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第 70 号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明があり、議案第 64 号については、3 款 2 項 1 目一般介護予防事業費の負担金、補助及び交付金 20 万円は、高齢者の閉じこもり防止などのために、NPO 法人などにより実施される「通いの場」への運営補助金。また、4 款 1 項 1 目基金積立金は、29 年度の事業確定により繰越金の一部を介護保険事業準備基金に積み立てるので、これにより同基金の残高は 3, 422 万 966 円となるとのこと。

また、議案第 70 号については、介護保険法改正に伴う権限移譲により、市内に 27 か所ある指定居宅介護支援事業者の指定更新申請、事業所新設の際の新規申請等に係る審査手数料について、所要の規定を整備するものとのこと。

委員より、若干の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第 71 号 奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第 72 号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第 73 号 奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明の後、委員より、放課後児童支援員の資格に関する質疑があり、当局より、放課後児童支援員の資格を得るためには、県が実施する研修を受けることが必須だが、その前提として保育士・社会福祉士などの資格が必要であり、そうでなくても高校卒業で 2 年以上児童福祉関係の仕事をすれば研修を受けられるという規定がある。今回はその基準を緩和し、中学卒業で 5 年以上児童福祉活動の仕事をすれば研修を受け、資格を得られるようにする、というのが改正の趣旨であるとの答弁でした。

最後に、議案第 79 号 平成 30 年度奄美市一般会計補正予算（第 3 号）について、当局より補足説明があり、11 款 3 項 1 目文教施設災害復旧費の補正額 2, 192 万 7, 000 円の内訳として、公立学校施設関係 976 万 2, 000 円、社会教育施設関係 281 万円、社会体育施設関係 935 万 5, 000 円とのこと。

委員より、福祉避難所の開設や利用について質疑があり、当局より、今般の台風 19 号接近に伴い、通常は小規模多機能事業所として運営されている介護施設が、福祉避難所として機能した。今回利用した 4 名の方は、通常、その事業所に通所しているわけではないが、救助要請や相談を受けて特別な配慮が必要と判断したため、市のほうから事業所に連絡をして、事業所の承諾を得て福祉避難所として開設・利用される運びとなったという答弁でした。

その他、質疑がありました。この際、省略いたします。

以上で文教厚生員会の審査報告を終わります。御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（師玉敏代君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口和仁君） おはようございます。産業建設委員会は9月13日の1日間開会し、議案第61号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第79号、議案第65号、議案第80号、議案第66号、議案第67号までの6件を慎重に審査いたしました。

これらの議案6件につきましては、お手元に配布してあります産業建設委員会審査報告書のとおりに、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について、主な質疑を御報告いたします。

議案第61号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についての産業建設委員会関係事項についてであります。

当局から、7款商工費、1項商工費、4目本場大島紬振興費、19節負担金、補助及び交付金のうち本場奄美大島紬購入費等助成金500万円について、本場奄美大島紬の振興を図るため、反物の購入及び仕立て費用の一部に助成を行うもので、当初予算で1,000万円を計上しておりましたが、予算の不足が見込まれるため、今回、増額の補正を計上するものであるとのこと。同じく5目観光費、13節委託料1,300万円につきましては、奄美群島成長戦略推進交付金のリーディングプロジェクト推進枠で採択された事業で、内訳として多言語観光案内パンフレット制作費で600万円、インバウンドセミナー業務に200万円、食イベント企画運営業務に200万円及びクルーズ客船受け入れ業務に300万円を計上するものであるとのこと。次に、19節負担金、補助及び交付金奄美満喫ツアー実行委員会負担金2,250万円につきましては、同じくリーディングプロジェクト推進枠での事業採択に伴い増額補正とのこと。次に、9目観光施設整備費、15節工事請負費1,318万9,000円につきましては、大浜海浜公園内の第一駐車場先の芝生広場に休憩棟として、高倉の整備費500万円と同じく芝生広場海側に、現在建設中のバースハウスの外構工事として818万9,000円を計上するとのこと。

次に、歳入の主なものについて、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の中山間地域等直接支払交付金214万円は、補助率が国が2分の1で、県が4分の1、農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金234万8,000円は、補助率は県が2分の1とのこと。2節林業費補助金の里山林機能回復業務336万4,000円は、補助率が県が70パーセントとなっているとのこと。

委員より、リーディングプロジェクト推進枠の多言語案内パンフレット制作業務の内容について質疑があり、多言語案内パンフレット制作業務は、奄美大島観光ガイドマップ「のんびり奄美」というものを発行しており、これを英語、中国語の繁体字・簡体字、韓国語の4か国語で作成を行い、また、ホームページにも掲載し、データも制作するような内容となっているとの答弁でありました。

他の委員から、本場奄美大島紬購入費等助成金の中身について質疑があり、当初、1,000万円から500万円追加ということで、成人式で着用するために費用の40パーセント、上限20万円で、新成人じゃない場合は10万円と、洋服、小物に仕立てた場合となっており、平成28年度は132件中、一般の着物が89件、成人式が38件、洋服に仕立てたものが5件。平成29年度は96件中、一般の着物が58件、成人式が32件、洋服が6件。今年度は8月末で62件中、一般が48件、成人式11件、洋服が3件となっているとの答弁でありました。

委員より、満喫ツアーについて質疑があり、旅行商品造成、バスツアー、イベントコンベンション、学生スポーツ・ゼミなどのメニューがあり、昨年度からウエディング、今年度から体験プログラムを行

っており、今年度の執行率は奄美市分については予算額 3,750 万円のうち約 1,000 万円ほどで、年度末に向けてしっかり執行していきたいとの答弁でありました。

また他の委員より、30 年度に新たな取組として利用体験プログラムについて質疑があり、体験プログラムをされた方にも助成を行っており、まず、登録を行っていただき、奄美大島で延べ 6 人泊以上された方へ助成を行っており、メニューについては、例えば大島紬の体験、ボルダリング体験、海の体験メニュー、そういったものが登録をされております。具体的には住用でオーガニック体験をしたり、金作原原生林ツアーとか、多種にわたるプログラムが登録されているとの答弁でありました。

このほかにも委員より質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第 79 号 平成 30 年度奄美市一般会計補正予算（第 3 号）中、関係事項について、補足説明があり、質疑に際しては特段の質疑はございましたので、この際、省略いたします。

次に、議案第 65 号 平成 30 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、特定環境保全公共下水道建設費、15 節工事請負費の 400 万円につきましては、会計検査で指摘を受けました赤木名地区の処理場に係る補強工事の工法等について、会計検査院との協議が整い、杭基礎補強工事としまして 400 万円を増額計上しておりますとの補足説明の後、委員からは質疑はございませんでした。

失礼いたしました。4,000 万円を増額計上しておりますとの補足説明の後、委員からは質疑はございませんでした。

次に、議案第 80 号 平成 30 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、補正予算につきましては 8 月 21 日から 22 日にかけての台風 19 号による被害で、処理場施設の修繕料に係る経費を計上いたしているとの補足説明の後、質疑に際しては特段の質疑はございませんでしたので、この際、省略いたします。

次に、議案第 66 号 平成 30 年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、補足説明の後、委員より、ブローポンプの耐用年数と事業費の修繕料について質疑があり、ブローポンプは 24 時間常に動かしており、耐用年数は 15 年で経年劣化の関係、老朽化もあり、不具合等も出てきております。処理場の供用開始が知名瀬で 15 年、根瀬部で 20 年経過しており、今後も修繕をしながらやっていきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、議案第 67 号 平成 30 年度奄美水道事業会計補正予算（第 1 号）について、委員より、平田浄水場の更新事業により、砂ろ過から膜ろ過にして上質な水が提供されていますが、今後、上質な水の供給、また、船にも供給することを PR を兼ねて行っていただきたいと思っているが、それについてどういう方向を考えているかとの質疑に対し、クルーズ船への PR につきましては、紬観光課と協議を行ったところ、外国船籍は言語の問題もあり難しいところであるが、日本船籍については打ち合わせをする機会があるということでしたので、その中で水質が良くなった等を PR していきたいとの答弁でありました。

このほかにも他の委員から質疑がございましたが、この際、省略いたします。

以上で産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わりますが、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（三島 照君） おはようございます。総務企画委員会の報告を行います。総務企画委員会は、9 月の 14 日、1 日をかけて慎重に審査をいたしました。それでは、総務企画委員会に付託されました議案第 61 号 平成 30 年度奄美市一般会計補正予算（第 2 号）中、関係事項について、議案第 79 号 平成 30 年度奄美市一般会計補正予算（第 3 号）中、関係事項について、議案第 76 号 財産の取得について、議案第 68 号 奄美市行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について、議

案第69号 奄美市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第74号 新たに生じた土地の確認について、及び議案第75号 町の区域変更についてのこれら7件につきましては、お手元に配布してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、全て原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第61号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、総務企画委員会関係事項について、各課より説明がありました。まず、主な点について報告します。

今回、各費目において給料、職員手当等共済費の人件費については、当初予算編成後の退職、採用及び人事異動による予算の組替えなどが主な要因とのことでした。

また、2款1項3目25節の積立金2億4,416万9,000円のうち、地域振興基金1,110万円は、日本エアコンピューター株式会社からの配当を同額積み立てるものということです。同じく公共施設整備事業基金2億3,366万9,000円は、今回の補正予算に伴う剰余金を積み立てるものということです。また、10款1項1目の地方交付税2億8,831万円の増額は、普通交付税の確定に伴うものということです。また、2款1項14目19節の奨励金助成金479万円の増額については、移住者に対して住宅購入費及びリフォーム助成を行っており、今回、住宅支援助成金申請者が増えたことによる増額ということです。また、2款1項14目19節負担金補助金及び交付金のうち、鹿児島大学等拠点施設整備事業負担金450万円については、国際島嶼教育研究センターが港町にあります。絅会館の6階への移転整備に対する2分の1以内の負担分とのことです。また、2款1項14目19節負担金補助金及び交付金の光ブロードバンド基盤整備事業負担金として1,260万円を減額するものです。これで本市が3年間で進めております光ブロードバンド整備事業は今年度が最終年度に当たります。また、2款1項16目19節負担金補助金及び交付金のうち奄美歴史探訪幕末明治推進事業負担金89万8,000円の減額、同じく島の魅力発掘事業負担金94万6,000円の減額は、県の地域振興推進事業に採択され、2分の1の補助が行われることから減額の補正をするものです。

委員より質問があり、猫の調査委託料は鹿児島大学のTNRの協定によるものということですが、その流れがどういうふうな委託に対しての計画、またどこに鹿児島大学がその野良猫を捕獲するのか、そういったところの流れについて説明を求めたことに対し、当局から、今行っているTNR事業は、国が捕獲をして鹿児島県獣医師会に手術を委託しており、リターンは職員が行っており、今回、鹿児島大学に委託するのは捕獲、リターンは業者をお願いして、手術の分だけを鹿児島大学にお願いするというものでした。

ほかにも委員から質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

また委員より、幕末明治と島の魅力発掘というところが、もう少し詳しく具体的にという質疑があり、当局から、奄美歴史浪漫探訪幕末明治推進事業について当局は、西郷隆盛ゆかりの地やNHK大河ドラマロケ地、白糖工場跡、南島雑話、琉球寫真景に描かれた場所などの周遊ルートを構築し、観光パンフレットを作成するとのことでした。

委員より、2款1項14目19節の光ブロードバンド基盤整備事業負担金について、100パーセント整備することによって期待できる効果について当局の見解を求めました。当局から、負担金は3か年事業及び最終年度を迎える中で、平成28年度1億3,850万円、平成29年度が1億3,428万円、平成30年度が1億9,340万円を見込んでいる。100パーセントできることで、当然、全世界で光ブロードバンドが利用できるということでは、情報化としては大変な進歩だと考えているとのことでした。

ほかにも委員より質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

委員より、固定資産の評価委員は何人いるのかとの質疑があり、当局からは、奄美市においては不動産鑑定も含めて専門的な見地の上で土地の評価を行っている。そういったものを受ける3名が土地の評価をしまして、最終的に課長、そして市長が固定資産の評価をするという流れになっているとのことで

した。

ほかにも委員より質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第79号 平成30年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中、関係事項について、当局より説明があり、委員より、財政調整基金を使うというような決め方、その意味などを含めて説明を求める質疑がありました。当局は、まず、補助災害になるものは補助を入れる。次に、各施設に保険が入っていますので保険の分を入れます。その残りが一般財源になっている。全て使うということではなくて、最終的な決算の段階で財政調整基金は大事に使っているとのことでした。

ほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第76号 財産の取得について、当局の説明があり、委員より、指名業者は何社あって、指名入札に参加した業者は何社かという質疑があり、当局から、消防ポンプ自動車関係は5社で、入札に参加したのは2社が参加したということでした。

ほかには質疑はありませんでした。

次に、議案第68号 奄美市行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について、当局から説明がありました。

委員より質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第69号 奄美市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局から説明があり、委員から質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第74号 新たに生じた土地の確認について、及び議案第75号 町の区域変更についての2件について当局から説明がありました。名瀬港本港地区の埋立工事のうち、先行して埋め立てが終了し、本市の区域内の土地として確認を市、併せて名瀬矢之脇町に編入するため、町の区域を変更するためとのことでした。

委員から特別な質疑はありませんでした。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査結果報告を終わります。

なお、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

採決は、これを一括して行います。

この議案18件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案18件は、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この議案１８件は、いずれも原案のとおり可決されました。



議長（師玉敏代君） 日程第２，議案第８１号 平成２９年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第９２号 平成２９年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの１２件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました議案第８１号から議案第９２号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第８１号 平成２９年度奄美市一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

平成２９年度一般会計予算は、当初３１７億６，４０５万円を計上し、その後、２８億６，２９８万２，０００円を増額補正したことにより、最終予算額は３４６億２，７０３万２，０００円となりました。これに平成２８年度から繰り越した庁舎建設事業や末広・港土地区画整理事業など、２１億４，８９７万８９６円を加えた最終の予算現額は、３６７億７，６００万２，８９６円となっております。この予算現額に対して庁舎建設事業や住用地区内水対策事業など、２４億５，４７９万７，３２８円を平成３０年度に繰り越した後の平成２９年度一般会計の決算額は、歳入総額が３４７億２，６４０万８，４０６円、歳出総額３３７億４，８９９万１，１１２円となり、歳入歳出差引額は９億７，７４１万７，２９４円となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源１億４，４３３万６，０６８円を差し引いた実質の収支額は、８億３，３０８万１，２２６円であります。

なお、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定により、４億２，０００万円を財政調整基金への繰入額といたしました。

次に、議案第８２号 平成２９年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、７３億２，２５３万５，０００円を計上し、その後、４億８，８３１万５，０００円を増額補正したことにより、最終予算現額は７８億１，０８５万円となりました。これに対して決算額は、歳入総額７０億８，５６５万３，１６３円、歳出総額７４億８，５０４万３，０８３円となり、歳入歳出差引額は３億９，９３８万９，９２０円の歳入不足となり、この不足額につきましては翌年度歳入からの繰上充用金で同額補填いたしたところでございます。

議案第８３号 平成２９年度奄美市国民健康保険直営施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、２億４，６８２万６，０００円を計上し、その後、１９３万９，０００円を増額補正したことにより、最終予算現額は２億４，８７６万５，０００円となりました。これに対して決算額は、歳入総額が２億３，４６６万１，４１４円、歳出総額２億３，４２６万３，０１１円となり、歳入歳出差引額は３９万８，４０３円となりました。

次に、議案第８４号 平成２９年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、４億３，５３７万８，０００円を計上し、その後、９３７万８，０００円を増額補正したことにより、最終予算現額は４億４，４７５万６，０００円となりました。これに対して決算額は、歳入総額が４億４，１０７万１，２５６円、歳出総額は４億３，９６８万３，２８８円となり、歳入歳出差引額は１３８万７，９６８円となりました。

次に、議案第８５号 平成２９年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、４８億２７０万６，０００円を計上し、その後、７，４１２万９，０００円を増額補正したことにより、最終予算現額は４８億７，６８３万５，０００円となりました。これに対して決算額は、歳入総額が４８億８，４９０万５，５９７円、歳出総額が４７億７，１９２万４，５５８円となり、歳入歳出差引額は１億１，２９８万１，０３９円となりました。

次に、議案第８６号 平成２９年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、３，２６７万８，０００円を計上し、その後、３２０万円を増額補正したことにより最終予算現額

は3,587万8,000円となりました。これに対して、決算額は歳入総額歳出総額ともに3,227万1,656円で同額となっております。

次に、議案第87号 平成29年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、20億8,296万7,000円を計上し、その後、102万7,000円を減額補正したことにより、最終予算現額は20億8,294万円となりました。これにより、平成28年度から繰り越した4億9,645万4,000円を加えた最終の予算現額は25億7,839万4,000円となっております。この予算現額に対して、4億7,138万円を平成30年度に繰り越した後の平成29年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額20億9,917万5,042円、歳出総額が20億7,772万7,384円となり、歳入歳出差引額は2,144万7,658円となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1,760万円を差し引いた実質の収支額は384万7,658円でございます。

次に、議案第88号 平成29年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、3億2,779万8,000円を計上し、その後、197万1,000円を減額補正したことにより、最終予算現額は3億2,582万7,000円となりました。これに平成28年度から繰り越した4,389万6,000円を加えた最終予算現額は3億6,972万3,000円となっております。この予算現額に対して1,540万4,000円を平成30年度に繰り越した後の平成29年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入の総額3億4,471万3,497円、歳出総額3億4,369万3,161円となり、歳入歳出差引額は102万336円となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源7万2,000円を差し引いた実質の収支額は、94万8,336円でございます。

次に、議案第89号 平成29年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額2,458万5,000円に対して決算額は、歳入総額2,761万6,043円、歳出総額は1,675万6,602円となり、歳入歳出差引額は1,085万9,441円となりました。

次に、議案第90号 平成29年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額841万円に対して決算額は歳入総額は813万2,628円、歳出総額は789万6,699円となり、歳入歳出差引額は23万5,929円となりました。

議案第91号 平成29年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額が716万円に対して、決算額は歳入総額642万5,243円、歳出総額486万179円となり、歳入歳出差引額は156万5,064円となりました。

次に、議案第92号 平成29年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定につきましては、収益的収支につきましては、収入額が11億3,685万6,420円、支出額が10億3,848万1,697円で、当年度純利益は9,837万4,723円となりました。利益処分計画につきましては、平成29年度末未処分利益剰余金2億1,186万7,218円のうち減債基金に1億1,000万円の積み立てを行い、残りの1億186万7,218円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。資本的収支につきましては、収入額が15億7,112万7,200円に対し、支出額が22億3,052万8,569円で、差引6億5,940万1,369円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上をもちまして議案第81号から議案第92号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ認定していただきますようよろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君） これから、ただいま議題といたしました議案12件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。私は一般会計決算等審査特別委員会に属しておりまして、特会の審査に参加することはできませんので、若干の質疑をさせていただきたいと思います。

まず、議案第92号 平成29年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について質疑をいたします。22ページ、1款1項1目上水道給水収益、2目簡易水道給水収益についてお尋ねをいたします。

一つ目、有収水量1トン当たりの給水原価、いわゆる販売原価が給水単価、いわゆる販売価格を上回っており、販売利益が3.83円の赤字となっております。その要因として、漏水その他の損失とありますけれども、具体的に要因をお示しください。

二つ目は、有収水量が昨年に比べ有収率が浄水場で80.48から73.99と6.49ポイント減となっており、簡易水道では91.86から87.48と4.38ポイント落ちておりますけれども、原因とその対策はどのように行われているのかお示しをいただきたいと思います。

三つ目、平成26年度の損益2億9,869万1,155円から平成29年度の損益9,837万4,723円と損益が2億31万6,432円の減収になっておりますけれども、収支比率でいうと133.88パーセントから109.47パーセントと24.41パーセントも落ちておりますけれども、その原因を具体的にお示しいただきたいと思います。

二つ目、21ページ、未収金の増減額2億836万9,052円について、まず最初に、未収金2億8,369万52円の内訳をお示しいただきたいと思います。水道料金に係る未収金の状況が、平成29年度は8,055件の2,398万2,270円となっておりますが、その内容についても御説明をいただきたいと思います。

二つ目は、未収金対策について、どのような措置を講じているかお答えください。

（3）翌年度への繰越しが7億8,076万円計上されているようでありますけれども、その詳細についてお示しをいただきたいと思います。その事業の進捗状況はどのようになっているのか、お答えをいただきたいと思います。

四つ目、5ページ、平成29年度奄美市水道事業剰余金処分計算書について御質問いたします。まず、未処分利益剰余金の減債基金への積立金、先ほど市長からも説明がありましたが、1億1,000万円の算出根拠があるのかどうかについてお答えをいただきたいと思います。

最後になりますが、34ページ、1款1項1目朝日地区簡易水道区域拡張事業、いわゆる繰越金があるようでありますが、委託料7,665万7,963円、用地購入583万1,079円の詳細について説明をいただきたいと思います。以上です。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

水道課長（藤山浩俊君） おはようございます。それでは、関議員の質問にお答えします。

まずはじめに、供給単価、給水原価の赤字要因についてお答えいたします。通常、収益である供給単価が、費用である給水原価を上回らないと営業利益が出ないことになり、営業損失が発生することになります。赤字となっている漏水以外の主な要因としましては、近年の老朽化施設の更新事業が進んでいることにより、減価償却費の増加や平田浄水場旧施設の資産減耗費などの費用増加であります。

続きまして、年間有収率が下がった原因とその対策について説明させていただきます。まず、有収率が下がった大きな要因としましては、配水本管や給水管の経年劣化による漏水であると考えております。漏水箇所の修理を行い、有収率を上げるべく昨年度からは職員による漏水調査のほか、漏水調査業務を外部委託して漏水箇所を特定し、修理を行っております。

また、法定耐用年数を経過し、耐震化されていない配水本管につきましては、年次的に管路更新整備を行い、漏水対策とあわせて有収率向上を図ることとしておりますので御理解をお願いします。

続きまして、当年度損益が26年度に比べ減少していることについて、主な要因を御説明いたします。まず、収益について、水源開発に係る国からの繰入金などの営業外収益が約4,000万円減収となっております。また、費用としまして先ほども申し上げました減価償却費が増加していること。更には平田浄水場の旧施設除却に伴う資産減耗費として約1億円計上していることなどが上げられます。

そのほか修繕に係る費用が約2,000万円増加していることなども利益を減少させている主な要因となっております。

次に、未収金の内訳として御説明いたします。議員御指摘の約2億800万円につきましては、昨年度末の未収金より増加した額を示しておりますが、これは国庫補助金の未収金額が約1億7,000万円増加していること。また、消費税の還付金が約4,000万円増加していることによるものです。いずれの未収金につきましても、既に入金済みとなっております。

また、水道料金に関する未収金につきましては、水道事業会計は出納閉鎖期間がないため、3月調定分の料金の収納確認が取れていないことにより生ずるものが主な原因となっており、ほぼ例年どおりの額となっております。

当該未収分については、約2,400万円のうち新年度4月から6月の3か月で約2,200万円収納し、収納率に関しましては金額ベースで99パーセント超えている状況となっております。

続きまして、水道料金に係る未収金の対策といたしましては、3か月の未納により停水予告書を発送の上、執行される給水停止処分により収納を行っているところです。無断転居による未収金につきましては、居所調査を行い分納誓約などに収納を実施しております。

続きまして、繰越額7億8,076万円の詳細とその進捗状況について説明させていただきます。繰越事業の主な事業として、西部地区再編推進事業、平田浄水場更新事業、朝日地区簡易水道区域拡張事業がございますが、このうち平田浄水場更新事業につきましては、場内整備工事を繰り越して整備し、今年6月に工事完了しております。西部地区再編推進事業の繰り越しにつきましては、国との事業調整により工事発注が遅れておりましたが、10月に工事契約、来年3月には完成する見込みでございます。朝日地区簡易水道区域拡張事業でございますが、現在、管路工事6件契約済みで、繰越額に対する契約額合計の割合は51パーセントとなっております。今後、計画されている工事を早急に発注し、年度内に全て完成する見込みでございます。

次に、減債積立金1億1,000万円の算出根拠についてお答えします。まず、29年度末決算におきまして、昨年度からの繰越分を合わせた未処分利益剰余金が約2億1,000万円となりました。この未処分利益剰余金につきましては、適切な情報公開の観点からはそのまま保有せず、利益の使い道を明示することが求められておりますので、毎年、決算期に適切な額について積み立てることとしております。本市としましては、未処分利益剰余金につきましては不測の費用増加による損失の赤字に備えるため、翌年度の繰越利益剰余金を1億円程度とする運用を行っており、その余剰分を積み立てとして計上する剰余金処分案を提示しているところでございます。

積立としましては、建設改良に備えるもの、起債の償還に備えるものがありますが、建設改良積立金は29年度末で12億7,300万円となっており、他方、起債償還に備える積み立てが5億1,000万円となっていることなど、総合的に勘案し、減債積立金に積み立てることとしております。

次に、朝日地区簡易水道区域拡張事業の委託料及び用地購入費についてお答えします。委託料につきましては、簡易水道変更認可申請書作成及び実施設計に係る業務委託を実施しております。用地購入費につきましては、水源地としての用地を購入しております。以上でございます。

15番（関 誠之君） ありがとうございます。2,3再質をさせていただきます。

一番大事なことは、今、説明がありましたとおり、有収水量をいかに上げていくかと、いわゆる有収率をいかに上げるかということではないかなと、営業利益を得るためにはですね、それが上水で6.49ポイントと4.38ポイント簡水で落ちていると。かなりやはり漏水か、または先ほど言いました減

価値却等のものもあるのかなというふうに思いますので、是非この辺の漏水対策をしっかりとやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、この剰余金の処分計算、今、説明がありましたけれども、特に一般財源みたいな法的な縛りはないというふうに考えていいのかな。そこいらまでお願いをしたいと思います。

それと、先ほどの朝日地区の簡易水道区域の拡張事業繰越について、少し具体的に質疑をしたいと思います。平成29年度における陸上自衛隊駐屯地の水道施設整備事業の予算総額と執行額及び歳入、事務費別ですね、お示しをいただきたいと思います。私が調べたところによりますと、29年度、平成29、30年度の合計で6億3,000万円で、3月の7日に変更工事の負担金の変更工事負担金の契約を行って、これが2億8,945万9,000円ということで、何と9億2,000万円余りの事業に総額はなっておるんじゃないかなというふうに思います。当初は5億か6億ぐらいかなということでありましたけれども、その辺も説明ができれば少し説明しながらお答えいただきたいと思います。

それと、現在までの陸上自衛隊駐屯地の水道施設整備事業、先ほど言いました総額と進捗率、完成の時期の見通しについてお答えをいただきたいと思います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

水道課長（藤山浩俊君） お答えします。今の剰余金につきましては、本市としては約1億円程度積み立てを行う運用を行っているということでございます。

続きまして、朝日地区簡易水道、失礼しました、法的な縛りはなく、1億円程度の運用としていところでございます。

続いて、朝日地区区域拡張事業用地購入費、区域拡張の委託料及び用地購入費の詳細でございましたでしょうか。2番からですね、すみません。平成29年度における陸上自衛隊駐屯地の水道施設整備事業におきまして、予算総額につきましては3億1,800万円で、このうち事務費が1,800万円、執行額につきましては8,484万円で、そのうち事務費が1,800万円となっております。歳入につきましては、工事が未了であることから歳入はございません。

朝日地区水道区域拡張事業の総額と進捗率、完成時期についてお答えします。まず、事業費の総額でございますが、平成28年度から平成30年度の事務費を除いた合計事業費は8億6,807万5,000円となっております。対する現在までの進捗率は契約ベースで約35パーセントとなっており、残り工事につきましても10月に発注、契約予定でございます。完成時期につきましては、平成31年2月末を見込んでおります。以上でございます。

議長（師玉敏代君） 関 誠之君、3回目の質疑です。

15番（関 誠之君） 8億6,000万円ということで、相当な額だなというふうに思いますけれども、本当にこれ、31年の2月末にできるかな、今、35パーセントぐらいの進捗で、現地は一生懸命、業者はやっておられますけれども、なかなか交通量も多いところでね、いろんなマイナスの要因が出ておるんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺含めてですね、やはり国と契約してやるわけですから、しっかりと進捗の35パーセントというのは、非常に低いのではないかなというふうに思いますけれども、そういう中で非常に心配をしております。また、議会での議論で当初なかった人件費が1,800万円も、この29年の段階であるということで、やはりしっかりと私どもも見えていかないといけないのかなというふうに思います。

それと、最後の質問ですけれども、陸上自衛隊駐屯地の水道料金の料金体系、これについては奄美市水道事業の長から熊本防衛局長への要望書によりますと、本市の給水区域に隣接しておらず、なおかつ高台にあることから、地方公営事業第3条の基本に沿って、新たな料金体系を整備したいというふうに

前の議会でも答えていただいておりますけれども、市の給水条例に基づく料金体系にしたいというふうな変更があったやに憶えておりますけれども、この市の給水条例に基づく料金体系というのは、どのような根拠からこのようになるのかというのが1点。

二つ目は、維持管理方法、専用水道が防衛支局が行うと、その他は奄美市水道事業が行うというふうになっておりましたけれども、防衛支局、いわゆる国の費用で整備した施設、大熊の墓の近くの浄水施設の点から、その上は専用水道ということで説明を受けておりますけれども、それは国が管理をするんでしょうけれども、先ほども申し上げました防衛支局の、いわゆる国の費用で整備したほかの施設について、財産の管理はどのような手続を行って、奄美市水道が維持管理するのか、その辺のところについてどのような協議がなされておるのか、お答えいただきたいと思います。以上です。

水道課長（藤山浩俊君） それではお答えします。はじめに、新たな料金体系を整備しなかったことについて、経緯を御説明いたします。本事業の協議段階において、当初は自衛隊側から自衛隊駐屯地外の水道施設整備の全てを奄美市側が整備して維持管理してほしいと要望を受けて、新たな料金体系を模索する覚書を交わしております。しかし、協議を進める中で、自衛隊専用となる部分と民生用も含んだ施設とを分け、専用部分は自衛隊、民生用も含まれる部分は奄美市と財産区分を分けた方が将来にわたり維持管理・更新も実施しやすいとの結論となり、現行どおりの料金体系とすることとしたところです。

このことにつきまして、費用対効果に見合う不特定多数が利用できる施設は水道事業が整備し、個別専用的に使用するものは個人で所有し、個人で維持管理するという水道事業の基本的な考えによるものでございます。

続きまして、財産の維持管理の手続に関する質問にお答えします。現在、負担金を受けて本市が自衛隊専用部分も含めて整備しておりますが、民生用も含んだ施設につきましては、整備が終了しますとそのまま本市の財産となり、維持管理していくこととなります。一方、自衛隊の専用水道部分につきましては、施設完成の際には資産譲渡の手続を行い、自衛隊の資産とすることとしております。以上でございます。

議長（師玉敏代君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算認定議案12件については、11人の委員をもって構成する一般会計決算等審査特別委員会及び10人の委員をもって構成する特別会計決算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、決算議案12件については、ただいま申し上げましたとおり、両特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計決算等審査特別委員会委員に、橋口耕太郎君、林山克巳君、松山さおり君、津畑 誠君、大迫勝史君、戸内恭次君、元野景一君、竹山耕平君、関 誠之君、三島 照君、伊東隆吉君、以上の11名を、特別会計決算等審査特別委員会委員に、栄 ヤスエ君、渡 雅之君、川口幸義君、安田壮平君、崎田信正君、多田義一君、橋口和仁君、奥 輝人君、平川久嘉君、里 秀和君、以上の10名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり、それぞれの諸君を先ほど設置されました両特別委員会委員に指名いたします。

議案第81号の1件は、一般会計決算等審査特別委員会に、議案第82号から議案第92号までの11件は、これを特別会計決算等審査特別委員会に、それぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午前10時49分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前11時00分）

先ほど設置されました各会計決算等審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。一般会計決算等審査特別委員会委員長に橋口耕太郎君、副委員長に関 誠之君、特別会計決算等審査特別委員会委員長に多田義一君、副委員長に栄 ヤスエ君、以上のとおりであります。

お諮りいたします。

両特別委員会の審査については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、両特別委員会の審査については、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

なお、審査日程については両委員長から追って通知がありますので御了解願います。

○

議長（師玉敏代君） 日程第3、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

閉会中に奄美市議会基本条例第7条に基づく議会報告会を開催するため、奄美市議会会議規則第16条の規定に基づき議員の諸君をお手元に配布してあります文書のとおりに、名瀬地区、住用地区、笠利地区の各会場に派遣したいと思います。

これに御異議ありまか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、配布の文書に基づき議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

○

議長（師玉敏代君） 日程第4、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長からお手元に配布してあります文書表のとおりに、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおりに、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおりにこれを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって平成30年第3回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前11時03分）

○
以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議員 師玉 敏代

奄美市議会議員 栄 ヤスエ

奄美市議会議員 安田 壮平

奄美市議会議員 橋口 和仁

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第61号	平成30年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第62号	平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第63号	平成30年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第64号	平成30年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(5)	議案第70号	奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第71号	奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第72号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第73号	奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第79号	平成30年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの

平成30年9月25日

文教厚生委員長 安田 壮平

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 61 号	平成 30 年度奄美市一般会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 65 号	平成 30 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 66 号	平成 30 年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 67 号	平成 30 年度奄美市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決すべきもの
(5)	議案第 79 号	平成 30 年度奄美市一般会計補正予算（第 3 号）について	原案可決すべきもの
(6)	議案第 80 号	平成 30 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの

平成 30 年 9 月 25 日

産業建設委員長 橋口 和仁

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 61 号	平成 30 年度奄美市一般会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 68 号	奄美市行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 69 号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 74 号	新たに生じた土地の確認について	原案可決すべきもの
(5)	議案第 75 号	町の区域変更について	原案可決すべきもの
(6)	議案第 76 号	財産の取得について	原案可決すべきもの
(7)	議案第 79 号	平成 30 年度奄美市一般会計補正予算（第 3 号）について	原案可決すべきもの

平成 30 年 9 月 25 日

総務企画委員長 三島 照

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

平成30年 9 月25日

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

議会運営委員長 伊東 隆吉

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について